

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第 25 回)

日 時：令和 3 年 1 月 24 日（日）14:00～16:00

場 所：WEB 会議

傍聴者用会場：名古屋市中区錦 3 丁目 4-12

SUZU1 02 ビル 4F ME セミナールーム 内

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事 二之丸庭園の整備計画について <資料 1 >
令和 3 年度の修復整備・発掘調査について <資料 2 >

4 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会（第25回）出席者名簿

日時：令和3年1月24日（日）14:00～16:00

場所：WEB会議

傍聴者用会場：名古屋市中区錦3丁目4-12

SUZU1 02ビル4F MEセミナールーム 内

（敬称略）

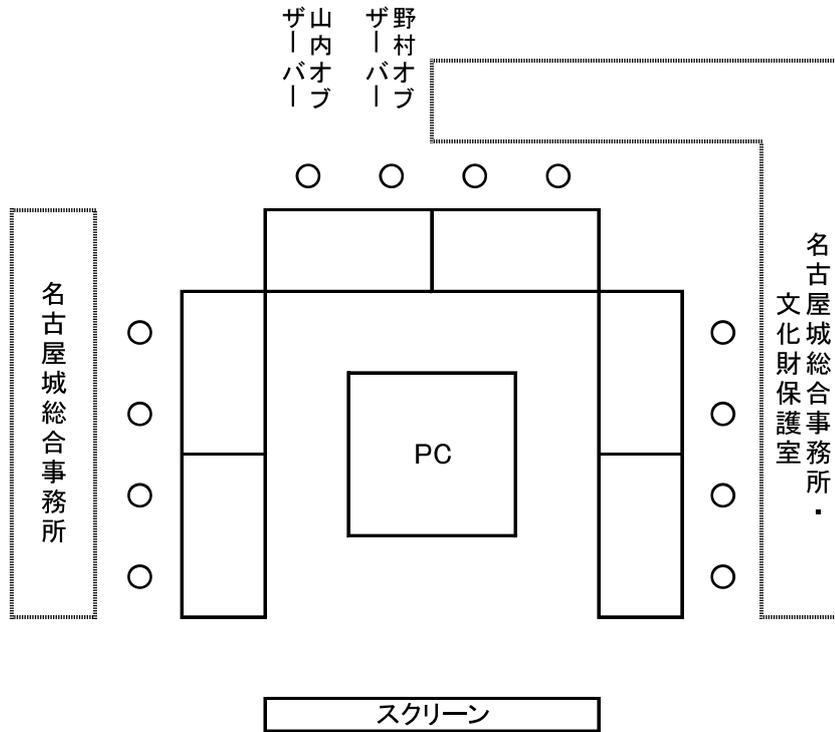
■構成員

氏名	所属	備考
丸山 宏	名城大学名誉教授	座長 （リモート）
仲 隆裕	京都芸術大学教授	副座長 （リモート）
栗野 隆	東京農業大学准教授	（リモート）
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	（リモート）

■オブザーバー

氏名	所属	備考
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所	
白根 考胤	中京大学教授	（リモート）
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（リモート）
山内 良祐	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室	

全体整備検討会議庭園部会（第25回）座席表



【リモート参加】

丸山座長、仲副座長、栗野構成員、高橋構成員、
白根オブザーバー、平澤オブザーバー

【一般傍聴・記者傍聴】

リモート及び別室

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）

令和 3 年 1 月

名古屋市

はじめに

令和3年3月

名古屋市長
河村 たかし

例 言（仮）

- 1.本書は、名古屋市中区二之丸に所在する名古屋城二之丸庭園の整備計画として、名古屋市が令和元年度及び2年度の2年間において作成したものである。
- 2.計画書の策定にあたっては、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議庭園部会、文化庁文化財第二課、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財保護室、名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室の指導・助言を受けた。会議の運営は、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が行った。
- 3.史料の掲載においては、公益財団法人徳川黎明会、徳川林政史研究所、徳川美術館、名古屋市蓬左文庫の協力を得た。
- 4.本書に掲載した名古屋城二之丸庭園の現況図は、平成22年3月に名古屋市が作成した「名城公園台帳詳細平面図」を基本図とし、本事業において実施した発掘調査に伴う権現山及び栄螺山の実測図を合成したものである。
- 5.本書は、名古屋城総合事務所監修のもと、株式会社環境事業計画研究所が編集したものである。

用語の定義

【整備手法に関わる用語】

保存整備：事業全体、また以下4つの整備の総称

修復整備：現存する遺構の劣化・損傷部分等の「修復」による整備

復元整備：発掘調査成果や絵図等史料に基づく「復元」による整備

整備：活用に関わる便益施設や設備の新たな整備

【建造物の整備手法に関わる用語】

移築再建：オリジナル部材の遺る建造物を庭園に移築して遺構から推定される位置に再建

復元※：当時の規模、構造、形式等により当該建造物の遺構直上に再現

復元的整備※：規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現 又は 往時の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について史資料を多角的に検証して再現

※「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日）による

【名古屋城跡の地区に関わる用語】

名古屋城：歴史、文化、地域性等を含む総合的な意味合いにおいて名古屋城を指す場合に用いる

名古屋城跡：特別史跡名古屋城跡の指定範囲全域を示す

二之丸：近世における二之丸の曲輪範囲全域を示す

名古屋城二之丸庭園（二之丸庭園）：名勝指定範囲を示す

有料公開範囲：名古屋城跡の入場料徴取範囲を示す



図1 特別史跡名古屋城跡及び周辺地域名称

【二之丸庭園の地割区分】

整備計画の策定にあたり、二之丸庭園を下図のとおり地割区分し、地区名称を設定した。
(第2章第3節による)

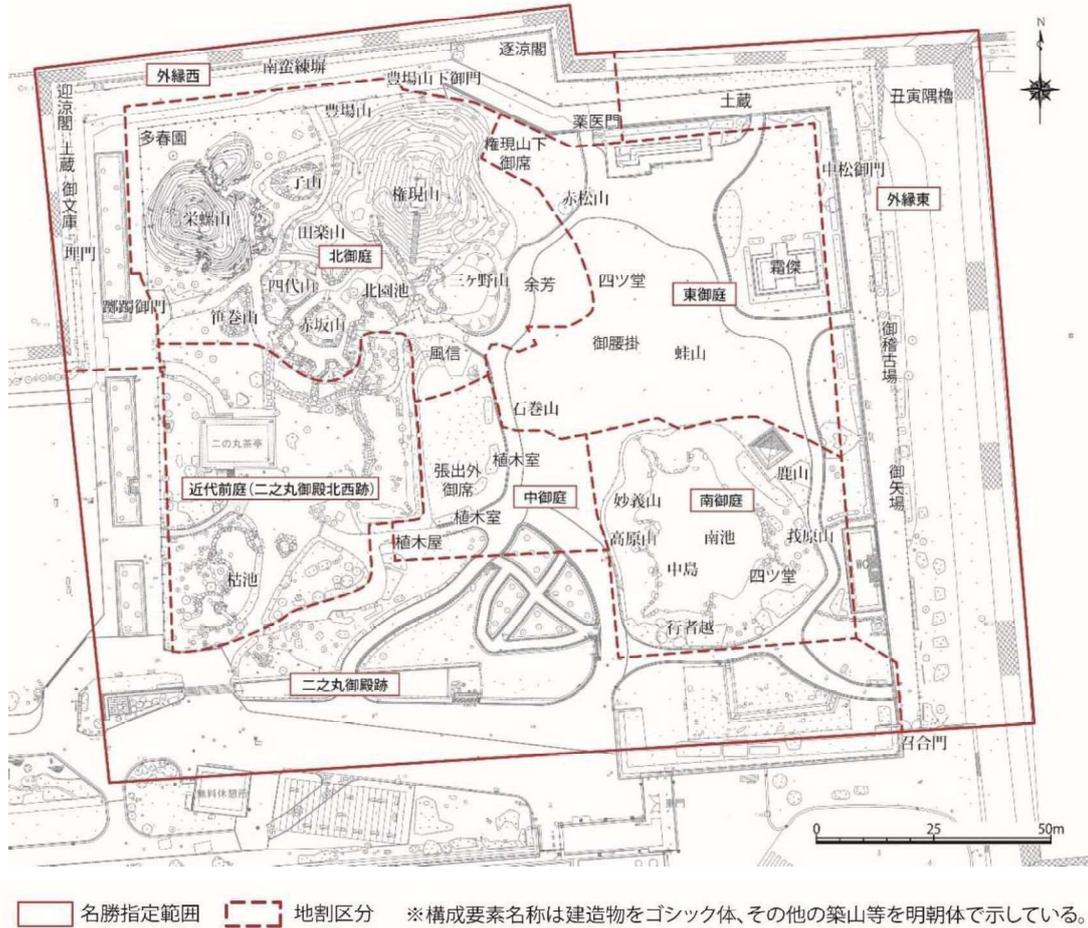


図2 名勝名古屋城二之丸庭園地割区分及び区分名称

【庭園内の建造物に関する表記】

庭園内の建造物単体を本文中で示す際は図2に記した名称を「」で括弧のものとし、建物周辺を含めた範囲を示す際は「」の記載はしないものとする。

例)「余芳」：移築再建する建物を示す

余芳：「余芳」と周辺の庭園を含めた範囲を示す

目次（案）

はじめに	1
例言	1
用語の定義	1
目次	1
第1章 計画策定の経緯と目的	
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 事業体制と部会等の記録	
第1項 事業体制	3
第2項 部会等の記録	4
第5節 関連計画	
第1項 上位計画と策定の流れ	5
第2項 『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』での位置づけ	6
第2章 計画地の概要	
第1節 文化財指定と本質的価値	
第1項 名古屋城の文化財指定	10
第2項 名勝指定の概要	11
第3項 本質的価値	14
第2節 沿革と史資料	
第1項 沿革	15
第2項 参考史資料の概要	17
第3項 史料の検証	20
第3節 地割区分の設定	24
第4節 発掘調査の概要	
第1項 発掘調査の概要	29
第2項 発掘調査の成果	32
第5節 保存整備事業の概要	
第1項 調査の概要	35
第2項 保存整備工事の概要	37
第3章 現状と課題	
第1節 保存整備に向けた現状と課題	44
第1項 地形・地割	44

第2項 石組	45
第3項 水系	47
第4項 植栽	48
第5項 構造物	49
第6項 建造物	50
第2節 活用の現状と課題	52
第1項 整備に関わる活用の現状と課題	52
第2項 活用方法の現状と課題	53
第3項 関連文化財との連携	54
第3節 維持管理の活用と課題	55
第4節 課題の総括	56
第4章 基本理念と方針	
第1節 基本理念	58
第2節 基本方針	
第1項 整備の基本方針	58
第2項 地割区分別基本方針	59
第3項 修復整備の手法	64
第3節 構成要素別整備方針	
第1項 地形・地割	65
第2項 石組	69
第3項 水系	72
第4項 植栽	75
第5項 構造物	78
第6項 建造物	85
第4節 活用に関する方針	
第1項 活用の方針	87
第2項 活用のための整備方針	92
第5節 管理・運営に関する方針	
第1項 管理・運営の方針	94
第2項 保存管理の技術と人材育成	97
第5章 整備計画	
第1節 整備の手法	98
第2節 構成要素別整備計画	
第1項 地形・地割	99
第2項 水系	102
第3項 植栽	104

目次

第4項 構造物（移設撤去計画）	106
第5項 建造物	107
第6項 活用のための整備	108
第3節 地割区分別整備計画	110
第4節 調査に関する計画	
第1項 発掘調査	116
第2項 実測調査	117
第3項 史料調査	118
第4項 その他調査（材料調査等）	118
第5節 活用に関する計画	119
第6節 復元整備の検討手順	120
第1項 検証項目の整理	120
第2項 構成要素別の検証	121
第3項 復元検討図の作成	138
第6章 事業計画	
第1節 施工年次の設定	139
第2節 1次工事の事業計画	144
第1項 余芳の移築再建	144
第2項 北園池の修復及び復元整備	149
第3節 工程計画	150
第7章 今後の課題	
第1節 二之丸の整備	151
第2節 未告示区域の取扱い	151
第3節 計画の見直し	151
巻末資料 ※内容検討中	
I. 史資料	
1. 近世の史資料	(1)
2. 近代の史資料	(8)

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

名勝名古屋城二之丸庭園（以下、二之丸庭園という。）は、特別史跡名古屋城跡（以下、名古屋城跡という。）の二之丸北側に位置する。

二之丸庭園の造営は、初代藩主義直の時代に開始され、寛永5年（1628）には二之丸御殿を含む作事が完了したと『事蹟録』（徳川林政史研究所蔵）にある。義直造営による庭園は、家康の薫陶を受けたという儒教の影響を色濃く映したものであり、『中御座之間北御庭惣絵』（名古屋市蓬左文庫蔵）にその様相が描かれている。義直の死後、二代藩主光友により「聖堂」が建立されるなどの改修が行われた。その後、庭園は十代藩主斉朝によって大きく改変された。この時期の庭園は『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫蔵）に詳細に描かれており、庭園範囲を拡大し、細やかな意匠を施しつつ、変化に富む空間を展開した回遊式の大庭園として隆盛を迎えた姿を知ることができる。

明治に入り二之丸御殿の取り払いが決定すると、二之丸庭園も北御庭の一部を残してその姿を失うこととなった。陸軍省所管となった明治期には、二之丸御殿の北西跡に将校集会所が建設され、その南側に新たな庭園が作庭されている。

名古屋城が一般公開を開始したのは昭和6年（1931）であるが、二之丸は陸軍省所管であったため公開範囲からは除外されていた。終戦を迎えた昭和20年（1945）、二之丸は大蔵省（現財務省）所管となり、その後は名古屋大学が旧兵舎を学舎として利用していた。昭和28年（1953）3月31日には、当時庭園の姿を残していた範囲を中心として、二之丸庭園は文化財保護法に基づいて名勝に指定された。昭和39年（1964）には、名古屋大学が城外に移転し、二之丸南部には愛知県体育館が建設されている。二之丸庭園は、昭和42年に一般公開を開始し、この時には二之丸の南北が有料公開範囲の内外として完全に分断されることとなった。その後、昭和54年（1979）には東庭園を開園している。

昭和40年代以降、名古屋城跡では石垣や重要文化財の保存修理事業等を継続的に行い、平成17年度からは特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会（平成18年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会と改名、平成27年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議と改名（以下、全体整備検討会議という。))において、包括的な保存管理に向けた検討を重ね、平成30年5月には『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』（以下、史跡保存活用計画という。）を策定した。現在は、全体整備検討会議の下に建造物部会、石垣・埋蔵文化財部会、庭園部会、天守閣部会の4つの部会を組織し、各部会において保存活用及び整備に関する専門的な審議を行っている。

二之丸庭園に関しては、平成22年度に設置した庭園部会において保存管理・修復整備方針の具体的な検討を開始し、平成25年3月に『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』を策定した。その後、保存管理計画で定めた方針に基づき、平成25年度から保存修復事業を実施してきた。この事業における発掘調査の成果により、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の痕跡が良好な状態で保存されていることが明らかになってきたこと等を受け、二之丸庭園は平成30年2月に名勝の追加指定を受けた。追加指定後の名勝指定範囲は、東御庭及び外縁、二之丸御殿跡の一部等を含む庭園全域に拡大し、名勝庭園としての保護基盤がより整えられることとなった。そこで、保存修復事業及び今後の公開活用をより適切かつ効果的に進めるため、『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』（以下、整備計画という。）を策定するに至った。

第2節 計画の目的

二之丸庭園では、平成25年度から開始した保存修復事業も8年目を迎え、平成30年には庭園の本質的価値が潜在している東側の範囲についても名勝の追加指定を受けた。また、平成30年5月に策定した史跡保存活用計画では、二之丸庭園についても、名古屋城跡全体の中で、将来的には二之丸全体を含めた整備や活用を検討する方針を示している。このような背景を受け、今後の保存修復事業並びに公開活用を適切に進めるため、地割区分や構成要素ごとの整備方針を定め、事業計画を見通せるよう、整備計画を策定するものである。

第3節 計画の対象範囲

整備計画の対象範囲は、名勝指定範囲を基本とするが、便益施設の整備や維持管理等に関する計画は、名古屋城跡全体における検討事項とする。公開活用の計画についても名勝指定範囲を主な対象とするが、名古屋城内での展開や二之丸全域の空間性を踏まえて検討を行うものとする。また、周辺の関連施設や地域の観光資源との連携については、史跡保存活用計画に準じた範囲で検討を行う。

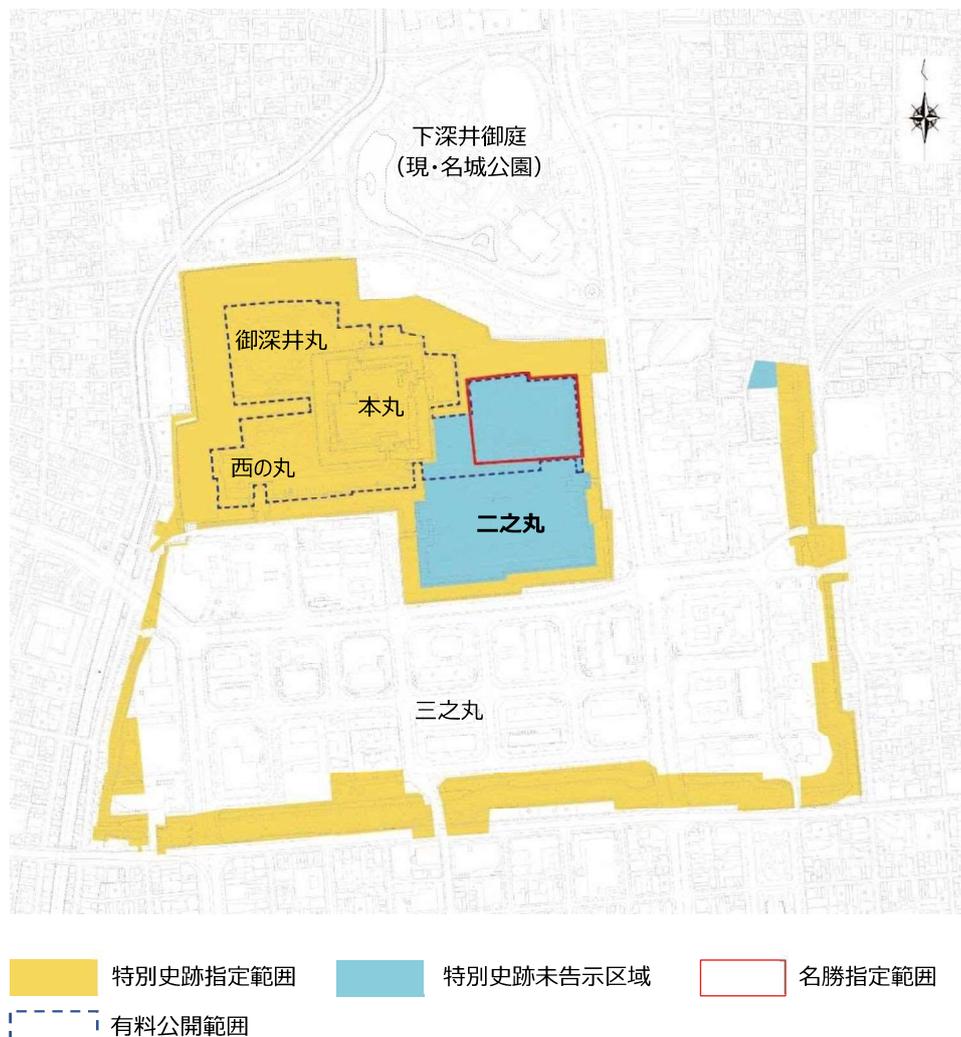


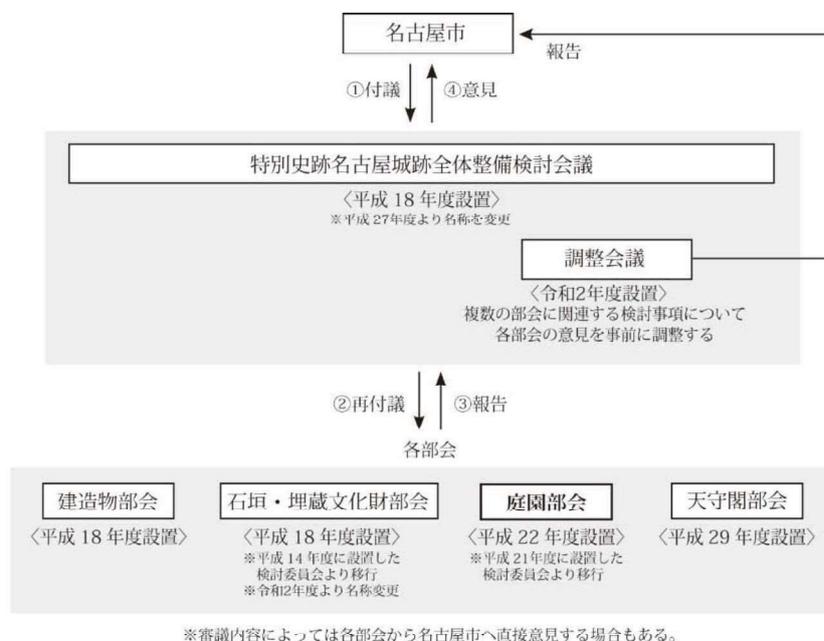
図 1-3-1 計画対象範囲図 (名古屋城跡周辺図)

第4節 事業体制と部会等の記録

第1項 事業体制

整備計画は、庭園部会において構成員及びオブザーバーの指導を受けて作成し、全体整備検討会議に報告のうえ策定するものである。

▶ 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 組織図



▶ 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会の構成

庭園部会は、専門委員4名とオブザーバー、事務局で構成している。これまでに、保存管理計画策定のほか、修復整備や発掘調査等について指導を受けてきた。令和元年度からは、整備計画についての審議を開始しており、第21回庭園部会からは、文献の専門家を新たにオブザーバーとして招聘し、指導を得た。

座 長 : 丸山 宏 . . . 名城大学 名誉教授
 副 座 長 : 仲 隆裕 . . . 京都芸術大学 教授
 構 成 員 : 栗野 隆 . . . 東京農業大学 准教授
 高橋 知奈津 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室
 オブザーバー : 平澤 毅 . . . 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
 山内 良祐 . . . 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室
 白根 孝胤 . . . 中京大学 教授 (第21回庭園部会から)
 野村 勘治 . . . 有限会社野村庭園研究所 所長
 事 務 局 : 名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所
 名古屋市教育委員会生涯学習部 文化財保護室 等関連部局

(令和3年3月末現在)

第2項 部会等の記録

整備計画策定に向けた庭園部会での審議は、令和元年度に3回、令和2年度に2回実施した。庭園部会での審議内容については全体整備検討会議に報告し、名古屋城跡全体の保存活用方針に位置付けながら保存整備を進められるよう、意見等を聴取しながら検討を進め、令和3年3月の計画策定に至った。

表 1-4-1 部会等の開催日程と審議項目

開催日程		審議項目	出席者（敬称略）	
令和元年度	10月17日	第20回	<ul style="list-style-type: none"> ●整備計画の策定スケジュール ●保存整備の基本的な考え方 ●地割区分の見直し ●課題の整理 	〈構成員〉 丸山 宏（座長）、高橋 知奈津 〈オブザーバー〉 野村勘治、山内良祐
	12月20日	第21回	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の内容 ・保存整備計画 ・発掘調査計画 ・公開活用計画 	〈構成員〉 丸山 宏（座長）、仲 隆弘（副座長） 粟野 隆、高橋 知奈津 〈オブザーバー〉 白根 孝胤、野村 勘治、山内 良祐
	2月10日	第22回	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の内容 ・地割区分別保存整備計画 ・公開活用計画 ・事業計画 	〈構成員〉 丸山 宏（座長）、仲 隆弘（副座長） 高橋 知奈津 〈オブザーバー〉 白根 孝胤、野村 勘治、山内 良祐
令和2年度	6月22日《全体整備検討会議》 検討経過の報告			
	11月23日	第24回	<ul style="list-style-type: none"> ●整備計画の構成 ●基本理念と方針 ●追加・修正事項 	〈構成員〉 丸山 宏（座長）、仲 隆弘（副座長） 高橋 知奈津 〈オブザーバー〉 野村 勘治、平澤 毅、山内 良祐
	12月3日《全体整備検討会議》 検討経過の報告			
	1月24日	第25回	●整備計画の最終案	〈構成員〉 〈オブザーバー〉
	2月予定《全体整備検討会議》 整備計画最終案の報告			
	3月	『名古屋城二之丸庭園 保存整備計画』策定・公表		

第5節 関連計画

第1項 上位計画と策定の流れ

本整備計画は、名古屋市の都市計画ほか、観光やまちづくり、緑地等に関する計画を上位計画としている。名古屋城は、なかでも歴史文化を軸とした施策において重要な位置づけにある。

二之丸庭園に関する計画は、平成20年度に整備方針を定めるための基礎調査を基本構想としてまとめたものに始まる。この調査内容を受け、二之丸庭園の本質的価値を明確にし、保存・活用・運営等に関する方針を定めた保存管理計画を平成24年度に策定し、平成25年度からはこの方針に基づいて保存整備事業を進めてきた。本整備計画は、整備事業の中で新たに判明した調査成果等を踏まえ、整備の方向性をより具体的に定めるものである。

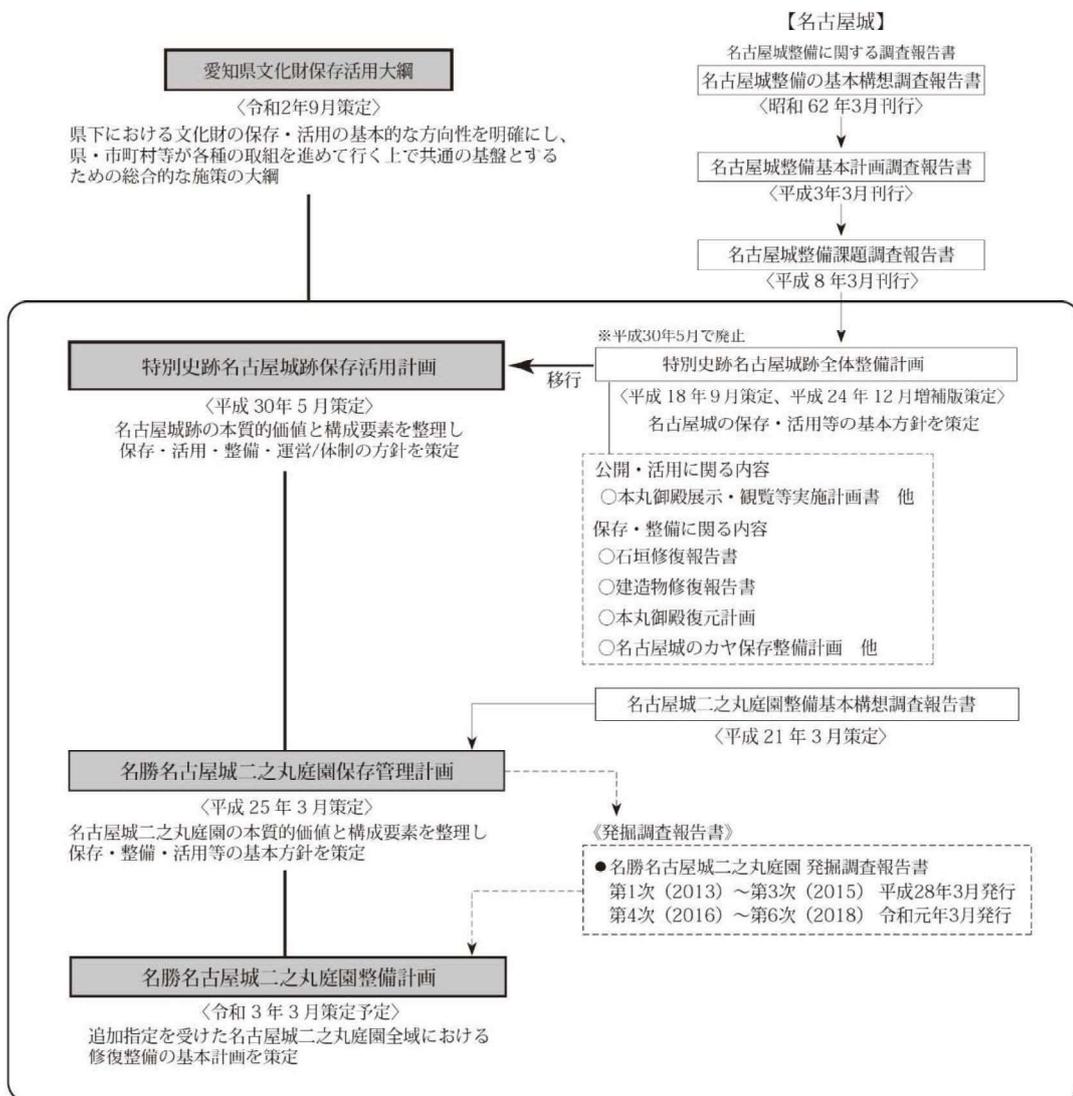


図1-5-1 関連計画の位置づけと策定の流れ

第2項 『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』での位置づけ

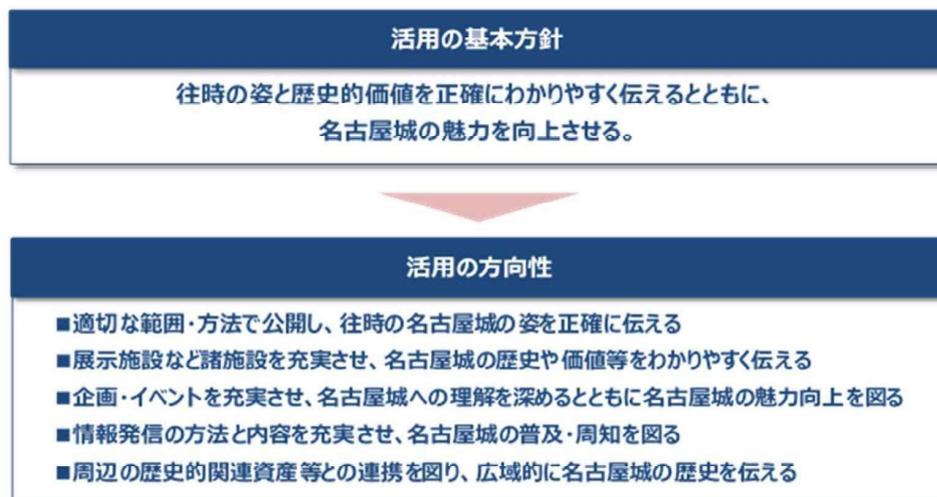
(1) 基本方針と全体整備の考え方

名古屋城では、平成30年5月に『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』を策定した。このなかで特別史跡名古屋城跡の目標を「近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す」とし、保存活用の基本方針を以下のとおり定めている。

基本方針	
保存	名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。
活用	往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させる。
整備	本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。
調査研究	調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。
運営体制	特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

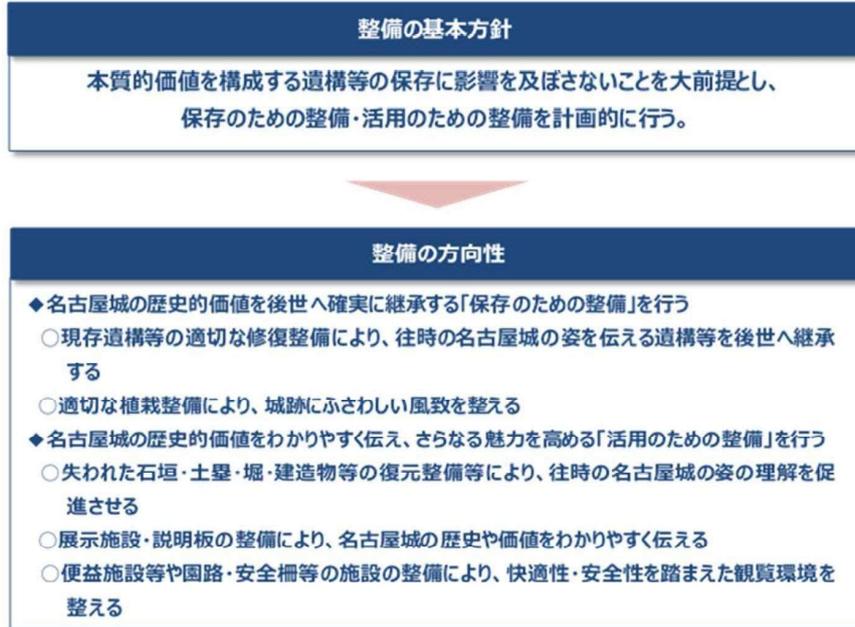
『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』P167より。

このうち、活用に関しては、「名古屋城の価値と魅力を来場者にわかりやすく正確に伝えるための活用法を第一に検討する」とし、方向性としては公開範囲及び方法、展示施設等の充実、イベント等の充実、情報発信の充実、周辺の歴史的関連資産との連携を示している。



『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』P188より。

整備の方向性については、整備における現状・課題及び基本方針、保存・活用の方向性を踏まえ、「保存のための整備」と「活用のための整備」を行うと定めている。また、整備の考え方においては、二之丸庭園を「時代とともに育んできた庭園文化を伝える場」として位置づけている。



『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』 P200 より。

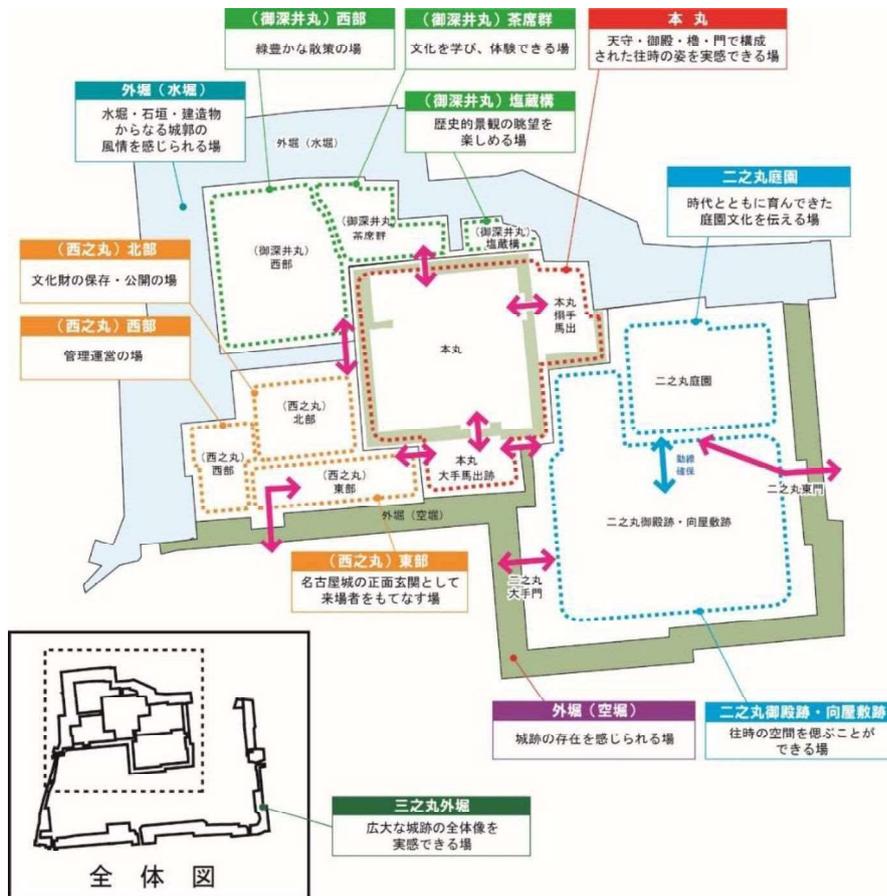


図 1-5-2 各地区の整備の考え方 (『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 P 202 より)

(2) 二之丸における整備の考え方

二之丸における整備の考え方は、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北（有料区域）及び南（無料区域）にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行うものとしている。

二之丸庭園については、保存管理は『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』に基づくものとし、整備の考え方については、以下のとおり示している。

【二之丸庭園における整備の考え方】

整備の考え方は、二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

保存のための整備

- ・二之丸庭園の保存整備（整備中）

『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき、庭園全体の保存整備を進める。

- ・南蛮練塀の修復整備

活用のための整備

- ・南蛮練塀（柵の改修、解説表示の充実）
- ・余芳の復原整備
- ・埋門の復元整備等

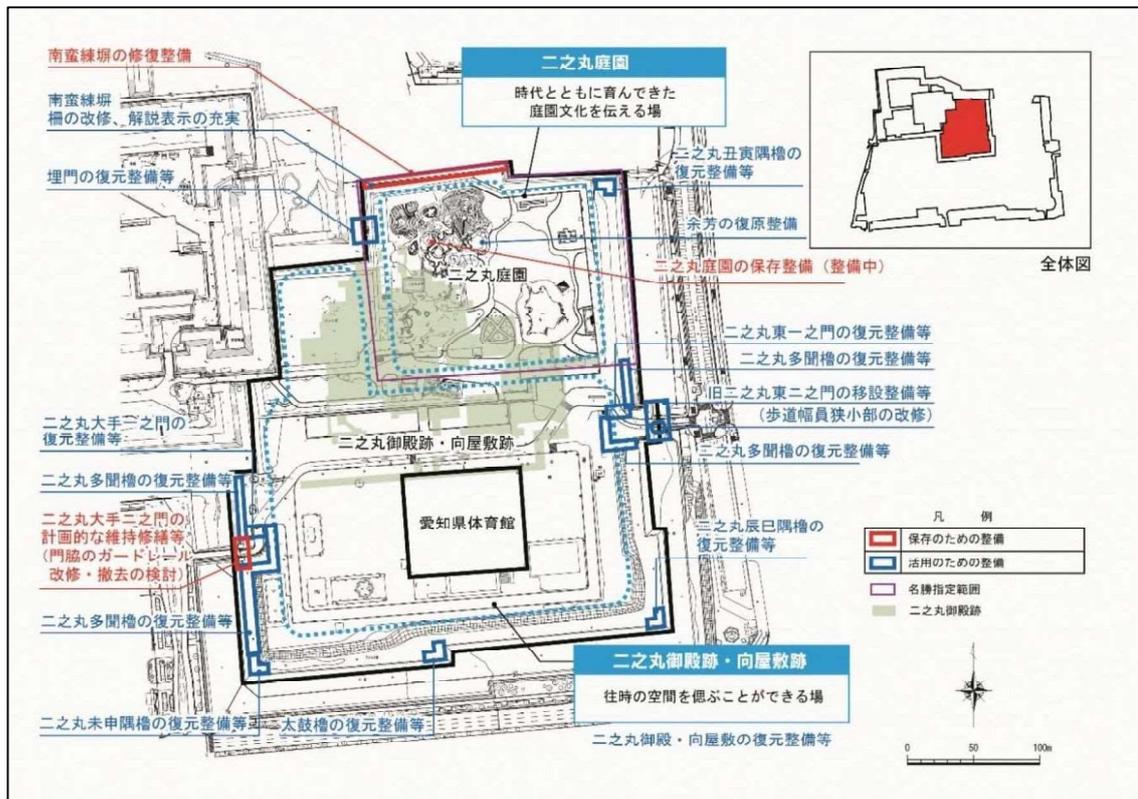


図 1-5-3 二之丸の整備（『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 P215 より）

(3) 二之丸における今後の取組みの方向性

二之丸の重点的な取組みとしては、「二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生」を方向性として示しており、愛知県体育館の移転を見据え、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生するとしている。

二之丸庭園については、保存整備を着実に進めるとともに余芳の復元整備の検討を行うことを方向性として示している。

表 1-5-1 二之丸における今後の取組みの方向性

保存事業	活用事業
<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸庭園の保存整備 ・余芳の復元整備 ・特別史跡未告示区域の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸御殿、向屋敷の復元整備等 ・二之丸大手門・東門の復元整備等 ・二之丸の櫓の復元整備等

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 P233 より

本整備計画では、史跡保存活用計画で示された5つの事業内容項目のうち、「二之丸庭園の保存整備」及び「余芳の復元整備」を扱うものとする。

事業内容	1期	2期	3期
二之丸庭園の保存整備	旧名勝指定範囲の調査研究、整備	名勝指定範囲全体の調査研究、整備	
余芳の復元整備	調査研究、整備		
二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消 調査研究、整備等		
二之丸大手門・東門の復元整備等			
二之丸の櫓の復元整備等			

図 1-5-4 二之丸庭園における事業展開（『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 P233 より）

第2章 計画地の概要

第1節 文化財指定と本質的価値

第1項 名古屋城の文化財指定

名古屋城では、昭和5年(1930)に国宝保存法に基づき天守を含め24棟の建造物が国宝指定を受けた。しかしながら、昭和20年(1945)5月の空襲により、表二之門及び隅櫓3棟を除く20棟が焼失した。現在は、戦災を逃れた4棟と昭和50年(1975)に指定を受けた「名古屋城旧二之丸東二之門」「名城二之丸大手二之門」を合わせ、6棟が重要文化財(建造物)に指定されている。

昭和7年(1932)には、7月にカヤが天然記念物の指定を受け、12月に城域が史跡指定を受けた。史跡については、昭和10年(1935)に追加指定を受けた後、昭和27年(1952)に特別史跡として指定換えを受けている。

二之丸庭園は、特別史跡指定の翌年にあたる昭和28年(1953)に、現存する城郭庭園として貴重であるとして旧将校集会所を挟む南北の区域で名勝指定を受けた。そして、平成30年(2018)には、文政期に面積を拡張して造営された庭園全域に二之丸御殿の一部を含む範囲を対象として、名勝の追加指定を受けた。

美術品については、「名古屋城旧本丸御殿障壁画」「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」1047面が重要文化財(美術品)指定を受けている。

平成9年(1997)には乃木倉庫が登録有形文化財に登録され、近代遺構では名古屋城で初となる文化財としての保護措置が図られている。

文化財指定の経緯

- 昭和5年(1930) 国宝(建造物)指定:「名古屋城」西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、表二之門
- 昭和7年(1932) 史跡指定:「名古屋城跡」※二之丸は含まれていない
天然記念物指定:「名古屋城のカヤ」
- 昭和10年(1935) 史跡追加指定:「名古屋城跡」※一筆追加
- 昭和17年(1942) 国宝(美術品)指定:「名古屋城旧本丸御殿障壁画」
- 昭和20年(1945) 重要文化財(建造物)指定:(国宝指定からの指定換え)
- 昭和26年(1951) 重要文化財(美術品)指定:(法改定による昭和17年国宝指定からの指定換え)
- 昭和27年(1952) 特別史跡指定:「名古屋城跡」指定
- 昭和28年(1953) 名勝指定:「名古屋城二之丸庭園」
- 昭和31年(1956) 重要文化財(美術品)指定:「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」
- 昭和50年(1975) 重要文化財(建造物)指定:「名古屋城旧二之丸東二之門」
「名古屋城二之丸大手二之門」
- 昭和52年(1977) 特別史跡追加指定(答申):「名古屋城跡」二之丸庭園が含まれる(未告示)
- 平成9年(1997) 登録有形文化財登録:「乃木倉庫」
- 平成30年(2018) 名勝追加指定:「名古屋城二之丸庭園」

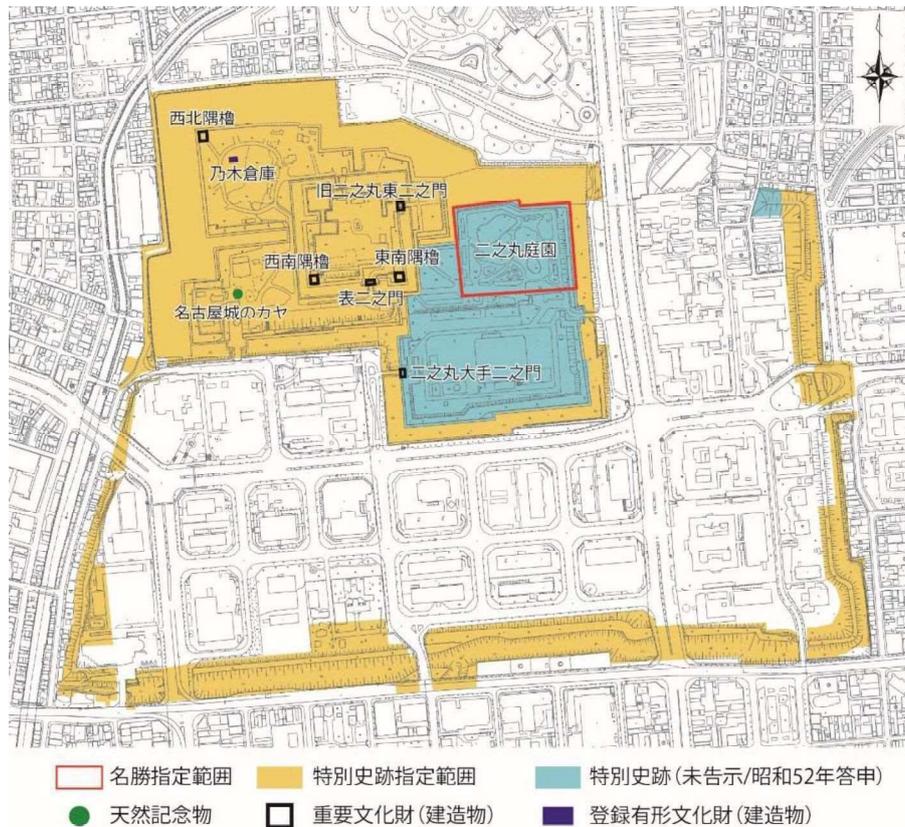


図 2-1-1 指定文化財位置図

第2項 名勝指定の概要

二之丸庭園は、昭和28年3月31日に文化財保護法に基づき名勝に指定された。指定範囲は、陸軍省所管時代の将校集会所を南北に挟む区域で、北側に残る江戸期の庭園と明治期に作庭された南側の庭園であった。ただし、名勝指定時には、南側の作庭時期については明らかにされていなかった。平成25年3月に策定した『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』において、絵図等史料の検証や発掘調査の成果に基づき、当時の指定範囲だけではなく、文政期に隆盛を誇った庭園の範囲を対象として価値が明確にされ、南庭は明治期の庭園として改めて価値づけられた。その後も二之丸庭園では修復整備や発掘調査を積み重ねてきた。こうした近年の取組による成果とその継続が評価を受け、名勝庭園としての保護の万全をさらに図り、適切な保存整備事業を促進していくため、平成30年2月13日に庭園全域と二之丸御殿の一部等を対象として、名勝の追加指定を受けた。

種別：名勝

名称：名古屋城二之丸庭園

指定年月日：昭和28年(1953)3月31日

追加指定年月日：平成30年(2018)2月13日

所在地：愛知県名古屋市二の丸1番2号、2番

指定面積：30,463.35㎡(昭和28年指定面積：5,137.18㎡)

管理者：名古屋市。(昭和40年10月28日付 文化財保護委員会告示第63号)

説 明 文：

《昭和 28 年指定説明》

元和元年二之丸御殿の経営にともなって作庭されたものと考えられる。もと同御殿北側に一区域を劃して設けられていたが、当時の建築物はすべて失われ、庭園もかなりの変遷を見ている。しかし現在の庭園には大形の庭石青石等を多く用いた石組が保存されて、その豪宕多彩な感触はよく当代の作庭精神を現わしている。城郭庭園であって現存するものは甚だ少く、本庭園の如きは比較的良好に保存され、貴重な一資料を提供するものというべきである。

《平成 30 年追加指定説明》

名古屋城二之丸庭園は、慶長 15 年(1610)に徳川家康によって築城が始められた名古屋城において、尾張初代藩主義利(後に義直に改名)により元和 3 年(1617)に完成した二之丸御殿の造営とともに作庭され、10 代藩主斉朝による文化年間(1804~1818)から文政年間(1818~1830)にかけての大幅な改修を経て隆盛したものと考えられ、往時は同御殿の北側に広大な一区画を成していた。

しかし、明治 6 年(1873)以降、陸軍省歩兵第六連隊の駐屯などに際して兵舎が建築されるのに伴って往時の建造物群は撤去され、庭園も地上にその一部の造作を伝えるのみとなった。一方、大きな青石などを多く用いた石組に窺われる豪宕多彩な景趣は当代の作庭精神をよく表現し、加えて、城郭庭園の遺存する事例は甚だ少ないことから、日本庭園史上に貴重な一資料を提供するものとして、明確な地割りを伝える一部の範囲が、昭和 28 年 3 月 31 日、文化財保護法により名勝に指定された。

近代の名古屋城跡については、陸軍省所管を経て、明治 26 年(1893)に本丸と西之丸の一部が宮内省所管の下に名古屋離宮となり、明治 42 年(1909)に西之丸の残りの部分と御深井丸も宮内省の所管となった。昭和 5 年には離宮廃止に伴って名古屋市に下賜され、翌 6 年に名古屋城管理事務所が設置されて一般公開を開始し、さらに、昭和 7 年には、史蹟名勝天然記念物保存法により、当該範囲が史蹟名古屋城として指定されたが、二之丸については太平洋戦争終結後に大蔵省に移管されるまで、陸軍省所管のままであった。現在の名勝指定範囲は、この陸軍省所管時代に所在した将校集会所を南北に挟む区域で、北側は一部改修されながらも江戸時代の地割りをよく継承し、南側は二之丸御殿跡地の一部に作庭された明治期の地割りであり、江戸時代の二之丸庭園に関連する範囲の一部に過ぎない。二之丸区域は昭和 23 年から 38 年にかけて名古屋大学の校舎や学生会館として旧兵舎などが利用されていたが、大学転出後、昭和 40 年には文化財保護法に基づき名古屋市が名勝の管理団体指定を受けた。昭和 48 年、49 年には、相次いで旧学生会館建物が焼失し、名古屋市は大蔵省から無償貸与を受けて旧二之丸庭園の東半部に当たる範囲を公園区域として整備することとした。これに伴って実施された発掘調査によって江戸時代の庭園遺構が地下に保存されているのが確認され、南池や茶室「霜傑」など一部の遺構の位置・規模などの表示を併せて行い、昭和 53 年にはほぼ現在の状態に整備された。

一方、特別史蹟名古屋城跡については、石垣修復事業や重要文化財建造物の保存修理事業などが継続的に実施されてきたところ、城跡全体の文化財に関する包括的管理体制や二之丸庭園の取扱いに根本的な課題を残していたことから、平成 17 年度に特別史蹟名古屋城跡全体整備計画検討委員会を設置し、翌 18 年度には特別史蹟名古屋城跡全体整備検討委員会に改めて、保存整備事業の継

続的な実施体制の構築に努めてきた。平成 22 年度にはその下に庭園部会を設置して、二之丸庭園の保存管理に関する現状と課題に関して詳細に検討され、名勝既指定地を含む「北御庭」と「前庭」の区域のほか、「東庭園」、「南池」、「二之丸御殿跡(一部)」、「外縁」の区域の保存管理区分を定め、二之丸庭園全域の保存整備を基本方針とする『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』が平成 25 年 3 月に策定された。平成 25 年度からは、既指定地及びその周辺の発掘調査と保存整備に着手し、平成 27 年度までの発掘調査報告書が平成 29 年 3 月に刊行された。その成果は、文政期の庭園の姿を詳細に示していると考えられる『御城御庭絵図』(文政年間、名古屋市蓬左文庫蔵)などによく照合することが窺われる。こうした近年の取組の成果とその継続は、これまで十分な保護措置が講じられて来なかった近世尾張地域における日本庭園の代表たる名古屋城二之丸庭園の実像に迫るのみならず、日本における大名庭園文化の保存と継承において極めて重要な意義を有すると言える。

以上のような経過を踏まえつつ、この度は、名古屋城二之丸庭園の全域とこれと一体を成した二之丸御殿跡の一部について追加指定し、名勝庭園としての保護の万全を図るとともに、適切な保存整備事業を促進するものである。

(出典：『月刊 文化財 2月号(653号)』平成 30年 2月 1日発行)

※文中の漢数字は算用数字に改めた)

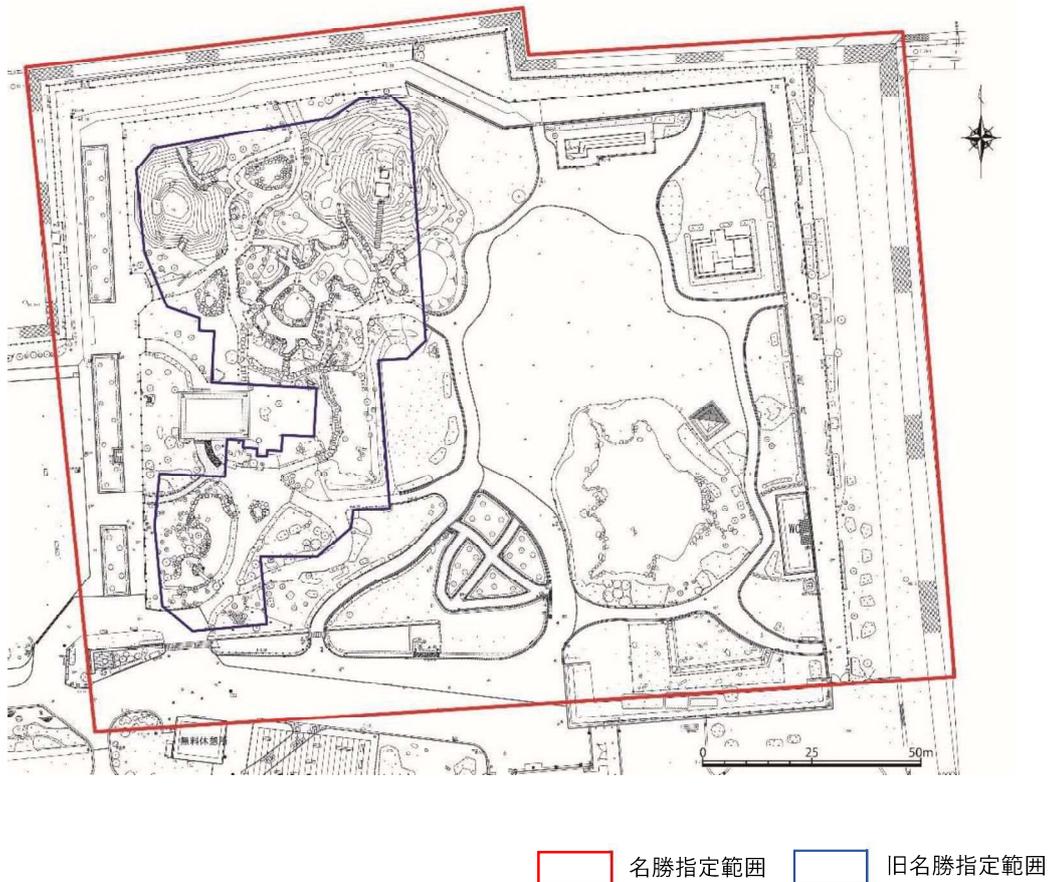


図 2-1-2 名勝指定範囲図 (S=1/1,500)

第3項 本質的価値

保存管理計画で明らかにした二之丸庭園の本質的価値は、名古屋城の中心に位置する庭園であったこと、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であったこと、そして、江戸期の庭園と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることにまとめている。また、庭園の変遷と往時の姿を理解できる絵図等史料が残ることについても評価しており、これらの史料は保存及び活用、修復整備の指標となっている。

【名古屋城二之丸庭園の本質的価値】

●尾張藩政の拠点並びに歴代藩主の居館であった二之丸に造営された庭園

初代藩主義直の時代から幕末まで、代々藩主の居館であるとともに、藩庁の中心としての役割を担い、「御城」と呼ばれた二之丸に造営された庭園である。

●変化に富む地形造成と豪壮な石組を特徴とする庭園

造営当初の意匠を保存していると考えられる北御庭は、立体的な地形造成と大形の青石などの名石を用いた護岸石組が豪壮な雰囲気を作り出している。庭園が最も隆盛した時代には、敷地は東側に広がり、変化に富む地形が生み出す庭景の大きな転換と細やかな意匠が施された広大な回遊式庭園であった。

●近世の大名庭園と近代の陸軍による庭園が一体の調和を成す庭園

明治期に作庭された前庭は、徳川時代の北御庭に倣ったものと推察され、青石の巨石を用いた石組を特徴とする。また、その手本となった北御庭は、明治期に将校集会所の庭園として取り込まれており、将校集会所を挟んで位置する2つの庭園は、建物が失われた現在も一体の調和を成している。

●絵図などの史資料が豊富で江戸期の様相に迫ることのできる庭園

造営期の『中御座之間北御庭惣絵』、隆盛期の『御城御庭絵図』など、往時の庭園の姿が仔細に描かれた絵図により、庭園が現在まで残されている範囲とその姿が理解できるとともに、『金城温古録』などの文献史料により、現在は失われた姿を知ることができるなど、史料価値の高さを併せ持つ庭園である。

第2節 沿革と史資料

第1項 沿革

二之丸庭園は、初代藩主義直によって造営が開始され、絵図等史料によって第10代藩主斉朝の代に大きく改変されたことが明らかになっている。その後、明治を迎えて陸軍省所管となり、昭和20年の終戦以降、名古屋大学の学舎として使用された時期を経て、昭和42年(1967)から一般公開を開始している。昭和28年(1953)には、当時庭園としての姿を残していた範囲が名勝指定を受けた。その後の調査研究等を受け、平成30年(2018)には、文化・文政期に拡張された庭園の範囲全体(一部二之丸御殿の範囲を含む)が追加指定された。

庭園の沿革を、江戸期は資料を根拠として第Ⅰ～Ⅲ期に区分し、明治以降を管理者の変更に基づいて、明治～終戦までの陸軍省所管時代を第Ⅳ期、終戦後の大蔵省所管時代を第Ⅴ期、名古屋市が管理団体となった昭和40年(1965)から現代までを第Ⅵ期として年表にまとめる。

表 2-2-1 二之丸庭園年表(江戸期)

時代区分		藩主	変遷	出典			
江戸期	慶長15年	1610	初代藩主	11歳	家康による名古屋城築城の開始		
	慶長17年	1612	義利	13歳	名古屋城天守完成 (正月27日 家康二之丸の平岩親吉邸空館に止宿) 本丸御殿建築開始		
	慶長19年	1614		15歳	(10月 大坂冬の陣) 旧南御庭完成(御宿館の庭か)		
	慶長20年	1615	義直改名	16歳	本丸御殿完成 (4月10日 家康二之丸御宿館に止宿) (4月12日 義利・春姫婚儀) (5月 大坂夏の陣/義利出陣) (8月 家康二之丸御宿館に止宿)		
	元和元年						
	元和2年	1616		17歳	(4月17日 家康逝去) 義利が尾張に正式に入国、駿府城から名古屋城に移居		
	元和3年	1617		18歳	二之丸御殿完成	『敬公實録』『事蹟録』『金城温古録』	
	元和6年	1620		21歳	この頃、義利が二之丸御殿に移る(以後、歴代藩主が居住) 「中御座之間北御庭」造営開始か	『敬公實録』『金城温古録』	
	第Ⅰ期	寛永3年	1626		27歳		
		寛永5年	1628		29歳	この頃「中御座之間北御庭」完成か	『事蹟録』『二之丸作事この頃すべて終了』 『中御座之間北御庭惣絵』
		慶安3年	1650		51歳	(義直逝去、光友家督相続)	
	第Ⅱ期	慶安4年	1651	二代藩主	27歳	二之丸御殿に「御祠堂」、庭に「聖堂」を建立	『敬公實録』
		(不明)		光友		四達堂周辺の改修(渡り廊下の撤去等)	『尾州御城絵図』
		寛文4年	1664		39歳	権現山に「熊野社」「愛宕社」勧請	『金城温古録』『北御庭古図』
第Ⅲ期	享保9年	1724	六代藩主 継友	不明	「聖堂」を除却し法蔵寺へ下賜	『金城温古録』『法蔵寺寺伝』	
	寛政12年	1800	十代藩主	8歳	(斉朝家督相続)		
	文化10～ 14年頃	1813～ 1817頃	斉朝	21～ 25歳	庭園東側の丑寅御構方向に庭園を拡張し「新御席」「風信」 「玉壺亭」※「多春園」「御植木屋」を設ける	『尾州御留守日記』『御城二之丸之図』 ※「玉壺亭」は後の「余芳」と推察される。	
	文政元～ 3年頃	1818～ 1820頃		26～ 28歳	二之丸御殿の長局を移転し、跡地に庭園を拡張。南池(東御 泉水)もこの時期に整備されたか。	『尾州御留守日記』	
	文政3年	1820		28歳	馬場を下御深御庭の「桜花壇之内」に移転	『金城温古録』	
	文政4年	1821		29歳	10月に霜傑で菊花鑑賞の記録がある。この頃までにひと通りの 整備が完了か。	『尾州御留守日記』	
	文政5年	1822		30歳	旧南御庭除却(能舞台を移設し石寺の庭に)	『金城温古録』	
	文政6年頃	1823		31歳	「聖堂」除却	『金城温古録』	
	文政10年	1827		35歳	斉朝隠居に伴い下御深井西に新御殿を造営		
	天保11～ 13年	1836 ～1838	十一代藩主	9歳	斉温家督相続		
			斉温	18～ 20歳	二之丸御殿改修 (長局を移転)	『金城温古録』	
			十二代藩主 斉荘	25歳	二之丸庭園の外縁東に馬場を再建	『金城温古録』『御城図面』	

※表中の年齢は数え年で表記している。

表 2-2-2 二之丸庭園年表（明治期～現代）

時代区分		管理者	変遷
明治 ～ 現代	第IV期	明治初期	「風信」を民間に下賜して名古屋市内に移築
		明治6年 1873	陸軍省所管 (歩兵第六聯隊駐屯) 二之丸御殿取り壊し、兵舎を建築 この頃に前庭作庭(吉田昭和) この頃に「余芳」を民間に下賜して名古屋市内に移築
		昭和12年 1937	重森三玲が二之丸庭園の実測調査を行う(『日本庭園史図鑑 第五巻』)
		昭和20年 1945	(天守焼失・太平洋戦争終結) 二之丸が大蔵省(現財務省)所管となる
	第V期	昭和23年 1948	名古屋大学が旧兵舎を学舎として利用
		昭和28年 1953	名勝(国)に指定(3月31日) 文部省が北御庭園池底を改修(～昭和30年)
		昭和34年 1959	(再建天守竣工)
		昭和39年 1964	東鉄門及び西鉄門の解体(東鉄門は後に本丸へ移築) 愛知県体育館竣工 名古屋大学が域外に移転
		昭和40年 1965	名古屋市 管理団体に名古屋市を指名
		昭和41年 1966	名勝指定範囲 二之丸庭園の整備(東入口・境界庭園など)
	第VI期	昭和42年 1967	: 文部省所管 平成13年～ 名勝名古屋城二之丸庭園一般初公開 二之丸広場の整備
		昭和43年 1968	: 文部科学省所管 外縁西部の牡丹花壇整備
		昭和44年 1969	名勝指定範囲外 二の丸茶亭竣工
		昭和48年 1973	: 大蔵省所管 平成13年～ 元名古屋大学学生会館(西側棟)焼失
		昭和49年 1974	財務省所管 元名古屋大学学生会館(東側棟)が焼失し、跡地を東庭園として整備することを条件に 二之丸国有地の無償貸付が決定
		昭和50年 1975	名古屋土木局緑地部による東庭園、南池試掘調査 旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門重要文化財(建造物)に指定
		昭和51年 1976	名古屋教育委員会による東庭園、南池発掘調査、東庭園整備開始
		昭和52年 1977	二之丸を特別史跡に追加指定(未告示)
		昭和54年 1979	二之丸東庭園の開園(東入口は東門として移設)
		昭和55年 1980	東庭園に休憩施設「望鯨亭」建設
平成元年 1989		世界デザイン博覧会開催(東庭園及び二之丸広場にパビリオンを建設)	
平成21年 2009		『名古屋城二之丸庭園整備基本構想調査報告書』刊行	
平成22年 2010		名古屋城開府400周年 特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会「庭園部会」設置	
平成25年 2013		3月『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』策定 二之丸庭園の保存整備事業に着手	
平成30年 2018	2月13日 名勝追加指定 5月『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』策定		
令和3年 2021	3月『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』策定		

第2項 参考史資料の概要

二之丸庭園に関する史資料は、絵図及び文献のほか古写真が残る。整備計画において主に参考とする史料について、近世と近代を区分し以下にまとめ、絵図類については巻末資料に掲載する。

(1) 近世の史料

①文献

- 金城温古録（名古屋市蓬左文庫・名古屋市鶴舞図書館等 所蔵）

尾張藩士奥村得義（寛政5年～文久2年・1793～1862）が著した文献。名古屋城の沿革や城内の建造物等について、文献や実地調査、古老知己からの聞き取り等に基づく見取り図等も交えて記されている。

二之丸庭園についても、敷地の変遷や塀の構造等に関わる見取り図等〈巻末資料2〉が記載されており、今後の整備において調査検証が必要である。

- 尾張徳川家文書（徳川林政史研究所 所蔵）

尾張徳川家に伝わった古文書・記録類により構成される史料群である。なかでも、二之丸庭園に関する記述が見られる「尾州御小納戸日記」「尾州御留守日記」は、若干の欠本はあるものの、元文年間から幕末のものに至るまで、まとまった形で保存されている。

「尾州御小納戸日記」藩主の日常的な雑務を担当していた御小納戸による業務日誌

「尾州御留守日記」藩主不在の期間の出来事を御小納戸がつづった業務日誌

②絵図

- 中御座之間北御庭惣絵/景観年代：元和～寛永年間（名古屋市蓬左文庫 所蔵）〈巻末資料1〉

初代藩主義直による造営当初の二之丸庭園を描いた絵図である。

迎涼閣及び逐涼閣、石垣上の土塀等が描かれており、庭園の変遷や構造等を検討するうえで参照すべき史料である。

- 御城御庭絵図/作成年代：文政年間（名古屋市蓬左文庫 所蔵）〈巻末資料3〉

第10代藩主斉朝により改修された二之丸庭園を詳細に描いた絵図で文政年間に作成されたと考えられる。

二之丸庭園の保存指標と位置付けている絵図であり、近世を指標とする範囲においては調査及び修復整備の最も基本となる史料である。

- 尾二ノ丸御庭之図/作成年代：文政以降（徳川美術館 所蔵）〈巻末資料4〉

御城御庭絵図と同様に文政期の庭園を描いた詳細な絵図であるが、2度の大きな修正時期が認められる。

樹木の凡例が記されているほか、御城御庭絵図と異なる箇所が見られるため、保存整備においては2つの絵図を比較検証することでより考察を深めることが可能である。

- 御城二之丸御庭之図/作成年代：文政年間（名古屋市蓬左文庫 所蔵）〈巻末資料5〉

二之丸庭園の築山と園路を中心に描かれた絵図であり、文政期の改修における実施設計に近い図面と考えられている。

築山及び園路、建造物の位置が記されており、築山の形状や範囲のほか、造園意図を検証する際にも参考となる史料である。

- 御城二之丸図/作成年代：天保13年以降（名古屋城総合事務所 所蔵）〈巻末資料6〉。
二之丸全域が描かれた絵図である。庭園部分は御城御庭絵図に描かれた姿とほぼ同じであるが、一部新たな建物が加わっている。天保13年（1842）以降の制作と見られている。
二之丸庭園と二之丸御殿が一体的に描かれており、庭園と御殿の関係を考えるうえで基本となる史料である。二之丸御殿の遺構表示においては本絵図を指標とする。

③古写真

- 第14代藩主慶勝による撮影写真（徳川林政史研究所 所蔵）
幕末に第14代藩主慶勝によって撮影された写真であり、名古屋城に関する写真は200枚程度確認されている。このうち、二之丸庭園に関する写真は30枚程度確認されているが、未確認のものも残ると考えられる。
余芳の移築再建検討においては、古写真解析を行ってきたが、今後はほかの写真についても、修復整備の目的に合わせた詳細検証を行う必要がある。また、撮影位置が特定されない写真についても検証を進める必要がある。

(2) 近代～名勝指定までの史料

①文献

- 「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告」/昭和初期
愛知県によって昭和初期に行われた調査報告書であり、二之丸に関する記述が認められるものは、第九（昭和6年3月・1931）及び第十一（昭和8年3月・1933）である。
第九には名古屋城全体を対象とした調査結果が記されており「二之丸」の項には、調査当時の南壘練塀について寸法が記されている。二之丸庭園については第十一に記されており、『金城温古録』からの引用を交えて記され、実測図のほか写真が2枚掲載されている。
- 「歩兵第六聯隊歴史」/昭和43年（1968）4月・歩六史刊行会事務局刊行〈巻末資料20〉。
歩六史編集委員会の編集による歩兵第六聯隊の記録で、昭和16年（1941）頃における二之丸の配置図等が収められている。
二之丸南部を含む二之丸御殿跡の発掘調査においては、本資料掲載の配置図が遺構の残存状況や検出遺構を検証する際の参考となっている。また、二之丸全体の活用や将来的な整備を検討するにあたり、近代以降の空間的変遷を確認できる資料である。

②実測図

- 舊二之丸北之御庭平面圖（現歩兵六聯隊内将校集會所庭園）/昭和8年〈巻末資料18〉。
昭和8年3月発行の「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一」に添付された図面であり、近代前庭に関する図面資料として確認されたなかで最も古い時期の図面である。報告書内には、図中の番号に対応する樹種リストも記載されている。
- 名古屋城舊二ノ丸庭園平面圖/昭和12年〈巻末資料19〉。
重森三玲による昭和12年12月の実測図で、『日本庭園史圖鑑 第五卷』（重森三玲著 昭和13年有光社発行）に収められている。将校集會所を挟んだ北側と南側の庭園部分を描いた図面であり、陸軍関連の建造物周りについては描かれていない。

- 名古屋二の丸庭園実測量及絵図面/昭和28年（名古屋城総合事務所 所蔵）〈巻末資料21〉
昭和28年3月付の実測図で、名勝指定に合わせて作成されたと考えられる。

③古写真

- 「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一」/昭和8年3月〈第2章6節2項に掲載〉
愛知県による調査報告書に添付された写真で、「権現山より南曲水を望む」「南方より権現山を望む」と題された2枚が掲載されている。「南曲水」は北園池のことであり、滞水した水面も写り込んでいる。
- 『日本庭園史圖鑑 第五巻』掲載写真
- （重森三玲著 昭和13年 有光社発行）
昭和初期の庭園を撮影したもので、北御庭及び近代前庭の写真6枚が掲載されている。
北園池の写真には、わずかながら水面が写されたものがある。

第3項 史料の検証

(1) 庭園の利用に関する史料検証

二之丸庭園の使われ方については、これまでの計画では明らかにしていなかった。今後の活用計画における見どころや活用拠点の検討を行うため、尾張徳川家文書（徳川林政史研究所所蔵）の『尾州御小納戸日記』や『尾州御留守日記』に基づく既往調査から、往時の庭園利用について検証を行った結果、以下のことが明確となった。

- 霜傑及び逐涼閣、多春園において、家臣との花見や饗応の席が持たれている。
- 植木の下賜が頻繁に行われていたことが伺える。

表 2-2-3 文献史料から見る御庭拝見等の記録

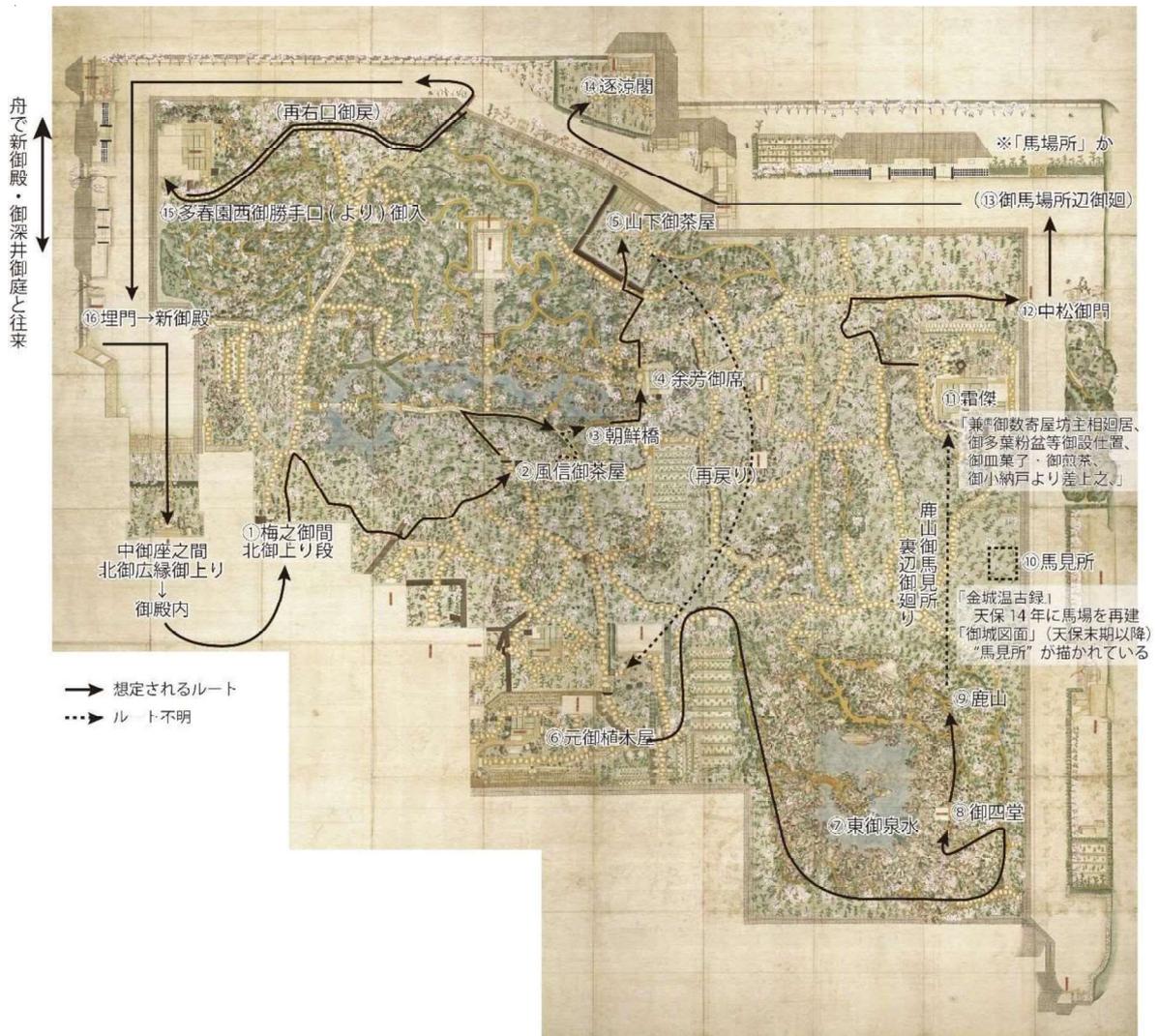
年 代	御庭拝見の内容	拝見者
寛政12年	1780 (齊朝、家督相続)	
文化10年	1813 (齊朝、庭園改修に着手)	
	5月、6月 二之丸御庭・下御深井御庭の拝見を願い出て許可。逐涼閣・迎涼閣の掃除が命じられている。	御広敷女中
文政4年	1821 10月14日 霜傑御茶屋前の菊花の咲き具合を見る。九つ時に菊花を御覧になり、その後霜傑に入り御膳を召し上げる。	齊朝
	齊朝から酒や吸物のほか、会席料理がふるまわれた。	奥向きの家臣による御庭拝見を同時に許可 (側用人、御小姓格奥寄合、御小納戸頭取、医師等、計20名)
	10月19日 御庭拝見許可 中御座間の白洲橋に出仕し、まず御庭の景観を拝見し、霜傑で菊花を觀賞。逐涼閣に移り、酒・吸物・鉢肴・貝焼・刺身・蒸菓子・薄茶などを賜る。饗応は夜まで続き、4名の年寄衆は鉢植えを2つずつ拝領した。	年寄衆
	10月24日 御庭の菊花を觀賞。逐涼閣で植木25鉢が下賜された。	側近衆13名 (御側大寄合、用人等)
文政6年	1823 2月29日～3月4日 「御庭之桜花此節盛」により、齊朝の御成とともに桜の花見を許可。段取りは文政4年の菊花御覧の時と同様。霜傑前で桜の花見を行い多春園で饗応が催された。	年寄衆・側用人、奥向きの御用を務める家臣
	10月6日 御庭拝見。植木を下賜。(病気で参上できなかった家臣の屋敷に御庭の菊花35種を届けるように命じた。)	
文政10年	1827 (齊温に家督相続)	
文政11年	1828 (齊朝隠居・新御殿を建造して移住)	
嘉永元年	1848 4月 寛政4年の6代当主・義裕が参殿した際の記録を確認し、御庭拝見の対処を決めている。新御殿ですでに隠居していた齊朝に拝謁したうえで下御深井御庭の拝見を行う。二之丸御庭の拝見時に休息する御茶屋では、皿菓子・煎茶などを用意するよう指示。	美濃高須松平家当主・義建

【参考文献】

- a)徳川林政史研究所研究紀要 (44)「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」白根孝胤/H22
 b)徳川林政史研究所研究紀要 (48)「名古屋城庭園の植栽空間と徳川齊朝」白根孝胤/H26

①観賞動線の整理

「尾州御留守日記」に記された嘉永元年4月の美濃高須松平家当主・義建が辿った御庭拝見の動線は、新御殿で齊朝に拝謁したうえで下御深井御庭を拝見し、舟で堀を渡って埋門から二之丸に入っている。二之丸では、中御座之間広縁から御殿に上がり、御控所で休息の後、御殿の中を巡っている。庭園へは梅之間の北側からおり、風信から「朝鮮橋」を通過して余芳、権現山下御席を見学し、「元植木屋」から「東御泉水」を廻り、御四堂から「鹿山御馬見所」の裏辺を通過して向かった霜傑で煎茶と菓子によるもてなしを受けている。その後、中松御門から外縁へと出て、「御馬場所」辺りを廻って逐涼閣や多春園に立ち寄り、最後は埋門から新御殿へと戻っている。



下図：『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）

図 2-2-1 「嘉永元年四月一九日 美濃高須松平十代当主 義建 御庭拝見」の動線

②今後の整備及び活用に向けた検証

文献の検証により明らかになった茶室等の使い方は、二之丸庭園が藩主と家臣、または親戚にあたる近しい客との饗応の場であり、二之丸御殿の奥に面した庭園であったことを裏付けるものと考えられる。また、饗応に利用されていたのは霜傑や多春園、逐涼閣といったある程度の広さを持つ茶室であり、余芳や風信のような小間についての利用は記録として確認されていない。さらに、本草学に造詣が深かった斉朝が、饗応の際に植木を下賜している点についても、絵図に描かれた植木鉢等が、飾りとしてだけでなく、藩主と家臣との関係において重要な意味を持っていたことが推察されるものである。

義建が廻った庭園の動線には、「朝鮮橋」や「東御泉水」等、これまでは確認していなかった名称も見られるが、庭園を一周する動線は図 2-6-1 に示した通りと考えられる。埋門が新御殿との往来に利用されていたことについても、今後の整備及び活用計画で留意すべき点と考えられる。

【文献検証から見られる庭園の利用状況】

- ・「霜傑」は、茶席としての利用、桜・菊の花見等、活用頻度が高かったと推察される。
- ・「逐涼閣」及び「多春園」も饗応の場として利用されていた。
- ・二之丸御殿の「梅之間」から庭園に直接下りることがあった。
- ・「埋門」は有事の際の避難経路としてだけでなく、新御殿との往来にも利用されていた。
- ・花壇や植木屋は、花見や植木の下賜等に利用されていた。

【新たに確認した名称等】

- ・南池は「東御泉水」と呼ばれていた。
- ・「元植木屋」の呼称から、植木屋の役割が新御殿等に移された可能性が考えられる。
- ・「鹿山御馬見所」及び「御馬場所」等、「御城御庭絵図」からは読み取れない空間がある。

(2) 愛知県による昭和初期の調査

愛知県によって昭和初期に行われた調査報告書から、調査時の状況を示し、今後の整備計画の検討において参考となる記述を以下に抜粋する。

- 「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第九」（昭和6年3月・1931）
〈南蛮練堀に関する記述〉
・「北方深井堀に面した石垣の上に、長約四十五間、高三尺、厚一尺一間置きに丸狭間（銃眼）ある半壊の土堀を存する」P49
- 「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一」（昭和8年3月・1933）
〈北園池に関する記述〉
・「以前は水深も深く魚も遊泳し得た往時を想像出来るが現在では落葉や泥土の堆積するところとなりたゞの水溜まりとなつている事は惜しい事である。」P52

- ・「曲水、中島の面積は壱十九坪で水面は其處より七尺の下位にある。」 P52
- ・「池底のたゞきの大龜裂を生じて居る点などは恐らく明治二十四年十月の濃尾大地震の結果と想像せられる。」 P52
- ・「(前略) 石橋を渡って中島にをられる道があり、更に中島から小石橋で西に出るもの、木造假橋を渡って北側谷合を縫ふて西廻りの道へ出られるものがある。」 P53

〈植栽に関する記述〉

- ・「権現山裾右側の自然石の手洗鉢と思はるゝ石の袂及び其の石階道の右側上には槇の枯木が残って居る。これ等は築造當時の樹木と想像される。権現山西麓には紅葉が多く櫻もあるが杉樹は一木だにない。」 P53



写真 2-2-1 「名古屋城二之丸御庭 (南方より権現山を望む)」
(「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一」より)。



写真 2-2-2 「名古屋城二之丸御庭 (権現山より南曲水を望む)」
(「愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一」より)

第3節 地割区分の設定

「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」では、当時の名勝指定範囲を基本とした維持管理を考慮し、地区区分として大区分及び小区分を設定していた(図2-3-1)。整備計画の策定にあたり、本質的価値に基づく空間性を担保しながら復元整備を進めるため、追加指定後の名勝指定範囲において地割区分を設定した。新たに設定した地割区分は、保存整備事業で実施してきた発掘調査の成果や検討内容と今後の整備方針を踏まえたものである。

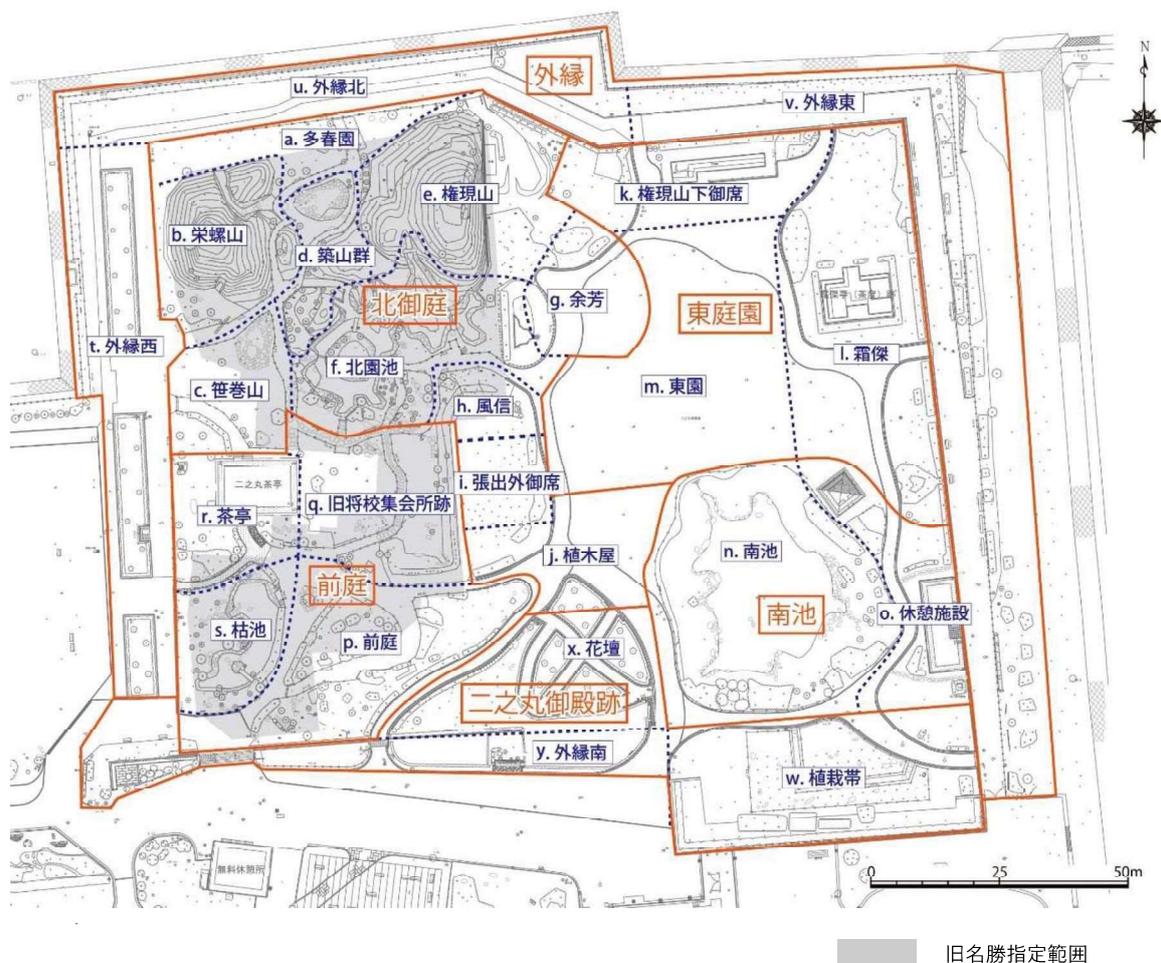


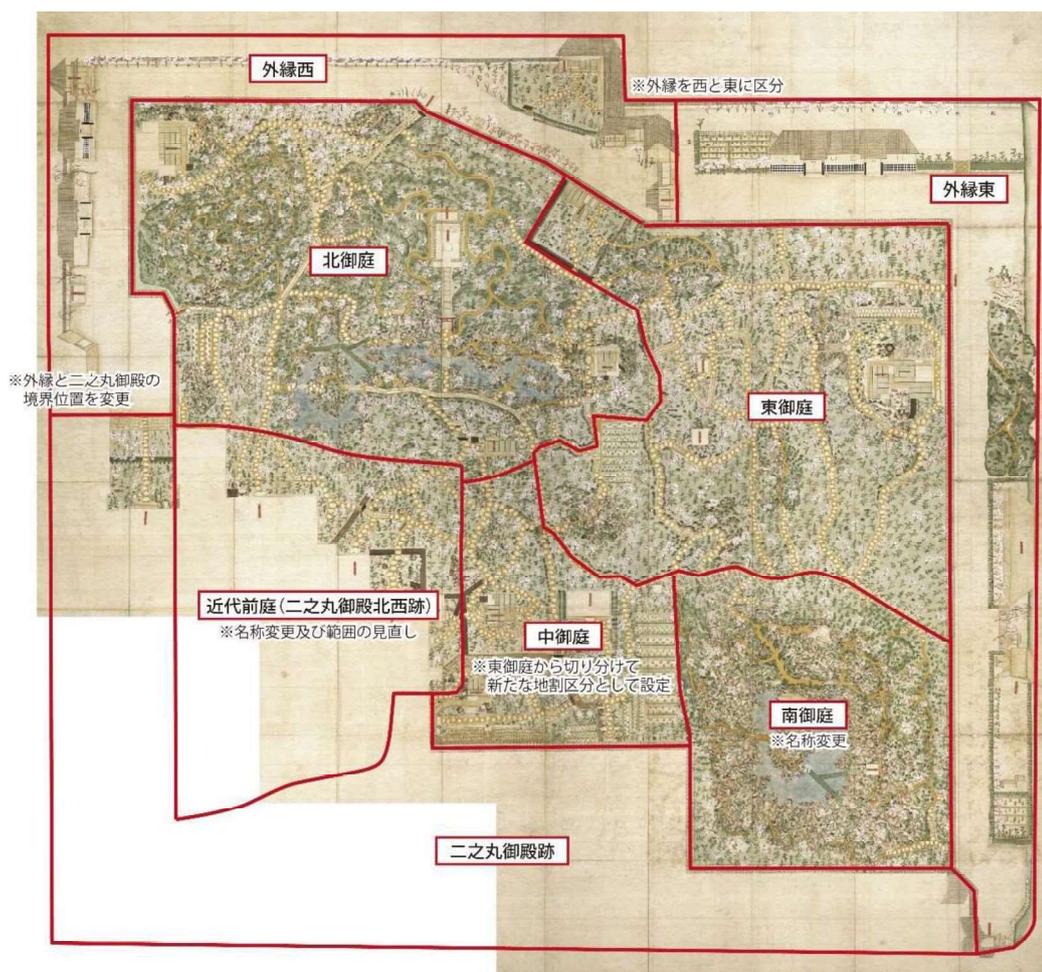
図2-3-1 保存管理計画の地区区分図 (S=1/1,400)

(1) 地区区分からの主な変更点

- 「中御庭」の設定

植木屋及び張出外御席は、保存管理計画では「北御庭」に区分していたが、北園池との関係性は薄く、二之丸御殿との関係性が強いと言える。また、「北御庭」は、江戸期の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている核心的な空間であるが、「中御庭」は近代以降に改変を受けており、昭和の整備による攪乱もみられる。したがって、保存整備に向けた考え方も区別する必要があることから、新たに「中御庭」として地割区分した。

- 「南御庭」の名称変更
保存管理計画では二之丸御殿の中に位置した「南御庭」と区分するために「南池」としていた範囲について、他の区分と名称を統一するため「南御庭」に変更した。
- 「外縁東」及び「外縁西」の設定
保存管理計画の大区分「外縁」は、小区分を「外縁西」「外縁北」「外縁東」と設定していたが、『御城御庭絵図』等の史料から、薬医門を境界として建造物の役割や空間の使われ方が異なるものと考えられたため、薬医門の東と西で区分し直し、「外縁西」「外縁東」と設定した。また、「外縁西」については、中御座之間北側に描かれている塀から南側を「二之丸御殿跡」に編入した。
- 「近代前庭（二之丸御殿北西跡）」の名称変更と範囲見直し
当該エリアの名称は、保存管理計画において「前庭」としていたが、近代に成立した庭園であることを明確にするとともに、近世には二之丸御殿の一部であったことを示すため、「近代前庭（二之丸御殿北西跡）」と変更した。また、範囲については、指標図面と現状の比較により、近代に改変された地割が遺る範囲として見直しを行った。近世との境界については、今後の発掘調査成果に基づいて随時見直しを行っていく。



(名古屋市蓬左文庫所蔵)

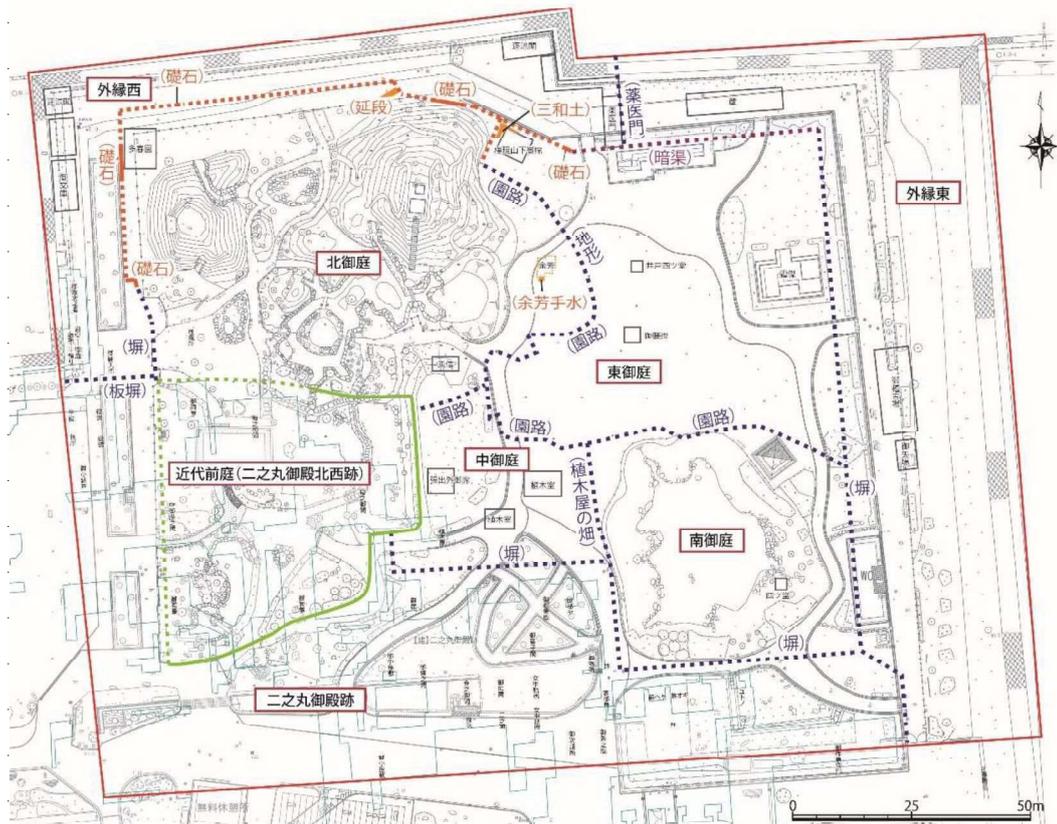
図 2-3-2 「御城御庭絵図」上の地割区分図

(2) 発掘調査成果から特定した位置

地割区分の設定において、発掘調査の成果から特定した位置は下記2点である。

- 庭園を区画する築地塀の位置（権現山北東から栄螺山南西にかけた範囲）を塀基礎から特定
- 余芳の移築再建位置を手水の遺構から推定

その他の範囲については、下図のとおり『御城御庭絵図』に描かれた園路や地形境界の想定位置等を基に設定し、今後の発掘調査成果を踏まえて確定していく。



- | | |
|--|--|
| — (赤) 発掘調査で確定したライン
()内は基準とした検出遺構を示す | --- (黒) 『御城御庭絵図』から想定されるライン
()内は基準とした絵図の要素を示す |
| --- (赤点線) 発掘調査成果から想定されるライン | — (緑) 明治期の遺構が遺存する範囲 |
| --- (黒点線) S50年代発掘調査成果から想定されるライン
()内は基準とした検出遺構を示す | --- (緑点線) 明治期の遺構が遺存する範囲(未確定) |
| □ (赤) 名勝指定範囲 | □ (緑) 『御城二之丸図』から想定される二之丸御殿の位置 |

※検出遺構は地割区分に関わる遺構のみ図中に記した。

図 2-3-3 地割区分検討図 (S=1/1,500)

(3) 地割区分図

新たに設定した地割区分を現況図面に示し、各区の特徴を整理する。

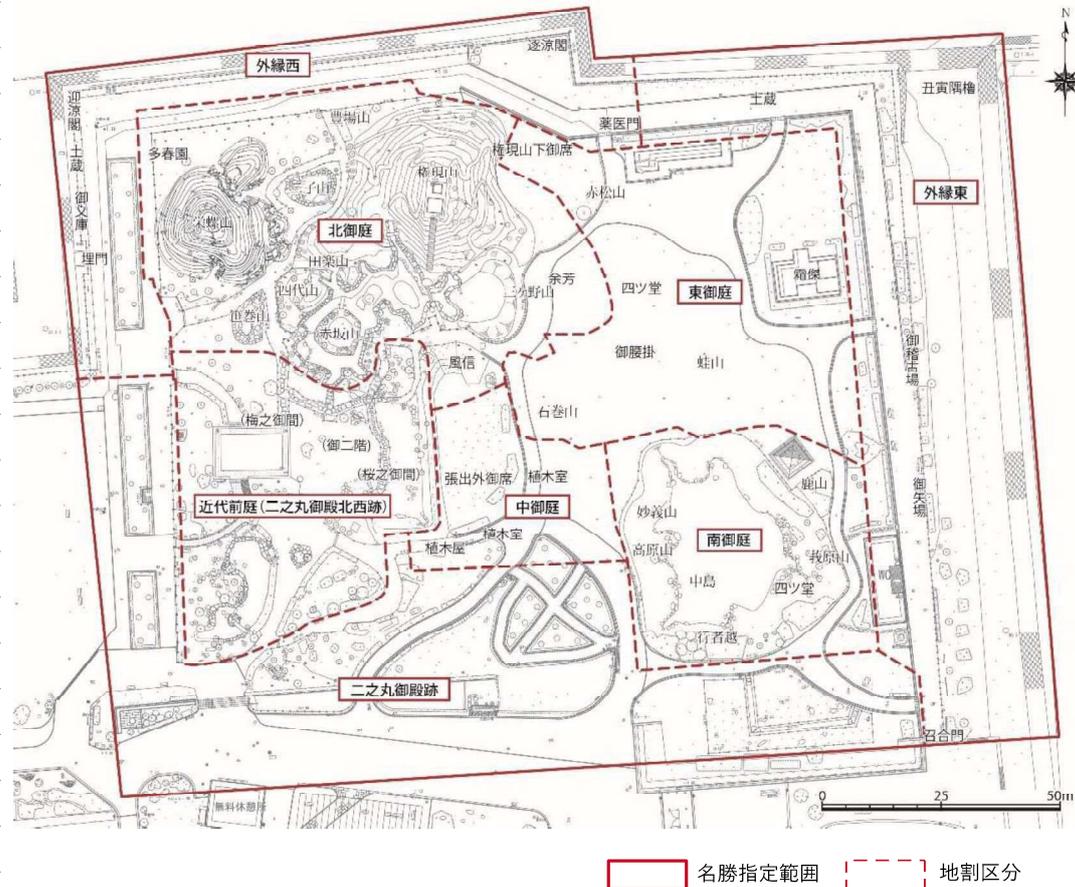


図 2-3-4. 地割区分図 (S=1/1,500)

【北御庭】

二之丸御殿に接して北側に広がり、寛永期からの地割や石組を遺すとみられる北園池と権現山を中心とした空間である。北園池の東側には余芳、南東側には風信を配置し、北園池や権現山を景色として取り込んでいたものと考えられる。権現山と並んで特徴的な景色をなす栄螺山と、栄螺山を景色として取り込んでいたと考えられる多春園もこの範囲に含む。

発掘調査の成果によると、現況の地盤は近代の盛土によって高くなっており、地盤下の一部に遺構が遺ることが確認されている。また、権現山及び栄螺山、北園池等の地上部には近世の庭園が良好な状態で現存しており、往時の二之丸庭園を伝える核心といえる空間である。

【東御庭】

文政期に拡張された範囲で、『金城温古録』によると文政以前は「御花島」であった。二之丸庭園の中では比較的起伏の少ない平坦な地形の中に築山や花畑等が設けられ、霜傑や御腰掛等を巡る延段と飛石からなる園路が巡らされていた。特に霜傑は、斉朝が季節の花を観賞したり家臣との饗宴を催したりした記録が残されている。

【南御庭】

二之丸庭園の南東に位置する園池を中心とした空間で、『尾州御留守日記』に記された「東御泉水」にあたる考えられる。二之丸御殿の「奥」北側に位置するが、庭園と御殿は土堀によって区画されており、「奥」から直接出入りできた状態は確認されない。『金城温古録』によると、文政期の改修以前は「元二之丸長局之所」とあることから、御殿の長局であった空間に池を穿ち、その四方を囲むように地形を造成し、園路を巡らせ庭園として改修されたものと見られる。

【中御庭】

植木鉢や石造品等の造園材料を陳列した空間に茶室として御植木屋を設け、管理ヤード的な空間を意匠的に仕上げた楽しんだ空間と考えられる。御植木屋は、二之丸御殿から直接行き来が可能であり、「御城御庭絵図」では太鼓橋で接続されている。また、造園材料の置場には植木室（うえきむろ）が2棟あり、花畑も設けられている。御植木屋の北側には、張出外御席が位置している。

【外縁西】

庭園を区画する堀の外側で薬医門の内側にあたり、迎涼閣及び逐涼閣、埋門等、寛永期からの建造物が文政期においても踏襲されていた空間である。迎涼閣の南には御文庫が建ち、現在の蓬左文庫に繋がる書物等が保管されていた。また、斉朝が下御深井西の新御殿に移った後には、埋門を通じて外堀から二之丸と往来していたことが『尾州御留守日記』に記されている。慶勝古写真でも確認されるように、名古屋城の外観を構成する重要な空間でもある。

【外縁東】

庭園を区画する堀の外側で召合門から薬医門の間にあたり、丑寅隅櫓が建っていた東側の石垣上までを含む。東側には御稽古場及び御矢場が、北側には蔵等が建っていた。文政以前も東側には馬場が設けられ、北側には土蔵が建てられていた。

【二之丸御殿跡】

二之丸御殿が広がっていた範囲の一部であり、庭園に面した部屋は「中奥」や「奥」と呼ばれる空間であった。二之丸御殿は、庭園の拡張後も大小の改修が繰り返されている。

【近代前庭（二之丸御殿北西跡）】

二之丸御殿が除却された後、陸軍が将校集会所の前庭として造営した空間で、現在も当時の地割を遺すことが発掘調査成果及び「舊二之丸北之御庭平面圖（現歩兵六聯隊内将校集会所庭園）」等史料から確認される。作庭は尾張の茶人として名高い吉田紹和によるもので、庭師は大島嘉吉と伝わる。近代名古屋における庭園の数少ない事例としても貴重である。

文政期には、梅之御間や桜之御間等が位置しており、二之丸御殿と庭園が直接繋がる場にあたり、『尾州御留守日記』の嘉永元年4月の条には、梅之御間から庭園へ下りたとの記録が残る。

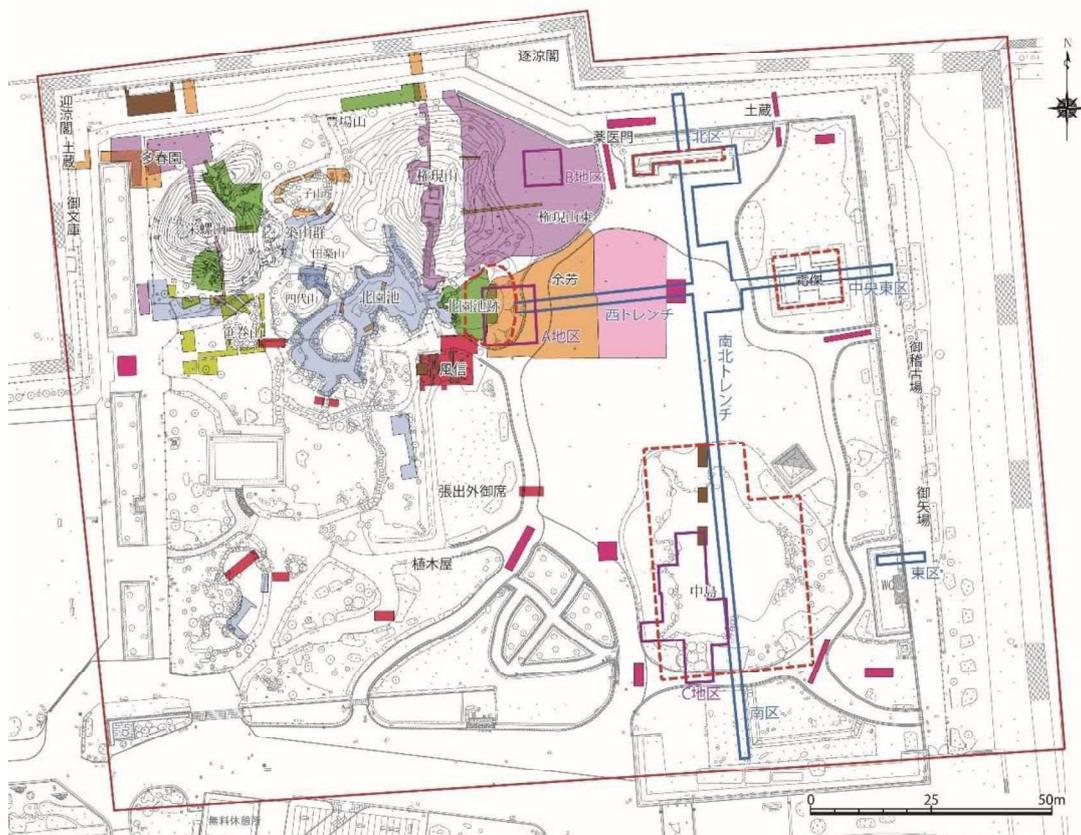
将校集会所は、北御庭の観賞を意図して建築されたものと考えられ、前庭の枯池は、北園池の石組等との調和を意識して造られたものと推察される。これらのことから、近代前庭は近世の庭園を評価し、それを活かしながら新たな利用に供するために整えられた庭園といえる。

第4節 発掘調査の概要

第1項 発掘調査の概要

二之丸庭園では、これまでに大きく2つの契機において発掘調査を実施してきた。最初の調査は、昭和48、49年に陸軍省旧兵舎の残棟で名古屋大学時代に学生会館として利用されていた建造物が焼失したため、その跡地を公開に向けて整備するために東庭園において行われた。

2度目の契機は、現在も継続して実施している保存整備事業に伴うものであり、平成25年度から開始した。調査範囲は修復整備工事に先行する工程で決定し、調査成果を翌年度以降の修復整備計画に反映させている。



■ 平成25年度(第1次)	■ 平成26年度(第2次)	■ 平成27年度(第3次)	■ 昭和49年度
■ 平成28年度(第4次)	■ 平成29年度(第5次)	■ 平成30年度(第6次)	■ 昭和51年度
■ 令和元年度(第7次)	■ 令和2年度(第8次)	■ 令和3年度(第9次)予定	■ 昭和52年度

※昭和49年度及び51,52年度の調査位置は簡易図面からの転記であり、実際の調査範囲とずれが生じている可能性がある。

図 2-4-1 発掘調査実施位置図 (S=1/1,500)

(1) 東庭園整備に伴う発掘調査

東庭園では、旧兵舎の焼失に伴い、昭和54年の公開整備に向けた調査が実施された。昭和48年度(1973)に当時の名古屋市土木局緑地部によって調査計画が検討され、昭和49年度(1974)には同部による試掘、昭和51年度(1976)には名古屋市教育委員会による第1次発掘調査、昭和52～53年度には市教育委員会による第2次発掘調査が行われた。土木局の試掘調査では簡易な報告書、市教育委員会の第1次調査では概要報告書が刊行されているが、市教育委員会の第2次調査は未報告となっている。

これらの調査では、近代以降に兵舎等が建造された部分では江戸期の遺構が破壊を受けているが、それ以外の部分については庭園遺構が良好に保存されている状況が確認されてきた。昭和48年度～53年度にかけて行われた調査成果に基づき、北園池の東端及び霜傑基礎は遺構表示、東庭園北側で検出した暗渠の遺構は露出展示として整備した。南池の整備方法については資料が残らないが、発掘調査で池底は確認されておらず、昭和53年撮影の空中写真と現況を比較すると、確認できた護岸上部のみを露出し、整備したものと推察される。

(2) 修復整備事業に伴う発掘調査

平成25年度から行われている発掘調査成果により、敷地全体の造営や改変履歴が明らかになりつつある。また、構成要素の位置確定や材料特定に必要な情報も得られ、具体的な整備内容に関わる成果もあがっている。さらに、文政期の修復指標としている『御城御庭絵図』と検出遺構とが照合されることにより、絵図の裏付けが得られたことも大きな成果と言える。

これまでの発掘調査は、以下の方針で実施している。

【調査の基本方針】

- ・掘削は文政期に整備されたと考えられる近世後期の遺構面までとした。
- ・遺構は検出までを基本とし、確認のための掘削を行う場合には、埋没状況を確認できるよう半截し記録した。
- ・陸軍兵舎等の近代遺構についても、名古屋城の歴史を示すものとして記録した。
- ・攪乱等によって破壊されている部分については、地山高や旧地形、築城時の盛土状況を確認するため一部で掘削を行った。

【基本層序(平成30年度までの調査成果による)】

基本層序は、名古屋城全域でみられる地山の上に中世以前の包含層が存在し、その上に近世の遺構面が築かれ、さらに上層に明治期の整備において盛られた土層、そのさらに上層に近年の整備において盛られた土層と、庭園が造成された経緯に沿って確認されている。

【絵図との照合】

近世の遺構は、陸軍による兵舎建設に伴って破壊されている部分が多いが、その間から破壊を免れた余芳の蹲居跡や権現山下御席の三和土等がわずかながら確認されている。ただし、多春園や御文庫等、陸軍の施設が築かれなかった地区については、『御城御庭絵図』に描かれた飛石や延段、三和土や建物基礎等が確認されており、絵図の精度をある程度立証することが出来たと言える。また、『中御座之間北御庭惣絵』に描かれた園池の範囲と推定される遺構も確認されており、絵図と遺構の照合により、二之丸庭園の歴史的裏付けと潜在的価値の顕在化が進んでいる。

表 2-4-1 発掘調査実施概要及び主な成果一覧

	年次	調査期間	調査区・面積		主な調査成果	典拠
昭和伴 のう 整調 備査		昭和50年(1975) 1月27日～2月19日	A地区(北庭池東側) 面積:132㎡		護岸石組、池底・護岸基礎部三和土、橋脚基礎、「魚タマリと見られる3ヶの石を配した深み」、三和土による水溜め	②
		昭和50年(1975) 2月7日～2月12日	B地区(旧山下茶席跡) 面積:60㎡		置石	
		昭和50年(1975) 2月12日～2月24日	C地区(旧南御庭池の一部) 面積:340㎡		護岸石組、護岸基礎部三和土、滝石組	
	市教委 1次	昭和51年(1976) 5月25日～7月28日	北区、中央区、中央東区、東区、 南区、南北トレンチ、西トレンチ		「霜傑」基礎、塀基礎、暗渠、排水溝、排水枡	③
	市教委 2次	昭和52～53年 (1977～1978)	南池、ほか不明		※調査報告書未刊 南池の全面発掘調査もしくは南池の残存範囲を確認	④
保存 整 備 事 業 に 伴 う 調 査	第1次	平成25年(2013) 7月22日～11月30日	面積:187㎡	笹巻山	滝石組小礫集積、砂利敷き園路	⑤
	第2次	平成26年(2014) 6月5日～12月26日	面積:1,160㎡	栄螺山	平坦面南1～4、平坦面東1～2、滝跡	
				多春園	池跡、土間状遺構、化粧三和土遺構、飛石列、建物跡礎石	
				権現山	区画状遺構、基壇状遺構、愛宕社基壇、礎石、階段跡、鳥居基礎、飛石群、園路	
				権現山東	池跡、礎石列と雨落ち溝跡、井戸、権現山下御席跡、石組遺構、石列遺構、兵舎関連施設	
		外縁	堀跡、雨落ち溝跡			
	第3次	平成27年(2015) 7月2日～12月28日	面積:718㎡	多春園	土間状遺構、化粧三和土遺構、飛石列、礎石列、柱穴	⑥
				御文庫	基礎跡、石垣天端	
				二子山	飛石列、築山裾部	
				余芳	兵舎跡、手水、北園池	
		外縁	堀跡、雨落ち溝跡			
	第4次	平成28年(2016) 6月28日～12月28日	面積:248㎡	北園池東	池跡、擬石・亀を模した造形の三和土、中島、半島状の地形、沢飛石状の石列、橋跡、池の一部を埋めた跡	⑥
				栄螺山	南石組:平坦面状の遺構、橋、園路、土坑 北石組:石材の抜取痕跡、傾いた石、園路、飛石列	
				北側園路	園路の延段跡	
	第5次	平成29年(2017) 6月20日～12月28日	面積:715㎡	北園池	池底三和土、柱の礎石、護岸	⑥
				権現山	滝底面に三和土	
			四ッ代山	飛石跡		
			栄螺山東	飛石列、石段		
第6次	平成30年(2018) 8月21日～12月28日 (現地～10月10日)	面積:160㎡ 7区	風信	近代園路痕跡、近代整地面、小土坑(風信礎石痕跡か)、斜面裾留め石列、地形の高まり	⑥	
			笹巻山	土坑、小穴痕跡、戦国期大溝痕跡か		
			北園池南	石列、凹状遺構、土抗、水流を伴う遺構の痕跡		
			前庭	池底三和土、円礫		
			二之丸御殿	御殿礎石、石組カマド状遺構		
				砂利敷き園路痕跡、御殿礎石		
			東庭園	煉瓦積み建物基礎		
第7次	令和元年(2019) 12月12日～24日 令和2年(2020) 2月12日～3月27日	面積:88㎡	南池	石列、三和土、飛石、砂利層、池の堆積土(砂)	⑥	
			風信	土坑、根固め ※小銃の薬莖が出土している		
			外縁	塀基礎(円礫と粘土、粘土のみ)、土塁状の高まり、硬化面		
第8次	令和3年(2021) 1月13日～3月26日予定	面積:161㎡	庭園区画 (土塀)			

- ① 『名古屋城二之丸庭園調査計画報告書』1974(名古屋土木局緑地部)
- ② 『名城公園旧二之丸庭園試掘および調査報告書』昭和50年3月(名古屋土木局緑地部)
- ③ 『名古屋城二之丸庭園発掘調査概要報告書』1976(名古屋教育委員会)
- ④ 『新修名古屋市史』資料編 考古2「名古屋城二之丸庭園」2013(名古屋市)
- ⑤ 『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 ー第1次(2013)～第2次(2015)ー』平成29年3月
(名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所)
- ⑥ 『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 ー第4次(2016)～第6次(2018)ー』令和2年3月
(名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所 調査研究センター)

第2項 発掘調査の成果

これまでに発掘調査から得られた知見として、保存整備に反映できる内容を調査地区ごとまたは構成要素ごとにまとめる。なお、本項で記す「絵図」は、「御城御庭絵図」及び「尾ノ丸御庭之図」双方を指し、その他の史料については史料名を記す。

(1) 構成要素別のまとめ

【庭園を区画する土塀】

- ・基礎となる石列を北御庭の西側から北側にかけて5箇所を確認し、この範囲の土塀位置はほぼ確定出来ている。
- ・控え柱の痕跡は確認されておらず、一部では塀沿いに側溝の痕跡を確認している。

【飛石】

- ・概ね石材は同質のものが使われているが、多春園南側の飛石には数種類の石材が使用されており、建物周りは変化を持たせて仕上げられていた可能性がある。
- ・飛石の周囲は、北御庭の築山群周辺と権現山下で検出した合わせて5箇所は土の締固めであったが、南池の1箇所は「絵図」に黄色い帯状に描かれたものと同様に三和土が施されていた。南池の遺構では、飛石を据えたのちに三和土が施されたとみられる。
- ・多春園の南側で検出した飛石は、化粧三和土の中に据えられたものと、土に据えられ周囲に玉石が敷き詰められたものがあった。これらの遺構から、「絵図」には表現されていない意匠が実際には施されていたことが分かっている。

【延段】

- ・豊場山下門の南側で確認した延段は、切石と自然石を組み合わせたものである。三和土の中に自然石のほか円礫や瓦当が配置され、一般的な延段よりも三和土の割合が高く「絵図」の印象に近い。自然科学分析によると、この三和土からは炭酸カルシウムが検出されておらず、分析試料の締まり具合も脆かったことから、砂混じりの粘土を突き固めたものと考えられる。

【鳥居】

- ・礎石のほぞ穴から柱の太さを、礎石間の距離から鳥居の高さが推察され、全体の大きさを想定することが可能である。

【南蛮練塀】

- ・塀の基礎に関しては、令和元年度に実施した調査範囲において、東端で円礫と粘土による基礎を確認したが、西端の基礎には円礫は入らず粘土のみを確認している。基礎の下部においては東西いずれも土塁状の高まりを確認している。
- ・令和元年度の調査で確認した路面の硬化面は、近世から近代にかけて数面あり、一部は砂利敷きであった。外縁西の御文庫で確認した庭園の整備面（近世の硬化面）は石垣天端から60cm程度低く、この整備面から鉄砲狭間までの高さを考え合わせると、この硬化面上で鉄砲を膝打ちした際の高さとして妥当なものと考えられる。

(2) 地区別のまとめ

【多春園】

- ・建物礎石や柱穴のほか、土間三和土により建物の位置が推定可能で、「多春園御引立伺図面」の間取りと突合せすることで、建物範囲も推定できる。
- ・建物西側の土間三和土が検出されており、土間にある柱穴は古写真との突合により屋根のものであることを確認している。
- ・土間三和土の南側から飛石と絵図には表現されていない赤色（ベンガラの割合が高い）の化粧三和土が検出されている。飛石の大きさは絵図とは異なるが全体の位置関係は概ね合致している。
- ・土間三和土の西側に接して土塀の基礎を検出しており、三和土及び建物と土塀の位置関係が判明している。

【余芳】

- ・手水の遺構から建物位置を推定し、保存整備の検討を進めている。
- ・手水の底（海）は「絵図」には示されていないが、多春園の化粧三和土と同様のベンガラ色をした漆喰である。多春園の化粧三和土と同様に建物周りで華やかな意匠を施していた様子がうかがえる。

【風信】

- ・違棚の北西にあたとみられる根固めの遺構位置から推察すると、風信は築山の南寄りに建てられていた可能性が考えられる。
- ・築山の北側に現存する石は位置を保っている可能性があり、北西隅の石組には手水鉢を据えたと推察される加工痕がある。
- ・築山の頂部及び東部から南部は改変されており、往時の築山範囲は明確になっていない。

【権現山下御席】

- ・建物北西角にあたとみられる位置で、一部に小砂利による洗い出し加工が施された三和土を検出し、建物の北西位置を推測することが可能である。
- ・三和土の西側で手水跡と推察される底部が湾曲した三和土を確認しているが、絵図ではこの位置に手水は描かれていない。

【北園池】

- ・池底は、溝状に穿たれている部分以外はモルタルで覆われ、その下に三和土が遺っている。また、明治期に埋められた北園池の東部にモルタルは見られないことから、この埋立後にモルタルによる補修が行われたと考えられる。

【北園池（東部）】

- ・橋台と橋脚の礎石を確認しており、絵図に描かれた木橋（「御小納戸日記」によると「朝鮮橋」）の位置と一致し、復元検討が可能である。
- ・三和土の上に円礫を敷いた州浜を表現したと考えられる遺構を確認しており、絵図において護岸石組がなく白い面的な広がりとして描かれている範囲に当たると推察される。
- ・三和土による樹状構造須部の天端に、石を用いて亀を象った意匠が確認されている。「絵図」には見られないものであるが、延段の意匠復元等においても参考事例となる。

【栄螺山】

- ・園路は、広い部分で幅 60 cm程度であることを確認している。
- ・東側の園路において検出した延段は、屈曲した形が「絵図」の描写と一致することを確認している。この延段は、「御城御庭絵図」では笹巻山の北側先端部と直線で結ばれていることから、現況の栄螺山南東裾部は築山の範囲と形状が異なることが推定される。

【笹巻山】

- ・南東部の石組は現況の最下段が近世後半に据えられたものであることを確認しているが、南側の滝石組は盛土との関係や絵図類との比較から近代に整備された可能性がある。

【二子山】

- ・飛石は全体的に安定しており、露出展示が可能な状態と考えられる。
- ・二子山周辺で検出した飛石は、「絵図」と同様に角の取れた自然石を主体とするが、階段状に据えられた飛石の一部には「絵図」と異なる切石状の石も使われている。
- ・築山南側に階段状に据えられた飛石の蹴上げは 10 cm強ほどである。
- ・西側の手水鉢は近代の盛土に据えられていることが判明した。ただし、「絵図」にも二子山西側に形状の似た手水鉢が描かれていることから、近代に据え直された可能性も考えられる。近代を評価しながら周辺地盤を近世の面に切下げる場合、手水鉢の取扱いを検討する必要がある。

【御文庫】

- ・御文庫北側で基礎遺構を確認した。基礎は長尺方向が 50 cmほどの砂岩（河戸石）割石を中心としており、一部には砂利層が認められた。
- ・周囲の庭園整備面は、石垣天端から 60 cmほど下がることを確認した。

第5節 保存整備事業の概要

第1項 調査の概要

二之丸庭園では、平成25年3月の保存管理計画策定後、修復整備を実施するために必要な調査や測量等を進めてきた。その内容は、遺構の残存状況や往時の庭園の姿を確認するための発掘調査、余芳の移築再建に向けた調査、土塀や池底の材料調査等である。発掘調査については、前章でまとめたため、発掘調査を除く年度別の調査項目は下表の通りである。

表 2-5-1 調査業務一覧

実施年度	業務名	主な実施項目
平成25年度	庭園調査	○保存管理・修復整備に向けた史料検証 ○整備イメージ平面図の作成
平成26年度	余芳復原方針案策定	○建物調査(保管部材の確認調査、文献資料調査、痕跡調査) ○復原設計(検討及び方針案作成)
	南蛮練塀保存基礎検討調査	○劣化状況及び要因の調査 ○修理方法の検討
平成27年度	余芳現存解体部材調査	○古写真分析 ○小屋組寸法解析 ○保管部材の確認調査及び実測調査 ○意匠復原方法の検討
平成28年度	自然科学分析	○園池三和土の成分分析
	南部整備のための調査	○二之丸の沿革と史料調査 ○二之丸南部の整備に向けた課題の整理 ○将来的な整備の方向性の検討
平成29年度	自然科学分析	○北園池の三和土とモルタル及び堆積物の成分分析
平成30年度	第6次発掘調査に伴う自然科学分析	○三和土・土壌の成分分析
	地盤高資料作成	○復元地盤高の検討 ○排水ルートと排水高さの整理
	三和土等資料調査	○既往調査の精査 ○保存修理方針(案)の作成
	イメージスケッチ作成	○整備画イメージスケッチ(鳥瞰図)作成
	地割区分図等作成	○主要課題の整理 ○地割区分図の作成

(1) 実測調査

名勝庭園の保存整備事業において石組の修理を行う場合には、施工前後の詳細な実測図を作成することが望ましい。このため、二之丸庭園では平成22年度以降、旧名勝指定範囲を対象として、平面測量と石組の測量図化を実施し、庭園西側の平面図を作成した。また、平成24年度からは園池護岸や石組築山等のレーザー測量を実施し、縮尺1/20の図面作成を進めてきた。このほか、劣化が進行している南蛮練塀についても、現況を記録するとともに修復方針検討の基礎資料とするため、平成26年度に北面、令和元年度には南面のオルソ画像を作成した。

平成29、30年度には、名勝の追加指定に向けた地積図の作成を行っている。

表 2-5-2 実測業務一覧

年度	測量項目	業務内容
平成22年度	平面測量 (旧名勝指定範囲)	○平板・水準測量
	北園池石橋区域	○三次元レーザー計測 ○平面図、立面図作成 (S=1:20)
平成23年度	平面測量 (旧名勝指定範囲)	○北園池、前庭池地形図補足測量
平成24年度	石組測量図化 (旧名勝指定範囲)	○石組図化 (S=1:50) ○庭園平面図の図化
	笹巻山測量図化	○三次元レーザー計測 (東西南北面) ○平面図、立面図作成 (S=1:20)
平成25年度	北園池及び栄螺山 一部測量図化	○三次元レーザー計測 (石組)、立面図作成 (S=1:20)
	樹冠投影図作成	○旧名勝指定範囲の毎木調査及び樹冠投影図作成
平成26年度	二子山測量図化	○三次元レーザー計測
	南蛮練塀オルソ画像 作成	○南蛮練塀北面のオルソ画像作成
平成27年度	枯池測量図化	○三次元レーザー計測
平成28年度	北園池測量図化	○三次元レーザー計測 (平成22、25年度計測区域除く)
平成29年度	名勝区域測量	○名勝拡大区域の平面図作成
平成30年度	名勝区域拡大に伴う 文筆測量	○土地調査・測量及び図面作成
令和元年度	南蛮練塀オルソ画像 作成	○南蛮練塀南面のオルソ画像作成
	北園池護岸オルソ 画像作成	○北園池護岸石組 (西部) オルソ画像作成
令和2年度	北園池護岸オルソ 画像作成	○北園池護岸石組 (東部) オルソ画像作成

(2) 材料調査（三和土等資料調査）

二之丸庭園の南蛮練塀は、劣化損傷が進行していることから、早期の対応が望まれる状況にあり、塀の復元及び保存処理の手法について検討を進め、修復方針を決定するための調査を実施してきた。また、北園池の池底及び護岸の三和土構造物についても、園池への給水確保を含めた検討を進めるため調査を実施している。令和元年度に実施した南池の発掘調査においても検出した三和土の分析を実施しており、現在は二之丸庭園内の三和土についての総合的な検証を進めている。

第2項 保存整備工事の概要

二之丸庭園では、平成24年度の『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』策定を受け、翌年度から保存整備事業を進めてきた。事業は旧名勝指定範囲とその周辺を対象として開始し、これまでに築山の復元整備や石組の修復整備等を実施してきた。なお、平成24～25年度には、緊急性が高いと判断した危険木の除伐を先行して実施している。

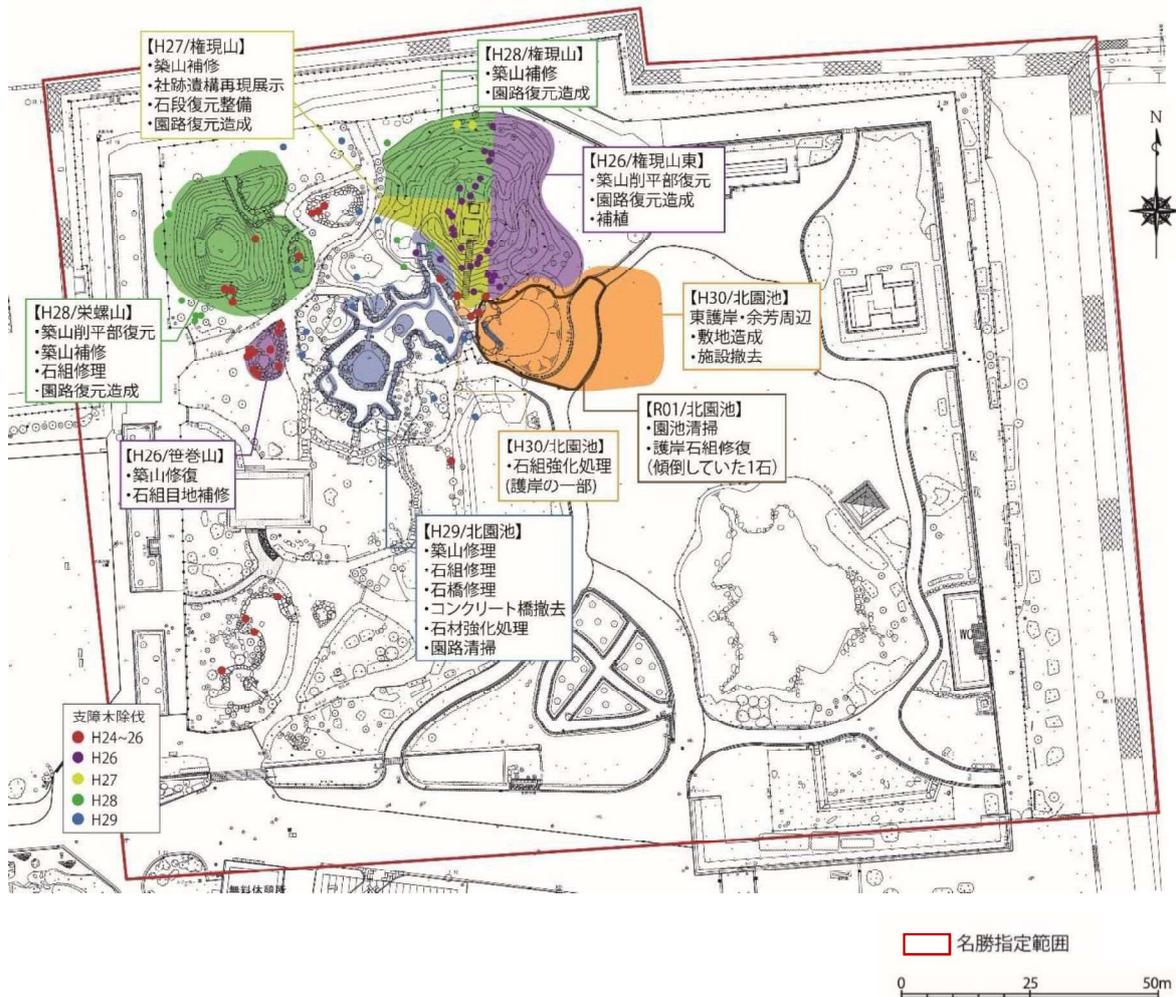


図 2-5-1 整備工事実施位置図

①支障木除伐工事/平成24～25年度

「植栽修復における支障木第一次除伐計画書」において、下記3点の評価項目から緊急を要すると判断された樹木27本の除伐工事を実施した。

- ①庭石組等の保存上支障のある樹木
- ②安全上支障のある樹木
- ③景観上支障となる樹木

②権現山/平成26～28年度

二之丸庭園の本格的な修復整備は、庭園の象徴的な存在であったと考えられる権現山において、東側削平部の復元から開始した。

平成26年度

工事対象範囲：権現山東側削平部

施工内容：盛土造成、張芝、園路復元造成、植栽整備（除伐・剪定・補植）

H27年度

工事対象範囲：権現山南西部

施工内容：築山補修、社跡遺構再現展示、石段復元整備、園路復元造成、植栽整備

H28年度

工事対象範囲：権現山北西部

施工内容：築山補修、園路復元造成、植栽整備

【修復方針】

「御城御庭絵図」等の絵図に基づき、築山の東側にあたる削平部分の地形を復元するとともに、園路の形状復元及び植栽の補植を実施した。また、権現山を象徴する頂部の社跡は遺構の保護層を設けて遺構表示を行い、石段の復元整備を行った。西側については、現状保存を原則とし、現存する築山の補修及び園路造成、植栽剪定等を実施した。

● 地形（復元整備、修復整備）

地形復元にあたっては絵図の描写から築山及び園路形状の読み解きを行い、本来の築山裾部は現況地盤よりも低い高さにあることを想定の上、粘土模型を作成して設計を行った。

現存範囲については、表土が流出している箇所に地形改変がないよう安定性において最低限必要と考えられる厚み（約150mm）で土を補充し、法面保護としてノシバで張芝を行った。

● 社跡（遺構表示）

発掘調査で検出した拝殿の区画を示すと推定された縁石は、凝灰岩質であったことから露出展示には適さないと判断し、本殿基壇とともに遺構表示を行う方針とした。遺構表示の範囲は、遺構と「御城御庭絵図」とに違いが認められたが、昭和8年及び12年の図面と位置関係や形状がほぼ一致したため、遺構に基づいて設定した。

遺構保護

遺構の直上に不織布（0.19mm）を敷設して50mmの川砂を敷き、その上に山土を平均して約230mmの厚みで敷き均して保護層とした。この保護層の上に、100mmの三和土舗装を設け、その中に縁石等を設置した。

石材

拝殿の区画を示す縁石は、遺構と同質の凝灰岩で近隣産の石材を検証し、つぶて浦石（南知多町産）を採用した。遺構どおりの寸法の石材は入手が不可能であったため、可能な限り忠実な再現を目指して計画した。本殿基壇の石材は、遺構と同質の河戸石（砂岩/上野河戸産）を採用しているが、現在は入手不可能なため、庭園内に保管されていた同質の石材を使用した。

三和土舗装

試験体による材料試験の結果、マサ土：石灰：にがり＝3：1：0.3の配合土を採用した。また、強度向上を目的として0.3の配合で愛知県産瀬戸砂利（5～15mm）を骨材として使用した。



写真 2-5-1 基壇完成状況（平成 27 年度）

- 石段（復元整備）

石段の復元工事においては、石材を仮組のうえ確認し、施工にあたった。

段数は、絵図から読み取った 32 段に保護層嵩上げ分の高さにあたる 2 段を追加した。

寸法

石段の寸法は「御城御庭絵図」から想定した幅 3 尺 3 寸 (1,000mm) とし、袖石は幅 4 寸 (120mm) とした。絵図からは読み取れない細部の高さ等については、尾張徳川家菩提寺・建中寺に遺る源正公廟の石段を参考として設定した。

石材

石質は河戸石が有力であったが、現在は必要な寸法及び量の入手が不可能であった。したがって、名古屋城の石垣等に使用されている石材や耐久性から花崗岩を採用することとし、現在採石が可能な恵那石（花崗岩黒雲母/蛭川村産）を荒ビシャン仕上げとすることを決定した。



写真 2-5-2 石段完成状況（平成 27 年度）

- 園路（復元整備/造成のみ）

「御城御庭絵図」に描かれた園路形状を基本とし、「尾二ノ丸御庭之図」の描写の方が現実的な箇所は後者に基いて復元計画を立てた。園路幅は「御城御庭絵図」を参考として 600mm とした。

- 石組

権現山北東裾部の石組については、保存整備事業の着手から間もなく、復元整備に十分な情報を現存遺構や絵図等の検証から得られていなかったことから、周辺地盤を含めた整備を行う際に一体的に施工する方針とした。

- 植栽（除伐、補植、剪定）

植栽は絵図の読み解きを基に、サクラ及びモミジ、スギを補植した。常緑広葉樹については、樹種までは明らかにならないため、絵図によって庭園内に存在したことが判明しているモッコク及

びモチノキのほか、現存する西側と調和させて山としての景観を作るため、マテバシイ 1 本を補植した。

権現山西側については、樹木の繁茂により鬱蒼とした状態となっており、復元した東側とのバランスを考慮して庭園景観を整えるとともに、植栽環境の改善を目的として除伐及び剪定工事を実施した。

【今後の課題】

- ・整備地盤に合わせた築山裾部の地形及び石組の復元整備
- ・鳥居の復元整備
- ・園路の路面仕上げ
- ・石造物の復元整備
- ・空間性の回復に向けた植栽管理



写真 2-5-3 地形復元完成状況/南東から
(平成 26 年度)



写真 2-5-4 地形復元完成状況/北から
(平成 26 年度)

③笹巻山/平成 26 年度

笹巻山は、実生木の成長により石組に大きく影響が出ていたことから、支障木除伐工事においてすべての樹木を除去していた。石組についても崩落が進行する危険性があったため、優先的に修復整備に着手した。

施工内容：築山表土保護、石組据え直し（崩落箇所等）、石組目地補修、根株処理

【修復方針】

笹巻山周辺は、発掘調査成果から明治期に改修を受けていることが明らかになっており、笹巻山本体も一部影響を受けている可能性が指摘されていた。現況地盤も明治期以降の成立である可能性が高いと考えられたが、文化・文政期の地盤に合わせることは、利活用及び排水機能等の維持において課題があるため、現状保存を基本方針とした。



写真 2-5-5 笹巻山完成状況/北から（平成 26 年度）

- 地形（修復整備）

築山の土が流出していた箇所については、中部地域の粘質土である「はがね土」を充填し、表土保護のため張芝で仕上げた。地被の種類は史料から明らかにならないためノシバを用いた。

- 石組（修復整備）

現状保存の方針に基づいて解体修理等は行わず、石組の安定化を図るため、崩落や滑りの危険性があるものには飼石を施した。

平成16年に崩れのため取り外されていた北面の石組4石は、据付け痕を確認出来なかったため、崩れを確認した時点で撮影された写真に基づき、松杭と飼石で補強のうえ据え直しを行った。

同じく北面で樹木の根により地盤から浮いていた石組は、根を取り除いた後、石組背面で確認した据付け痕及びあて石に合わせて据え直した。

- 植栽（除根）

除伐した樹木の根株は腐朽の進行を待つものとし、本工事では無理に除去は行わず、可能な限り地際で切り戻した。

【今後の課題】

- ・ 植栽整備（補植検討）
- ・ 石造物の復元整備

④ 栄螺山/平成28年度

栄螺山は、西側裾部が後世に削平を受けていたため、絵図から築山形状を読み解き、地形復元を行った。また、栄螺山の名の由来ともなっていると考えられる特徴的な螺旋状の園路について復元造成を行ったほか、滝石組の修復も実施している。

施工内容：築山削平部分復元、築山補修、石組修復、園路復元造成

【修復方針】

「御城御庭絵図」から地形の読み解きを行い、築山西側削平部分の地形を復元するとともに、園路の形状復元を行った。東側の現存範囲については、現状保存の方針とし、現況においてき損が確認される箇所の修復と、遺構を保護する目的の修復整備を実施した。

- 地形（復元整備、修復整備）

西側削平部分を「御城御庭絵図」の検証に基づいて復元し、表土が流出している箇所については、園路との取り合いを考慮しつつ、地形変化がないよう安定性において最低限必要と考えられる厚みで土を補充し、表土保護のため築山全面に張芝を行った。施工においては、現況地形を削ることはしていない。

- 園路（復元整備/造成のみ）

「御城御庭絵図」の園路形状を基本とし、発掘調査で確認された遺構を通るよう設定のうえ造成を行った。園路幅は1人が歩ける幅を最低限確保し、石橋及び土橋の復元は行っていない。

- 石組（現況修理）

目視により傾きが認められる石組を対象に背面の発掘調査を行い、動きが認められたものを対象に、調査で確認された本来の据付け面まで戻している。調査によって動きが確認されなかったものについては現状維持とした。

● 植栽（除伐、剪定）

石組に影響を及ぼしている樹木のうち、遺構の保存上緊急度が高いと判断された樹木について除伐工事を行った。また、密生している樹木については林床への日照確保と樹木の生育環境を改善するため剪定を実施した。

【今後の課題】

- ・ 石橋や土橋の復元整備検討
- ・ 整備地盤に合わせた築山裾部の復元整備
- ・ 石造物の据付け



写真 2-5-6 栄螺山完成状況/南西から
(平成 28 年度)



写真 2-5-7 栄螺山完成状況/南東から
(平成 28 年度)

⑤北園池/平成 29～30 年度、令和元年度

北園池の修復工事は平成 29 年度に着手し、現在も継続して実施している。施工内容は、護岸石組の修復及び石材強化処理、築山修復や堆積した土砂清掃による地割の明確化等である。また、赤坂山北側のコンクリート橋についても、昭和に追加されたものとして撤去している。

平成 29 年度

施工範囲：北園池護岸及び周辺築山

施工内容：築山修理、石組修理、石橋修理、コンクリート橋撤去、石材補強処理、園路清掃

平成 30 年度

施工範囲：北園池東護岸及び余芳移築再建場所周辺

施工内容：敷地造成、施設撤去、石材補強処理

令和元年度

施工範囲：北園池東護岸

施工内容：石組据え直し、石組補修

【修復方針】

北園池では、昭和 28～30 年に整備された園池底の土と玉石を発掘調査によって除去し、近世の園池全容を確認したことを踏まえ、石組等の修復を開始した。特に北園池を象徴する石組ともいえる石橋は、橋台石の劣化が著しく危険な状態であったため、ステンレスボルトと薬剤を用いた強化処理を行い、石橋についても据え直しを行った。

- 石組（修復整備）

石組の修復整備として、石組の構造に関わる施工と石材の保存に関わる施工を行っている。北園池で実施した内容を下記4種に分類する。

- ・石組修復（据え直し）：動きの認められる石組を背面の据付け痕等を確認のうえ据え直し
- ・石組補修：石組としての安定性を担保するための補修（飼石の設置、粘質土による突き固め等）
- ・石質強化：薬剤の抽入や含侵等による石質劣化に対する処置
- ・石材補強：接着剤やステンレスボルト等を用いた割れや剥離等に対する処置

- 築山（中島及び護岸上部石組背面の築山）

築山修復整備は、現状保存を基本としながら地形の安定化を図るため、表土清掃の後に腐朽が進んだ樹木の根切りを行い、土が流出したとみられる範囲に粘質土の「はがね土」を充填し、ノシバを張って表土を保護した。土の充填にあたっては、含水比を調整のうえ団子形状に丸めたはがね土を階段状に積上げ、転圧することにより安定を図った。また、現存地形を保存するため、張芝は地盤の掘削を行わずにロール芝を用いて施工した。

【今後の課題】

- ・石組修復整備の継続
- ・池底及び三和土護岸の修復整備
- ・石橋の復元整備
（三之丸庭園からの移設検討を含む）
- ・北園池東部の修復整備及び復元整備（明治期に埋められた範囲）
- ・水面復元
- ・植栽整備（補植を含む）
- ・石造物の据付け
- ・修復整備後の維持管理



写真 2-5-8 石橋据え直し施工状況（平成 29 年度）



写真 2-5-9 石材強化処理完成状況（平成 29 年度）



写真 2-5-10 護岸石組修復状況（平成 29 年度）



写真 2-5-11 護岸石組修復状況（令和元年度）

第3章 現状と課題

第1節 保存整備に向けた現状と課題

二之丸庭園では平成25年度より保存整備事業を進めてきたが、『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』の策定時から指摘されてきた課題が残るとともに、保存整備事業を進める中で判明してきた課題も新たに加わっている。今後の保存整備による解決に向けた検討が必要な課題について、構成要素ごとにまとめる。

第1項 地形・地割

【現状】

二之丸庭園は、明治期の陸軍関連施設の建設やその後の除却、昭和42年に開始した一般公開に向けた整備、平成元年に開催した世界デザイン博覧会などにより地形・地割が改変され、広範囲において盛土造成がなされている。その後の経年による土砂堆積等も含め、往時の地盤高よりも現況地盤が大きくあがった状態である。

現在は、発掘調査により遺構の地盤高が徐々に明らかになってきているが、保存管理計画において設定した保存管理及び修復整備の指標年代は、庭園の成立時期によって文政期と明治期の2時期に分かれる。このうち文政期を指標とする範囲には、文政期の風致景観が顕在している範囲と潜在している範囲とが存在し、両方が混在する地区もある。

【課題】

①地盤高の設定

- ・絵図に高さ情報は示されていないことから、発掘調査の成果や古写真等も参照しつつ限られた情報を読み解きながら計画する必要がある。
- ・発掘調査によって検出した旧兵舎の基礎遺構についても、近代遺構として一定の評価を行い、保存する方針であることから、近世の整備地盤高との調整を図る必要がある。
- ・復元範囲には遺構保護層を設ける必要があることから、現存遺構との高さ関係について調整する必要がある。
- ・雨水排水等、現況の排水環境についても考慮のうえ、整備後の排水計画を踏まえた地盤高を検討する必要がある。

②指標年代の境界部分の取扱い

- ・指標年代の異なる範囲の境界部分については、時代の違いを明確にしながらも現在の空間を一体的な庭園景観として整備する必要がある。

③二之丸御殿との関係

- ・二之丸庭園は、藩主の居館であった二之丸御殿の北側に面して広がる庭園であり、庭園と御殿の関係性は本質的価値に関わる重要な要素であることから、修復整備においては御殿



写真 3-1-1 北園池と近代前庭飛石の関係

跡地の見せ方にも工夫が必要である。

- ・二之丸御殿は改変が繰り返されていることを絵図や文献資料から読み取ることが出来るが、部屋構成や使われ方に関する検証は充分には進んでおらず、遺構表示等の整備に向けたさらなる調査が必要である。
- ・二之丸御殿の立体復元を検討する場合には、座観を基本とする室内からの視点や軒先の意匠等を考慮する必要がある。
- ・「梅之御間」や「桜之間」は、庭園側から撮影された古写真が確認されていることから個別の検証が可能であるが、**地割区分は近代を指標とする範囲に含まれ、近代～現代の整備で地盤が嵩上げされて現在は二の丸茶亭が建っているため、取扱いの検討が必要である。**
- ・二之丸御殿が撮影された古写真のうち、撮影位置が特定されていないものがある。



写真 3-1-2 二の丸茶亭と近代敷設と見られる飛石。

④施工範囲と工程計画

- ・地形復元を行う範囲は広域に及び、工事期間も長期にわたることが予測されるため、施工中の公開活用や工事効率を考慮し、施工範囲と工程計画を立案する必要がある。
- ・地形造成を行う際は、配管等地下埋設物の施工を同時に行えるよう計画する必要がある。

⑤残土処理

- ・近代以降に持ち込まれた大量の盛土については、二之丸庭園内の造成だけでは切土と盛土の土量調整が難しく、残土が発生する見込みである。したがって、城内や市内での有効利用等を含め、処分方法について検討が必要である。

第2項 石組

【現状】

現存する石組については、経年による石組の動きや緩みが認められるほか、石材についても経年劣化や樹木の影響等により、風化や割れ等が発生している。これまでの修復整備において、北園池の護岸石組については、緊急性が認められる範囲から修復整備に着手し、優先度の高い石材を対象に石材保存処理を実施してきたが、護岸全体の現況把握には至っていない。

【課題】

①遺構の状況把握と修復方針の立案

- ・北園池の護岸全域について、石組及び三和土構造物の全容を把握して優先度や修復方針を検討する必要がある。



写真 3-1-3 北園池南東部/赤坂山周辺の現況

- ・地形復元に伴って石組を復元する範囲について詳細検討を進める必要がある。
- ・築山の石組は、表土の流出による根切れや、樹木の成長による動きが認められるため、全容把握のうえ優先度を整理する必要がある。
- ・近代前庭の枯池石組は、昭和8年頃に作成された平面図と現況比較によると改変の可能性が考えられるため、発掘調査のうえ取扱いを検討する必要がある。

②石材保存

- ・現存する石材すべてを対象に保存処理の必要性を把握し、緊急度の高いものから順次進めていく必要がある。
- ・施工後のモニタリングを行い、整備事業中にもその結果を反映させ、必要に応じて施工法の改善を図る必要がある。



写真 3-1-4 劣化が進行する石材（北園池護岸）

③樹木による影響

- ・樹木の幹や根の成長により、石組への影響が広がる恐れのあるものが認められる。
- ・過年度事業において除伐した樹木の切株について、腐朽の進行や石組との関係を観察し、除去の時期を見極めて対応する必要がある。

④飛石の修復及び復元

- ・発掘調査で検出した飛石は、土に据えられたものと周囲に三和土が施されたものとが確認されている。絵図では飛石すべての周囲が黄色で彩色されており、発掘調査の成果も踏まえて庭園全域での整備方針を検討する必要がある。
- ・近代前庭（二之丸御殿北西跡）の不陸が認められる飛石は、発掘調査のうえ、近代遺構としての修復方針を検討する必要がある。



写真 3-1-5 不陸を起こしている飛石（近代前庭）

⑤復元意匠の検討

- ・復元範囲の石組意匠については、地割ごとの空間特性を読み解きつつ、絵図の詳細検証を進める必要がある。
- ・施工にあたっては現存遺構を十分に検証し、保存整備事業の中で知見を蓄積する必要がある。

⑥材料の特定と確保

- ・石組の復元には大量の石材が必要となるが、使用する石材検証のほか、石材の保管場所も確保しておく必要がある。
- ・発掘調査において確認した当初材の浮石、城内の修理事業で発生した石材、寄付を受けた石材等を保管しているものについて、適切に管理し有効活用していく必要がある。

第3項 水系

【現状】

北園池は、昭和28～30年に池底が改修され枯池とされている。昭和初期の写真には水面がわずかに映るものが確認されるが、給排水設備の位置等は不明である。平成29年度の整備事業で昭和の改修によって設置された玉石を撤去したが、この時にも給排水設備について確認できる要素は確認されなかった。

南池は、昭和の発掘調査で検出した遺構を整備のうえ公開しており、令和元年度の発掘調査においては、現況の池底や周辺地形よりも低い位置に遺構が現存することを確認した。

現況の園内排水は、二の丸茶亭南西から城内西側へ至ると見られるルートのほか、庭園の北東部から石垣に設置された石樋を通じて堀に排水されるルートもある。旧名勝指定範囲内には排水枳がなく、表面流水は園池に自然放流されている。

【課題】

① 園池への給水

- ・北園池は発掘調査でも給排水の設備は確認されておらず、引き続き調査が必要である。南池は昭和51年の調査でオーバーフローの暗渠を確認したとされるが詳細は不明である。
- ・北園池では、給水状況を推定させる三和土構造物等が確認されていることから(写真3-1-6)、詳細について調査検証が必要である。
- ・給水源は、これまでに現地からも史資料からも確認されておらず、水源の確保について検討する必要がある。
- ・北園池の池底には三和土を割って穿たれた溝が数条あり、修復整備での取扱いについて検討が必要である。
- ・水深との設定について、景観及び維持管理の側面から検討を行う必要がある。
- ・日常的な清掃や浚渫等の維持管理等、水質管理を踏まえた給水検討が必要である。



写真 3-1-6 北園池滝石組下の池底周辺状況

② 雨水排水

- ・池底発掘調査後の北園池では、降雨により流入したとみられる土砂が堆積している。
- ・石垣に設置されている石樋のうち、現在も機能しているのは北東の1箇所であり、他2箇所については接続不良を起こしている可能性が考えられるため、現況確認が必要である。
- ・庭園内の園路等には、降雨後に滞水する箇所がある。



写真 3-1-7 使われていない石垣北西部の石樋

③ 植栽の灌水

- ・絵図に基づいて植栽を復元すると、樹木数が

大きく増加するとともに、花壇といった頻度の高い灌水が必要なものもあることから、設備及び管理方法の両面において計画する必要がある。

④施設管理の給排水

- ・移築再建後の余芳等建造物や活用施設等の給排水設備について、地形造成とともに配管できるよう検討の必要がある。

第4項 植栽

【現状】

二之丸庭園の特に文政期を指標とする範囲については、往時の植栽はほとんど残っていないため、絵図に基づいた植栽整備を行う必要がある。現況の樹木については、旧名勝指定範囲において平成24～26年度に危険木等の除伐を実施したほか、平成30年度までの整備事業の中でも、安全性のほか景観や生育環境の改善を目的に除伐及び剪定を順次進めている。

【課題】

① 植栽計画

- ・「御城御庭絵図」等の史料には樹種が記載されているものもあり、手掛かりとなる情報を得られるが、正確な位置やすべての樹種を読み取れるわけではなく、植栽密度や整備後の維持管理等についても考慮しながら、検討を進める必要がある。
- ・景観木の選定については、樹形等も重要な検討事項となるため、材料確保を進めておく必要がある。



写真 3-1-8 石垣上で成長したクロマツの列植

②既存樹木の取扱い

- ・石垣の上や南蛮練堀の近くで大木に成長している樹木（クロマツ、サクラ等）がある。
- ・現状の樹木は、近代以降の整備で植栽されたものと考えられ、実生木も含めて大木に育ったものも増えていることから、移植や除伐等を計画的に進める必要がある。
- ・中御庭には市民団体より寄付を受けたツバキが群植されており、事前に協議を進めたうえで移植検討等が必要である。



写真 3-1-9 市民団体からの寄付による植栽帯

③植木屋、花壇等の取扱い

- ・庭園の空間復元のためには、昭和の整備で設置された花壇や植栽帯等の撤去が必要となるが、既存の樹木については可能な限り移植検討を行うことが望まれる。
- ・絵図に描かれた植木屋の陳列棚に並べられた鉢植え等は、藩主の嗜好や尾張の園芸文化を伝えるためにも有効な要素であるが、維持管理方法を踏まえた検討が必要である。

第5項 構造物

【現状】

二之丸庭園で懸念されている損傷の進む構造物として、敷地北側の石垣上に遺る南蛮練塀が挙げられ、保存修復に向けてオルソ画像の作成や発掘調査等を進めてきた。また、北園池護岸の三和土構造物等も二之丸庭園の特徴的な意匠である。南蛮練塀を含むこれらの三和土構造物については、過年度に成分分析等を積み上げており総括的な検証を進めている。

本質的価値に関わる構造物としては、埋門も遺されているが、これまでに詳細調査は行われていない。

名古屋城内には意匠の異なる擬木柵が各所に設置されており、二之丸庭園にも柵等の擬木構造物が存在する。その他の構造物として、庭園内には昭和の整備等で追加された休憩用の設備や植栽帯等が設けられている。ライフライン等の設備については不明な部分も多く、老朽化が進むものも見受けられる。

【課題】

①南蛮練塀の取扱い

- ・過年度に実施した材料調査等の検証を進め、適切な保存や修復に向けた検討を具体化する必要がある。
- ・これまでに確認されている古写真の詳細検証を行うとともに、未確認の資料についても確認する必要がある。
- ・由来や築造年代、変遷等が明らかになっていないため、さらなる調査が必要である。



写真 3-1-10 南蛮練塀と擬木柵

②三和土構造物の取扱い

- ・北園池の護岸の擬岩や擬石のほか、亀を象った意匠等について、保存及び修復整備の方針を検討する必要がある。

③埋門の修復及びその他門の復元

- ・古写真や文献等の資料検証を進めるとともに、修復整備に向けた現況調査が必要である。
- ・庭園を区画する土塀に設けられた3箇所の門について、絵図に描かれた立面の意匠に基づき、復元に向けて検討する必要がある。



写真 3-1-11 埋門の現況

④石造物の復元

- ・「御城御庭絵図」には300基を超える数の石造物が描かれている。修復整備の事業期間内に、すべての石造物を復元することは困難であり、優先的に復元する石造物の基準を検討し、選定する必要がある。
- ・寄付を受けて保管している石造物の取扱いを検討するとともに、今後も寄付を受ける場合には、

品質確保のための基準を設け、事前の告知も行う必要がある。なお、整備事業では復元しきれない石造物については、長期的に整えていくための仕組み等を検討する必要がある。

- ・明治期に三之丸庭園に移設されたとされる石橋と舟形手水鉢が、現在も保存されていると見られるため、復元移設を検討する必要がある。

⑤擬木柵の取扱い

- ・庭園内の擬木柵や、擬木によるスピーカー柱の保護材に経年劣化が認められる。
- ・南蛮練堀の前に設置されている擬木柵は、景観や時代性のほか、堀と柵の関係性についても考慮のうえ取扱いを検討する必要がある。

⑥後世に追加された建造物の取扱い

- ・昭和の整備等において庭園内に設けられた花壇や休憩所等の建造物については、利活用において一定の役割を果たしてきたものではあるが、本質的価値に基づく空間性の回復を行うため、撤去を進める必要がある。
- ・石材や植栽等については、可能な限り再利用する方向で検討する必要がある。
- ・建造物を撤去する場合には、手続きや関係者との協議等、事前準備をしたうえで進めていく必要がある。
- ・経年劣化した柵や放送設備等、今後の活用でも必要な建造物については、庭園景観に相応しい意匠を検討のうえ、整備事業と連携また調整して更新する必要がある。



写真 3-1-12 外縁西の牡丹花壇



写真 3-1-13 寄付により設置された望鯨亭

第6項 建造物

【現状】

現在、二之丸庭園には往時の建造物は残されていないが、明治期に民間に払い下げられた「余芳」が平成 22 年に名古屋市に寄付されたことから、部材調査や仮組調査を行い、発掘調査によって検出した手水から再建位置を推定のうえ、移築再建に向けた準備を進めている。また、「風信」についても市内に現存していることが確認されている。

建造物の遺構としては、昭和の発掘調査で「霜傑」の遺構を確認しているほか、現在の整備事業においても「多春園」の基礎遺構等を検出した。

その他の活用施設としては、二の丸茶亭やトイレ等を昭和の整備によって設置している。なお、昭和 44 年建築の二の丸茶亭は、「敷地全体を 50 センチかさ上げし、それより土間をさらに 45 セン

チ、床を地面から90センチ上げるように設計された。」(『金の茶釜と二の丸茶亭』名古屋市経済局発行)とされている。

【課題】

①「余芳」及び「風信」の移築再建

- ・「余芳」の移築再建に向け、追加調査のうえ計画を進めていく必要がある。
- ・「風信」の移築再建について、詳細調査と調整検討を進める必要がある。
- ・工事中の公開動線確保や整備事業への理解を促すための公開方法について検討が必要である。
- ・移築再建にあたっては、防災及び防犯設備についても検討が必要である。

②遺構表示

- ・遺構表示の対象となる建造物の特徴及び庭園の空間性に相応しい素材や手法について検討する必要がある。
- ・「霜傑」については再発掘を行い、庭園の建造物全体の修復方針に合わせて遺構表示の手法を見直す必要がある。



写真 3-1-14 霜傑の遺構表示現況

③建造物の復元検討

- ・14代藩主慶勝の古写真から、二の丸御殿の「桜之御間」及び「梅之御間」、外縁に位置する「逐涼閣」や「迎涼閣」、「御文庫」といった建造物が確認され、三次元復元の可能性も検討される。ただし、写真は部分的なものであるため検討には慎重を要する。
- ・建造物の復元は、二の丸庭園の価値について理解を促すためにも有効な要素であるが、根拠となる資料が不足していることが多く、継続的な調査が必要である。

④既存建造物の取扱い

- ・二の丸茶亭の取扱いについては、耐久年限を考慮のうえ、ガイダンス施設の検討を含めた活用計画に位置づける必要がある。
- ・現況のトイレは、車椅子用トイレが1室備えられ、男女ともに個室数は多いものの和式のみの仕様であり、史跡保存活用計画に示された整備方針にも合致しない状況である。絵図に基づいて進める復元整備では、現況の位置にトイレは設置出来ないことから、城内全体での施設計画において検討する必要がある。



写真 3-1-15 外縁東に面するトイレ

第2節 活用の現状と課題

二之丸庭園の活用における現状と課題について、整備に関わる内容と活用方法に関する内容、周辺施設との連携に分けて整理する。

第1項 整備に関わる活用の現状と課題

【現状】

現在の名古屋城としての公開範囲は、本来の縄張り**全域ではなくその一部**である。往時の二之丸は、内堀の東側全域に広がっていたが、現在は有料公開範囲の内外で南北に分断された状態となっている。

二之丸庭園は、現在の有料公開区域の東端にあたる東門近くに位置するが、後世に追加された植栽帯等で、庭園の存在が認識されにくい状態となっている。また、庭園内には有料の休憩施設である二の丸茶亭が建つが、庭園の概要や沿革を紹介するガイダンス施設がなく、総合的な説明板は二の丸広場に設置されている。このほか、「霜傑」や「埋門」、「南蛮練塀」等個別の説明板についても、老朽化に加えて近年の調査成果を反映できていない状態である。

【課題】

①城内の公開範囲と動線設定

- ・二之丸庭園への動線は、東門と正門からの2ルートあるが、正門からは遠く、東門からは植栽帯によって庭園を認識しにくく、天守に視線が向く状態であるため、効果的な誘導について検討が必要である。
- ・将来的な課題として、二之丸御殿及び向屋敷等を含む二之丸本来の全体的な広がりを理解できる状態での公開を目指すことから、今回の整備事業においても二之丸全体の公開を視野に入れた検討を行う必要がある。
- ・東門については、二之丸全体の整備において、二之丸の玄関口として相応しい内容として検討する必要がある。



写真 3-2-1 東門からの景観

②庭園内の動線設定

- ・現在は庭園内の観賞動線等を設定しておらず、植栽帯等によって奥が見通せないこともあり、入口を含む動線や見どころを理解しにくい状況となっている。
- ・絵図に基づく復元整備を進めていくと園路が飛石となり、**連続した段差ができるほか**すれ違い通行も難しい状態となることから、観賞動線の設定や**バリアフリー**について検討が必要である。



写真 3-2-2 東門（中央）と愛知県体育館（左）

③本質的価値に基づく活用に向けた整備

- ・二之丸庭園は二之丸御殿に付属する庭園であり、往時は「御城」と呼ばれた藩政の中心的空間に造営された庭園であるが、現在は二之丸御殿を理解できる要素は残されていない。庭園の本質的価値を理解するには、御殿の存在は大きく、現在の利用動線及び今後の特別史跡全体の活用計画との調整をはかりながら、御殿の範囲を平面表示等で分かりやすく示していく必要がある。
- ・文政期を指標とする地区は、寛永の造営期から続く豪壮な雰囲気を感じさせる空間と、細やかで遊び心のある意匠が施された露地空間、尾張の園芸文化を表す空間等が並存しており、権勢を誇った尾張徳川の多彩な文化を感じられるような活用に向けた整備が必要である。
- ・近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、明治期の庭園であることが認識されにくい状態にある。

④活用施設の整備

- ・庭園の概要及び歴史の変遷、発掘調査の成果等を紹介するガイダンス施設の整備が必要である。
- ・現況の老朽化した説明板は、内容の見直しを含めて更新する必要がある。
- ・主要な要素については個別の説明板を設置することが望ましいが、庭園景観に配慮したデザインや配置計画が必要である。
- ・復元整備後には広大な範囲の回遊式庭園となるため、休憩設備等の設置を検討する必要がある。
- ・築山や園池等、来園者の安全確保が必要な場所や、遺構の保護を目的として立ち入りを制限する必要がある場所等には、庭園景観に配慮した柵の設置を検討する必要がある。
- ・夜間の特別公開に備えるため、電源設備を整えておく必要がある。



写真 3-2-3 現況の説明板

第2項 活用方法の現状と課題

【現状】

文政期の二之丸庭園の姿は、保存管理計画で指標として示してからの年月も浅く、現地に空間復元がなされていないことから、一般的な認知は低い。また、整備事業は広範囲及び長期にわたるものとなり、現在の姿から大きく利用形態も変更することになるため、整備工事への理解促進も必要な状況にある。これまでも工事中の内容や、保管石材の置場所等に説明板を設置することで普及に努めている。

二の丸茶亭は城内で唯一呈茶を行う休憩施設であり、昭和20年の戦災で燃えがらとして残った金鯨から製作された「金の茶釜」で沸かした湯で茶を点てて提供している。管理運営には、名古屋市から1年単位で公園施設の管理許可を受け、一般社団法人名古屋城振興協会が当たっている。

【課題】

①理解の促進

- ・整備事業において将来的に目指す庭園の姿を示しながら、二之丸庭園の本質的価値や価値に基づく工事を行っていることについて、理解促進に努める必要がある。

- ・案内人の育成等について、整備事業を進めながら、検討を進めておく必要がある。

②修復整備中の活用

- ・発掘調査及び整備工事中は、公開範囲に限られることもあるが、オリジナル遺構や修復技術の見学等、通常では体験できない公開を行う機会となる。安全性の確保、遺構の保護等を前提としながら、特別公開や説明会等を実施していく必要がある。



写真 3-2-4 保管石材の説明板

- ・発掘調査及び整備工事の実施中は、安全性確保のために立入禁止区域を明確に設定するとともに、安全性を確保しつつ効果的な観賞体験を促進できるよう園路誘導等を適切に行う必要がある。
- ・保存整備の目的と必要性について一般に理解を促すためには、整備の最終形をなるべく明確なイメージとして伝える必要がある。ただし、発掘調査の成果や新たに確認された史料に基づき、計画が変更する可能性があることについても、十分に周知しておく必要がある。
- ・事業スケジュールにおいて、地区ごとのまとまりをもって整備事業の範囲を設定することにより、公開範囲の断片化を防ぎ、来園者の空間認識を妨げない工夫が必要である。

③公開動線と管理動線

- ・修復整備後の日常的な維持管理の動線やバックヤードについても、来園者の安全性や鑑賞性を損なわないよう、検討していく必要がある。

第3項 関連文化財等との連携

【現状】

名古屋城は、名古屋を代表する文化財であり観光資源であると言って過言ではなく、特別史跡の指定範囲周辺には、屋敷跡等関連する文化資産も点在している。現在、特別史跡及び周辺地域では、往時の城下における賑わい創出を現代の観光資源とするべく様々な取組みがなされている。また、名古屋市では、市内の文化施設等をめぐる「文化のみち」を設定している。名古屋城はその中においても核となる文化財である。

【課題】

- ・名古屋城は地域における文化の核であり、二之丸庭園の活用においても文化の中心としての役割を意識する必要がある。
- ・周辺文化財との連携を二之丸庭園との関連性を分かりやすく示しながら展開する必要がある。

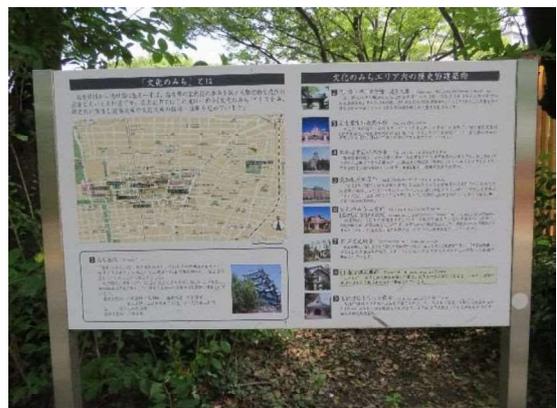


写真 3-2-5 「文化のみち」看板

第3節 維持管理の現状と課題

【現状】

二之丸庭園では、保存整備事業の期間中も工事区域外の公開活用を行っているため、名古屋城総合事務所の直営及び業務委託により、年間計画に従って維持管理を実施している。

植栽管理

- ・管理内容は、樹木の剪定や刈込みのほか、花壇や薬草園の手入れ、東庭園等の芝刈り、除草、清掃等である。北園池及び南池、近代前庭の枯池については手作業での除草を実施している。
- ・年間計画は、植物の特性に合わせて施工時期を考慮した基本的なスケジュールに加え、各樹木の状態に合わせて作業内容を追加している。近代前庭（二之丸御殿北西跡）のソテツについては、冬季に菰巻きを行っている。

設備管理

- ・放送設備の動作確認を定期的実施している。
- ・電気設備は異常が発見された場合に点検のうえ修繕を行っている。
- ・ベンチの再塗装やロープ柵の杭交換などの補修、トイレの修繕なども適宜実施している。

その他

- ・警備員による巡視、トイレ清掃やごみ拾い等についても定期的に行っている。

【課題】

- ・これまでの二之丸庭園では公園管理的な維持管理を基本としてきたため、文化財庭園としての価値を保存するため、技術指導や技術者の育成を進める必要がある。
- ・保存整備事業で施工した範囲については、経過観察を行いながら、その意図を理解したうえで維持管理を継続していく必要がある。（石組の目地補修、補植樹木の手入れ等）
- ・施工後に適切な維持管理を行うためには、保存整備事業と維持管理の関係者双方が、事業の内容や目的、維持管理の内容に関する情報を共有していく必要がある。
- ・整備事業範囲の工事動線及び工期、さらには庭園及びその周辺で行われるイベント等にも考慮した年間計画の検討が必要である。
- ・現在は庭園の近辺に維持管理車両を寄せることが可能であるが、保存整備事業後には物理的に車両を寄せにくくなるほか、庭園景観への配慮が必要になるため、管理動線やバックヤードについて検討する必要がある。

第4節 課題の総括

二之丸庭園の保存整備及び公開活用、維持管理における課題を以下に総括し、保存整備の主要課題については、対象となる要素を図に示す。

(1) 保存整備の主要課題

【地形・地割】

- 遺構保存と雨水排水環境を踏まえた現存範囲と復元整備範囲、露出展示範囲の地盤高設定 (①)
- 史料等では明確にならない復元整備範囲における築山等の高さ設定 (②)
- 近代前庭（二之丸御殿北西跡）と近世を指標とする空間との地盤高すり合わせ (③)

【石組】

- 現存する石組の修復整備と石材劣化対策 (④)
- 復元整備のための石材確保と石組工法 (⑤)

【水系】

- 北園池及び南池への水面復元方針と復元する場合の給水源 (⑥)
- 護岸及び池底の修復整備と水面復元の場合の保水対策 (⑦)

【植栽】

- 石垣上の高木類の取扱い方針 (⑧)
- 花壇や寄付樹木の取扱い方針 (⑨)

【構造物】

- 南蛮練塀の修復整備と修復方針検討のための調査推進 (⑩)
- 園池三和土構造物の修復整備 (⑪)
- 擬木柵の取扱い方針 (⑫)
- 三之丸庭園の石橋及び石舟移設に関する調査検証 (⑬)
- 現況の便益施設（トイレ、望鯨亭等）の取扱い方針 (⑭)
- 石造品の確保（新規購入、寄付の受付）
- 保存整備事業完了後の公開活用及び維持管理に必要な設備の整備

【建造物】

- 「余芳」の移築再建及び防火対策 (⑮)
- 「風信」の移築再建に向けた調整 (⑯)
- 二之丸御殿の遺構表示に向けた調査検証及び表示方法 (⑰)
- 二の丸茶亭の取扱い方針 (⑱)

【その他】

- 保存整備における真実性の追求
(発掘調査及び史料の詳細検証、保存整備における知見の集積)
- 保存整備事業中の公開継続に配慮した工程計画

※ () 内の数字は図 3-4-1 と対応する。

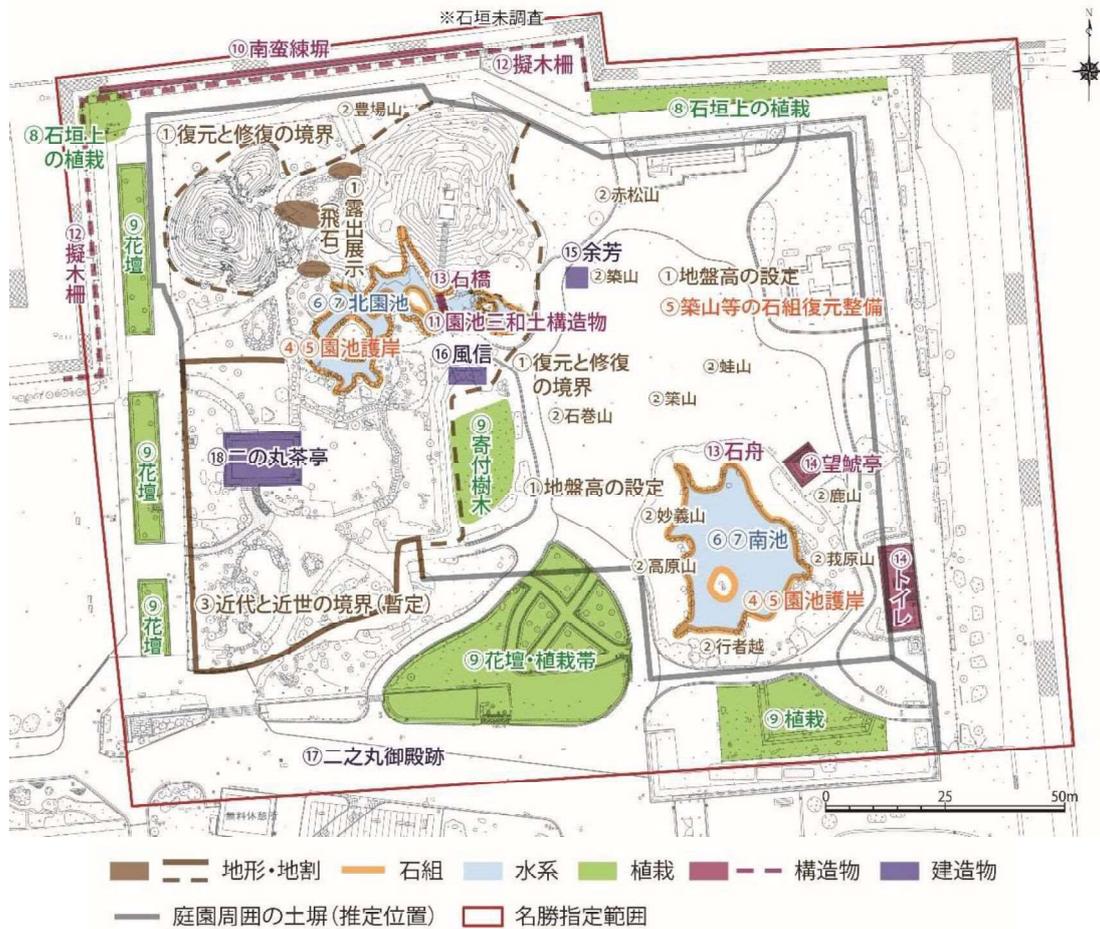


図 3-4-1 保存整備の主要課題・対象要素位置図 (S=1/1,500)

(2) 公開活用の主要課題

- 保存整備実施中の安全かつ効果的な公開活用（動線設定、公開方法等）
- ガイダンス機能の充実（ガイダンス及び休憩施設、説明板等の設置）

(3) 維持管理の主要課題

- 文化財庭園保存技術による継続的な維持管理の実施（技術指導、技術者の育成）
- 整備済み範囲の維持管理（保存管理技術及び体制整備）
- バックヤードの確保（道具類の倉庫、剪定枝の一時集積場、園池水替えの作業空間等）

第4章 基本理念と方針

第1節 基本理念

尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を現代に再生し文化資産として継承する

- ・藩主居館に築かれた大規模な回遊式庭園を「修復」と「復元」により再生する。
- ・近世の大名庭園と近代の庭園を歴史的経緯が刻まれた風致景観として一体的に保存整備する。
- ・尾張の庭園文化を保存整備で体現し、その文化を実感できる活用を展開する。

現存する数少ない城郭庭園である二之丸庭園は、尾張の庭園文化を象徴するものであり、保存整備にあたっては比較的良好に残された文化・文政期の大名庭園と明治期に将校集会所前庭として築庭された庭園の継承が前提となる。保存整備の基本は、このような現況を考慮しつつ、修復整備及び復元整備のために近世の絵図類、文献、古写真等の史資料、さらに発掘調査の成果を保存整備に反映し、大規模な回遊式庭園を現代に再現することである。また、活用にあたっては、庭園文化を広く喧伝し、将来にわたって文化資産として継承することである。それにより、尾張徳川家の藩主居館で展開された豊かな庭園文化や優れた造園技術を伝え、明治期に加えられた価値とともに一体的な保存活用を図っていく。

第2節 基本方針

第1項 整備の基本方針

二之丸庭園の保存整備は、以下4点の基本方針にしたがって進めるものとする。

● 現存する庭園の修復整備

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心とした現存する庭園を修復整備し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。

● 地下遺構の保存と庭園の復元整備

二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元する。また、現存する「余芳」及び「風信」を原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元する。

● 近世の庭園と近代庭園の一体化

近世・近代と重層的な変遷を経て成立した尾張の庭園文化を象徴する存在である二之丸庭園として、近世及び近代の仕事をそれぞれ尊重し、回遊式庭園として一体化する。

● 庭園文化を感じられる活用の展開

「余芳」及び「風信」は、移築再建後の活用を検討し、史料から往時の利用方法をうかがえる植木屋及び霜傑周辺も積極的に活用する。また、尾張の庭園文化を体験し、理解できるような公開活用施設の整備を行う。なお、公開活用においてはバリアフリーについても考慮する。

第2項 地割区分別基本方針

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、現存する遺構を修復することを基本とし、北御庭については北園池東側や多春園等の価値が潜在している範囲の復元整備を行う。その他の区域については、全域において文政期を指標として二之丸庭園を復元整備する方針である。

庭園の現状及び基本方針を踏まえ、各地割区分の空間に基づいた基本方針を以下の通り設定する。

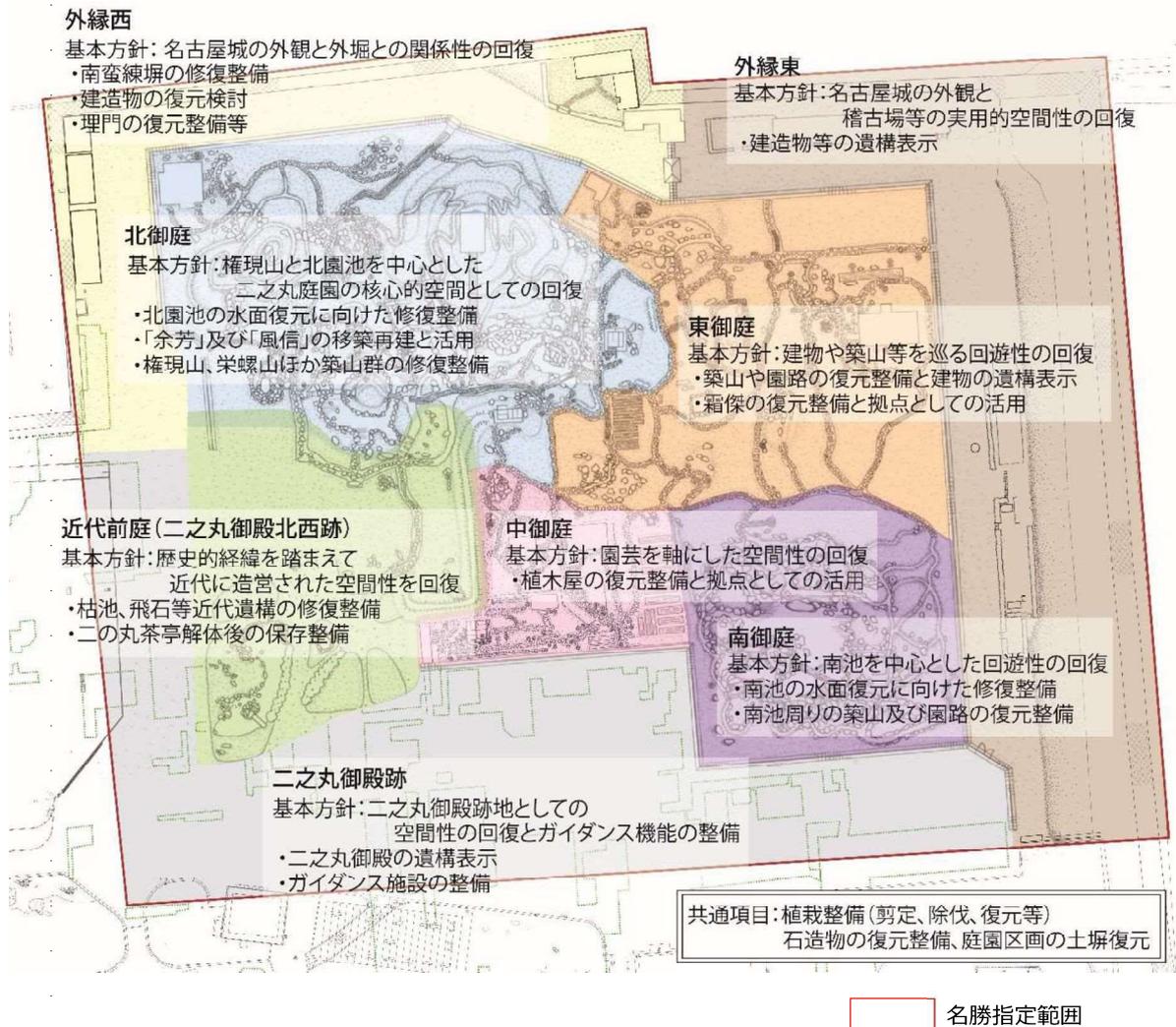


図 4-2-1 地割区分別基本方針

●北御庭

基本方針：権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の核心的空間としての回復

近世の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている二之丸庭園の核心的な空間であり、平成 25 年度から継続して修復整備を実施している。「御城御庭絵図」に描かれた空間性を回復することを基本とし、現存範囲の修復整備を進めるとともに、潜在化している庭園空間の復元整備を実施する。また、「余芳」及び「風信」の移築再建と周辺の復元整備を進める。

北御庭は範囲が広く特性の異なる空間が存在するため、北園池、余芳、風信、多春園、権現山、栄螺山、築山群に分類して特徴と整備方針を記す。

〈北園池〉

寛永期からの遺構が遺る可能性が高く、二之丸庭園の重層的な歴史を最もよく表す貴重な近世の現存範囲である。高低差を持つ入り組んだ護岸形状で大小4つの中島を持ち、大型の青石等を用いた石組が迫力ある景観を生んでいる。池底は三和土で仕上げられており、護岸には漆喰による擬石や擬木、亀を象った意匠が施されるなど、特徴的な園池護岸を形成している。また、中島や対岸の権現山には石橋が架かり、水面に近い高さには園路を設けているほか、水生植物の植え桝や藤棚、沢飛び等が設けられ、立体的な構造を生かした楽しみ方が考えられていたことが窺える。

保存修復にあたっては、園池の構造を支える石組や三和土構造物等を修復し、水面を復元するとともに往時の回遊動線を回復させ、随所に施された見所を觀賞できるよう整えるものとする。

〈余芳〉

北園池の東岸に位置する余芳を中心として造営された庭園の範囲である。余芳の北から東にかけては築山に景石を配し、南には縁を設けて立ち手水が置かれている。西側は北園池に面しており、汀に寄りつけるように飛石が打たれ、園池を景色として取り込むとともに、空間としても関係の深い造りとなっている。近代の陸軍兵舎建設によって攪乱を受けている。

復元整備の対象範囲であり、余芳を移築再建して周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分を整備する。余芳は茅葺き屋根で外観としても庭園の景色となることから、添景のひとつとして捉えるとともに、余芳からの北園池や権現山に向けた眺望、園池との関係を考慮した動線を回復する。

〈風信〉

北園池の南東で権現山をほぼ正面に望む築山上に位置する。御殿からの園路と繋がる西側に中門があり、手水鉢や袖垣が設けられている。風信の土台も石組であった可能性も考えられるが、攪乱が著しく発掘調査でも詳細は確認できなかった。

将来的に移築再建を目指すため、再建を踏まえた周辺の復元整備を行う。

〈多春園〉

北御庭の北西隅に位置する多春園から豊場山下御門まで広がる空間で、栄螺山を景色として取り込んでいたものと見られる。多春園の東側には小さな池を穿ち、池に架かる木橋を渡ってサクラの群植を抜けると豊場山があり、豊場山下御門前の延段へと続いていく。多春園は2階建てであることが古写真等の史料により確認されており、『尾州御留守日記』には、斉朝が2階で家臣を饗応したとの記載がある。大人数での宴会が可能であったことは間取りからも窺え、2階からは外堀や御深井丸方向へ眺望が効いたものと考えられる。

多春園は近代に除却されて周辺は盛土されているが、発掘調査によって土間三和土や池跡等の遺構が検出され、絵図との整合が確認されている。検出した三和土は脆弱であり露出には耐えられないと考えられるため、整備においては覆土のうえ復元を行う方針とする。この整備高に合わせ、豊場山下門までの空間を回復するため復元整備を行う。

〈権現山〉

寛永期から二之丸庭園の中心に築かれた象徴的な築山で、徳川家を象徴する権現山の名がつけられている。変遷はあるが頂部には社が祀られていたことが『金城温古録』などから分かる。

また、山の東側は文政期に付け足されたことが絵図の比較から考えられる。南側の斜面には直線状の石段が設置され、その麓には鳥居が建てられ、対岸には自然石の石橋が架けられている。鳥居の基礎は発掘調査で検出されている。

近代に東側が大きく削平されていたが、整備事業において地形復元を行ったほか、石段の復元及び社跡の遺構表示を実施済である。北西の山裾は築山群から多春園の整備に伴い地盤が下がることになり、北東側についても権現山下御席境界にあたる山裾部の石組復元を行う。また、園路の仕上げや植栽環境を整えることも課題として残されている。

〈栄螺山〉

北御庭の北西部に位置し、螺旋状に巡る園路が特徴的な築山である。発掘調査成果によると、権現山と高さはほぼ同等である。「御城御庭絵図」では北側に2箇所、東側に1か所、南側に1か所の枯れ滝石組があり石橋や土橋が架けられている。このうち北側の石組1箇所は現況では失われている。「御城御庭絵図」に描かれた特徴として、西側の山裾部に草本が表現されているが、同絵図ではここでしか確認されないものである。

近代の整備で西側の一部が削平されていたが、整備事業において復元し、築山全体の園路について復元造成を行っている。今後は築山群や多春園等、周辺の整備に伴う山裾部の切り下げを行うほか、石橋及び土橋の復元を含む園路の仕上げや植栽整備が課題として残されている。

〈築山群〉

笹巻山から四ツ代山、田楽山、二子山と南北方向に連なる比較的小規模な築山群で、四ツ代山と田楽山は権現山及び北園池護岸との連続性を持つ。笹巻山は石組を主体とする築山であることが、現状と「御城御庭絵図」で一致しており本整備事業で修復済みである。

発掘調査において、二子山の周辺等で飛石を検出しており、良好な状態で保存されているため、露出展示の方針として地盤を切下げる。これに伴い、築山裾部についても一部に残る石組等を基準として修復整備を行う。

●東御庭

基本方針：建物や築山等を巡る回遊性の回復

近代の陸軍兵舎建設により攪乱を受け、その後の整備によっても地形が改変されているが、発掘調査によって一部の遺構が残存することを確認している。発掘調査成果及び「御城御庭絵図」等史料から得られる詳細な情報に基づき、回遊性の高い広がりある空間の回復を目指して復元整備する。

以下、空間特性によって、霜傑、権現山下御席、東園に分類して特徴と整備方針を記す。

〈霜傑〉

東に土堀、西に地形の高まりが認められ、周辺には東園が広がり、二之丸御殿から最も遠くに位置する茶室である。絵図からは、樹木の奥に見え隠れする空間であった可能性も考えられる。『尾州御小納戸日記』によると来客をもてなしたり、家臣をねぎらったりする場として齊朝が利用していることが判明しており、菊花の観賞や桜の花見も行われている。また、周辺には「瓢箪から駒」や「宝づくし」を意匠化した延段が見られるほか、伽藍石の飛石への利用が庭園内でも突出して多く、変化に富む華やかな空間づくりが意識されたものと推察される。

日記で確認している内容からは、庭園内でも利用頻度が高かったとみられることから、今後の活用においても拠点のひとつに位置付け復元整備を行う。

〈権現山下御席〉

権現山の北東裾部に位置し、北側を土塀に接し「御城御庭絵図」によると西と南を穂垣で区画された空間で、権現山下御席が建つ。東側は赤松山の山裾が延び、柵で区切られている。区画された範囲は平坦地と見られ、組み井筒やシュロの植栽があるのは庭園内での特徴といえる。赤松山にはマツの群植があり石組は要所に抑えられている。また、園路は飛石ではなく舗装の状態であり、東側の山裾に近い位置で御席と権現山に向けて2筋に分岐している。

発掘調査では、御席に伴うものと考えられる三和土が検出されており、建物位置の北西角は推定可能な状態である。権現山と赤松山に囲まれ、さらに穂垣で区画された状況から窺える落ち着いた空間の回復を目指して復元整備する。

〈東園〉

文政期に拡張された庭園の広い範囲を占め、サクラやモミジ、常緑広葉樹が群植された空間が広がっている。比較的平坦な地形の中に、蛙山や石巻山といった築山が点在し、御腰掛や四ツ堂といった休憩の場が設けられている。

築山等の景物が点在し、樹林の中を回遊させる伸びやかな空間性を目指して復元整備する。

●中御庭

基本方針：園芸を軸にした空間性の回復

近代の陸軍兵舎建設に伴って攪乱を受けているほか、土塁の築造等によって地形が大きく改変されている。昭和期の整備による攪乱も受けており、これまでの発掘調査で遺構は確認されていない。今後も調査を継続するとともに、「御城御庭絵図」等の史料から得られる詳細な情報に基づき、二之丸御殿との関係性にも考慮しながら、地形造成のうえ復元整備を実施する。

植木屋には、家臣等へ下賜していたという記録も残る鉢植えや造園材料が陳列され、管理ヤードを觀賞空間に高めて茶室を配置している。植物への造詣が深かった斉朝ならではの二之丸庭園でも特徴的な空間といえ、整備後は活用拠点のひとつとしていく。張出外御席に関して詳細な情報は確認されていないが、二之丸御殿を撮影した慶勝の古写真等の検証を進めていく。

●南御庭

基本方針：南池を中心とした回遊性の回復

文政期に御殿の一部を除却して造営された園池を中心とした空間で、現況の園池周囲は昭和期に行われた発掘調査の成果に基づいて整備された状態である。令和元年度の発掘調査において、昭和の調査写真に合致する遺構が検出され、池底はさらに深くなることを確認している。

今後は発掘調査を重ね、護岸形状や池底の状態、給排水の仕組み等を把握し、水面の回復を目指して修復整備し、園池周辺の築山や園路を復元整備する。

●外縁西

基本方針：名古屋城の外観と外堀との関係性の回復

「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた逐涼閣及び迎涼閣が文政期にも継承され、尾張徳川家の蔵書を納める御文庫等の建造物が建てられていた。北側の石垣上に築かれた南蛮練塀は、その一部が現存している。発掘調査によると、近代以降に南蛮練塀の土台付近まで盛土で埋められたことが窺え、陸軍の施設が建てられていた。

石垣上の建造物や構造物は、名古屋城の外観を構成する重要な構成要素であることから、城跡全体の整備方針とも調整しながら方針検討を進めるものとする。南蛮練塀は塀の一部が残存する貴重な遺構であることから、調査検証を進めて修復整備する。なお、二之丸の石垣はこれまでに修復履歴がないため調査検証が必要である。このほか、斉朝が新御殿との往来にも利用していた埋門についても、復元整備等を行う。

●外縁東

基本方針：名古屋城の外観と稽古場等の実用的空間性の回復

文政期には、召合門を入口とする東側に御稽古場及び御矢場が、北側には土蔵があり、石垣上にはマツやサクラが列植されていた。文政以前も東側には馬場が設けられ、北側には土蔵が建てられていた。近代に盛土されたと考えられるが、昭和期の世界博開催時にもさらなる盛土が行われている。

文政期の庭園空間の回復を目指し、御稽古場及び御矢場、土蔵の遺構表示を行い、実用的な空間であった地割と空間性を理解できる状態に復元する。北側石垣上の塀や丑寅隅櫓は、名古屋城の外観を構成する重要な構成要素であることから、城跡全体の整備方針とも調整しながら方針検討を進めるものとする。外縁西と同様に石垣の調査検証が必要である。

●二之丸御殿跡

基本方針：二之丸御殿跡地としての空間性の回復とガイダンス機能の整備

二之丸御殿は文政期以降にも大小の改変が繰り返されたとみられるが、庭園に接する範囲は奥や中奥が位置していた。二之丸庭園が御殿に付属する庭園であったことを理解するためにも重要な位置づけにあり遺構表示の方針とするが、今後検討する二之丸南部の整備方針とも密接に関わるため、庭園と接する範囲の外郭線を表示する。

また、公開活用における庭園の玄関口にあたるため、ガイダンス施設の整備を検討する。

●近代前庭（二之丸御殿北西跡）

基本方針：歴史的経緯を踏まえて近代に造営された空間性を回復

明治期に将校集会所の前庭や貴賓室に伴う空間として造営された範囲で、特に枯池などは名古屋の近代庭園が保存される数少ない事例としても貴重である。文政期には、梅之御間や桜之御間等が位置しており、二之丸御殿と庭園を直接往来できる場所であった。昭和40年代に二の丸茶亭が建てられ、城内で唯一の呈茶の場として現在も活用している。

枯池やソテツの車廻しは、将校集会所前庭として玄関口に相応しい空間性を保存し、調査のうえ修復整備を行う。貴賓室跡は土塁を含めて現状保存とし、必要に応じて修復整備を行う。二の丸茶亭は、今後のガイダンス施設に関する計画のなかで取扱いを検討するが、築50年が経過してお

り整備事業の後半で解体し、発掘調査を実施したうえで二之丸御殿の遺構表示や復元等の保存整備の方針を検討する。

第3項 修復整備の手法

復元整備にあたっては、発掘調査や絵図及び文献史料の調査、現存遺構の検証を重ねるとともに、修復及び復元整備工事において得られる知見を蓄積して設計内容に反映させるものとし、調査研究を継続しながら精度の高い復元を目指していく。

①絵図に基づく修復整備

二之丸庭園は、明治期の陸軍省による除却やその後の整備等により、北御庭の一部を除いて庭園景観が失われたが、造営期の「中御座之間北御庭惣絵」、隆盛期の「御城御庭絵図」など庭園の様子を精緻に描いた絵図によって往時の姿を知り、変遷を窺うことが出来る。また、近年の発掘調査によって、これらの絵図と合致する遺構が確認されていることから、史料を基にした真実性の高い復元整備を行うことが可能であり、二之丸庭園の価値を支えるものと言える。したがって、修復整備項目に合わせて絵図等史料の詳細検証を行い、個別の方針を定め、整備内容を決定していくものとする。

②整備における基本姿勢

修復整備を進めるにあたっての基本姿勢を以下にまとめる。

【保存のための整備における基本姿勢】

- オリジナル遺構が現存する範囲の適切な保存修復を行う
- 本質的価値が潜在する範囲は調査成果や史料に基づく復元整備を行う
- 二之丸庭園の特徴を十分に理解し、文化財庭園に相応しい技術による整備を行う

【活用のための整備における基本姿勢】

- 史実に基づいて修復・復元した庭園への理解を促すための施設や設備を整備する
- 多様な来園者が安全に庭園を観賞できるよう本質的価値を損なわない範囲で整備する
- 整備事業への理解を促すため説明板の設置や工事中の公開動線確保に努める

【共通する基本姿勢】

- 庭園部会の構成員等専門家による合議及び指導のもと事業を進める
- 現状変更等、必要な手続きを踏まえて整備を実施する
- 整備内容を後世に伝えるため調査及び検討から施工までの経過を記録保存する

第3節 構成要素別修復整備方針

第1項 地形・地割

(1) 地形修復

現存する築山等で表土の流出や陥没等が発生している範囲については、発掘調査の成果及び絵図の検証に基づき、周辺地形との関係を考慮のうえ地形修復を行う。

【地形修復の基本方針】

- 表土が流出している箇所は、地盤の安定性及び雨水排水を考慮のうえ、土の補充及び地被類の補植を行う。
- 土の流出により石組の傾倒や根切れが発生している場合は、発掘調査のうえ石組の修復とともに地形修復を行う。

(2) 地形造成

地形造成は、現存遺構を保存する範囲と復元整備を行う範囲とで取扱いを区別し、それぞれの特性に合わせてつづ、庭園全体として一体的な空間となるよう計画する。

【地形造成の基本方針】

- 露出しているオリジナル遺構は原則現状保存とし、必要に応じて補修及び補強処置等を行う。
- 発掘調査で検出した遺構を露出する場合は、雨水排水等を充分考慮し周辺地形の造成を行う。
- 発掘調査により検出した遺構を保護する場合は、状況に応じて遺構保護層を設ける。
- 地形復元を行う範囲については、絵図及び発掘調査の成果に基づき、地形造成を行う。
- 地形造成にあたっては、適切な植栽基盤として整備する。

①遺構保護層の考え方

- ・ 遺構保護層の厚みは原則として30 cm程度とし、各遺構の状態や周辺地形との関係を考慮し、個別に検討のうえ整備内容によって適切に設計する。
- ・ 近代遺構でレンガ等耐久性の高いものについては20 cm程度を基本として検討を行う。
- ・ 植栽箇所については、成長に伴う遺構の破壊等を防ぐための対策を行う。

②復元地形造成の基本的な考え方

- ・ 二之丸庭園は、複雑な自然地形に造営された庭園ではなく、敷地造成された城郭の曲輪に造営された庭園である。したがって、敷地の成り立ちは、平坦な地形に池を穿ち、発生土で築山等を造営したものと考えられるため、復元地形の造成においては、基礎地盤となる一定の地盤高から、観賞者の視点を意識した相対的な築山等の高さを設定するものとする。
- ・ 高さ設定にあたっては、絵図に描かれた状況や築山の名称等を検証したうえで、現存する築山の高さを参考に決定する。

③地割区分別基本方針

A.北御庭

オリジナル遺構が現存する範囲であるため基本的に現状保存とする。発掘調査によって、全体的に地盤が高くなっていることが確認されているが、切り下げについては周辺地盤との関係等により個別に判断する。

《現状保存》

○北園池南西護岸～笹巻山周辺

園池護岸の南西側は、平成30年度の発掘調査において、護岸上部の石組に改変の可能性があることを確認しているが、現況の園路や近代前庭との関係等、近世に戻すことによる周囲への影響が大きいことから、現状保存とする。

○権現山及び栄螺山

平成26～28年度に、絵図検証や発掘調査の成果に基づいて復元整備した地形を維持する。

○風信

近代に造成された土塁とともに現状保存とするが、将来的に風信を移築再建する場合には、発掘調査成果に基づき、建設地盤を設定のうえ地形造成を検討する。

《切土造成》

○築山群

二子山南側で検出した飛石は状態がよく露出展示に耐えられると考えられるため、飛石遺構を基準に周辺地盤を切り下げ、遺存する飛石及び築山裾部の石組を露出し、欠損部分には新規材を追加して整備する。田楽山及び四代山については、飛石を検出している地盤まで裾部を切下げ、周辺地盤との調整を図る。

○多春園

多春園の三和土遺構は30cm以上の保護層を設けるものとし、整備後の地盤高は築山群との関係から地盤を切り下げて整備する。

《盛土造成》

○豊場山

絵図等史料に基づいて築山を復元整備する。

○余芳

発掘調査で検出した手水遺構を近世の地盤と想定できるが、上部にある近代の兵舎基礎遺構の保護層を20cm設けた地盤を余芳の建築地盤として検討を行う。また、余芳の東西には絵図に基づき小規模な築山を造成する。

B.東御庭

文政期に庭園が拡張される以前の東御庭は、御矢場や御稽古場及び御花島が置かれ、南側は二之丸御殿の跡地であったことから、周辺一帯が比較的平坦な地盤であったことが推察される。この平坦な地盤に南池を穿ち、発生土によって築山等を造成したものと考えられる。したがって、霜傑の現況整備地盤を東御庭全体の基礎地盤高とし、絵図及び発掘調査成果に基づいて地形復元を行う。

《切土造成》

○権現山下御席

発掘調査で検出した三和土遺構の保護層を30cm程度設け、現況地盤よりも切り下げて地形造成する。なお、周辺に遺る兵舎基礎遺構についても、三和土の保護層の中で20cmの保護層を確保できることから、近世遺構を基準として保護層は設定する。

○霜傑北側及び南側

昭和の整備で盛土された現状地盤から切土を行う。絵図から目立った地形の起伏が認められないことから、基本的に平坦な地盤として地形造成を行う。

《盛土造成》

○築山（赤松山、蛙山、石巻山ほか）

復元地形については、絵図から想定する以外に方法がないことから、茶室や園路との関係性や空間特性を推測し、高さについては北御庭に現存する築山を参考とし個別に設定する。

○築山の間

復元する各築山を繋ぐ空間については、小規模な起伏をつけた地形造成を行い、史資料等から高低差を読み取れる箇所以外は基本的に平坦な園路として設定する。

C.南御庭

南池再発掘調査の成果に基づき、またその遺存状態によって園池底の整備高を決定し、周辺地形の高さ設定を行う。

《切土造成》

○南池

発掘調査の成果に基づいて園池底を設定し、三和土の状態によっては必要に応じて保護層を設ける。中島の高さについては、木橋及び藤棚の架かる対岸の地盤高から設定する。

《盛土造成》

○南池周囲

園池の四方に一連の築山を造成し、基本的に尾根筋を縫うよう園路を設定する。また、絵図に基づいて北側護岸には水面に下る園路を設定して船着きを設け、西側護岸には中島に渡る木橋へ続く園路を設定する。

D.中御庭

○中御庭

御殿に隣接しており室内から直接出入りが行われたと考えられる空間で、茶室が置かれるほか、植木鉢や造園材料が観賞にも耐えられるように並べられる場として利用されていたことから、基本的に平坦な地盤として地形造成を行い、現状地盤から切土を行う。

E.外縁西

○外縁西/北側

豊場山下門の内側地盤を切り下げる方針であるため、門外側についても同様に切り下げを行うものとする。当該範囲には南壱練堀が遺存しており、裾部が土に埋もれていることによる水分供給が悪影響を及ぼしている可能性もあるため、薬医門の西から外縁の北西角辺りまでの地盤切り下げを行う。

○外縁西/西側

昭和の整備で設置された牡丹花壇等の構造物を撤去し、平坦な地盤面に整備する。

高さ設定については、切り下げを行う北側と現況保存となる近代前庭等との関係性を調整するよう計画する。

F.外縁東

○外縁東/北側

石垣上の盛土及び植栽について、平坦地に造成する計画とするが、植栽等の撤去については慎重に検討し、太鼓塀を復元しない場合には安全対策を踏まえるものとする。

○外縁東/東側

昭和の整備で設置された施設や構造物等を撤去し、平坦な地盤面に整備する。東側の石垣上盛土についても改変の可能性があるが、現況保存とする。

G.二之丸御殿跡

○二之丸御殿跡

昭和の整備で設置された施設や構造物等を撤去し、御殿跡の遺構表示を行えるよう平坦な地盤面に整備する。

H.近代前庭（二之丸御殿北西跡）

○近代前庭

基本的に現状保存とし、必要に応じて表土の補修等を行う。

第2項 石組

(1) 護岸石組・築山石組及び景石

石組の修復に関しては、現存遺構と復元範囲を区別して方針を設定する。

【修復の基本方針】

- 現存遺構は原則現状保存とし、必要に応じて修復や補修を実施する。
- 修復において石組を動かす必要のある場合には、影響範囲を最小限に抑え、発掘調査により据付け痕等を確認のうえ、遺構の保護を前提として実施する。
- 石材劣化の進行するものについては、個別に状態を判断のうえ保存処理を施し、経過観察を行う。

【復元の基本方針】

- 復元範囲の石組は絵図に基づいて計画するものとし、現存遺構に倣いながら施工する。
- 復元範囲の石材は、城内の発生材を優先的に使用し、追加材については現存遺構や検出遺構に基づいて選定する。

①石材の選別と区別

- ・復元に使用する石材は、城内の発生材（庭園の発掘調査で発生した浮石、石垣の発掘調査で発生した裏込め石、近代整備に使用された転用材等）や保管材を優先的に利用するものとし、新規購入する場合は、現存遺構に倣った石質を用いるものとする。
- ・現存遺構の修復において追加材を用いる場合には、石材にマーキングを行うなど、オリジナル材と区別をつけるものとする。



写真 4-3-1 中御庭/植栽帯縁石



写真 4-3-2 庭園の発掘調査で発生した保管材

②石組に影響する樹木の取扱い

- ・石組の周囲で成長する樹木については、放置すると石組や石材に影響が広がるものを除いて無理な除伐、除根は行わない。
- ・樹木の幹や根に石組が押されて影響が広がる恐れがあり、除伐が必要と判断される場合には、石との関係を見極めながら適切な位置で伐採する。
- ・除伐後の根は、周辺への影響が広がらないよう、腐朽が進行してから除根する。庭園内の切株のう

ち、腐朽は進行しているが除去の時期は迎えておらず、石組を動かす恐れがあるものについては、石を噛ませるなど補強処置をとるものとする。

③石組修復の考え方

- ・北園池：護岸石組は、実測図を作成のうえ全容を把握し、優先度を整理して方針を決定する。修復及び復元方針の検討にあたっては、貯水を前提とし、石組と三和土構造物を一体的に捉え、試験施工のうえ決定する。
- ・南池：護岸石組は、発掘調査により全容を把握したのち実測図を作成し、貯水を前提とした修復方針を検討する。
- ・枯池：近代前庭の枯池は現状保存を基本とするが、今後の調査において必要と判断された場合には、変遷が推定される範囲の復元等を検討する。
- ・築山石組：現存する築山石組の修復に際しては、表土流出への、対策も行うものとする。

(2) 園路（飛石・延段）

これまでの発掘調査において、飛石及び延段の遺構を検出しており、修復整備の方針は遺構の状態や周辺の整備方針を踏まえて個別に決定していく。

【保存整備手法の基本方針】

- 検出状態がよく露出に耐えられる飛石遺構については、露出展示の方向で検討する。
- 検出した延段等で三和土の劣化が懸念されるものについては、保護層を設けて埋め戻し、意匠を踏襲して再現整備する。
- 現存する近代の飛石は現状保存とし、不陸を起こしているものについては、発掘調査を行ったうえで修復する。
- 園路が失われている範囲については、絵図等史料に基づき復元整備する。

飛石周辺については、土舗装や三和土舗装、砂利敷き等の遺構が検出されていることから、発掘調査の成果をさらに積み上げ、使い分けについて検討のうえ整備方針を決定する。



写真 4-3-3 多春園で検出した飛石



写真 4-3-4 豊場山下門南部で検出した延段



写真 4-3-5 二子山南西部で検出した飛石



写真 4-3-6 栄螺山南側で検出した飛石



写真 4-3-7 権現山南側裾部で検出した飛石



写真 4-3-8 南池北側で検出した飛石

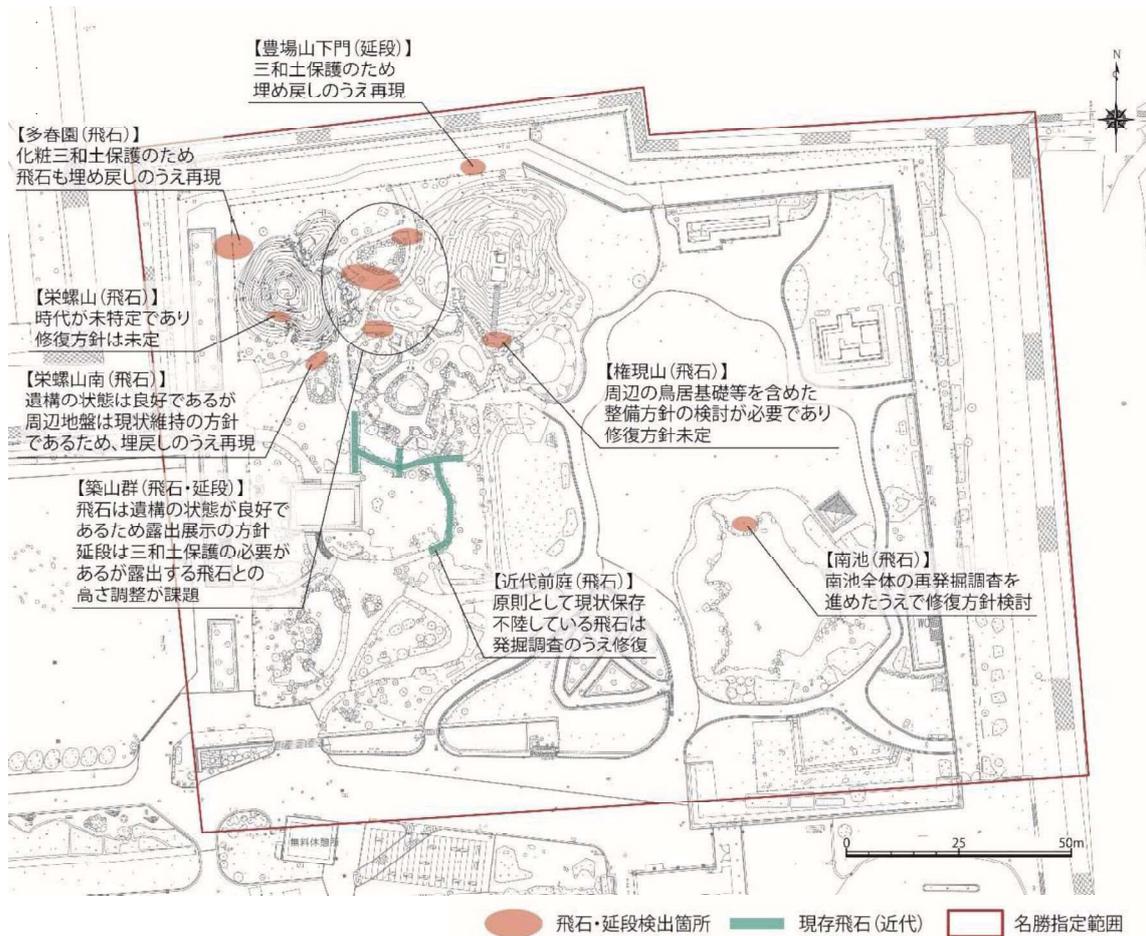


図 4-3-1 飛石検出箇所と修復整備方針

第3項 水系

(1) 園池の給排水

園池の給排水に関する遺構はこれまでの発掘調査で確認されておらず、周辺環境からも導水施設等は設置されていなかったものと推察される。したがって、今後の修復整備においても、雨水を集めて利用することを基本として計画し、今後の調査で関連遺構を検出した場合には再検討を行うものとする。

【園池の給排水方針】

- 北園池及び南池ともに給水は原則として雨水を集水して利用する。
- 補給水やイベント時の給水源の整備を検討する。
- 園池の水は一定程度の漏水を許容し、試験施工を行いつつ池底及び護岸の修復方法を決定する。
- 排水設備は遺構の確認によって検討し、オーバーフローは設定しない。

①集水域の設定

- ・ 集水域は、地形造成計画の具体化とともに設定する。
- ・ 園池への集水域は、古写真及び現存する護岸の意匠等から設定する水深を考慮のうえ検討する。

②保水対策

- ・ 北園池は、水面復元に向けて池底や護岸の修復を行い保水対策を図る。原則として、現状の三和土による意匠と工法を保存して修復整備を行うが、貯水試験を行いながら園池としての景観を維持できるように検討を重ねる。
- ・ 南池は、現状では遺構の状態が判明していないため、発掘調査で遺構の状態を確認のうえ、北園池の保存整備内容も踏まえて水面復元に向けた工法を検討する。

③水位設定の考え方

北園池の水位は、昭和13年頃撮影の古写真でごく低い水位であったことを確認できるが、江戸期の水位に関する史料は確認されておらず、護岸の詳細検証を行う必要がある。



史料 4-3-9 日本庭園史圖鑑「権現山枯瀧全景観」に写る水面

平成29年度の発掘調査後に行った3D測量データの検証等を進めること

とするが、現時点で整理できる内容を以下にまとめる。南池については、今後の発掘調査成果を絵図等史料と合わせて検討していく。

水位検討①：滝石組の落ち口（写真 4-3-9）の堰天端高から、通常水位を T.P. 11.5m程度と想定可能

水位検討②：北側護岸沿いの園路が浸からないためには水位が T.P. 11.7m以下の必要がある

⇒①の堰は越水状況も考えられるため、②と合わせ通常の高水位を T.P. 11.6m程度と想定も可能

水量検討：池底面積は約 210 m²であり、水位を T.P.11.5～11.6m と想定した場合、水深は場所により変化があるが、平均して 1m以下と見られることから、通常の水量は 200t 以下と推定される。水深の詳細検証及び増水時の水量想定についてはさらに検証を進める。

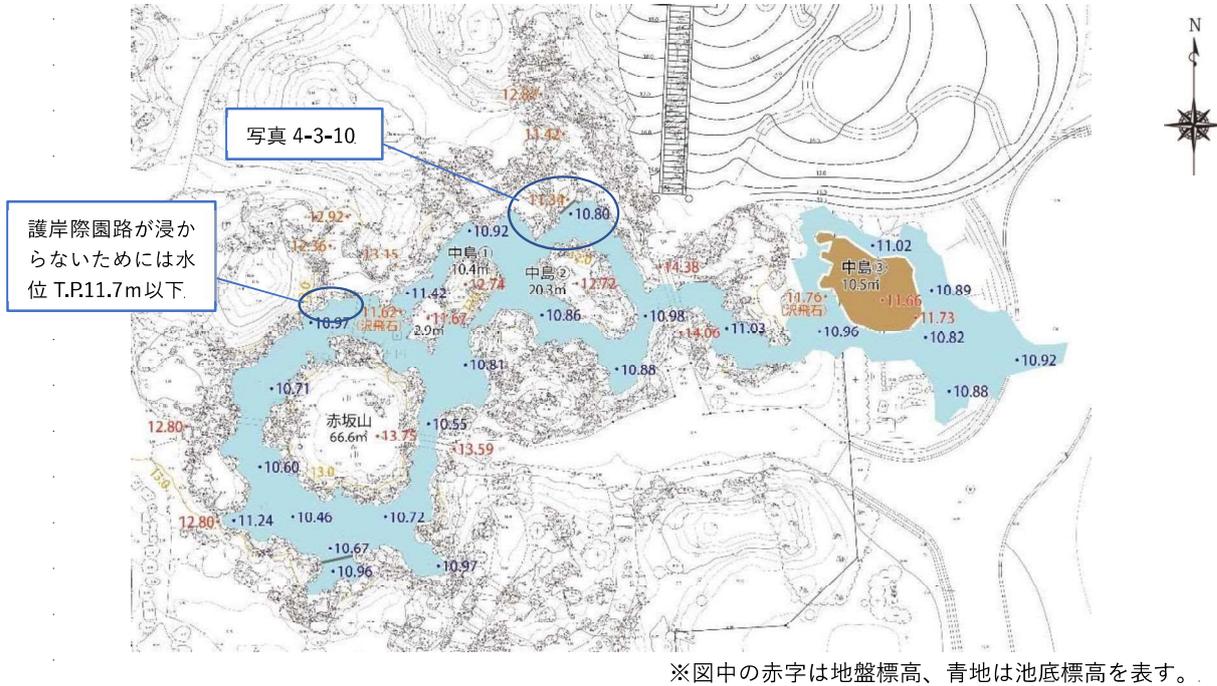


図 4-3-2 北園池水位検討図 (S=1:400)



写真 4-3-10 水系設備とみられる護岸構造物

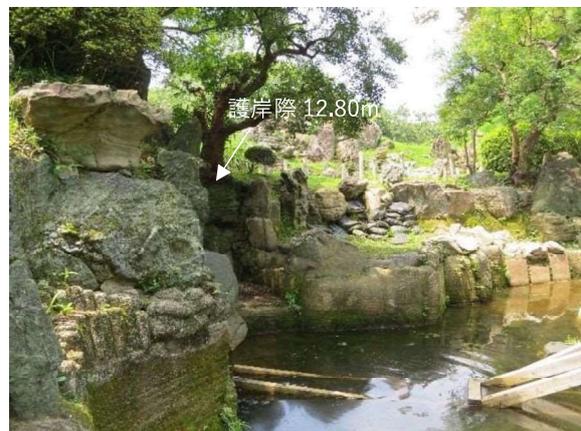


写真 4-3-11 北園池西側護岸

④園池の水質管理

- ・園池は汚泥の堆積状況等によって浚渫を定期的に行うものとする。浚渫に伴う水替えについては既存の排水ルート等の利用を検討する。作業場所の設定においては、公開動線や公開時間を考慮し、安全性の確保には充分留意するものとする。
- ・アオコの発生等に対する水質対策は、生物被害がなく庭園等でも使用実績のある薬剤の使用を検討し、保守点検を含む費用対効果を検証のうえ循環設備を含めた対策検討を継続する。
- ・庭園景観としての深みを演出するため、水色は無色透明ではなく淀みのある状態を維持していく。

(2) 雨水排水 ※(1) 園池への給排水から項目分け

庭園内の排水については、造成計画をもとに集水域を設定のうえ、園池や堀、現況の下水設備等を利用した計画とする。なお、庭園を区画する土塀基礎を検出した発掘調査においては、塀沿いに設けられた溝跡を検出しており、修復整備においてもこの溝を踏襲した計画とする。

【雨水排水の基本方針】

- 庭園内の雨水等排水で可能な範囲は北園池及び南池へ集水し、園池への給水を補うものとする。
- 外縁の排水は、復元する土塀沿いに側溝を設けて集水し、現況設備を利用して堀へ排水する。
- 近代前庭等庭園南西部については、現況の下水施設等を利用する。

(3) 維持管理のための給水

建造物や活用施設、植栽管理において必要となる給水の計画方針を以下に定める。

【維持管理の給水方針】

- 移築再建する余芳及び風信のほか、遺構表示を行う茶室等についても、整備後の活用及び維持管理を見据え、近辺に給水設備を設置する。
- 植栽の灌水等に利用する散水栓については、庭園景観への影響を抑えるため、原則として庭園を区画する築地塀付近に設置するものとする。また、花壇等の灌水頻度が高い場所にも設置する。

①防災設備

防災設備については、~~城内の他施設と同様にパッケージ型消火設備を設置することとし、~~遺構保護の観点からも貯水槽や配管を伴う消火栓は設置しない方針とする。ただし、城内全体の防災計画について、今後、方針の見直しを行う場合は、その方針に従うものとする。

第4項 植栽

植栽計画は、基本的に絵図等史料に基づくものとする。ただし、近世の指標となる『御城御庭絵図』及び『尾二ノ丸御庭之図』に描かれた植栽は密度が高く、すべての樹木を植栽することは現実的ではないことから、以下のとおり方針を設定する。

【植栽整備の基本方針】

- 近世：『尾二ノ丸御庭之図』に描かれた樹木の凡例を基に絵図から樹種を読み取り、大木として記された樹木と特徴のある植栽（群植、景観木 等）を優先的に植栽する。
- 近代：『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十一』に記された樹種名を基に計画する。
- 凡例のない樹種や寸法等、絵図から得られない情報については、植栽箇所の空間性や現況等を踏まえて計画する。
- 現況植栽についても極力生かすともに、移植が可能なものについては出来る限り利用する。
- 景観木には景趣のある樹木を用い、樹形や組み合わせを活かして植栽する。
- 補植にあたっては若木を群植して間引きながら育成する方法も取り入れる。

①近世の植栽/『尾二ノ丸御庭之図』及び『御城御庭絵図』の検証

『尾二ノ丸御庭之図』には、植栽の凡例が描かれており、一部ではあるが絵図から樹種を読み取ることが可能である。

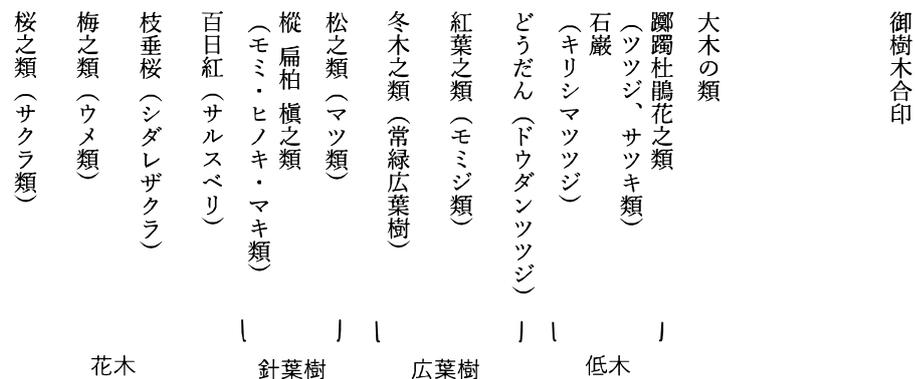


図 4-3-3 『尾二ノ丸御庭之図』部分 樹木凡例（徳川美術館所蔵）

『御城御庭絵図』及び『尾二ノ丸御庭之図』から読み取れる植栽の傾向を以下にまとめる。

《大木として記された樹種》

針葉樹：スギ（杵）マツ（松）、マキ（榎）、モミ（樅）、チャボヒバ（矮鶏ヒバ）

常緑広葉樹：クスノキ（楠）、モチノキ（モチ樺木）、キササキ、モッコク（木槲）、
ヤマモモ（楊梅）

落葉広葉樹：ボダイジュ、モミジ（大紅葉）

《植栽の特徴》

- ・ サクラ及びモミジと常緑広葉樹を混植し、さらにマツを点在させる。
- ・ マツを築山上に群植する傾向がある。
- ・ キリシマツツジは護岸際に植栽することが多いが、東園には群植した築山もある。
- ・ サツキ・ツツジ類は『尾二ノ丸御庭之図』において園路沿いに列植する部分が目立つ。
- ・ 園路や垣に沿ったサルスベリの列植やドウダンツツジの群植が見られる。
- ・ シダレザクラやウメ類は、庭園内では景観木として単体で扱う傾向にある。
- ・ 外縁ではウメ類の列植や、シダレザクラを数本のまとまりを持って植栽した箇所が見られる。
- ・ 畝状の花壇が東御庭と中御庭に描かれており、菊や牡丹、杜若類が育てられていたことを読み取れる。

②近代の植栽

『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十一』（昭和8年・愛知県発行）には、「舊二之丸北之御庭平面圖（現歩兵六聯隊内將校集會所庭園）」に記された番号に対応する樹種名が記されており、明治期の植栽に近い景観が保存されていたものと考えられる。

《植栽の特徴》

- ・ 貴賓室へ至る園路周辺は、クロマツが群植され数本のサクラが植えられている。
- ・ 車廻しには現況同様にソテツが植栽されている。
- ・ 枯池は背景となる西側には主に針葉樹や常緑広葉樹を、園路沿いには落葉広葉樹が見られる。
- ・ 將校集會所入口の両脇にサクラが植栽されている。
- ・ 枯池や植栽帯辺縁部のミヤマビャクシンは、昭和8年頃に作成された「舊二之丸北之御庭平面圖（現歩兵六聯隊内將校集會所庭園）」には記されておらず、昭和12年以降の平面図には確認されることなどから、この間に植栽されたものと考えられる。

③現況樹木等の取扱い

復元整備に伴い地形造成を行う範囲の現況植栽については、既存樹木や花壇植栽の移植を可能な限り実施する方針とし、計画的に準備を進める。



写真 4-3-12 外縁西/牡丹花壇

【石垣上のクロマツ】特に外縁東の列植は、近代以降に植栽されたものと考えられるが、すでに大木に成長していることから、石垣への影響や名古屋城の外観についても考慮して取扱いを検討する。



写真 4-3-13 外縁西/石垣上のクロマツ等



写真 4-3-14 外縁東/石垣上のクロマツ列植

【寄付された植栽を含む中木】風信南側の市民からの寄付によるツバキ群植のほか、南池の南側にもツバキ園が整備されており、絵図で樹種の特定されない常緑広葉樹として移植を検討する。



写真 4-3-15 中御庭/寄付樹木によるツバキ群植



写真 4-3-16 南御庭/ツバキ園

【景観を形成している高木】現況において景観を形成している樹木のうち、特に大木に成長しているものについては、個別に取扱い方針を検討する。



写真 4-3-17 外縁東/紅葉時期の落葉広葉樹



写真 4-3-18 東御庭/イチョウ

第5項 構造物

(1) 南蛮練堀の修復整備等

南蛮練堀は、江戸期に作成された複数の絵図で外縁西の石垣上に描かれている堀の一部が現存しているものと考えられる。また、『金城温古録』には、「御築地 惣南蛮練鉄砲狭間」とあり「俗に御練堀と申」とされるが、築造年代や構造等については明らかになっていない。

現状は、経年劣化が進行していることから早期の対応が望まれ、修復整備を行う方針である。また、名古屋城内でも二之丸庭園でしか見られない堀であり、貴重な遺構として一部を露出展示することも検討しており、以下2点を基本方針とする。

【保存整備手法の基本方針】

- 現存遺構の調査を継続し、その成果に基づいて修復整備する。
- 遺構として一部を露出展示することを検討する。

なお、南蛮練堀は、同じ石垣上に建築されていた逐涼閣や迎涼閣と一体的に名古屋城としての外観を形成していたと言えるため、周辺の構成要素や景観を踏まえ、全体会議のほか石垣部会や建造物部会での審議に諮る必要がある。以下、今後の調査及び検討項目を整理する。

①史資料調査

現存する南蛮練堀の歴史性及び往時の意匠を確認するため、絵図等史料や古写真の詳細検証と未確認史料の確認を進める。また、工法検討の参考とするため、類似事例についても調査を行う。

②保存整備に向けた調査検討

【上部構造】

● 既存構造物の検証

南蛮練堀の構築方法は、劣化が水平方向に均一に進行していることから、版築工法によるものと考えられている。ただし、締固め層の厚みや仕上げ材等は不明であり、断面観察によるさらなる調査検証を行う。また、使用材料についても、平成28年度の剥落片分析に加え、新たなサンプルを採取し、石灰等添加物の有無や含有量等について検証を行う。

● 施工実験と材料試験

強度の確認および最終的な材料決定を目的として、各種調査の結果を踏まえて施工実験および材料試験を行い、その検証結果に基づいて工法及び使用材料を決定する。

● 石垣上部での施工検討

外堀側の仕上げや足場の設置方法等、施工における課題点について検討を行う。

● 露出展示の場合の劣化対策

露出展示を行う場合には、冬場の放射冷却による凍結破砕や乾湿繰り返しによる破砕等の危険性を確認し、適宜対策を講じられるよう、保存科学的調査を実施する。

● 実施設計の留意点

修復整備の実実施設計にあたっては、石垣の整備方針との調整を行う。また、発掘調査成果と周辺の整備地盤高との関係を十分に考慮して保存環境の担保を図るほか、迎涼閣及び逐涼閣に接する端部は、建物の保存整備方針を踏まえ、安全性及び観賞性に配慮した収め方とする。

【地下構造】

発掘調査によると、塀沿いの路面から南蛮練塀の基礎にかけて土塁状の高まりが築かれ、その上に粘土と場所によっては円礫の入る基礎が確認されているが、明確な構造は明らかになっていない。今後、さらなる検証を進めるとともに、整備地盤高の設定と南蛮練塀の修復方針検討において、地下遺構の保存と塀基礎の構築について合わせて検討を行う。

【参考：劣化の状況】

劣化には「表層剥離・亀裂・割れ」「部分欠損」「傾倒」「菌類・苔類の付着」が認められる。

表面の様子は南面と北面で大きく異なる。南面の上部数 10cm を除いた部分は、えぐれた様な欠損が起きており、菌類・コケ植物の付着は少ない。これに対し、北面及び上面、南面上部ではえぐれた様な欠損は見られず、代わりに菌類・コケ植物が非常に多く付着している。また、上面の形状は平らになっている箇所と凸型になっている箇所がある。

えぐれた様な欠損部は南面に集中していることから、冬季の強風によるものとは考え難く、冬季夜間の低温から日射により高温に至る急激な温度変化、紫外線による劣化が要因として考えられる。また、温度変化により内部に亀裂が生じて雨水等が浸入し、凍結融解が繰り返されることで亀裂が進行し、ブロック状に割れる現象が起きている可能性もある。北面は、1年の大半を北西からの風にさらされていることから、風による表面剥離が発生していると考えられる。



写真 4-3-19 南面/えぐれたような欠損部



写真 4-3-20 北面/南側に傾倒した状態



写真 4-3-21 平らな上面



写真 4-3-22 凸状の上面

(2) 埋門の復元整備等

埋門は石垣に構築された特徴的な構造物であり、有事には藩主の避難経路としての役割を果たすものであったと伝わっている。文献検証では、有事の際にとどまらず、新御殿との往来において利用されていたことを確認しており、古写真にも堀に架けられた木製階段が写されている。これらのことから、二之丸庭園の特徴的な構成要素として、活用に資することが出来るよう整備する。ただし、石垣本体の修復については、城内の石垣修理に位置付けて計画する必要がある、石垣上の土堀とも関係することから、原則として遺構は現状保存とする。

【復元整備等の基本方針】

- 現存遺構について、安全性を十分に確保しながら、観賞しやすい状態に整備する。
- 埋門南側に位置した「御取次之者」や「御庭預り」といった部屋との関係性を検証のうえ、往時の利用を理解できるように周辺を含めた整備を行う。
- 特徴的な構造や役割、往時の使われ方を分かりやすく伝えるための説明板を設置する。



写真 4-3-23 埋門の現況（堀から）



図 4-3-4 埋門周辺の部屋配置
「御城二之丸図」(名古屋城総合事務所所蔵)

史料 4-3-1 埋門下の木製階段
慶勝古写真「名古屋城迎涼閣を下より望む」部分
(徳川林政史研究所所蔵)

(3) 塀の復元

二之丸庭園には、南蛮練塀のほか、石垣北東部の太鼓塀^{*}、石垣西部の土塀、庭園を区画する築地塀があったことが絵図や文献、古写真等の史料で確認できる。南蛮練塀以外の塀の保存整備方針は以下の通りとする。

※『金城温古録』「御花皇御構大体」より

【塀の保存整備方針】

- 庭園を区画する築地塀は、二之丸庭園の空間復元に不可欠であることから、復元の方針とする。ただし、南側は庭園への見通しを確保するため、高さ設定について検討を行うものとする。
- 石垣北東部の太鼓塀については、名古屋城の外観を構成する要素でもあるため、外縁東の整備方針に位置付けつつ、名古屋城全体の景観として検討する。
- 石垣西部の土塀は、迎涼閣や埋門等とも関係が深いことから、外縁西の整備方針に位置付けつつ、名古屋城全体の景観として一体的に検討する。

ただし、石垣上の塀に関しては、石垣本体の修復と密接に関わるため、城内の石垣修理と連携した計画を行う。また、各塀の構造については、史資料の詳細検証を行う必要がある。

(4) 石造物の復元

『御城御庭絵図』には数多くの石造物が描かれており、燈籠が178基、層塔が5基、手水鉢が130基、その他石造物として、組み井筒や標柱等が合わせて3基ある。

修復整備の事業期間内に、すべての石造物を復元することは困難であることから、庭園景観において特に重要と考えられるものを選別し、整備事業の終了後も含めた長期間で全体の復元を目指すものとする。ただし、絵図において燈籠や手水鉢等の土台として描かれている石組については、事業において周辺と一体的に復元整備する。事業において復元する対象については、関係者で絵図を詳細に検証することが望まれるが、全体の1/10程度の復元を目指すものとする。ただし、植木屋については陳列された状態であるため、別途検討する。

【石造物の復元整備方針】

- 特徴的な意匠をもつ石造物や、空間において大きな意味合いをもつ石造物を優先的に復元する。
- 植木屋は、絵図に描かれた状態の再現を目指して石造物を陳列する。
- 城内に保管されている石造物や寄付を受けた石造物等は、精査のうえ絵図に近い状態で設置できるものを利用する。

➤ 復元を検討する石造物の基準

絵図に描かれた石造物のうち、優先的に復元を検討する基準を以下の通りとする。

- ・ 茶室等の建造物や石橋等と関係性が深いもの
- ・ 添景となり空間を象徴するもの
- ・ 特徴的な意匠のもの

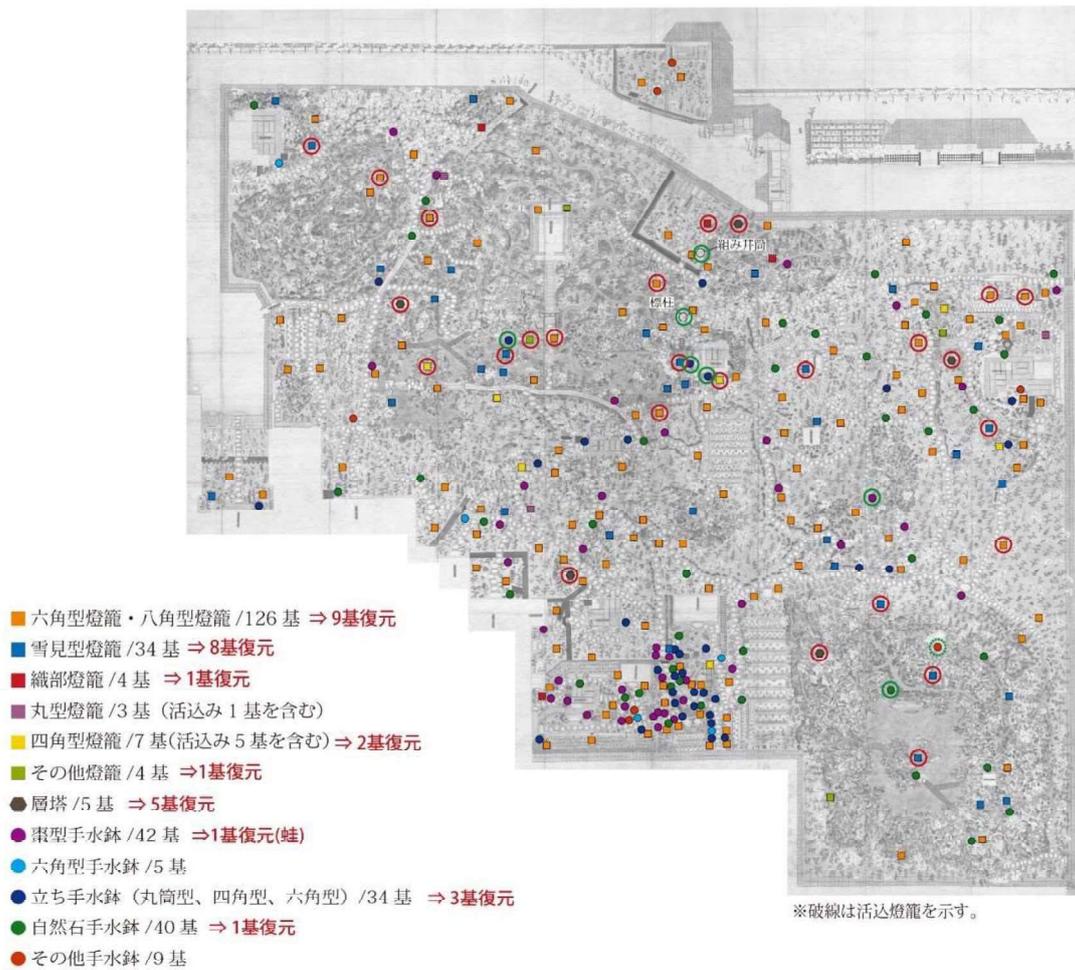


図 4-3-5 『御城御庭絵図』に描かれた石造物と優先的に復元を検討する石造物（「植木屋」を除く）

(5) 三之丸庭園の石造物

二之丸庭園除却の際に、庭石等が三之丸庭園に移設されたとの記録があり、絵図において権現山の石段南に描かれた石橋と南池の北側に描かれた舟形手水鉢に似た石造物が現存している。今後、三之丸庭園造営の沿革等を調査のうえ、復元移設の方向で検討及び協議を進める。ただし、石橋については、中央付近に大きな割れが認められるため、移設が可能であるか確認が必要である。



写真 4-3-24 石橋 (三之丸庭園)



写真 4-3-25 舟形手水鉢 (三之丸庭園)

(6) 鳥居の復元

権現山は、頂部に社が祀られ、参道である石段の下に鳥居が設置されていたことが、「御城御庭絵図」ほか幾つかの絵図から確認されている。「尾二ノ丸御庭之図」や「御城二之丸図」にも鳥居は朱色で描かれており、木製であったことが窺える。

絵図によって鳥居の描かれている位置が異なっているが、平成26年度の発掘調査において、石段の下から鳥居の基礎2基が対で検出された。これらの基礎は、原位置を保っているものと考えられたことから、『御城御庭絵図』に描かれた位置に建てられていたことが確認された。



図 4-3-6 権現山の鳥居
「御城御庭絵図」部分（名古屋市蓬左文庫）

権現山は、二之丸庭園を象徴する重要な要素である。社の意

匠は史料が残されておらず復元できないが、鳥居は発掘調査によって位置が特定され、絵図で意匠も確認されることから、空間性の理解を促すためにも復元整備の方針とする。

鳥居基礎：

隅丸方形に成形された石の上部が径 45 cm の円形に削り出され、さらにその中に径 23 cm に削り抜かれて凹みが形成されている。2 つの基礎は凹みの中心間で 1.96m を測る。



写真 4-3-26 権現山 鳥居基礎・飛び石群
検出状況（北から）

【鳥居の復元整備方針】

- 鳥居は『御城御庭絵図』に基づいて復元する。
- 検出した基礎を利用して鳥居を建てる。

(7) 擬木柵の取扱い

石垣上の擬木柵については、城内に5種類ある擬木柵を合わせて確認したところ、昭和30年～40年代以降に設置されたものと考えられた。また、名古屋市内の東山植物園及び揚輝荘には昭和初期に設置された擬木構造物が残されており、保存が図られている。したがって、庭園内の擬木柵は近代遺構としての評価対象とは言えないと考えられたため、取扱い方針を以下の通り設定する。

【擬木柵の取扱い方針】

- 擬木柵の積極的な保存は行わない。
- 撤去の際は一部保存について検討を行う。



写真 4-3-27 擬木柵と南蛮練堀、植栽との関係

(8) 構造物等の移設撤去

主に復元整備となる範囲において、後世に追加された構造物や植栽帯等の撤去が必要であるが、可能な限り移設や移植等による再利用を検討するものとする。

【移設撤去の基本方針】

- 便益施設は、城内の全体計画に位置づけて撤去もしくは移設の検討を行う。
- 植栽帯は、樹木の移植や石材の転用について検討のうえ移植適期等を鑑み計画的に実施する。
- 縁石や石積みには近世の転用材も含まれるため、撤去に際しては近現代に追加された石材と区別のうえ再利用を図る。
- 石碑については、設置された経緯等を考慮のうえ、適切な位置に移設する。



写真 4-3-28 東御庭/東屋 (望鯨亭)



写真 4-3-29 二之丸御殿跡/水飲み場



写真 4-3-30 近代前庭/石碑



写真 4-3-31 外縁東/休憩設備・側溝・植栽帯
(植栽帯の石材は転用材か)

第6項 建造物

二之丸庭園には、近世及び近代ともに指標年代に建てられた建造物は残されていない。ただし、「余芳」及び「風信」については、明治の払い下げ後に名古屋市内で保存されてきたことから、二之丸庭園への移築再建を行う方針とする。その他の建造物については、検出遺構、絵図や図面、古写真等の復元根拠が揃う対象は確認されていない。しかしながら、二之丸庭園さらには名古屋城の本質的価値を後世に伝えるうえで建造物の復元には意義があることから、将来的な復元を目指して史料調査及び発掘調査を進めるものとする。また、根拠が揃わない場合にも、歴史的価値の理解において特に復元が望まれる建造物については、復元的整備を行うか否かの検討を行うものとする。

【建造物の保存整備方針】

- 現存する「余芳」及び「風信」は、移築再建の方針とする。
- 名古屋城の外観に関わる石垣上の建造物は、将来的な復元を目指して調査を進める。
- 価値の理解と保存活用の推進において特に有効と判断される建造物は、復元的整備を検討する。
- 前項以外で復元根拠の整わない建造物は、原則として遺構の平面表示とする。
- 霜傑及び植木屋は、活用拠点とするため床高のある遺構表示とする。

①移築再建

- ・余芳は調査検証の結果に基づき、発掘調査成果から割り出した位置に移築再建を進める。
- ・風信については、民間所有で現存しているため、将来的な移築再建に向けた準備を進める。

②「二之丸御殿跡」の指標史料

二之丸御殿の遺構表示にあたっては、以下の理由から「御城二之丸図」を指標として計画する。

- ・二之丸全体が描かれており、庭園と建物の関係性を考えることができる。
- ・制作年代が天保13年以降であり、斉朝による庭園の拡張時期に近い。
- ・部屋名称が分かりやすく記されており、遺構表示の対象検討に適している。

③遺構表示の手法

- ・平面表示に際しては、沓脱石や袖垣等建造物と関係の深い要素の復元は行わないものとする。
- ・二之丸御殿跡は将来的な二之丸南部の整備に備え、庭園に接する外郭線のみを平面表示する。
- ・「霜傑」は、昭和の発掘調査で礎石等の基礎を検出しており、文献史料の検証からは花見や茶事など利用頻度が高かったことが伺われる。また、絵図によると床面積も広いことから今後の活用拠点のひとつとし、床高を持った遺構表示を行う。
- ・「植木屋」の発掘調査はこれまでに行ってないが、東門から近く来園者を誘導しやすい位置にあり、植木や石造物が陳列された空間はイベント等活用の幅が広がる可能性が高いことから、拠点のひとつとして整備するため床高を持った遺構表示を行う。

④復元検討

- ・「逐涼閣」「迎涼閣」「土蔵」「御文庫」「丑寅隅櫓」は名古屋城の外観を形成する要素であり、城跡全体の整備方針と調整を図り、古写真の検証を進めつつ将来的な復元の検討対象とする。
- ・「多春園」は数点の図面史料が残されており、将来的な復元を視野に入れ史料調査を進める。
- ・「薬医門」は外縁の空間性を理解するうえで重要な要素であり、「御城御庭絵図」のほか『金城温古録』にも簡易ではあるが立面形状が記されているため、将来的な復元を視野に入れる。

(2) 遺構表示の事例

建造物の遺構表示は、素材や色の選択によって印象が異なるため、慎重な検討が必要である。また、二之丸庭園の茶室等に関しては、繊細な庭園空間に相応しい意匠としつつ、史実に基づいた観賞の妨げにならないような配慮も必要となる。

●床高のある遺構表示事例



写真 4-3-32 史跡永福寺跡（神奈川県）



写真 4-3-33 史跡赤穂城跡（兵庫県）

●遺構の平面表示事例



写真 4-3-34 史跡岡山城跡（岡山県）



写真 4-3-35 史跡篠山城跡/二の丸跡（兵庫県）



写真 4-3-36 特別史跡御陵郭跡/奉行所跡（北海道）



写真 4-3-37 京都御苑閑院宮邸跡（京都府）

第4節 活用に関する方針

第1項 活用の方針

(1) 公開活用の方針

二之丸庭園の回遊性を回復させるため、効果的かつ遺構や構成要素の保護に配慮した公開範囲や動線の設定し、庭園観賞を補うためのガイダンス施設等を活用拠点としていく。また、来園者が庭園の価値と魅力に触れることができるよう、観賞の障壁となるような環境を改善するため、個別の状況に配慮した活用方法を検討していく。

【公開活用の基本方針】

- 主な視点場を巡る回遊式庭園としての動線を設定するとともに、庭園の眺望地点を設定する。
- 立入禁止区域は安全性及び遺構保護の観点と庭園景観を保護する観点から設定し、特別公開等による活用を効果的に行っていく。
- ガイダンス施設を設置し、庭園の概要や価値を伝えるとともに、休憩施設を兼ねた庭園観賞を補える場を創出する。
- 移築再建する「余芳」や「風信」の積極的な活用を図る。
- 霜傑及び植木屋を拠点として位置づけ、積極的に活用していく。
- 庭園ガイド等の案内を充実させ、来園者に庭園の本質的価値と魅力を伝えていく。

①回遊性の確保

- ・ 各地割区分で主な視点場を回遊できるよう主要動線を設定する。
- ・ 飛石の園路は行き違いが難しく、周辺の植栽等を傷めることもあることから、一方通行の動線設定を原則とし、サイン等で誘導する。
- ・ 季節や催事に合わせ、また植栽養生等を目的として、期間ごとに動線を変更する範囲を設ける。

②眺望地点の設定

- ・ 回遊式園路を巡らなくても、二之丸庭園の景観を楽しむことができるよう、眺望地点を数か所設けるものとする。
- ・ 眺望地点には説明板等を設置し、庭園への理解を促進する場として整備する。

③立入禁止区域の設定

- ・ 安全性及び遺構保護の観点から、園池及び築山、橋は原則として立入禁止とする。
- ・ 庭園としての景観を保護する観点から、立入禁止区域を設定する。
- ・ 園路沿いや立入禁止区域には庭園景観に配慮した柵等を設置する。
- ・ 建造物は原則として正面からの観賞として看板等を設置し、背後は通行止めとする。
- ・ 余芳は外観のみの公開とし、内部については特別公開等を検討していく。

④特別公開等の実施

- ・ 築山や園池、余芳等の立入禁止区域については、安全確保及び付加価値を高めることを目的として、案内付きの特別公開等を実施する。
- ・ 夜間公開等、新たな庭園の見せ方についても検討していく。

⑤活用及び休憩拠点の設定

- ・豊富に残る絵図等史料や発掘調査の成果等を展示し、二之丸庭園の歴史や価値を伝えて庭園への理解を促し、多様な観賞に繋げられるようガイダンス施設を設置する。
- ・ガイダンス施設には、無料の休憩スペースのほか、食事や呈茶等の有料施設を併設することも検討する。
- ・霜傑は、文献の検証で確認した花見や呈茶といった近世の利用方法に倣いつつ、拠点のひとつとして活用していく。
- ・植木屋は、植木鉢や石造物等が陳列された庭園の中でも特徴的な空間であり、東門から近く来場者の目につきやすい場所にある。したがって、絵図に描かれた状態を復元整備し、植木に関わるイベントの開催や園芸に関わる市民への場の提供などにより、開かれた活用の場として活性化を図る。
- ・庭園は回遊式で面積も広いことから、床几等の移動可能かつ庭園景観に配慮した仮設により、状況に応じた休憩場所を設定していく。



図 4-4-1 文献史料に見られる近世の利用（『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）

⑥バリアフリーへの配慮

- ・眺望地点や活用及び休憩拠点への経路を検討し、通行の補助的機能をもつ仮設の設置、移動を円滑にするためのサポート方法など、ハード及びソフトの両面から配慮する。
- ・活用及び休憩拠点等の主要な施設についても上記と同様に円滑な利用に配慮する。
- ・庭園内に設置する説明板や展示解説などは、ユニバーサルデザインを標準とする。

⑦庭園ガイドや案内の充実

- ・「御城御庭絵図」に描かれた庭園の姿については、一般的な認知が広がっていないことから史実に基づく分かりやすい案内を行うよう体制を整えていく。
- ・絵図等史料や発掘調査による新たな成果を反映した案内を行えるよう、庭園ガイドとの情報共有に努めていく。
- ・庭園ガイドの多言語を図るとともに、言語の違いを補う機器の導入等についても、城跡全体の方針にしたがって進めていく。
- ・感覚的な理解の促進や幅広い楽しみ方を提供するため、AR等の活用ツールを導入する。

(2) 保存整備事業の公開方針

発掘調査及び保存整備工事中は、公開範囲が限定されることになるが、通常では体験できない活用を展開する機会となる。この貴重な機会を十分に活用出来るよう、特別公開や説明会等を広く告知しながら行っていく。ただし、安全性の確保及び遺構の保護を最優先として実施する。

【保存整備事業の公開方針】

- 発掘調査を行う際には、現地見学会を開催する。
- 整備工事の実施中は、伝統的な庭園の保存管理技術による仕事の様子を公開する機会を設ける。
- 石材や石造品等の材料は、保管を兼ねて庭園内に展示し、整備事業の内容と必要性の理解促進に活用する。
- 回遊可能な仮設園路を設定し、整備工事中の観賞動線と安全確保に努める。

①付加価値を付けた公開

- ・ 整備工事中は、通常では見ることのできない発掘調査で検出したオリジナル遺構や、伝統的な技術で施工される仕事の現場を見学できる機会でもあるため、公開を図るものとする。
- ・ 現地見学等においては、埋蔵文化財担当者や専門家による説明を行うものとし、施工現場の公開にあたっては、技術者の話を聞くことの出来る機会を設ける等、貴重な体験の場として内容の充実を図る。

②安全性の確保と園路誘導

- ・ 公開範囲が限定される期間は、安全性確保のために立入禁止区域を明確に設定する。
- ・ 立入禁止区域を設ける場合は、回遊可能な仮設園路を設置し、看板等による誘導を行う。
- ・ 現場の状況によって必要な場合には、警備員を適切に配置する。

③理解の促進

- ・ 仮設園路の設定に合わせ、工事用の仮囲いパネル等に整備内容に関する説明板を設置し、整備工事の目的や庭園の本質的価値についての理解促進に努める。
- ・ 整備工事に利用する石材等の材料は、今後の復元整備において大量に必要となるため、保管場所の確保が課題のひとつである。現地において整理した状態で展示することにより、整備事業への理解を促し、興味を持ってもらえるよう工夫する。

(3) 関連文化財及び地域資源との連携

二之丸庭園は、豊富に残る絵図等史料と一体的に保存することを理念としており、これら史料の所蔵施設は、名古屋城と同日に巡ることも可能な距離にある。このほか、本来の縄張りに位置した庭園や周辺文化財等と連携した活用展開を行うことで、二之丸庭園さらには名古屋城の理解促進に繋げていく。

【関連文化財等との連携方針】

- 絵図等史料の所蔵施設と連携を図る。
- 名古屋城との関係が深い庭園と合わせた情報発信を行う。
- 市の関係機関と連携を図り、名古屋城に関連する企画展開や情報発信を進める。

① 関連史料の所蔵施設との連携

- ・ 二之丸庭園の本質的価値を理解するうえで重要な要素である絵図の中には、名古屋城内で保管されているものもあるが、近世の修復指標である『御城御庭絵図』を所蔵する名古屋市蓬左文庫（以下、蓬左文庫という。）と、蓬左文庫に隣接し『尾二ノ丸御庭之図』を所蔵する徳川美術館は、名古屋市内に位置するため、連携を強化していく。
- ・ 蓬左文庫では、デジタルデータ化した絵図を閲覧することもできるため、二之丸庭園の本質的価値を理解するにあたって核として検討が可能である。



写真 4-4-1 徳川美術館

② 関連庭園との連携

- ・ 二之丸庭園との関係が深い歴史的庭園として、特別史跡の東南東に残る三之丸庭園がある。また、痕跡は薄くなっているが御深井御庭の跡地である名城公園が二之丸庭園に隣接しており、解説が伴うことで往時の広大な範囲に広がる城の全体像を想像させることも可能である。



写真 4-4-2 三之丸庭園

第2項 活用のための整備方針

(1) 施設の整備方針

① ガイダンス施設

二之丸庭園の概要や沿革、絵図等史料や発掘調査の成果等を展示するガイダンス施設については、二之丸御殿跡を候補地として検討を進め、**平面表示または復元的整備の一部に整備する**。なお、ガイダンス施設が竣工するまでの期間は、第2次工事で復元整備を計画している霜傑及び植木屋を活用拠点とするほか、工事区域に設置する仮囲いのパネル等を利用して説明板を設置するなど、理解促進に向けて対応していく。

【ガイダンス施設の整備方針】

- ガイダンス施設の外観は、二之丸御殿の一部を模した施設とする方針とし、絵図及び古写真等の史料調査を進めていく。
- 工程は、地形造成と関わることから、近代前庭に着工する第5次工事～二之丸御殿跡に着工する第6次工事の期間での実施に向け検討を進める。
- 二之丸南部の整備計画が進行している場合には、一体的な整備に向けた計画とする。

② 休憩施設

現在の休憩施設は、絵図に基づく二之丸庭園の空間性や景観に基づいて計画されたものではないことから、移設もしくは撤去、更新の方針とする。

【休憩施設の整備方針】

- 二の丸茶亭は耐久年限を確認のうえ、将来的に移設もしくは撤去とし、茶亭としての機能はガイダンス施設に集約する。
- 常設の設備だけでなく、二之丸御殿や四ツ堂、御腰掛等の位置を利用し、仮設の床几や和傘等、移動可能な休憩設備を設置し、季節やイベントに応じた展開を行えるようにする。

③ トイレ

現況のトイレは、車椅子用トイレが1室備えられ、個室数は多いものの、和式の仕様である。

将来的にはガイダンス施設に新設する方針であるが、史跡保存活用計画で示した、『福祉都市環境整備指針』（名古屋市・平成3年11月策定、平成29年3月改定）に基づいた快適なトイレ環境を整える方針で、城内全体の計画に位置付けながら検討していく。

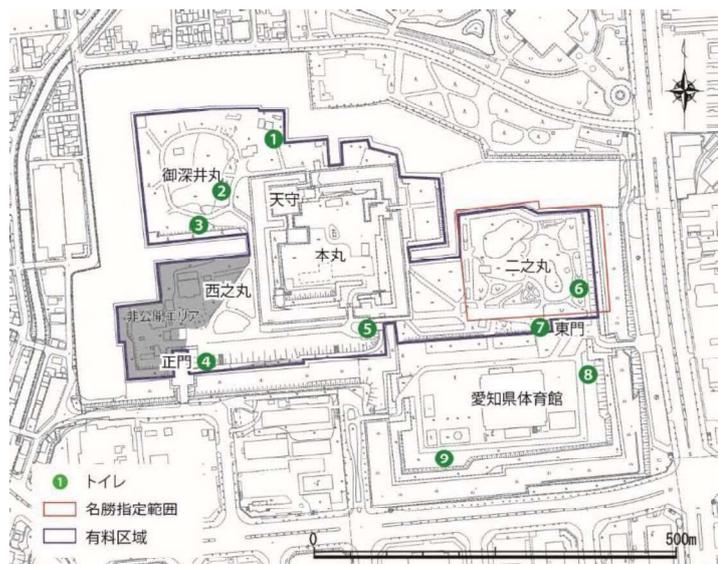


図4-4-2 名古屋城跡内のトイレ位置図

(2) 設備の整備方針

①説明板

二之丸庭園の価値や魅力を分かりやすく伝えるため、総合案内や建造物、特徴的な遺構を検出した発掘調査の内容等を記した説明板を設置する。

【説明版の整備方針】

- 茶室等の建造物には個別の説明板を設置する。
- 特徴的な空間性をもつ場所や発掘調査で特筆すべき遺構を検出した場所に説明板を設置する。
- 庭園景観に相応しい意匠とし、高さ設定及び文字の色や大きさ等は見やすさに配慮する。
- QRコード等によるデータ取得や音声案内の導入を検討する。

※説明板の計画位置は、「図 5-3-2 活用計画検討図」に示す。

②柵及び手摺り類

現況の園路には、安全管理及び立入禁止の目印としてロープ柵を設置している。修復整備においては、素材や意匠のほか庭園景観を阻害しない高さ等にも考慮のうえ柵を設置する。



写真 4-4-3 参考事例：高さを抑えた園路沿いの竹柵

【柵等の整備方針】

- 二之丸庭園に相応しい意匠とする。
- 安全確保が必要な範囲に設置する。
- 遺構保護や植栽養生が必要な範囲に設置する。

③照明設備

現状の照明灯は、外縁及び東庭園に設置しており、遺構の現存する範囲には設置していない。今後は、来園者の安全確保のほか、活用や維持管理にも考慮した計画が必要となる。したがって、庭園全域において景観を損なわないよう留意のうえ、照明灯及び電源の設置について、以下の方針で検討を進める。



写真 4-4-4 現況の照明灯

【照明設備の整備方針】

- 庭園内は、絵図に描かれた庭園景観を復元する方針には沿わないため、照明灯は設置しない。
- 夜間開城やイベントの開催等に備え、遺構表示を含む建造物の近辺や、園路沿いに電源ボックスを設置する。
- 防犯上の問題等から外縁の照明設備は意匠及び設置位置を検討のうえ更新する。

第5節 管理・運営に関する方針

第1項 管理・運営の方針

修復整備事業では『御城御庭絵図』に描かれた庭園の姿を二之丸庭園全域（近代前庭を除く）で取り戻すことを指標としている。今後の二之丸庭園において本質的価値を適切に保存管理していくためには、現在実施している清掃や植栽管理などの維持管理作業をより広範囲において高頻度かつ細やかに行うことが求められる。さらに、修復整備によって復元される水系機能や建造物のほか、二之丸庭園特有の三和土構造物など、多様な構成要素を保存していくためには、文化財庭園の保存管理技術を習得し研鑽することも必要となる。

修復整備後の状況を想定し、整備事業期間中にも整備が完了した範囲から適切な管理を行うことが出来るよう、庭園の日常的な管理項目と基本方針を整理する。

なお、日常管理を超える内容については「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」（平成25年3月策定）で示した「現状変更等の取扱い」に従うものとし、修復整備事業の完了後には、竣工後の状況に合わせた保存管理方針や現状変更申請の取扱い等について検討を行い、「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」の見直しを行う。

（1）項目別管理方針

①巡視・清掃

- 庭園の巡視を行い、来園者の安全及び衛生、施設等の機能確保に努め、不具合等が発見された場合は、速やかに必要な措置を施す。
- 庭園内の掃き掃除及びゴミ拾い等を実施し、庭園景観の適切な維持に努める。

②植栽管理

【樹木の剪定】

- 中高木は、建造物に近い位置等に樹形を意識して植栽される樹木と群植により景観を形成する樹木とでは手入れ方法を変えるなど、植栽場所によって異なる景観的な意味合いや樹種の特徴に合わせて手入れを行う。
- 低木類は、中高木同様に景観や植栽場所による役割、樹種によって剪定や刈込み等の手入れ方法を使い分けて管理する。
- 生垣や低木類の手入れにおいては、刈込みを基本とする場合にも、透かし剪定を併用するものとし、適度な日照や風通し等、樹木の生育環境を確保する。

【地被類の管理】

- 除草については、現在は手作業による抜取除草と機械による除草を使い分けている。修復整備後の細やかな庭園意匠に対応するとともに、来園者の庭園観賞を騒音等で妨げることはないよう、抜取除草を基本とする。なお、機械による除草が必要な場合は、周辺の構成要素への影響及び開園時間に考慮して実施する。
- 芝刈りについても除草と同様に、広域な範囲を機械施工する状況とは異なるため、騒音防止に留意のうえ、周辺の構成要素に影響しないように手法を選択して実施する。

- 表土の流出を防ぐため、樹木の剪定による日照確保に努めるとともに、落葉の清掃等により地被類の健全な生育を促す。

【鉢植え・盆栽等の管理】

- 中御庭の「植木屋」でのイベント開催や日常的な管理委託についても模索していく。

【花壇の管理】

- 絵図に記されている花壇の草花には、「菊」「牡丹」「菖蒲類」等があり、生長の段階ごとにさまざまな高度かつ細やかな手入れが必要となる。灌水についても季節によっては毎日対応する必要がある。したがって、専属の専門知識を持つ職員を配置し、管理体制の強化と安定化を図りながら対応する。

【養生・施肥】

- 現在は、近代前庭のソテツに菰巻きを実施している（11月設置3月撤去）。修復整備では庭園の複数箇所にソテツを植栽する計画であり、生育状態や植栽環境等を考慮のうえ、養生の必要性を個別に判断しつつ実施する。
- 整備事業での植栽においては、必要に応じて土壌改良を行う計画であり、今後の維持管理においても植栽の状態を見極めながら適宜実施していく。

【藤棚・支柱等の更新】

- 藤棚は部材の劣化等に留意し、樹木の生育に影響が出ないよう適宜更新する。
- 樹形の維持や植栽後の養生として必要な支柱については、必要に応じて更新するほか、役割を終えたものについては撤去する。

③水系管理**【園池の水質管理】**

- アオコや藻の発生には、発生初期での対応が有効であるため、生物被害が発生しない薬剤の散布など、対策を行うものとする。
- 園池底には経年的に土砂や落ち葉等が堆積するため、季節によっては日常的な清掃を行うほか、定期的に浚渫を実施する。

【園池の水量管理】

- 園池の水は、北御庭及び南池ともに雨水集水を基本とするが、濁水によって庭園景観や観賞に支障をきたす場合には、水の補給を行うものとする。

【給排水設備の管理】

- 設備は定期点検を行い、不具合には速やかに対処し、安定した庭園の維持管理が行える環境を整える。

- 側溝や排水樹への土砂や落ち葉の堆積は、排水機能不全に繋がるため、定期的に清掃を行う。

④建造物管理

余芳及び風信の移築再建後は、保存及び観賞のための管理が必要となる。日常的な清掃や点検及び対策のほか、防災設備も含めた定期点検を実施する。

- 定期的に換気を行うことによって室内の傷みを予防するとともに、雨漏りの有無や建具の状態等について点検を行う。
- 余芳は茅葺き屋根であるため、鳥害対策を講じ適宜補修を行う。また、落ち葉等が堆積しないよう注意する。
- 防災設備については定期的に点検を行い、機能を確実に維持する。
- 台風や豪雨の前には風圧対策や雨漏りへの予防対策を行い、天候の回復後は早期に被害状況を把握し対応する。事前対策及び被害状況の把握を迅速に行えるよう体制を整える。
- 移築再建の計画を進めている余芳は、内部の通常公開は行わず、外観のみの公開とするが、庭園の重要な構成要素として観賞に資することが出来るよう、日常的な清掃を実施する。

⑤石組・三和土・構造物等の管理

- 飛石の緩み等については、日常的な維持管理行為で行える範囲で早めに対応し、保存と安全性を適切に確保する。
- 護岸や築山については、目地や周辺表土の流出による石組等の緩みや崩落等が生じないように日常的な維持管理作業で早期に対応し、保存と安全性を適切に確保する。
- 北園池護岸の池底や三和土構造物については、修復箇所や保存処理のモニタリングを実施し、劣化状況の早期把握に努め、補修を行いながら維持管理する。

⑥電気設備等管理

- 設備は定期点検を行い、不具合には速やかに対処し、安定した庭園の維持管理が行える環境を整える。

(2) 管理施設及び管理動線

- 現状の管理行為よりも作業頻度が高くなることから、日常的に使用する道具類の保管場所を庭園内もしくは近隣に確保する。近世の庭園景観に沿う道具類に関しては、中御庭の「植木屋」に簡易的な置場を設定する。
- 剪定処分枝の一時集積場所を確保するなど、庭園景観に配慮しつつ作業の効率化を図る。
- 管理用車両は外縁を通行するものとし、北園池及び南池の周囲には、浚渫車両等が作業可能なようにスペースを確保しておく。

第2項 保存管理の技術と人材育成

庭園は、成長する植栽、長時間をかけて風化する石材、降雨等の影響を受ける表土、そして周辺環境の変化によって変わることのある水系や景観・眺望など、時とともに変化することを避けられない。これらの変化に対して、まず重要となるのが日常の維持管理行為である。

文化財庭園を保存するための伝統的な技術は、「文化財庭園保存技術」として「選定保存技術」に選定されている。ここでは7つの保存技術が定められており、二之丸庭園にはすべてに該当する構成要素が存在する。現在行われている整備事業以前には、二之丸庭園の維持管理にこの保存技術は導入されていなかったが、今後の維持管理においては取り入れていく必要があり、人材育成も進める必要がある。

また、管理に伴う騒音を極力抑えるとともに、手入れを行う姿も庭園景観の一部として観賞の魅力となるよう、修復整備事業の実施においても、整備事業完了時に体制が整うことを目指して努めていくものとする。

● 「文化財庭園保存技術」で定められた7つの技術

一 地割り管理技術及び発掘庭園修復技術

築山や池といった庭園の形状を維持・修復するための技術

二 石組み管理技術

景石や池の護岸石組、滝石組、蹲踞などの石組みを維持・修復するため技術

三 水処理管理技術（水漏対策・水質管理・異常繁殖物除去など）

池や流れなどの給排水の管理や漏水の防止と共に、水質・植栽を維持するための技術

四 植栽管理技術（整姿・剪定・整枝・樹勢管理・樹種管理など）

樹木の剪定・整姿など、樹木や草本・地被類の形状・生育を適切に維持するための技術

五 庭園構造物管理技術（橋・垣・中門・腰掛など木造構造物）

橋や垣根、露地の中門・腰掛などの木造構造物を維持・修復するための技術

六 庭園石造物管理技術（灯籠・層塔・蹲踞など石造構造物）

灯籠や石塔、手水鉢などの石造構造物を維持・修復するための技術

七 小仕事技術（霰零し・延段・差石・叩きなど）

延段や漆喰の叩きなど、庭園の各所で用いられる構成物を維持・修復するための技術

第5章 整備計画

第1節 整備の手法

二之丸庭園の整備は、遺構が顕在化している現存部分の修復を行う範囲と、近代の除却に伴い埋められていた遺構を修復（一部は復元）して露出する範囲、そして復元整備を行う範囲がある。復元整備を行う範囲は、遺構の保護層を設けてその上に復元する範囲と、権現山と栄螺山の削平部のように現況地盤上に復元する範囲がある。各手法の範囲を下図のとおり設定するが、今後の発掘調査によって健全な遺構が確認された場合には、露出展示の範囲を広げるなど見直しを行う。

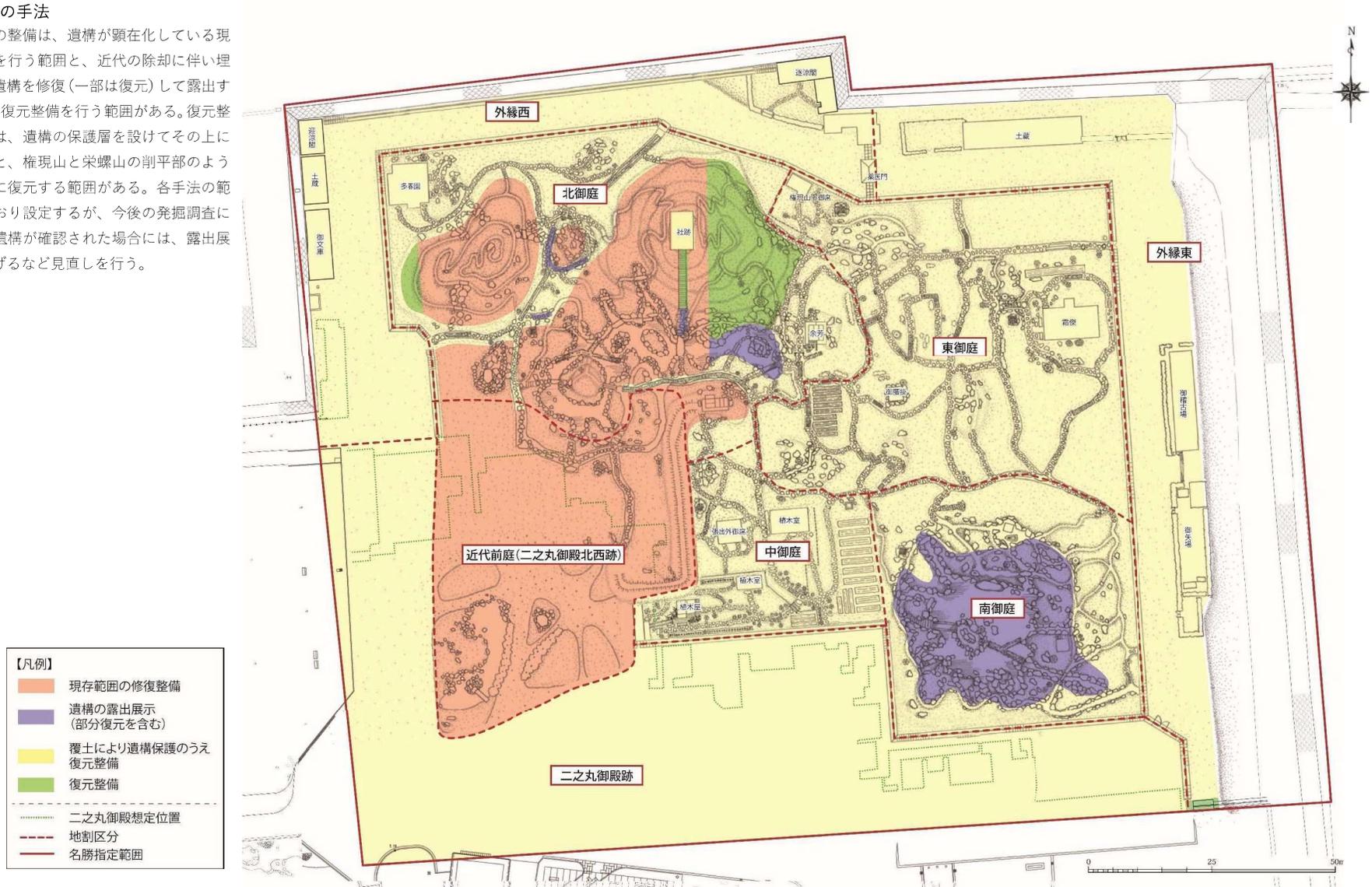


図 5-1-1 整備手法範囲図

整備手法の違いは、北御庭において最も複雑となる

権現山東側の築山削平部分の復元と石段の復元、栄螺山西側の築山復元はすでに施工済みであり、今後は周辺地盤の切り下げに伴い裾部の地形復元や石組復元を行うことになる。また、この地盤切り下げを行う範囲には、二子山周辺や田楽山南側のように、安定した飛石が検出された箇所において露出展示を行う範囲が隣接し、さらには延段のように脆弱な遺構を保護するため盛土のうえ復元する範囲も存在している。

北園池については、現存する遺構を修復する範囲が広いが、東側については近代に埋められていた遺構が検出されていることから、欠損部の石組等を復元しつつ、露出展示として修復整備する計画である。権現山の石段下から検出した飛石についても、良好な状態で保存されていたことから露出展示する計画としている。

余芳及び多春園周辺と築山群周辺は、検出された遺構が脆弱であるため、遺構保護層を設けて復元整備を行う計画である。

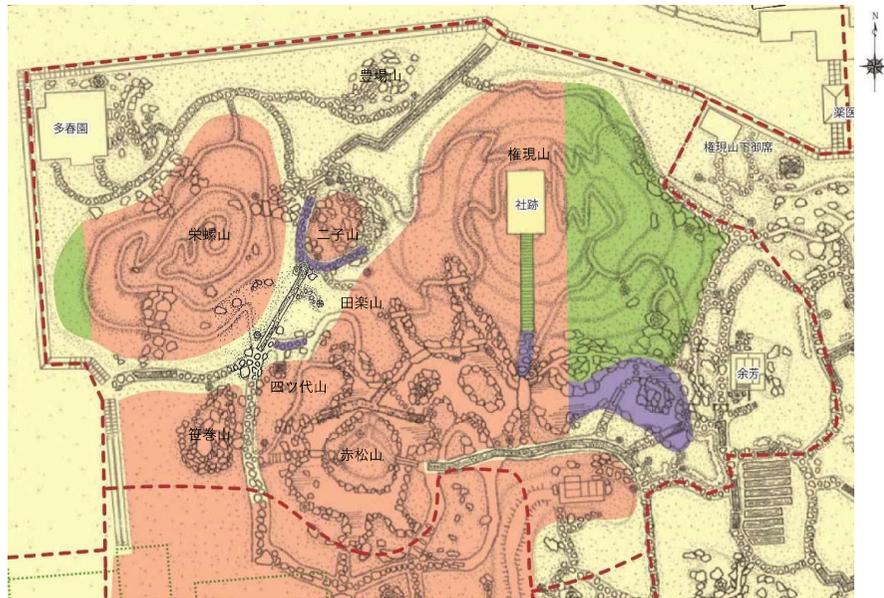
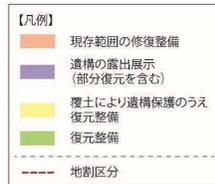


図 5-1-2 整備手法範囲図 (北御庭)



第2節 構成要素別整備計画

第1項 地形・地割

(1) 地形造成と工事区分

地形造成は、空間をある程度まとまりで区分しながら進め、盛土の落ち着く期間や工事車両動線等にも考慮しつつ、完成した区分から公開できるように計画する。

平成25年度から開始している北御庭の修復整備を1次工事とし、2次工事では東御庭及び中御庭の復元整備工事を実施する。3次工事として南御庭及び中御庭、4次工事として北御庭の多春園及び築山群と外縁西、5次工事として外縁東の復元工事と近代前庭(二之丸御殿北西跡)の修復整備を行い、最後に6次工事として二之丸御殿跡の遺構表示を実施する。ただし、4次工事の対象範囲に位置する築山群や南蛮練塀等の現存遺構については、保存状況に注意し、先行して保存的な処置が必要と判断される場合には、適宜対応を図るものとする。また、ガイダンス施設等の整備については、二之丸南部の整備や二の丸茶亭跡の保存整備と関係するため、5次～6次工事での実施に向け検討を進める。各年次の施工内容については第6章 事業計画でまとめる。

復元整備の範囲は、基本的に遺構を埋め戻して整備する方針であるが、往時に近い空間性を復元するためには、遺構を保護しつつ覆土厚を出来るだけ薄く設定することが望ましく、近代に盛土された地盤高を全体的に切り下げる必要がある。したがって、庭園全域で盛土よりも切土の量が多くなり、施工年次ごとに搬出土が発生する計画となるため、城外での有効利用についても視野に入れつつ調整を図っていく。

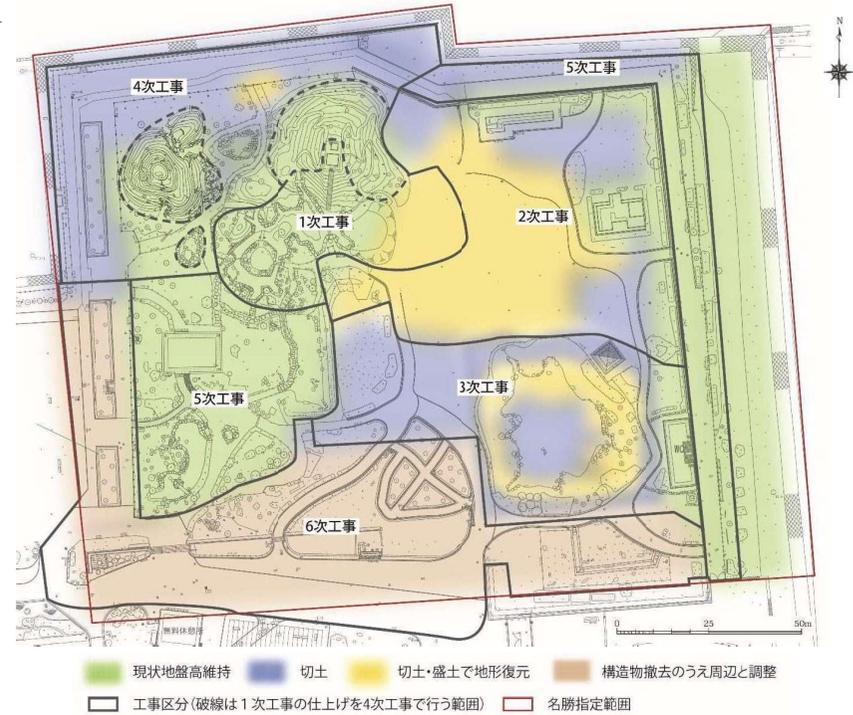


図 5-2-1 地形造成計画と工事区分

(2) 地盤高の設定と地形造成

北御庭の現存範囲及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は基本的に現況地盤を踏襲する。東御庭及び中御庭の復元範囲については、「余芳」の再建高や現在の「霜傑」の遺構表示面を基準とし、T.P.13.5mを基礎地盤と設定し、絵図等史料から築山等の高さを設定した。

北御庭の多春園付近と外縁西は、土堀を挟んで同じ地盤高に設定している。外縁西は、南蛮練場と地盤高の関係性についても回復を図れるよう設定している。二之丸御殿跡の整備地盤高は、二之丸南部の整備と密接に関わるため、二之丸全体における今後の整備方針において適宜見直しを図っていく。

【凡例】	
	現状の地盤高を維持
	切土
	盛土(築山造成)
	切盛(築山の間を繋ぐ)
	構造物撤去のうえ周辺と調整
	計画高(標高) 計画高(地盤からの高さ)
	現況地盤高(標高)
	遺構面高さ(標高)
	地割区分
	名勝指定範囲



図 5-2-2 地形造成計画図

(3) 地形検討図

整備地盤高は、庭園全体で T.P.13.0~13.5 m の設定としており、北御庭の多春園周辺や外縁西についても切下げを行うため、権現山及び栄螺山の山裾も現況より高さが下がる。

東御庭及び中御庭は、概ね平坦な地形の中に築山等が点在する。その間を回遊する園路は、高低差の大きい北御庭や南御庭とは異なり、ゆったりと散策できる空間となるよう T.P.13.0~14.0m の間で緩やかな起伏を持って展開させる。

南御庭については、今後の発掘調査成果に基づいて設定するが、令和元年度の調査成果からは池底が現況よりも 2m 以上低くなる可能性が指摘されていることから、園池周囲の築山は現況地盤から大きく高くなることはない想定している。

外縁は全体的に平坦な地盤を確保しているが、庭園内の地盤高が東西で異なることから調整を図りつつ、排水勾配を確保した計画とする。

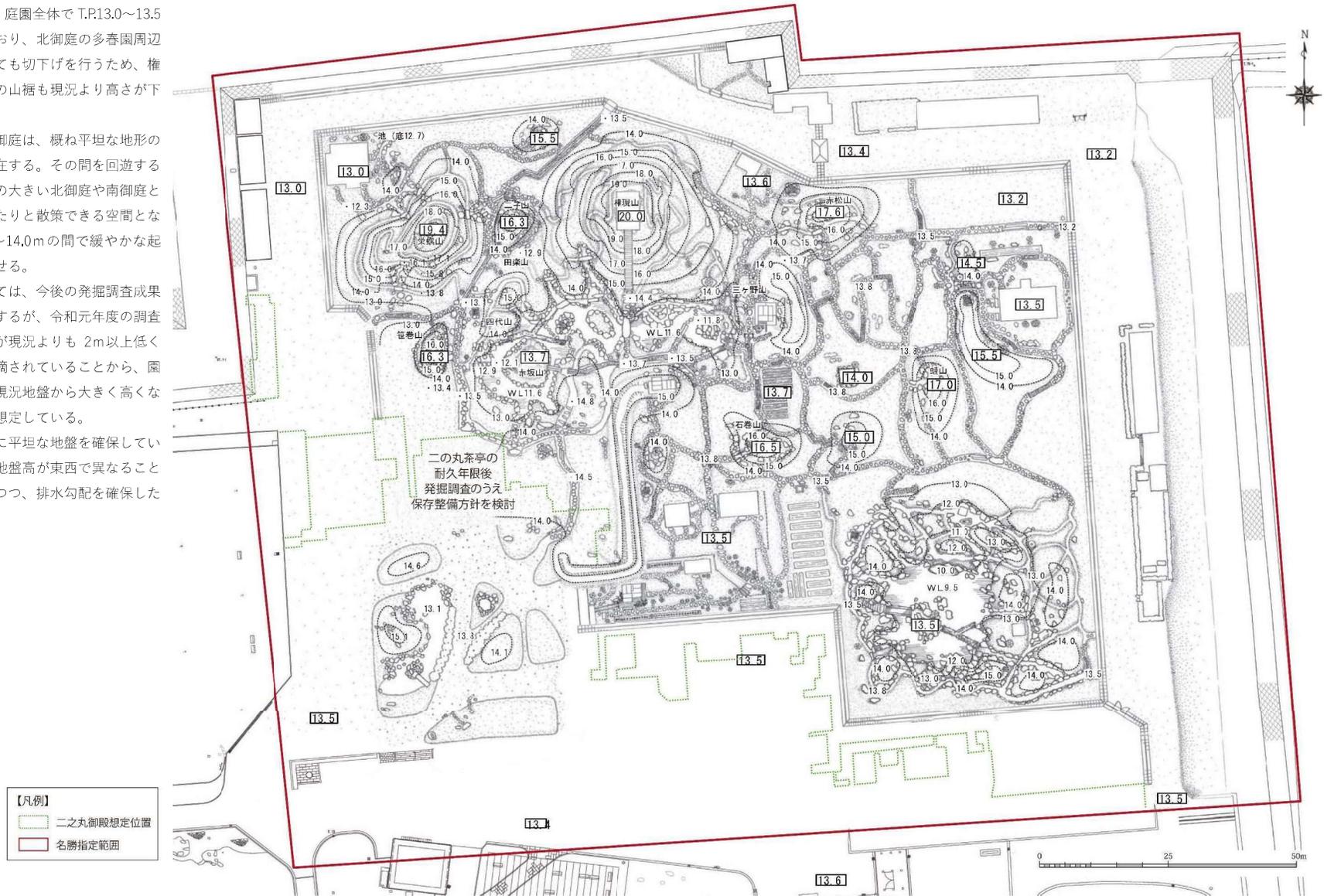


図 5-2-3 地形検討図

第2項 水系

(1) 排水・集水計画

排水・集水計画は、庭園内の集水域を4つに大きく区分し、3つの方針で設定している。

北御庭においては、北園池への補給水として雨水を集水する必要があるため、周囲の水は可能な限り園池へ集水排水する計画である(図のB)。ただし、地形上の限界があるため、その他の範囲については、土塀沿いに設ける側溝を通じて、外縁西とともに堀へと排水する(図のA)。

南池についても北園池と同様に可能な限り園池へ雨水を集水する計画とし(図のD)、周囲については東側と南側の土塀沿いに設ける側溝を通じて、それぞれ下水へ排水する(図のE)。

東御庭と外縁東の北側については、土塀沿いの側溝を通じて既存の堀へ排水するルートへ乗せる計画とする(図のC)。

近代前庭(二之丸御殿北西跡)は、現況を踏襲して下水へ排水する計画とする(図のF)。

堀への排水に関しては、図中の排水口①は現在も機能していることが確認されているが、②及び③については調査のうえ必要に応じて改修を検討する。

【凡例】	
— (現況)	排水設備

— (計画)	集水区区分
←	排水設備
←	表面流水

□	名勝指定範囲

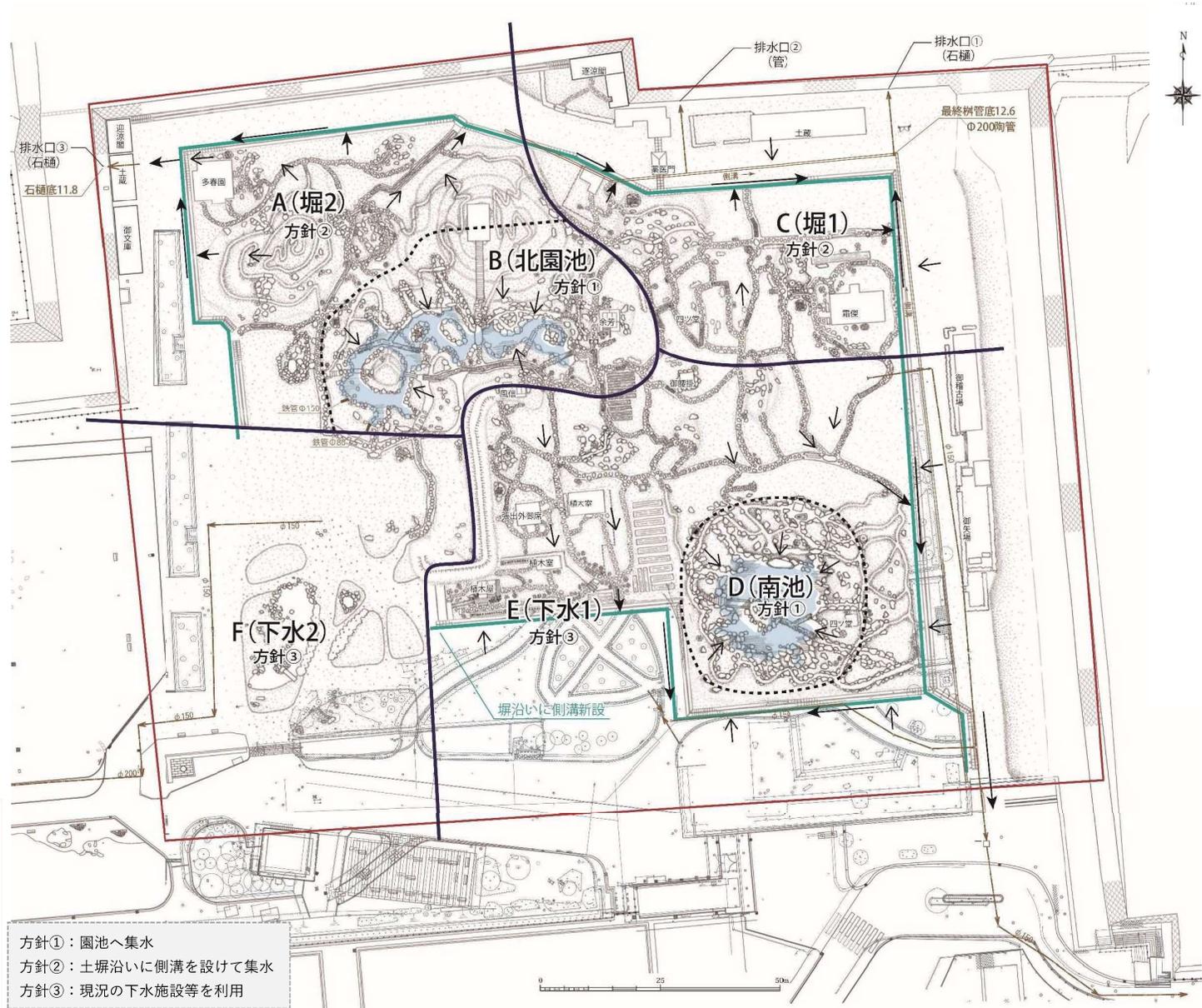


図5-2-4. 排水・集水計画図

(2) 給水計画

給水については、移築再建や遺構表示等の整備手法に関わらず、各建造物付近に散水栓を設置するほか、北園池と南池への補給水の水源を設定し、既存の配管から延伸する。再建する建造物の防災に関しては、現時点では薬剤等の利用を検討しているが、今後の城内における防災対策が上水利用の方針となった場合、既設管を計画に見合った管径に更新する必要性が発生する。

北園池及び南池の給水に関しては、水質管理や補給のシステムについて、循環装置等の設置も合わせて検討を進めていく。



図 5-2-5. 給水計画図

第3項 植栽

(1) 現況植栽に関する計画

現況植栽については、修復剪定を行いな
がら管理していくもの、復元整備において
移植または除伐等の整備を行うものがある。
いずれも二之丸庭園全体の景観を鑑み
つつ進める必要があるが、石垣に影響する
ものや景観変化の大きな整備を行う範囲
は、段階的に実施していく。



図 5-2-6 現況植栽整備計画図

(2) 植栽整備計画

植栽整備については、絵図の検証によって特徴的な樹木や植栽傾向を把握したうえで、現場の生育環境等を考慮した計画とする。施工に至るには絵図のさらなる検証が必要であるが、庭園内の植栽傾向は下図のとおりである。

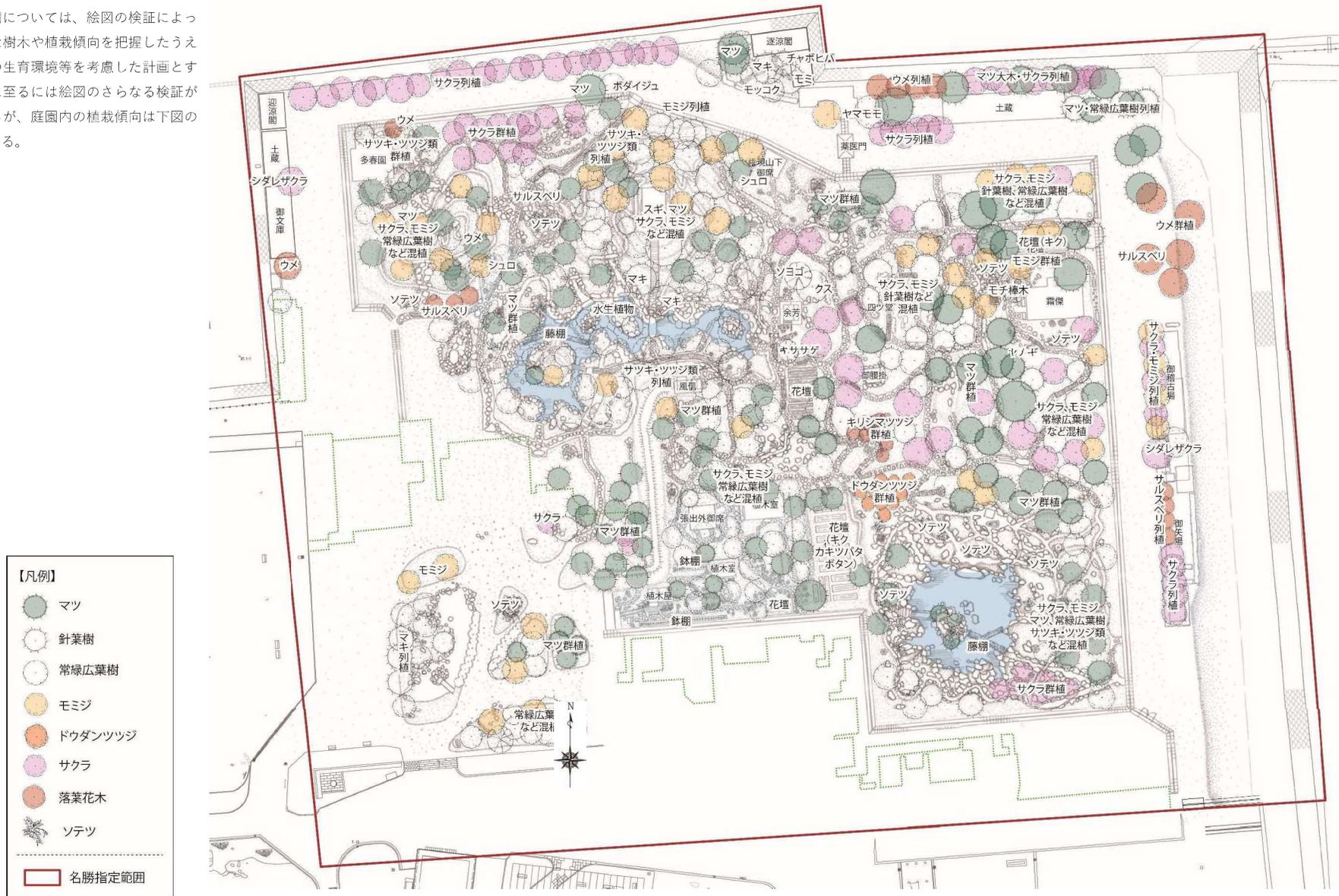


図 5-2-7. 植栽整備計画図

第4項 構造物（移設撤去計画）

復元整備にあたって撤去や移設が必要な構造物として、トイレや望鏡亭のほか、照明等の設備、植栽帯の縁石等がある。トイレ等の便益施設については、保存整備事業期間中の公開活用での利用について考慮のうえ、撤去時期等を計画する。

二の丸茶亭は、建築から50年以上が経過しているが、現在の利用において耐久年限は迎えていない。したがって、近代前庭（二の丸御殿北西跡）の修復整備に着手する5次工事に降に解体するものとし、それまでの期間は継続利用する。

植栽帯の縁石については、近世からの転用材とされる石材もあることから、復元整備において計画的に利用していく。また、転用材以外の石材についても素材を検証のうえ、適切な使用場所を検討し、可能な限り再利用する。

陸軍に関する石碑については、近代前庭（二の丸御殿北西跡）の時代性も鑑み、現地保存も考えられるが、移設については二の丸南部に残る陸軍由来の石碑等と合わせて取扱いを検討していくものとする。

- 【凡例】
- 《移設・撤去検討》
 - 建造物・構造物
 - 擬木柵
 - 縁石
 - ロープ柵
 - 照明灯
 - スピーカー
 - 《現況埋設管》
 - ガス管
 - 電気配線*
 - 名勝指定範囲
- ※「電気設備平面図」(手書き)から転記

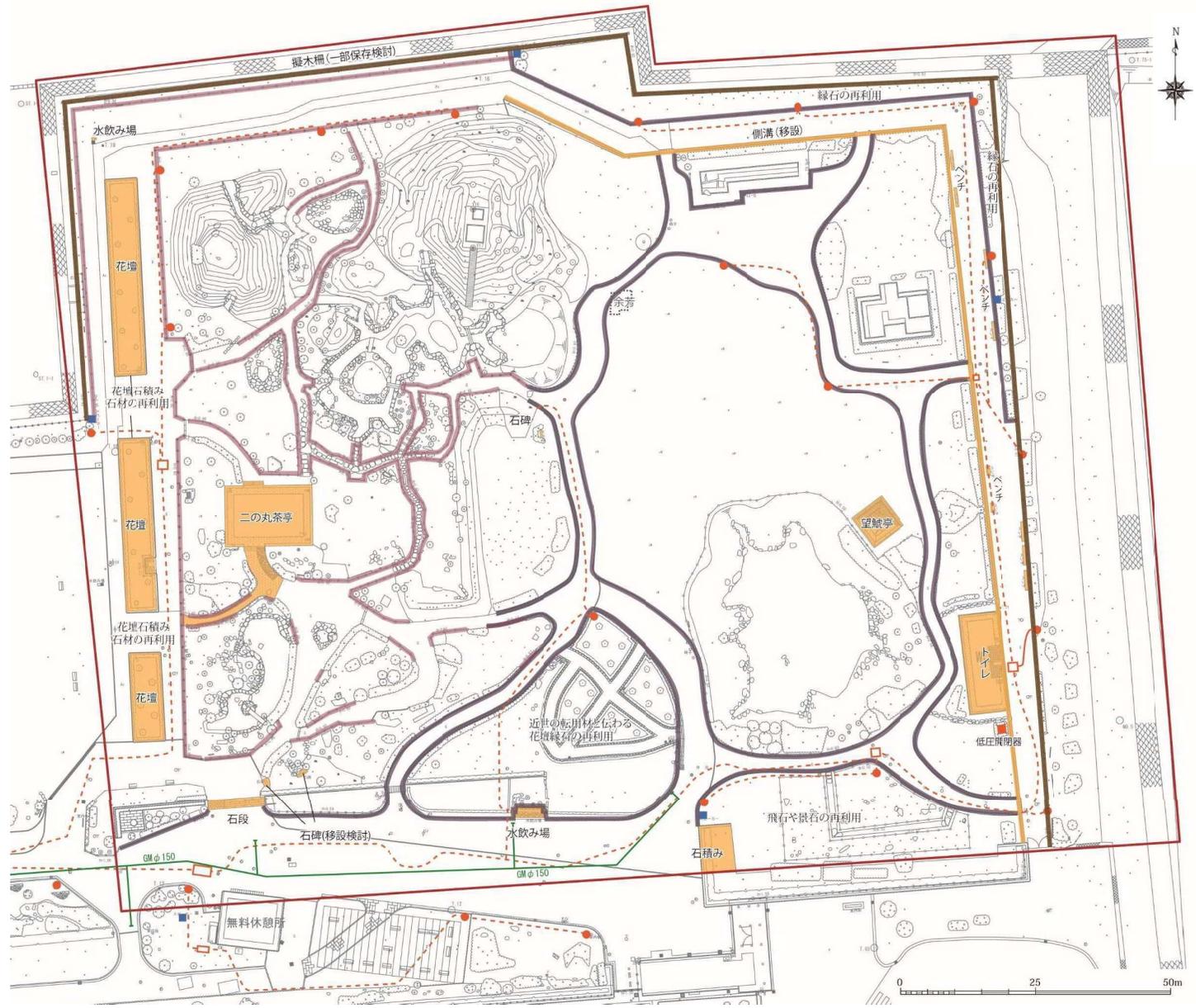


図5-2-8 構造物及び建造物移設・撤去計画図

第5項 建造物

移築再建は、オリジナル部材が遺されている「余芳」及び「風信」が対象となる。将来的な復元検討の対象は、古写真が残名古屋城の外観を構成するうえでも重要な要素といえる外縁の建造物（丑寅隅櫓、逐涼閣、迎涼閣、土蔵、御文庫）とする。また、複数の史料が残る多春園、外縁の空間区分を理解するうえで重要で、立面を記した幾つかの史料が確認される薬医門も復元検討対象とする。

遺構表示については、活用拠点と位置付けている霜俣及び御植木屋は床高を持たせて整備するものとし、その他については平面表示とする計画である。二之丸御殿については、将来的な二之丸南部の整備とも関係するため、庭園に隣接する部分の輪郭を表示する計画としている

- 【凡例】
- 《茶室等》
 - 移築再建
 - 将来的に復元検討
 - 遺構表示(床高想定)
 - 遺構表示(平面表示)
 - 《二之丸御殿》
 - 遺構表示ライン
 - 二之丸御殿跡の範囲
 - 名勝指定範囲

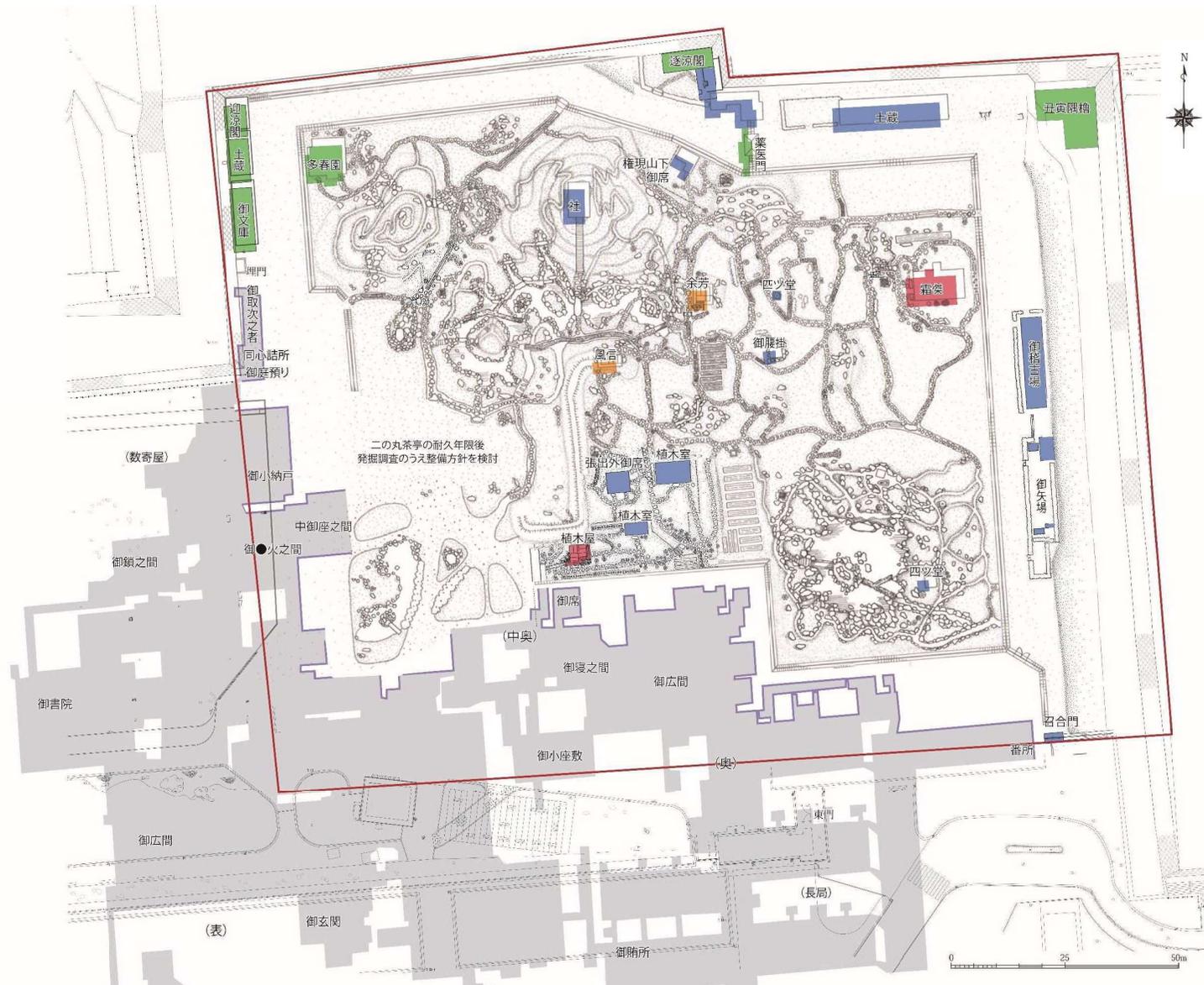


図 5-2-9 建造物整備方針計画図 (S=1/1,000)

第6項 活用のための整備

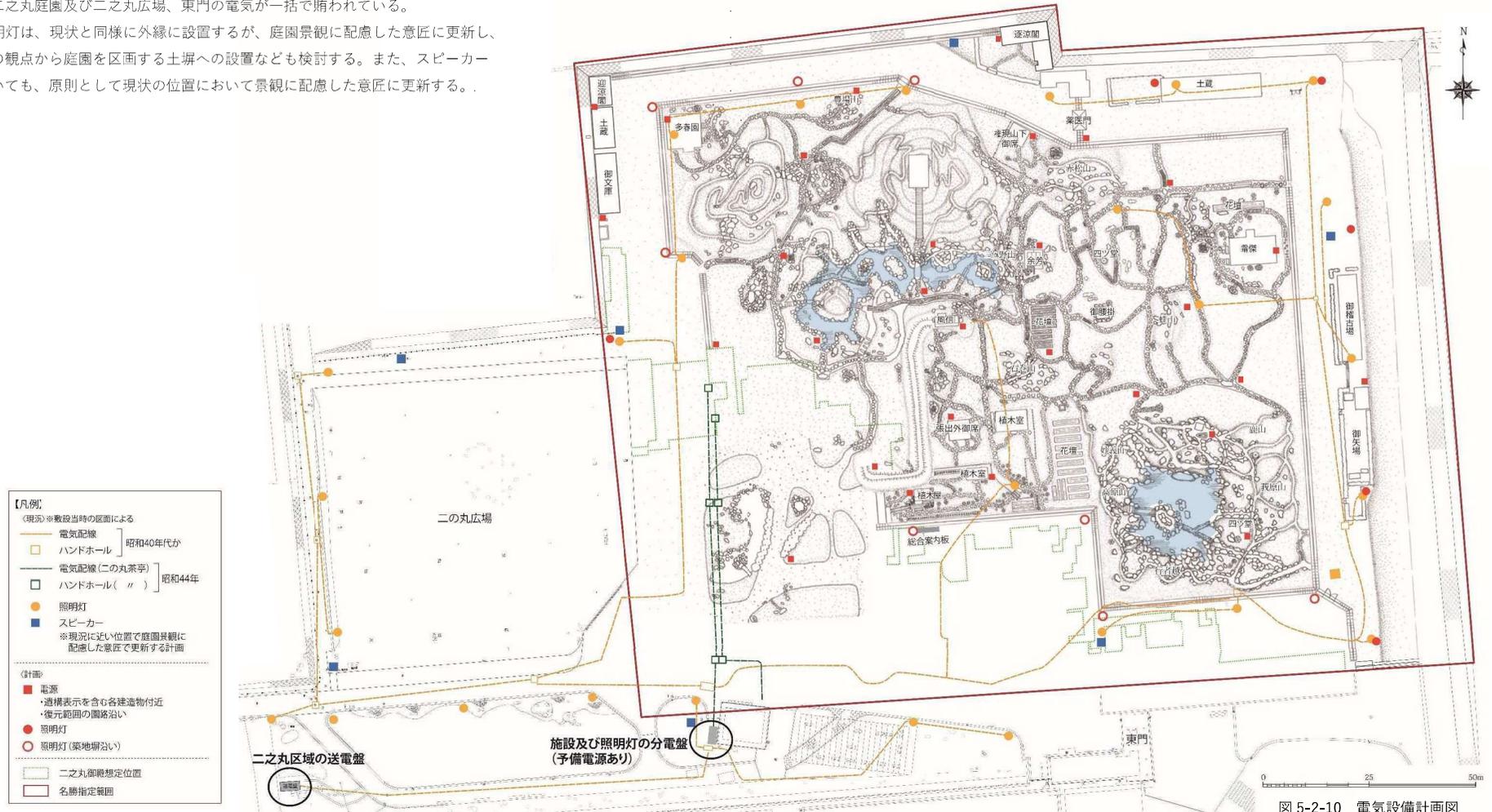
(1) 電気設備計画

二之丸庭園の電気配線は、昭和40年代に整備されたものを現在も使用しており、耐久年限が近づくものもあると考えられる。保存整備事業完了後は、設備の更新を行う時期が暫く訪れないことも予想されることから、二之丸庭園全域において、照明灯やスピーカー等設備のほか、配線についても環境負荷の少ないものに更新する。なお、名古屋城は昭和6年(1931)に一般公開を開始したが、二之丸は陸軍省所管であったため公開範囲から外れており、昭和42年(1967)に一般公開を開始した。このため、送電盤は二之丸単体で設置されており、二之丸庭園及び二之丸広場、東門の電気が一括で賄われている。

照明灯は、現状と同様に外縁に設置するが、庭園景観に配慮した意匠に更新し、修景の観点から庭園を区画する土塀への設置なども検討する。また、スピーカーについても、原則として現状の位置において景観に配慮した意匠に更新する。

現在、庭園内の照明としては東御庭及び風信付近に照明灯が設置されている。今後の活用においては、夜間の開園等も考えられるため設備の充実を図っていくが、庭園景観への影響を抑えるため、各建造物付近や園路沿い等に電源ボックスを設置し、柔軟な利用を図っていく。

また、現況の弱電は管理事務所から二の丸茶亭と東門に接続されており、余芳など再建造物に自動火災報知機を設置する際には、既存のシステムに接続する方向で検討を行う。



(2) サイン計画

説明板は、各建造物や主要な構造物の個別説明を示したものを設置するほか、特徴的な空間や構成要素、特筆すべき遺構検出箇所にも設置する。ただし、庭園観賞の妨げにならないよう5箇所（総合案内、権現山、南池、近代前庭（二之丸御殿北西跡）、南蛮練堀）に絞った計画とし、イベント等に応じて仮設の説明を加えながら補足していく。また、AR等の活用ツールを導入し、感覚的な理解を促し、庭園観賞の幅を広げられるよう多様な楽しみ方を提供する。P89 活用方針に移動。

観賞順路については、案内板の設置は行わず、立入禁止区域については関守石等や景観に配慮した仮設柵等で対応する。また、植栽の養生範囲や特に注意が必要な危険箇所等についても、仮設の表示により注意を促すものとする。



図 5-2-11. サイン設置計画図

第3節 地割区分別整備計画（概括図）

■北御庭

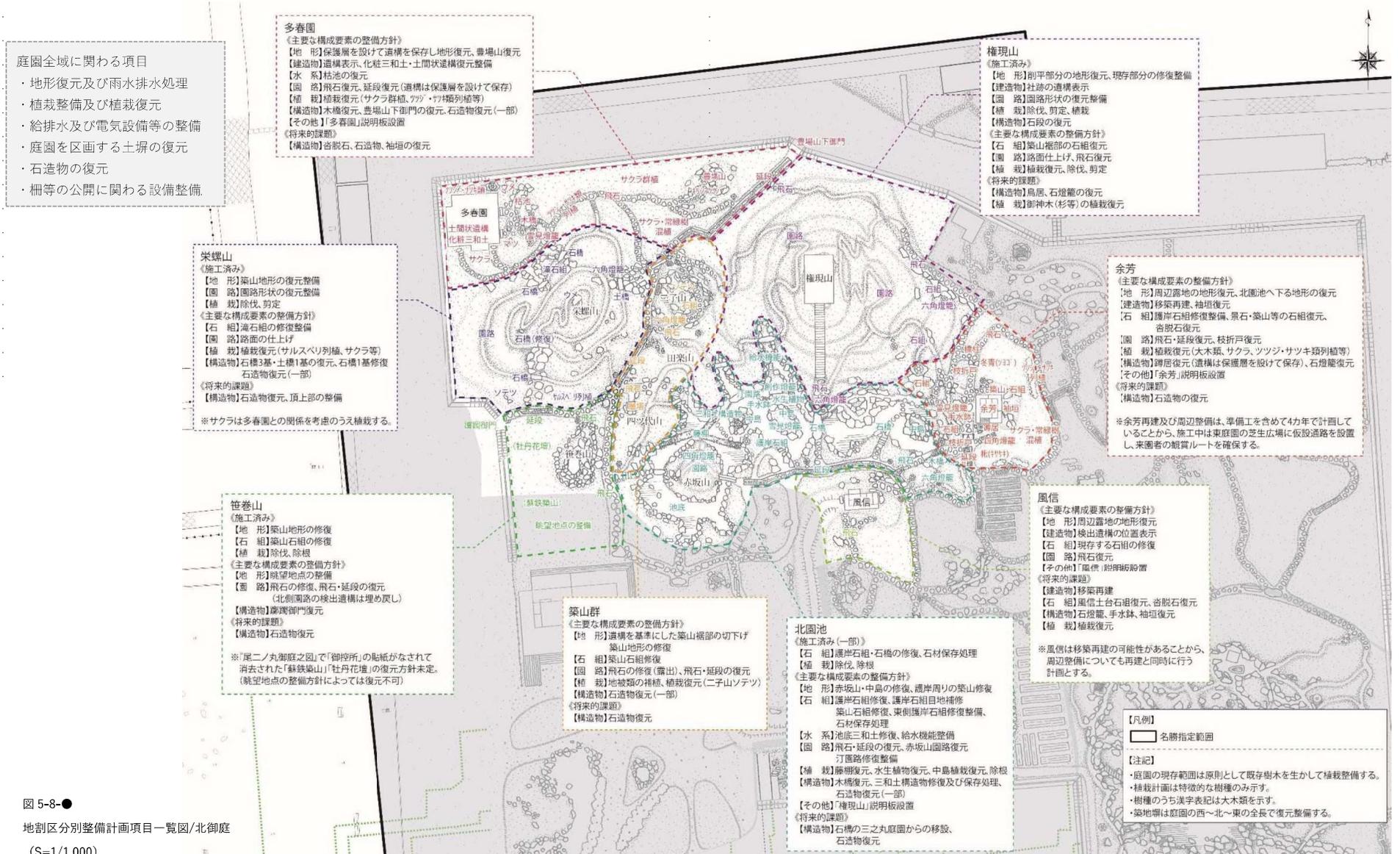


図 5-8-●

地割区分別整備計画項目一覧図/北御庭

(S=1/1,000)

東御庭



図 5-8-● 地割区分別整備計画項目一覧図/東御庭 (S=1/1,000)

■南御庭・中御庭

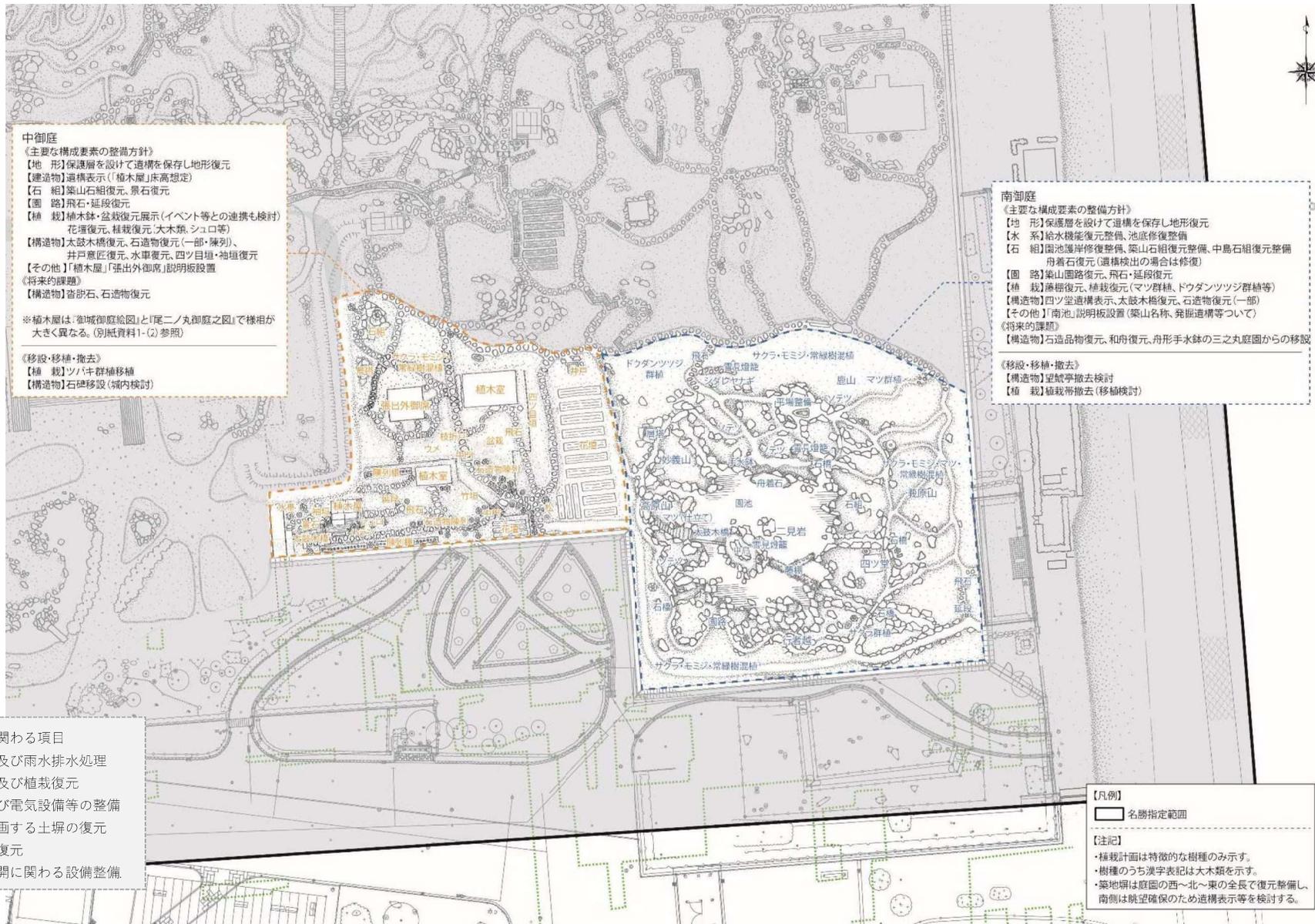


図5-8-● 地割区分別整備計画項目一覧図/南御庭・中御庭 (S=1/1,000)

■外縁西

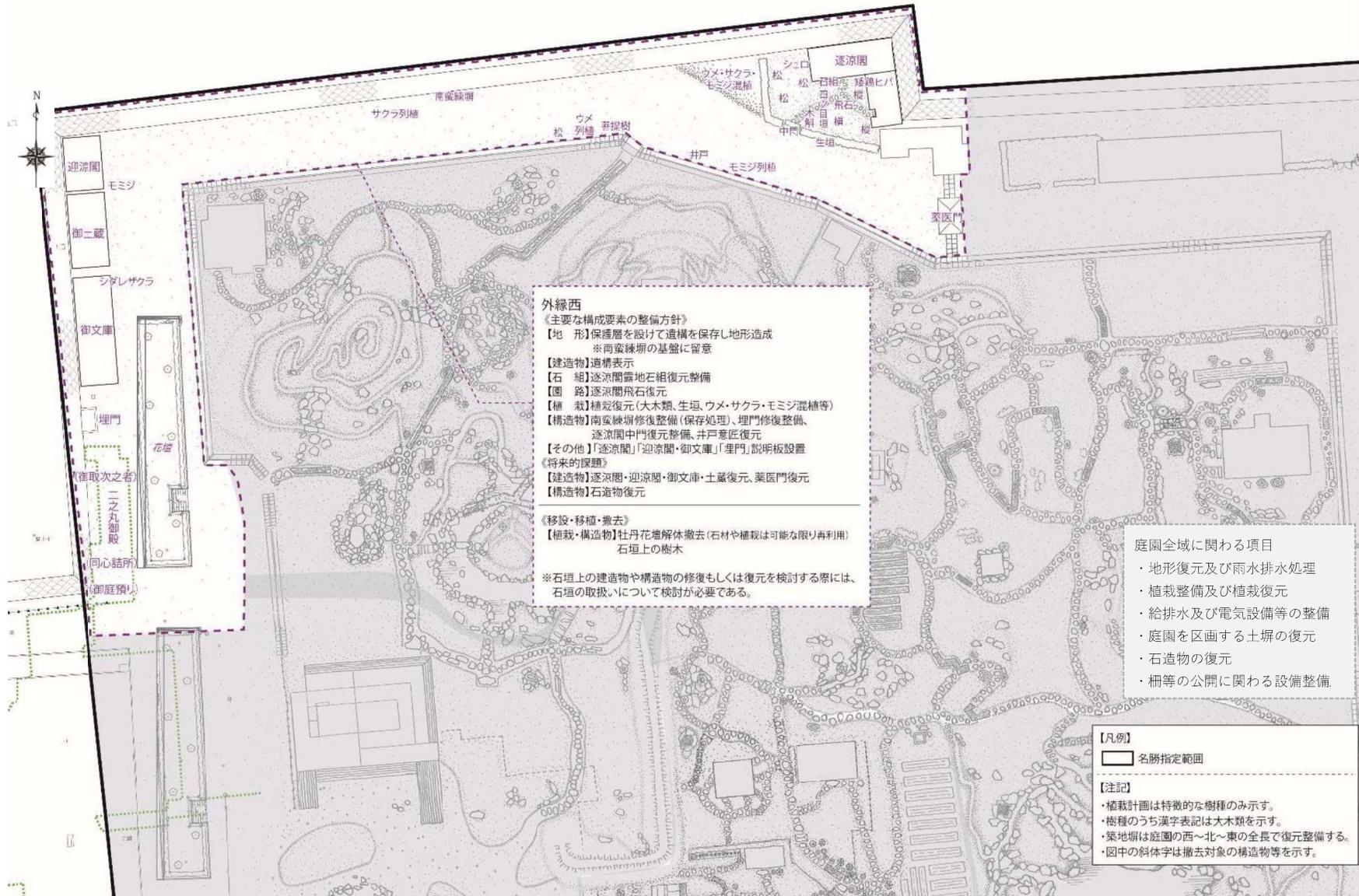


図 5-8-●

地割区分別整備計画項目一覧図/外縁西

(S=1/1,000)

■外縁東

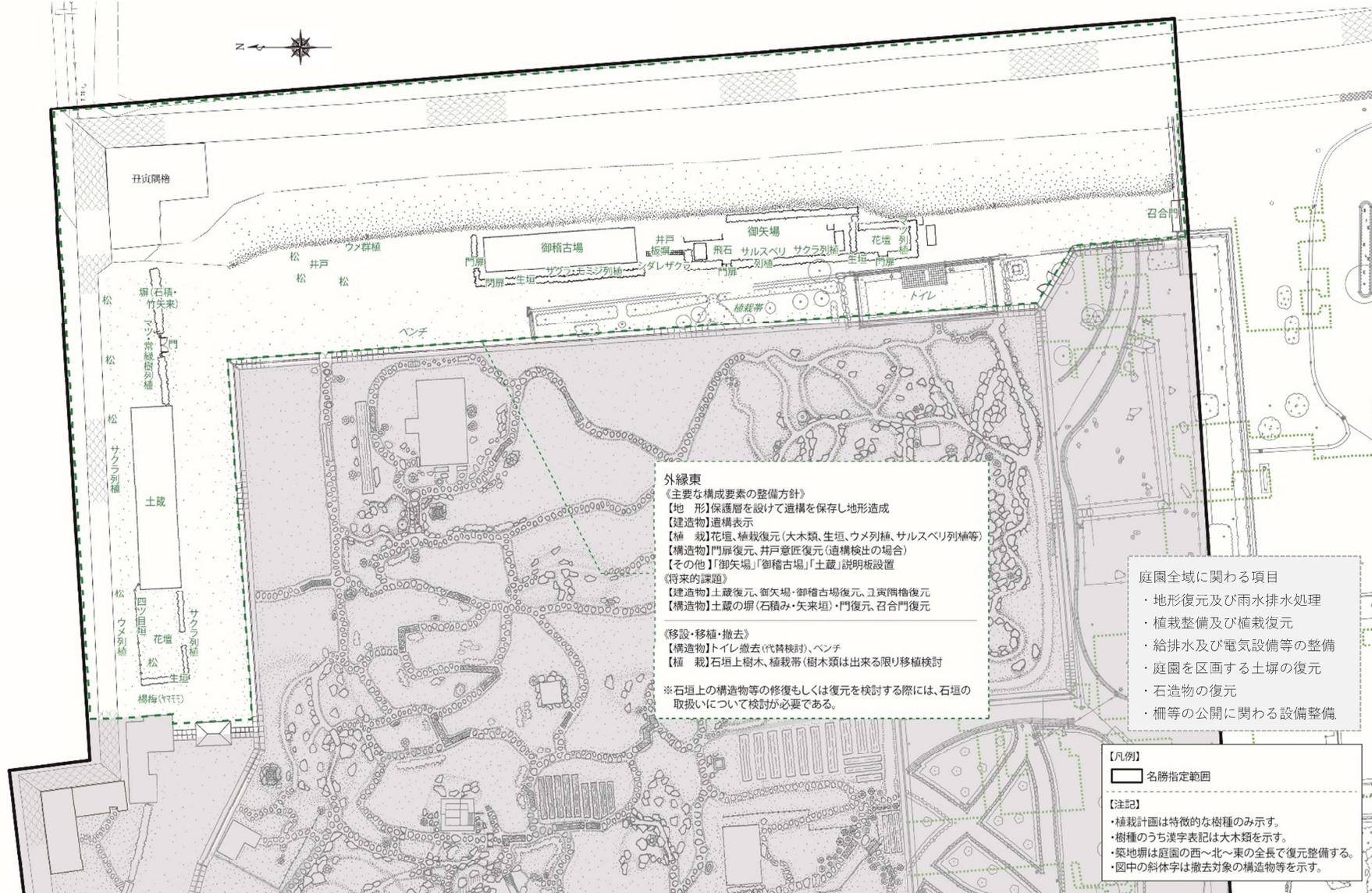


図 5-8-●

地割区分別整備計画項目一覧図/外縁東

(S=1/1,000)

■整備項目概括図/二之丸御殿跡・近代前庭（二之丸御殿北西跡）

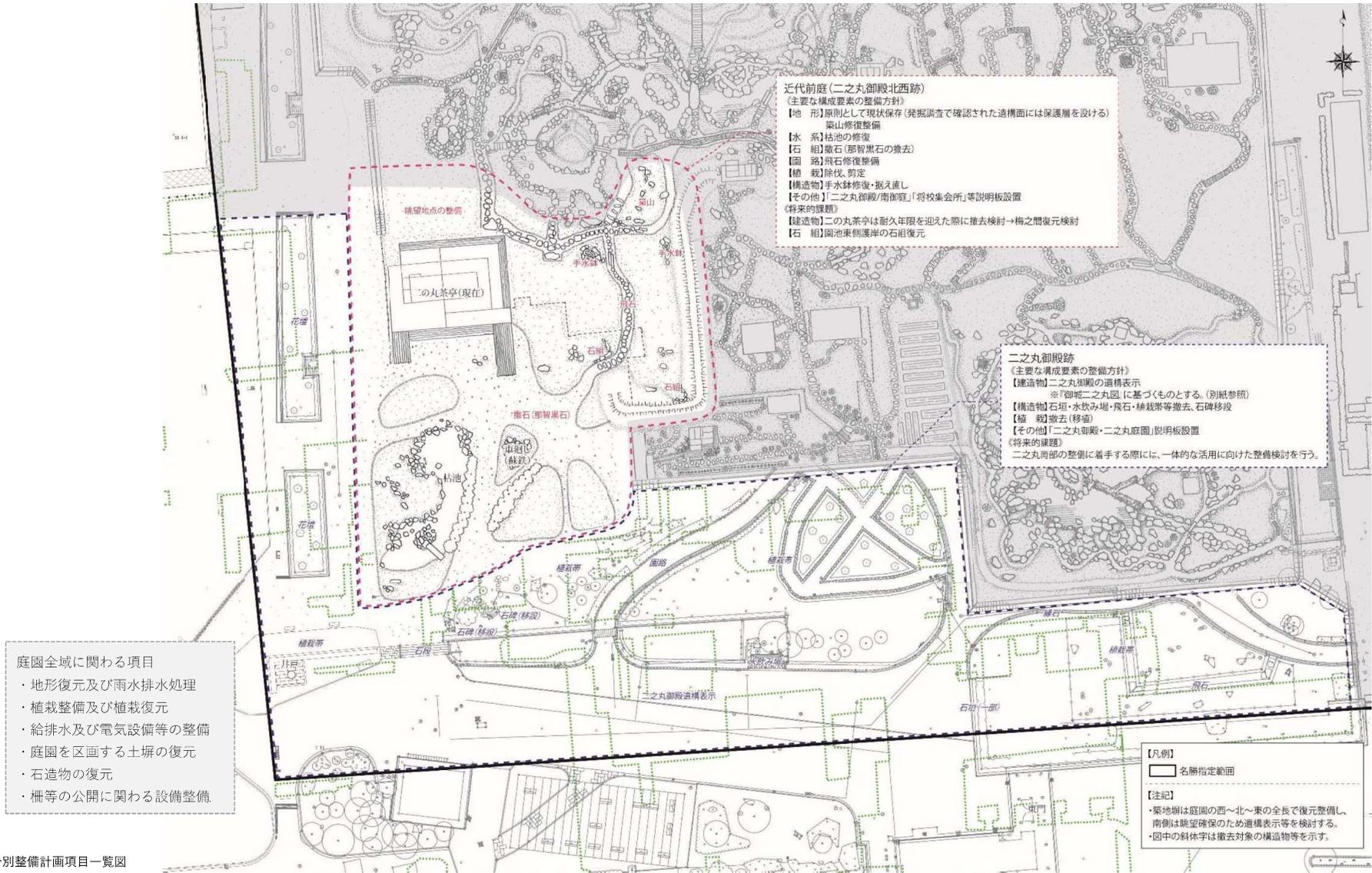


図 5-8-●

地割区分別整備計画項目一覧図

・ /二之丸御殿跡・近代前庭（二之丸御殿北西跡）

・ (S=1/1,000)

第4節 調査に関する計画

第1項 発掘調査

発掘調査は、原則として地形造成の計画と連動して進めていく。今後、保存整備を進める中で優先順位を変更する可能性もあるが、第1次工事の対象である北御庭の修復整備に向けた調査を実施したのち、第2次工事の範囲の調査を地形造成の実施設計までに完了させ、順次造成の区割りに応じて実施していく。二之丸御殿については、全体像を把握するため調査を先行して実施していく必要がある。

調査後の埋め戻しは、整備計画高までとするなど工事効率の調整を図りながら進め、施工に伴う立会調査についても適宜実施していく。

各工事年次における主な調査項目は下記の通りである。調査成果は真実性の担保において重要な根拠であるため、設計までに十分な検討時間を確保できるよう前倒しで進めるものとし、発掘調査及び立会調査、また施工において判明する内容に応じて調査計画を変更する必要性が発生した場合は、適宜対応していく。

第1次工事における発掘調査

●第1次工事範囲

北御庭：赤坂山、築山（明治期の改修履歴等）、北園池護岸北側の滝石組、
北園池の給排水に関する遺構

●第2次工事範囲

東御庭：霜傑の再発掘、園路及び築山裾部、土塀の門
外縁東：御稽古場、御矢場、堀への排水経路、召合門

第2次工事における発掘調査

●第3次工事範囲

南御庭：南池（2次工事に関わる北側から順に面的調査を実施）、土塀の門
中御庭：植木屋、植木室、張出外御席、園路

第3次工事における発掘調査

●第4次工事範囲

北御庭：豊場山下御門南側の延段追跡、権現山と田楽山間の園路、土塀及び門
外縁西：逐涼閣、迎涼閣、土蔵、御文庫、埋門、二之丸御殿（御庭預り）、
石樋への排水経路

第4次工事における発掘調査

●第5次工事範囲

近代前庭（二之丸御殿北西跡）：二之丸御殿、将校集会所、飛石、護岸石組痕跡
外縁東：土蔵、井戸

●第6次工事範囲

二之丸御殿：二之丸御殿位置、利水排水設備の痕跡

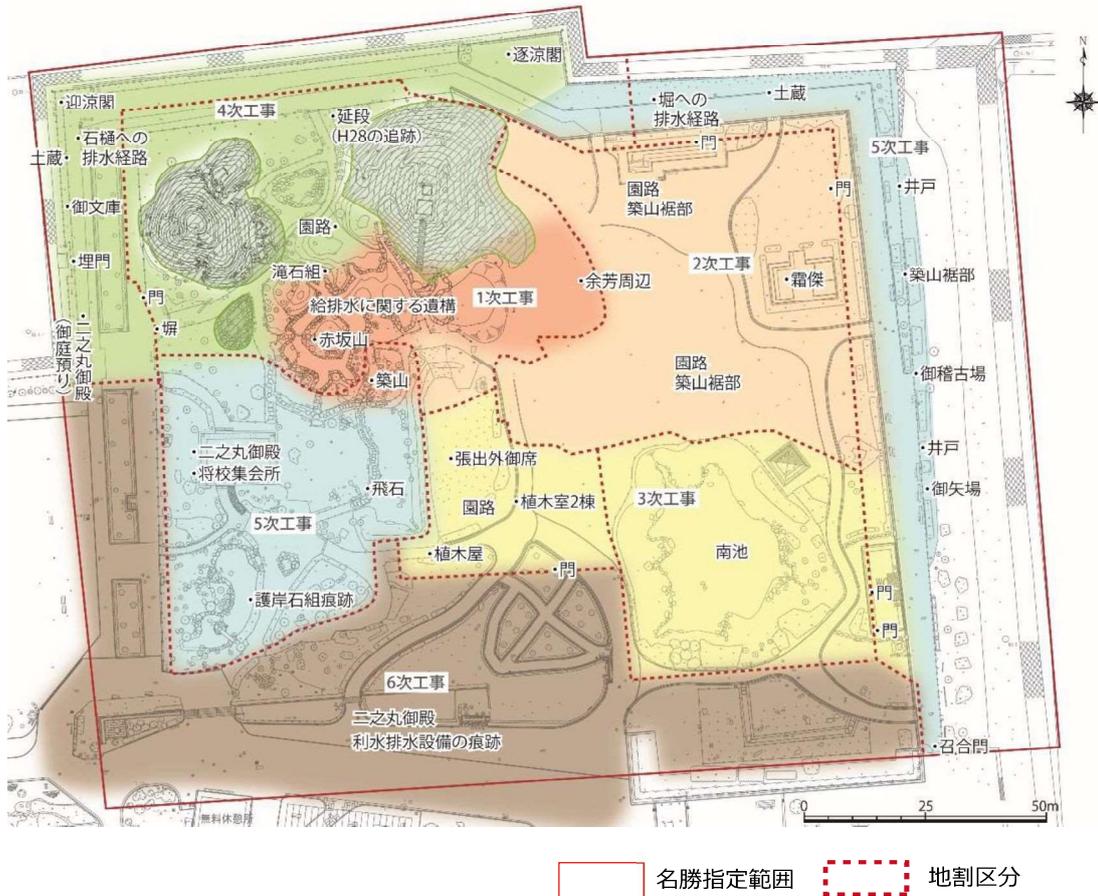


図 5-4-1 地形造成年次区分と主な発掘調査項目位置図 (S=1/1,500)

第2項 実測調査

実測調査は、原則として現存遺構の修復を行う際に現況把握及び記録のために実施し、特に石組の修復整備を行う際には、縮尺 1/20 程度の詳細な測量図を作成する。また、修復整備後の完成図面についても後世への継承の観点から可能な限り作成する。

復元整備範囲については新たな実測図が必要であり、各工事年次の完了時点で作図のうえ現況図を更新し、保存整備事業の完了時には、庭園全体の完成図面を整える。

現段階で必要と考えられる実測調査の対象は、以下の通りである。なお、測量方法及びデータ形式等は修復整備の検討に利用できるよう統一されていることが望ましいが、技術の進歩に伴い適宜検討する。

第3項 史料調査

修復整備の計画において史資料の調査が必要な項目は、建造物や構造物に関する調査のほか、往時の庭園利用についても継続した調査が望まれる。また、第14代藩主慶勝が撮影した古写真についても、未確認のものが残されているため、関係機関と連携のうえ、調査を進める必要がある。

①二之丸御殿

- ・二之丸御殿の遺構表示は、『御城二之丸図』に基づいて行う方針とすることから、当該絵図の検証を行うとともに、その他文献史料等とも合わせながら、二之丸全体としての使われ方を把握し、整備及び活用に生かしていくことを目指すものとする。
- ・慶勝撮影の古写真のうち、二之丸御殿を俯瞰したものが数点確認されているが、撮影位置が特定されていないため、検証が必要である。

②塀

- ・南蛮練塀の修復及び庭園の土塀復元は、今回の整備事業で実施する計画であるため、絵図及び文献や古写真等の調査を行い、意匠や構造、由来等について検証のうえ実施計画につなげる必要がある。
- ・外縁東の太鼓塀及び外縁西の土塀については、現段階で復元方針は決定していないが、名古屋城の外観に関わる要素でもあることから、絵図及び文献や古写真等の検証を進めることが望ましい。また、城内の塀についても同様の意匠や構造をもつものがあれば史料を参照していく。

③外縁西の建造物

- ・外縁西の逐涼閣及び迎涼閣は、『中御座之間北御庭惣絵』にも描かれており、文政期の絵図や幕末の古写真でも確認される。絵図を比較すると改築された可能性も推察されるが、江戸期を通じて二之丸の景観を構成する特徴的な建造物であったと考えられる。したがって、今後の名古屋城全体の整備において、城としての外観を検討していくためにも、復元に向けた史資料の調査を進める必要がある。
- ・御文庫及び御土蔵は、迎涼閣と関係の深い建造物であったとされることから、迎涼閣と同様に調査を行う必要がある。

④庭園の利用方法

- ・指標年代とした時代に、庭園がどのように使われていたかを知ることが、整備計画のみならず、活用にも生かすことが出来るため、調査を継続していく。

第4項 その他調査（材料調査等）

- ・南蛮練堀、北園池の護岸構造物及び池底、南池の護岸目地及び池底の三和土について、これまでの調査成果検証を進める。
- ・今後の発掘調査等で新たに検出するものは、保存方針の検討及び修復に使用する材料検討を目的として、既往の調査結果との比較検証等も念頭におきつつ、必要に応じて材料調査を実施する。

第6節 復元整備の検討手順

二之丸庭園の復元整備を史料に基づいた真実性の高いものとするため、検討手順を整理する。復元整備は、庭園が隆盛した時代を描いた「御城御庭絵図」を指標として行うため、本絵図を基本とするが、検討内容によってその他の絵図史料や文献、発掘調査成果についても合わせて検証しながら進めていく。なお、「御城御庭絵図」がどの程度の確度を持って描かれているかについても検証が必要であるが、現時点において確実にした点を手掛かりとしながら、手順を整理する。

第1項 検証項目の整理

復元整備にあたって検証すべき内容として、以下の項目が考えられる。これらの中から、整備対象に関して集められる情報を総合的に検討し、復元計画を立案していく。

- ①各絵図の描写からの傾向分析と検証
- ②複数の絵図比較による検証
- ③絵図と古写真比較による検証
- ④絵図等史料と発掘調査比較による検証
- ⑤絵図及び古写真と現況比較による検証
- ⑥図面や文献等からの情報を補足した検証

また、今後の復元整備にあたっては、絵図・古写真・文献等の史料研究分野及び発掘調査・各種分析調査等の埋蔵文化財研究分野からの検証に加え、空間性や意匠性といった造園の見立てから実施設計を起こす手順となり、各分野の専門技術者で協力しながら形にしていく必要がある。

以下、構成要素ごとに検証が必要な項目と検証対象を整理する。

【地形】

検証項目：地盤面の傾斜、築山の形状及び大きさ、園路の形状及び高低差

検証対象：発掘調査成果、絵図、古写真

【園路（飛石）】

検証項目：石材の大きさ、間隔、打ち方、周辺の処理（三和土・土等）、石材種類及び産地

検証対象：検出遺構、絵図

【植栽】

検証項目：樹種、樹高、植栽密度

検証対象：絵図、古写真

【石造物】

検証項目：意匠、寸法、石質、用途

検証対象：絵図、古写真

【構造物（橋、鳥居等）】

検証項目：意匠、材料、大きさ

検証対象：絵図、類似例

【建造物】

検証項目：空間検討、意匠、寸法

検証対象：絵図、図面、古写真、類似例

第2項 構成要素別の検証

(1) 地形

二之丸庭園の地形は、発掘調査の成果や幕末に慶勝が撮影した古写真によると、起伏に富む地形を有していたことが判る。しかしながら、「御城御庭絵図」をはじめとする絵図類には築山の高さ等を示す情報は記されておらず、色彩の濃淡といった平面的表現から地形を読み取るしかない。発掘調査では、明治期以降の整備地盤よりも下に残る遺構の高さは確認できるが、削平された上部の地形を確認することは不可能である。したがって、地形復元にあたっては、発掘調査の成果や史料分析等による断片的な情報を組み合わせながら検討を行う必要がある。

●絵図

「御城二之丸図」の庭園部分は、建造物と地形、園路がシンプルに記されていることから、築山等の存在や範囲等が、「御城御庭絵図」等の絵画的に仕上げられた絵図と比較して分かりやすく描かれている。したがって、地形造成の検討にあたっては、本絵図も参考とする。

それぞれの絵図における、築山の描き分けを比較することで、石組の割合や植生傾向を把握できる一方、いくつかの絵図を比較することで推察できるものもあるため、双方を合わせた検証が必要である。

●古写真

幕末に慶勝が撮影した古写真には、場所は定かではないが築山が写り込んだものが数枚確認される。今後、絵図や現況との比較により場所の特定が課題であるが、築山の築かれ方等については復元整備において参考になるものである。

また、古写真を絵図と比較することにより、絵図の確度を検証する必要もある。

●築山名称

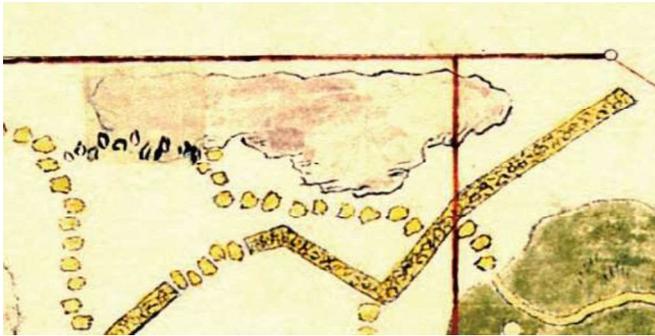
庭園内の築山には、庭園の中心部で東照大権現に由来すると考えられる「権現山」、園路形状が由来と考えられる「栄螺山」、奥深い山を想起させるような「行者越え」といった名称がつけられたものがある。また、「蛙山」と名付けられて蛙の意匠が施された手水鉢が据えられたものや、「鹿山」と名付けられて鹿2頭が描かれているものなど、名前と要素のどちらが先に存在したか不明なものもある。これらの名称から、築山の形状や植栽等を推察するための検証も必要である。

●発掘調査

発掘調査で確認した遺構面の高さ情報を丹念に落とし込むことで、往時の地形を想定していく必要がある。断面図の合成によって地形を想定できる場合もあることから、対象範囲周辺の情報も合わせながら、広い視野で検証を行うことも必要である。

【事例：豊場山】

①絵図の比較検証



『御城二之丸御庭の図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）

「御城御庭絵図」等と比較して東西に長い地形で描かれているが、「御城二之丸図」でも同様な描写であるため、明確な築山は「御城御庭絵図」に描かれた範囲だが、西に向けて地形の高まりがあった可能性も考えられる。



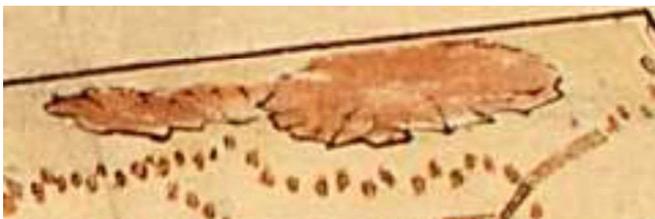
『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）

築山の面積に対して石組が半分近く描かれており、石を主体に築かれたものと考えられる。ただし、石が描かれている割合は笹巻山ほど高くはないため、現存する笹巻山を参考にしながら復元計画を検討することが可能である。
築山に登る飛石の園路が描かれ、頂部に近い位置に雪見燈籠が据えられている。

『尾二ノ丸御庭之図』（徳川美術館所蔵）

「御城御庭絵図」とは異なり、ほぼ石で描かれている。ただし、本絵図に描かれた築山は「御城御庭絵図」と比較すると描き分けが少ないため、両絵図を総合して石組が多めの築山であったという解釈も可能である。

築山に登る園路には途中までしか飛石はなく、その飛石も黄色で着色されている。頂部に近い位置には雪見燈籠が据えられている。



『御城二之丸図』（名古屋城総合事務所所蔵）

「御城二之丸御庭之図」と同様に東西に長い範囲で描かれている。築山に登る園路は描かれていない。本絵図の築山は、左図のように茶色のみで描かれたものと緑の着色があるものが見られる。笹巻山にも築山上部に緑色が乗せられており、「御城御庭絵図」とは異なる傾向が認められる。

4枚の絵図の比較検証から考えられる豊場山の特徴は以下のとおりである。

- ・土塀沿いに東西に広がっていた可能性がある。
- ・東側に石組を主体として築かれ、西側に地形の高まりが広がっていた可能性がある。
- ・頂部に近い位置に雪見灯籠が据えられ、そこに向かって園路がつけられているが、飛石であったか舗装であったかは定かではない。

②古写真の検証

慶勝が撮影した古写真のうち、特定はされないが豊場山に近い位置を写した可能性が考えられるものが1枚あるため、参考のために検証する。

〈築山の特徴〉

- ・平らな地盤面から築山が立ち上がっている。
 - ・築山の形状がいわゆる山型ではなく、急峻な側面が立ち上がり、頂部は平坦に造成されている。ただし、急峻に見えるのは植栽の可能性もある。
 - ・表土は芝状の下草で被覆されている。
 - ・園路沿いに立石が並んでいるように見える。
 - ・園路に明確な飛石は見られない。
- ※園路かどうか不明瞭である。

写真 5-6-1 「名古屋城二の丸より下御深井御庭船蔵を望む」

(徳川林政史研究所所蔵)

(2) 園路

園路のうち飛石は、これまでの発掘調査によって8箇所を検出しているが、周辺意匠を含めると絵図とまったく同じ状態の箇所はなく、復元整備においては検証が必要である。また、飛石の間隔やチリの高さ等についても、検出した遺構に基づき決定するため、建造物周辺と築山等、空間性の違いによる傾向についても検証が必要である。

【園路の三和土】

「御城御庭絵図」の園路は、飛石や延段の周囲も含めてすべて黄土色で彩色されている。これまでの発掘調査において、飛石及び延段が検出された場所は8箇所あり（P71、図4-3-1参照）、このうち7箇所を占める北御庭では飛石の周囲に三和土等は確認されていない。なお、豊場山下御門南側で検出した延段の三和土部分は、砂混じりの粘土を突き固めたようなものであった。一方、令和元年度に実施した南池の発掘調査においては、三和土の中に据えられた飛石を確認した。この三和土は飛石との間に隙間がないことから、飛石を据えた後に三和土が施工されたものと見られている。

絵図への描かれ方は「尾二ノ丸御庭之図」においても同様であり、三和土の有無について絵図から推定することは難しい。したがって、復元整備においては、場所によって意匠が異なることを前提として、該当する復元範囲近辺の調査成果を参考としながら、空間的なまとまりを保てる範囲ごとに方針を定める必要がある。現在の発掘調査成果から考えると、北御庭については三和土は無しとし、南池については飛石の有無に関わらず三和土仕上げとする方針となる。東御庭については、今後の発掘調査成果によるものとする。



写真 5-6-2 二子山南西部で検出した飛石



写真 5-6-3 豊場山下御門南側で検出した延段



写真 5-6-4 南池北部で検出した飛石と三和土

※南池北部で検出した飛石は「御城御庭絵図」及び「尾二ノ丸御庭之図」でも、三和土園路のみで飛石は描かれていない箇所に該当すると推察され、さらなる検証が必要である。

【事例：多春園飛石】

多春園の南側で飛石が検出され、飛石の配列については「御城御庭絵図」と概ね一致することが確認されているが、特徴的な化粧三和土等絵図にはない要素と組み合わせられていた。飛石の間隔は、概ね10～15 cm程度であるが、10 cm以下のものも存在する。



写真 5-6-5 多春園で検出した飛石



写真 5-6-6 多春園で検出した飛石と土間三和土

①意匠

「御城御庭絵図」及び「尾二ノ丸御庭之図」とともに黄色く着彩された園路の中に飛石が描かれており、その周辺は地被植物を表現したとみられるごく薄い緑で塗られている。発掘調査で検出した飛石をこれらの絵図と比較すると、多春園南西から6～7石が南東方向に打たれ、そこから東へ延びる配置は一致している。しかしながら、飛石周辺の意匠については下記のとおり、まったく異なる状態が見られた。

- ・黄色く着彩された意匠は見られない。
- ・多春園南西端から4石は、化粧三和土の中に埋め込まれている。
- ・土に据えられた飛石の周辺一帯に玉石が敷き詰められている。

これらの違いを絵図と施工の違いと見るか、絵図以降の時期に行われた改修と見るか、判断する情報はいまのところ確認されていない。この場合、検出した遺構は、明らかな意図をもって造られた意匠性の高いものであり、玉石敷きについても『第1次～第3次発掘調査報告書』（平成29年3月）で「飛び石列の南側では玉石が確認できず、（中略）栄螺山の麓はこの近くまで広がっていた可能性が考えられる。」とされる通り、周辺地形とも整合が取れるものであることから、検出遺構に基づいて復元整備する。玉石敷きの範囲については、一定の空間的まとまりを最小限に考え、また、多春園東側には低木や景石が描かれており玉石が一面に敷かれていたとは考えにくいことから、多春園南東隅に描かれた袖垣を境として設定する。

図 5-6-1 「御城御庭絵図」多春園南側部分
(名古屋市蓬左文庫所蔵)図 5-6-2 「尾二ノ丸御庭之図」多春園南側部分
(徳川美術館所蔵)

②寸法

「御城御庭絵図」は1寸2分・1間（50分の1）で描かれている。多春園で検出した遺構と絵図を同縮尺で重ね合わせたところ、庭園を区画する土塀の礎石や土間三和土の形状等が合致せず、全体的に絵図の方が大きい結果となった。このため、絵図を75.5%縮小し、土塀の礎石位置及び絵図で白く塗られた土間三和土周囲の端部と礎石を合わせた結果、飛石が東へ折れる位置が一致した。

この範囲で見える限り、絵図の飛石は石の寸法が大きめであるとともに石と石の間隔も広く、歩きやすさの点でも検出した遺構を参考として周辺の飛石復元を行うことが望ましい。

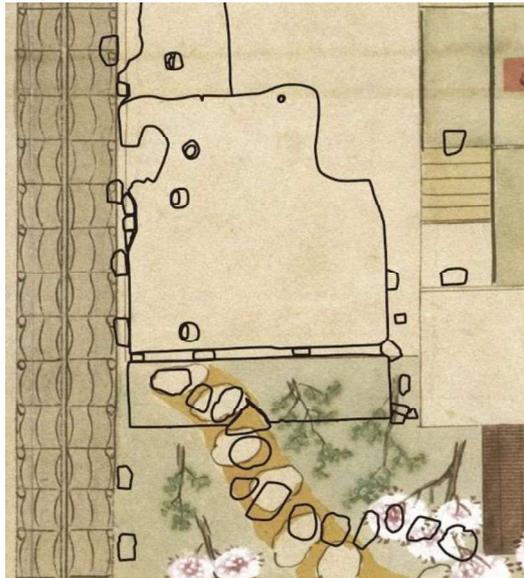


図 5-6-3 「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫所蔵）と検出遺構の重ね合わせ図（S=1:100）

絵図を
75.5%
に縮小
→



図 5-6-4 「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫所蔵）と検出遺構の重ね合わせ図

③石材

2つの絵図の飛石は、大小の違いはあるものの丸みを帯びた概ね同様の形に描かれているが、発掘調査で検出した飛石には、河戸石（硬質砂岩）が4石、花崗岩が5石、花崗閃緑岩が1石、チャートが2石といった具合に、何種かの石材が混在して使われていた。つまり、飛石を構成する石材について、絵図から個別の石質や形状は特定出来ないことが明らかとなった。したがって、遺構に基づいて再現する範囲以外の復元整備においては、周辺で検出した飛石を参考にしながら石材を決定する必要がある。

北御庭では、二子山の南側などでも飛石を確認しているが、ここで検出した石はすべて同質の石材であった。多春園の周辺は異なる石質を組み合わせることによって、意匠に変化を持たせていたものと考えられる。

今後、発掘調査の成果について検証を重ね、用いられた場所や役石による違い等、特徴を把握し



写真 5-6-7 多春園で検出した飛石（手前は河戸石、奥の2石は花崗岩）

つつ復元整備に反映していく。また、発掘調査においては石質を記録しておくことも必要である。

「御城御庭絵図」で園路における延段と伽藍石の位置を確認したところ、特徴的な意匠をもつ延段は東御庭に集中しており、伽藍石については霜傑周辺に多用されていることが分かった。東御庭は、平坦な地形に築山等の点景物を配置し、そのなかで園路についても遊び心をもって変化に富む作庭がなされたものと推察される。

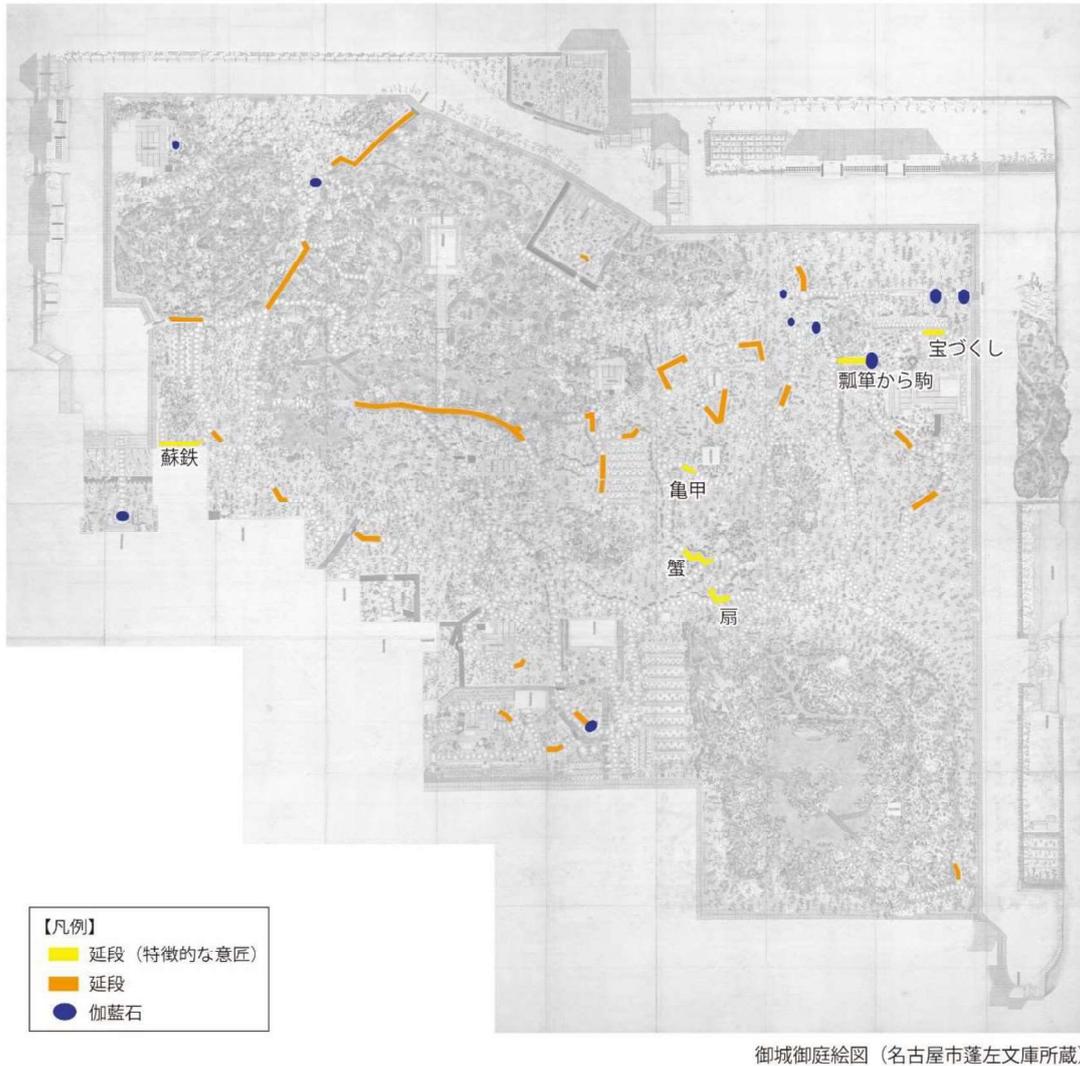


図 5-6-5 延段及び伽藍石配置図

(3) 石組

石組については、北園池や築山等に現存することから、石材や組み方等について検証を行うとともに、絵図と現存する石組の比較検証も行う必要がある。近代に埋められた北園池の東端部分は、発掘調査によって遺構が残存することが確認されたが、護岸石組に欠損が見られる。したがって、北園池の現存範囲の石組を検証し、復元することが必要である。例えば、下図に示した赤坂山西側の石橋付近の石組を現況と比較すると、石を立てて組むものと臥せて組むもので描写に違いがあるようにも見える。このような特徴を掴むため、護岸全域において検証を進める。

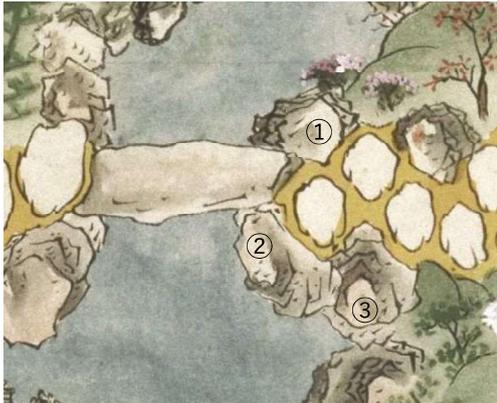


図 5-6-6 「御城御庭絵図」赤坂山西石橋付近
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



写真 5-6-8 赤坂山西石橋付近の護岸

北園池の石材分布は、既往研究により下図のとおり判明している。復元箇所の石材はこの分布を参考に検討を行うが、現在は採取が禁じられている石材については代替の石材を検討しておく。

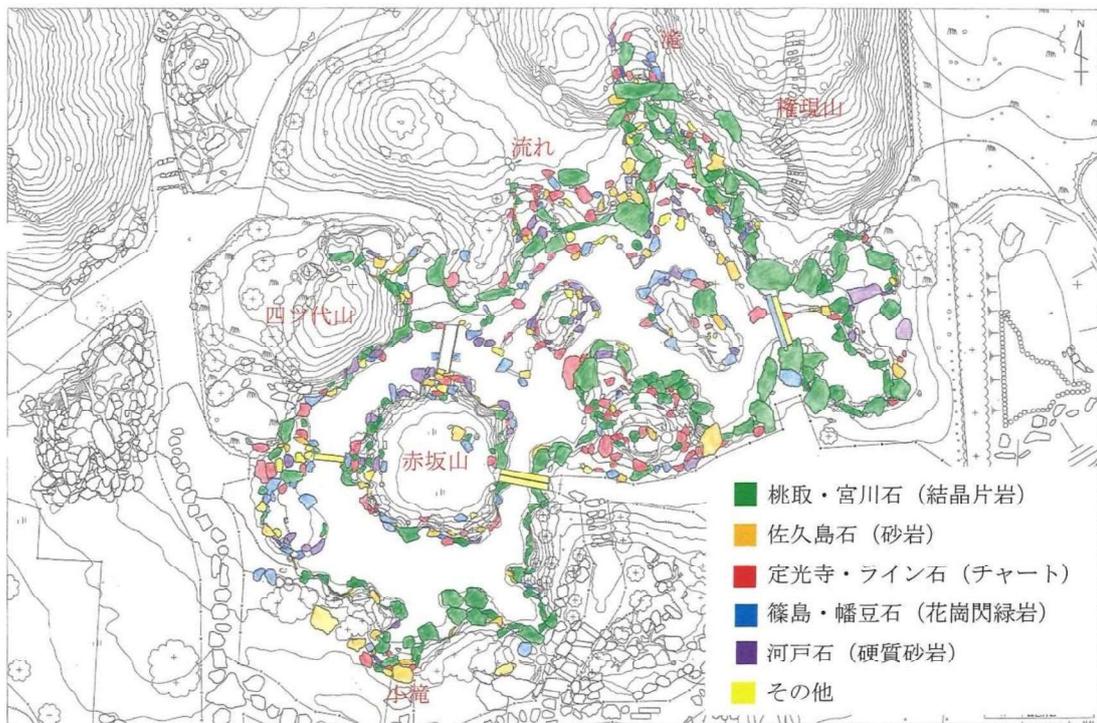


図 5-6-7 北園池石質分布図

(出典：『名勝名古屋城二之丸庭園の庭石と“仕事”に関する研究』2014 年度修士論文 佐竹康太郎)

(4) 植栽

「御城御庭絵図」及び「尾二ノ丸御庭之図」に描かれた植栽は密度が高く、樹木の健全な生育には適さない環境であるため、植栽されている樹種や割合等の傾向を示したものと捉えるべきである。ただし、大木を示す○の中に文字で記された樹木については、位置や本数が特定されると考えられる。

樹種については「尾二ノ丸御庭之図」に凡例があるが、常緑樹であることしか分からないものや、樹種は判明しても品種までを特定することは出来ない。

「尾州御小納戸日記」及び『尾州御留守日記』には、江戸の藩邸より尾張に移植した樹木等が記されていることもあるが、移植した場所を示す史料はこれまでのところ確認されていない。

①樹種及び植栽密度

植栽樹種については、下記の2点については優先的に復元対象とする。

- ・大木として描かれているもの（○の中に樹木名の記載）
- ・絵図の表現から景観木と判断されるもの

その他の樹木については、検討対象範囲に描かれた樹種の本数を比較して割合を算出のうえ、生育環境及び庭園景観として適切な植栽密度を考慮して、植栽計画を立案する。

ただし、常緑樹や針葉樹としか絵図からは判明しないものもあり、大木として記されている樹種や、本整備の範囲とは異なるが二之丸御殿内の庭園を描いた「桜御間南御庭四季之図」（名古屋市蓬左文庫）にも樹種や寸法まで記されているため、それらの史料についても参照するとともに、名古屋における造園樹木の特徴についても検証する必要がある。また、植栽からの移植についても優先的に検討していく必要もある

②樹高・樹形

絵図からは樹高を判断することは出来ないが、将来的な成長を見越し、植栽時点での景観にも考慮し、調整を図る必要がある。

樹形については、多春園の建物周りの例を見ると、サクラの株立ちや常緑樹の棒木など、特徴的なものについては、絵図そのままではなく、植木畑等で事前調査のうえ、多春園の庭園空間に相応しいものを選出して植栽する。

③植栽位置

史料：『尾州御小納戸日記』等への記載からの検証

埋文：発掘調査において確認される堀穴等の判断、花粉分析による樹種判別

造園：建造物との関係性や茶庭等场所の特徴による植栽樹種等の判断

【事例：多春園】

多春園には大木は描かれていないが、建物北側の石組にはサツキ類・キリシマツツジといった低木類が添えられ、大きめのウメが描かれている。また、建物東面の南側にはマツの他針葉樹が植栽され、南面には株立ち状のサクラが描かれている。

ただし、多春園で最も特徴的な植栽は、名称と明らかに関係すると考えられるサクラの群植がある。この群植は、「尾ノ丸御庭之図」においてさらに特徴的に描かれている。

豊場山については、サクラや常緑樹等の中高木と低木が植栽されているが、草丈のある草本が描かれている点も特徴と言える。

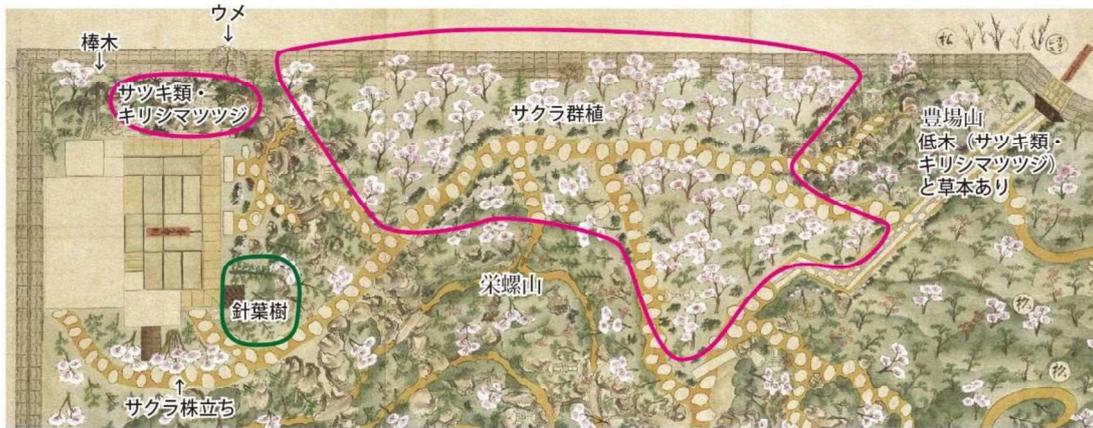


図 5-6-8 多春園周辺にみられる植栽の特徴/「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫所蔵)

多春園を建物周り、サクラ群植範囲、豊場山に区分して中高木類の本数を調べると、サクラ群植の中にも常緑樹が全体の3割程度混植されていること分かる。サクラ5本に対して常緑樹3本程度の割合であり、植栽本数の検討においては、この割合を考慮して計画する。本数の少ないモミジ及びマツについては、割合よりも構成樹種として尊重して計画する。

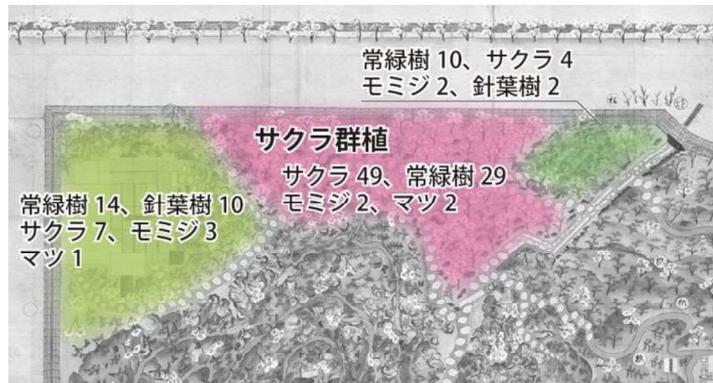
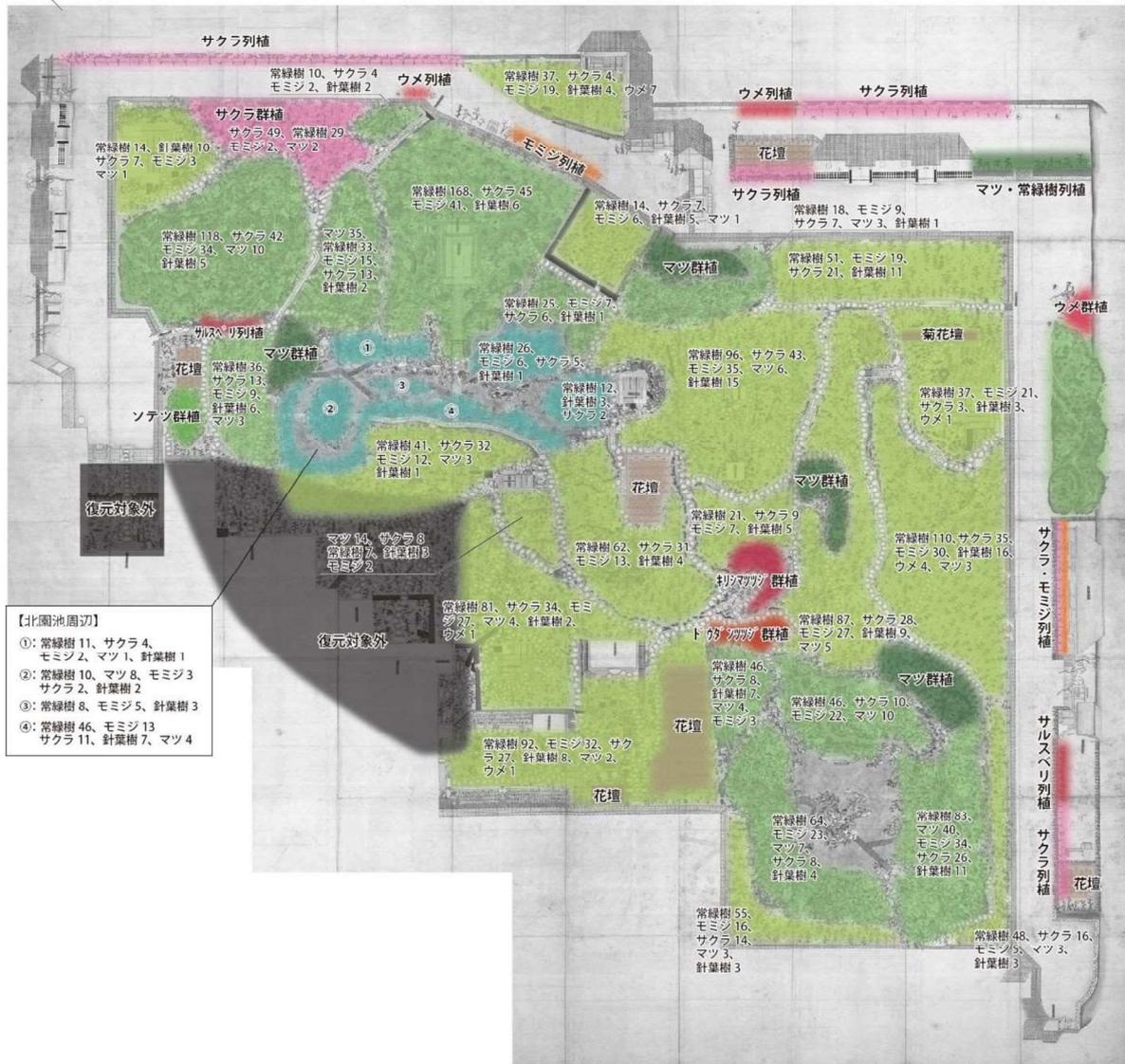


図 5-6-9 多春園/中高木類の植栽本数
「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫所蔵)



御城御庭絵図 (名古屋市蓬左文庫所蔵)

図 5-6-10 「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫所蔵)に見る二之丸庭園の植栽樹種(中高木)傾向

(5) 構造物

現在は失われている構造物のうち、礎石等が確認されているものは、絵図及び古写真等の史料と合わせて基礎構造の検証や、絵図に描かれた縦横比等から大きさや形状を想定することも可能である。

例えば権現山の鳥居は、絵図の描写で縦横比 1.3 : 1 であり、検出した礎石の中心間が約 1.9m であるため、その比率と一般的な鳥居から考えても高さは 2~.5m 程度と考えられる。手水鉢についても、据付け痕から直径が判明するものは、絵図の描写から高さ等を推定することが可能である。

【礎石等が検出されている構造物】

- ・北園池の木橋
- ・北園池の藤棚
- ・権現山の鳥居
- ・北園池北側園路沿いの手水鉢
- ・風信北西の手水鉢/円形の加工痕が残る石



図 5-6-11 「御城御庭絵図」北園池護岸の手水鉢
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



写真 5-6-9 北園池の三和土護岸に遺る
左図位置の手水鉢据付け痕



図 5-6-12 「御城御庭絵図」風信北西の手水鉢
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



写真 5-6-10 風信の築山北西角の石に遺る
手水鉢の据付け痕

(6) 建造物

建造物は、移築再建、復元、遺構表示の大きく3つの方針にわかれることになる。オリジナル部材が遺る余芳及び風信は移築再建となり、発掘調査成果に基づいて推定される位置に、建造物としての部材調査等を経て再建することとなるため、これには詳細な調査及び検討が別途必要となる。

復元方針とする建造物は、発掘調査による位置確定、絵図や古写真等による構造や意匠の特定が必要となる。ここでは、この条件に合致する多春園について事例として記載するが、情報が十分ではないこともあり、本整備計画では遺構表示の方針としている。

①呼称からの用途検証について

同じ建造物でも「御茶屋」や「御席」と史料によって呼称に違いがあるため、用途の検証においては複数の史料を確認する。

文献例)「尾州御留守日記」(「尾張徳川家文書」二～八〇、第三冊)嘉永元年三月・四月、「摂津守様御城御庭等御拜見一卷」:「余芳御席」「風信御茶屋」「霜傑御茶屋」「山下御茶屋」

絵図例)「御城御庭絵図」:「権現山下御席」「張出外御席」のみ御席、その他は固有名称のみ

「御城二之丸図」:「多春園御茶屋」「山下御茶屋」「余芳御茶ヤ」「風信御茶ヤ」「霜傑御茶屋」とほぼ御茶屋であるが、「張出外御席」は「御席」とされる

②復元整備にあたっての間取り寸法について

『御城御庭絵図』に描かれた建造物のうち、間取りが記されたものとして、7棟の建造物がある。

このうち、余芳及び風信については、改修は見られるもののオリジナル部材が残されているため、絵図等史料を基に調査を行い、二之丸庭園に建てられていた時の姿を検証のうえ移築再建を行うことが可能である。また、多春園については『多春園御引立伺図面』(名古屋市蓬左文庫所蔵)から間取りや意匠がある程度わかる。

残る4棟にあたる、霜傑、御植木屋、権現山下御席、張出外御席については、『御城御庭絵図』等の絵図以外に史料が確認されていないため、絵図からのトレースとなる。この際、寸法については通常の畳寸法から割り出す必要がある。これは、多春園の間取り図を『多春園御引立伺図面』から起こしたところ、『御城御庭絵図』に描かれた寸法とは合致しなかったためである。

その他、間取りの記されていない植木屋や四ツ堂等は、間取りからのトレース情報との比率により想定するなど検討が必要である。

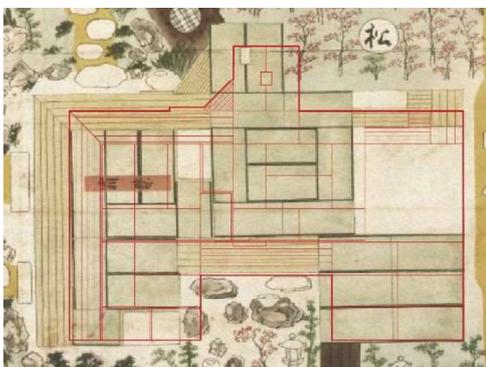


図 5-6-13 間取りによるトレース比較 (霜傑)
御城御庭絵図 (名古屋市蓬左文庫所蔵) 部分

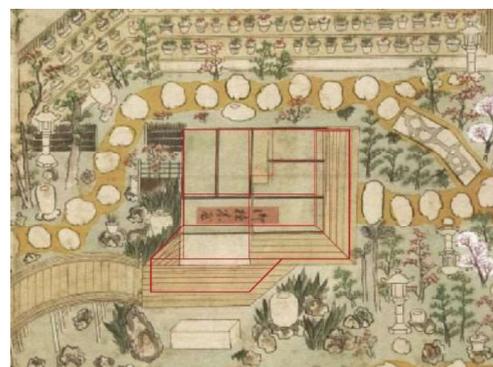


図 5-6-14 間取りによるトレース比較 (御植木屋)
御城御庭絵図 (名古屋市蓬左文庫所蔵) 部分

③古写真の検証

御深井丸から撮影された慶勝の古写真には、迎涼閣、逐涼閣等の建造物が写り込んでいるほか、多春園については、塀越しに2階部分のみを確認することができる。

逐涼閣は、3つの方向から撮影された写真が確認されており、蓋然性の高い復元検討を行える可能性があるが、一面のみ確認される建造物については、絵図等史料の検証内容と合わせて精査していく必要がある。

④建造物の役割や空間性の検証からの庭園整備計画

建造物の部屋の検証を行うことにより、付属する庭園の空間性や役割を検討のうえ、復元設計を行う必要がある。特に霜傑や多春園等の数部屋が存在する建造物については、部屋ごとに特徴

⑤遺構表示の手法について

遺構表示については、活用方針も考慮のうえ、床高の設定をするもの等を検討するが、庭園空間に相応しい意匠として、復元が可能となるように工夫が必要である。

主な活用拠点とすることを検討している、霜傑及び御植木屋については、床高を持たせた表示を行うものとするが、現在のところ床高に関する情報は確認されていないことから、古写真等の史料調査を継続するとともに、オリジナル部材の遺る余芳、風信や、

また、風信及び多春園については、『尾江茶席累図』（徳川美術館所蔵）に起こし絵図が残されており、風信はオリジナル部材と起こし絵図を比較検証することで、史料の確実性を確認することが可能であり、多春園については床高を想定すること可能であると考えられる。

【事例：多春園】

●古写真

写真によると西面に下屋庇のようなものが確認でき、発掘調査で確認した三和土の柱穴はこれに関係するものと考えられる。

写真 5-6-11 慶勝撮影古写真・部分（徳川林政史研究所所蔵）

●間取等からの室内空間の検証

『尾州御留守日記』には、斉朝が霜傑での花見のあとに多春園で家臣を饗応したとの記載がある。間取からも会食の場であったことが窺え、2階を会場とし、1階は寄り付きであったと考えられる。多春園は、庭園の北西隅に位置し、2階からは御深井丸方向への眺望が得られたことが想像される。

「多春園御引建伺図面」によると、2階は2間で10帖の広さがあり、大入れの饗応も可能であり、床の脇で床柱をずらして上座を見やすくしていることも図面から窺える。

動線は、上手と下手に分かれるが、上手にあたる東側にも沓脱石が2箇所有据えられており、藩主と家臣など使い分けがされていた可能性もある。さらに立場の低い者が3帖を使用したと考えられる。階段が一本しか設定されていないが、施設の大きさなどからこの一箇所を利用したものと考えられる。下手にあたる土間がベンガラ化粧三和土にされている点は、料理の御検人や味見役である武士への配慮である可能性もあるが、詳細は不明である。

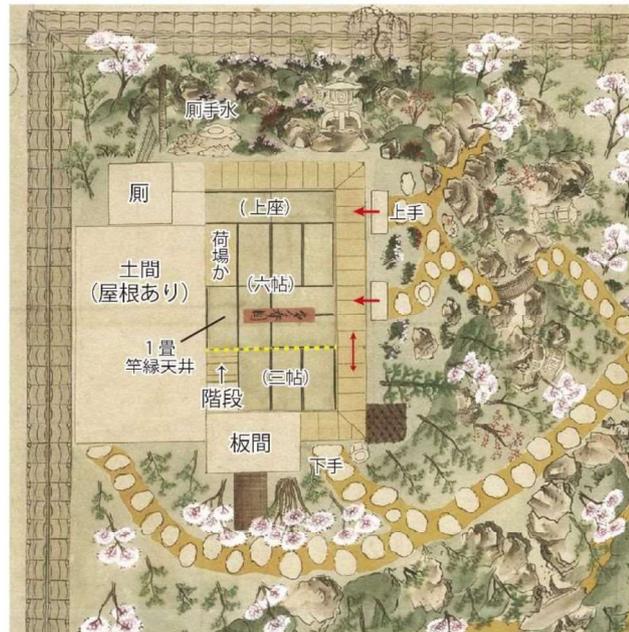
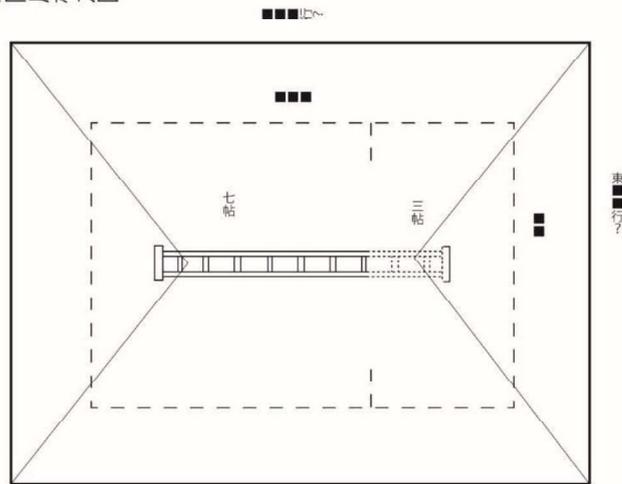
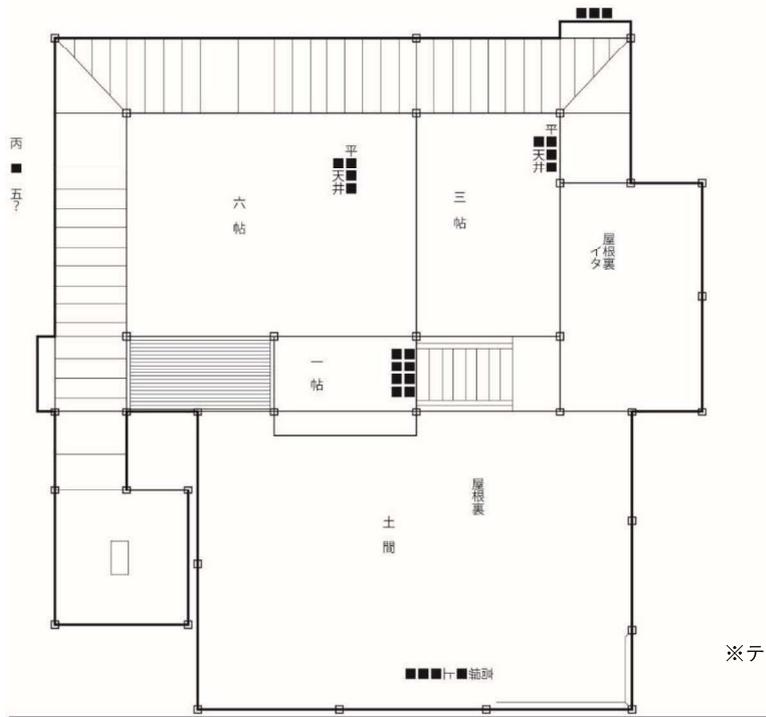
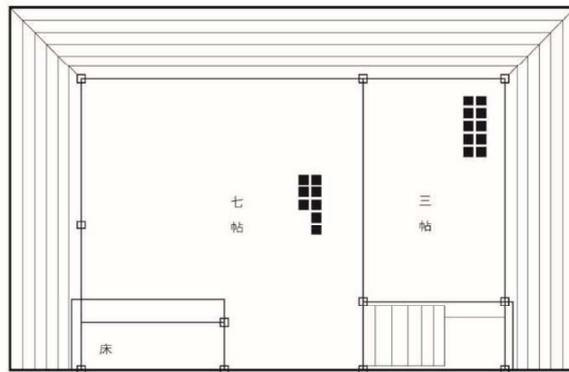


図 5-6-15 多春園室内空間の検証
御城御庭絵図（名古屋市蓬左文庫所蔵）部分

御引立御根柢図



御二階



控

※テキスト未記入有 (文字判別困難)

図 5-6-16 「多春園御引立伺図面」(名古屋市蓬左文庫所蔵) トレース図 (S=1:100)

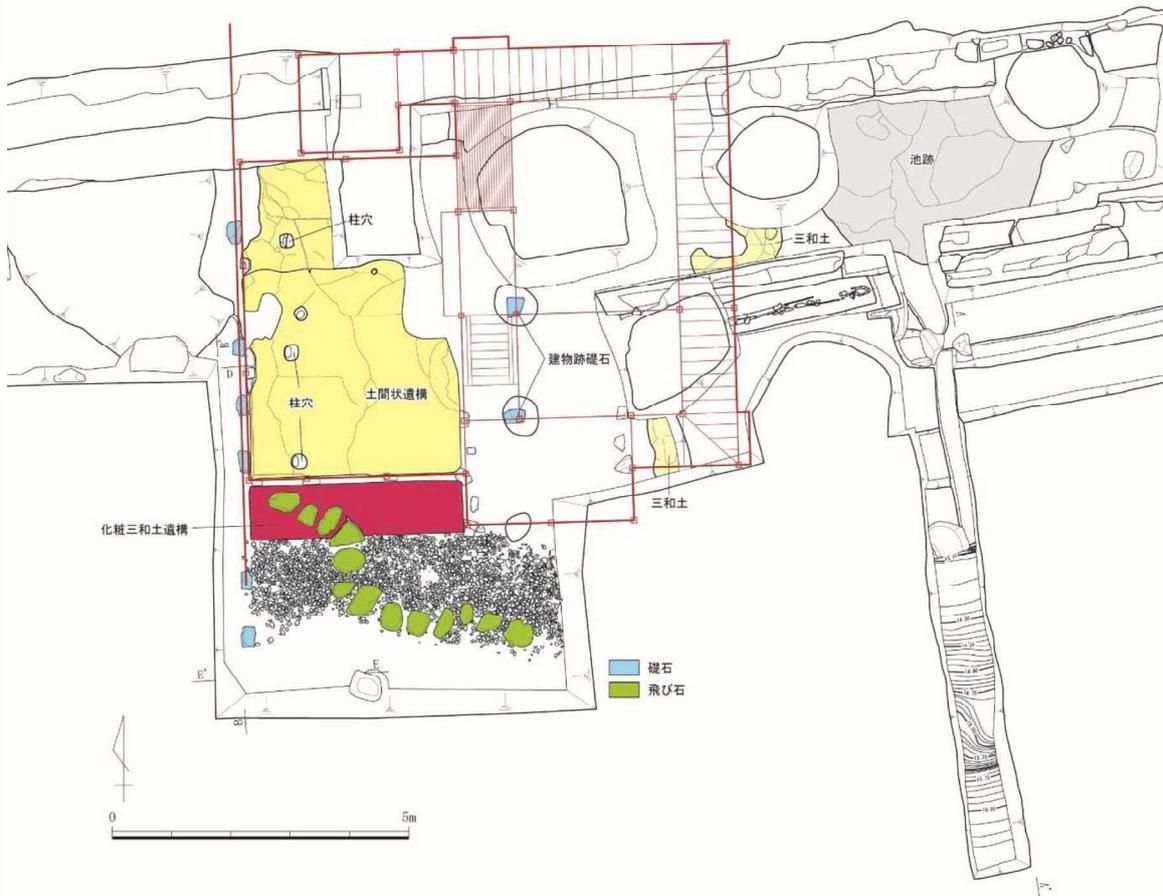


図 5-6-17 発掘調査遺構図・「多春園御引立伺図面」トレース図の重ね合わせ図

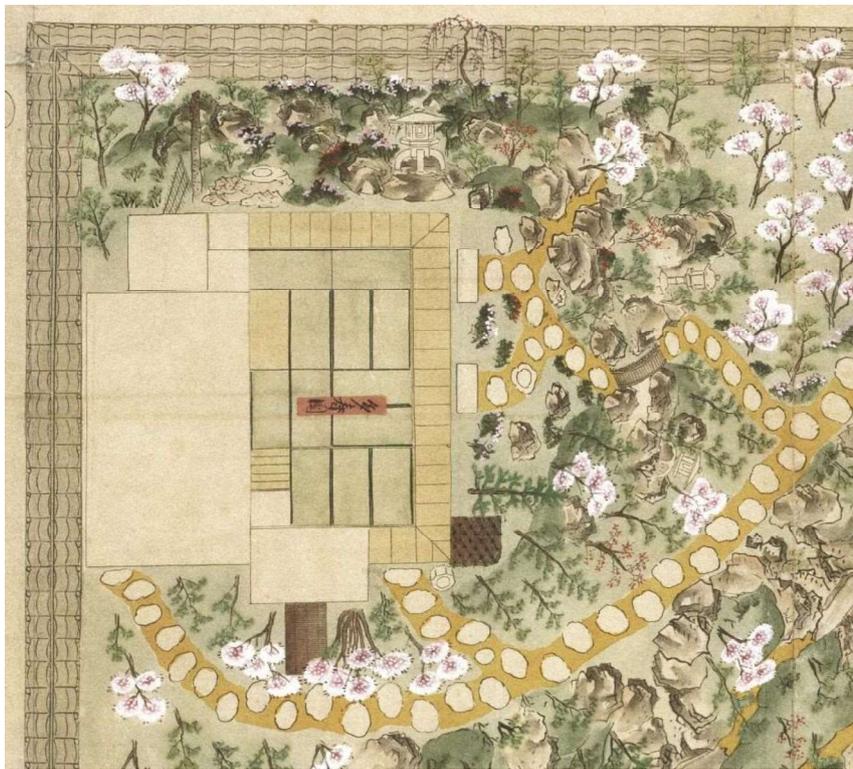
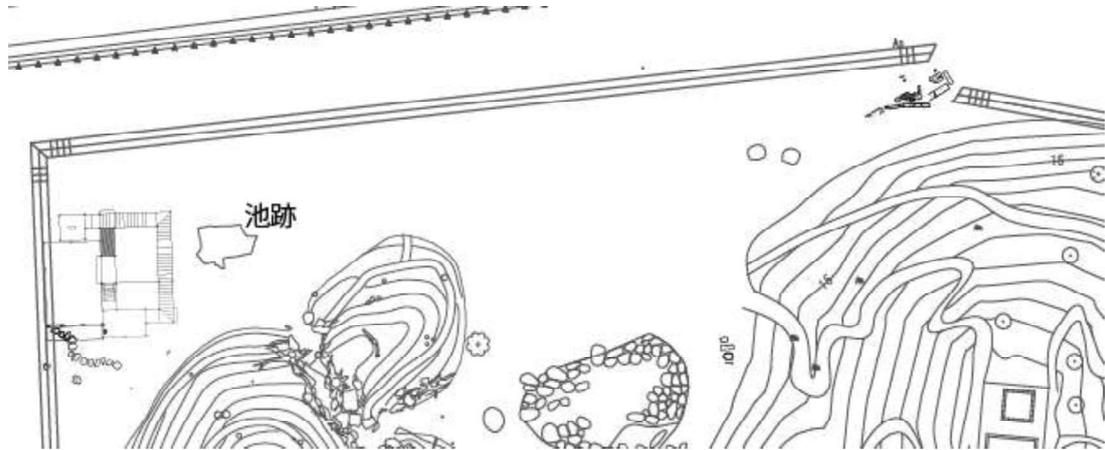


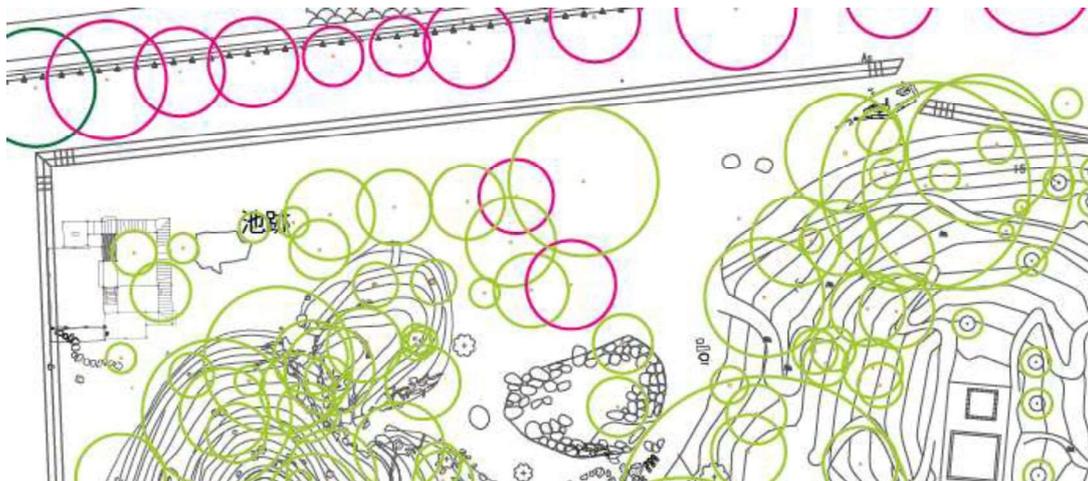
図 5-6-18 「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫所蔵) 多春園

第3項 復元検討図の作成

①発掘調査及び史料から確実な要素を載せた状態



②現況植栽を①に載せた状態（計画地盤高と庭園景觀から残せる樹木を選定）



③多春園に合わせて「御城御庭絵図」を配置した状態
（飛石や池跡の位置等、建物に近いところでは位置関係が合致する）



第6章 事業計画

第1節 施工年次の設定

現在の保存整備事業では、基本的に整備工事の施工前年までに工事対象範囲で発掘調査を実施し、調査成果を踏まえた工法検討等が設計内容に反映されるように計画している。

今後、東御庭や中御庭の復元整備は大規模な地形造成から開始することとなり、安全確保また施工効率を鑑み、調査と施工、さらには公開範囲を計画的に設定していくことが必要になる。したがって、以下の方針により、施工年次の範囲区分と順序を設定する。

- 復元整備の年次別施工範囲は、工事効率及び完成後の公開範囲を鑑み、北園池周辺→塀の内側奥から手前→塀の外側奥から手前の順に、空間的まとまりをもって設定する。
- 地形造成に伴い、切土による残土が発生する見込みであることから、工事車両は公開に影響が少ない外縁を經由し、召合門を搬入出口として利用する。
- 外縁は、第2次工事～第4次工事にわたって残土や整備材料の運搬路となり、材料の保管場所も必要となることから、バックヤードとして利用する。ただし、長期間にわたるため、休工期間は解放するなど、工夫しながら有効活用できるよう検討する。
- 庭園を区画する土塀は、年次対象範囲ごとに構築し、空間のまとまりとしての仕上がりを目指すとともに、次年度以降の工事において外縁を通行する工事車両等の目隠しとする。

【第1次工事】（平成25年度に開始した保存整備事業からの継続）

「余芳」の移築再建及び周辺整備と、北園池の護岸及び池底等を修復し水面の復元までを目指す。

【第2次工事】

第1次工事の余芳周辺整備との連続性を鑑み、また、大規模造成の着手にあたって材料の搬入出等を円滑に行い、公開活用への影響を減少させるため、庭園北東部の東御庭と連続性のある中御庭までを一体的に造成のうえ復元整備を行う。北御庭の風信周辺についても空間的まとまりをもって同時に修復整備を進めていく。

【第3次工事】

南池のオリジナル遺構が残る南御庭の地形復元及び修復整備を実施し、水面復元までを目指して保存整備する。また、西側に隣接する中御庭についても一体的に造成のうえ復元整備を行う。

【第4次工事】

北御庭の中で復元整備の対象となる多春園地区を中心に、連続した空間となる築山群周辺の地形造成を行い、権現山及び栄螺山の仕上げ工事と、土塀を挟んで繋がる外縁西を一体的に整備する。

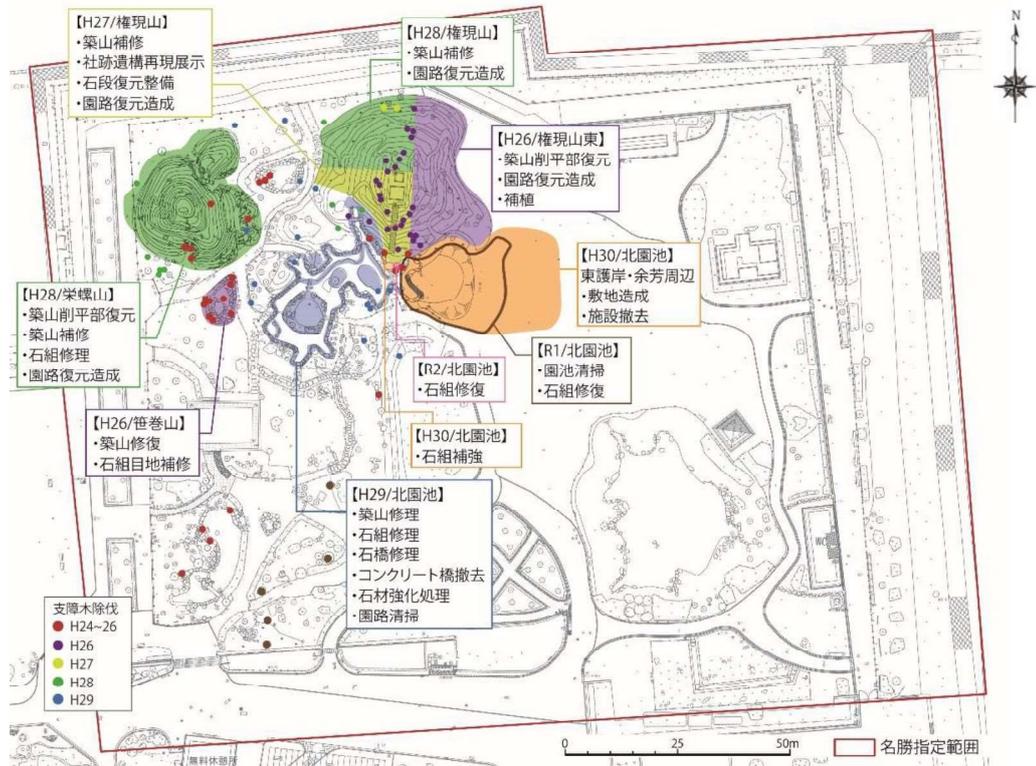
【第5次工事】

バックヤードとして利用してきた外縁を公開できる状態に整備する。また、近代前庭の修復整備を必要に応じて行い、二の丸茶亭の移設もしくは撤去更新等を含め、活用施設の整備に着手する。

【第6次工事】

二の丸御殿跡の広範囲におよぶ遺構表示を行うが、東門と庭園の間に位置することから、庭園への動線を確保するため、区域を分割して仮設動線を設定しながら実施する。

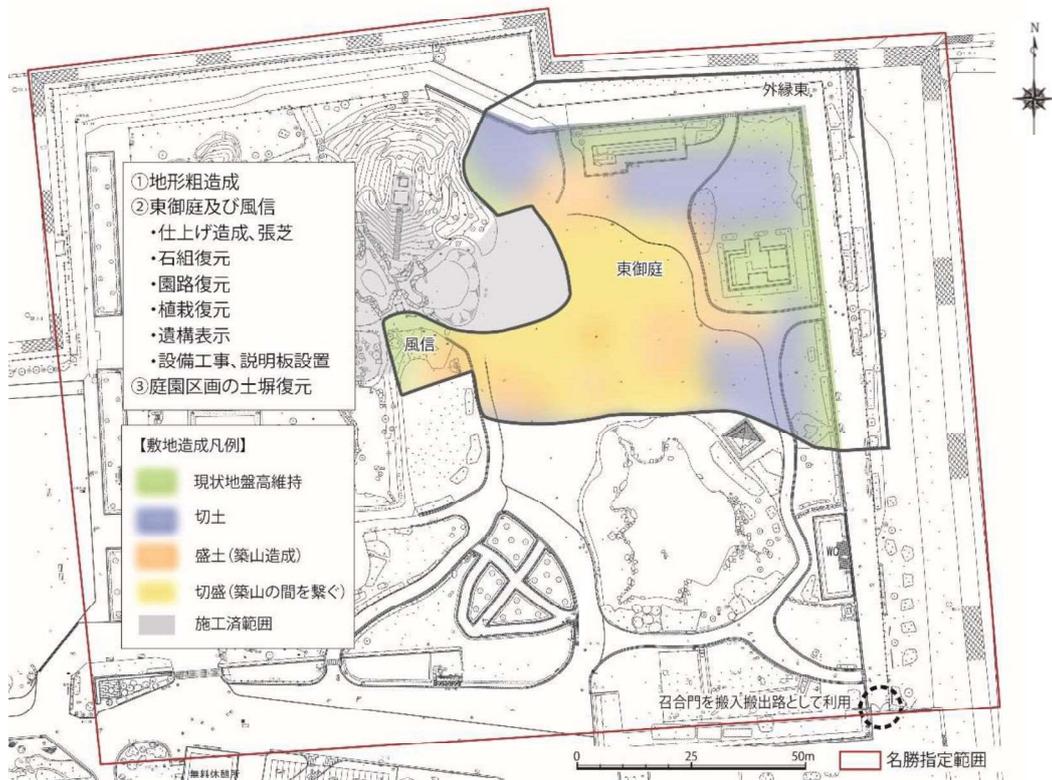
【第 1 次工事-1】北御庭（修復整備完了） 平成 25 年度～令和 2 年度



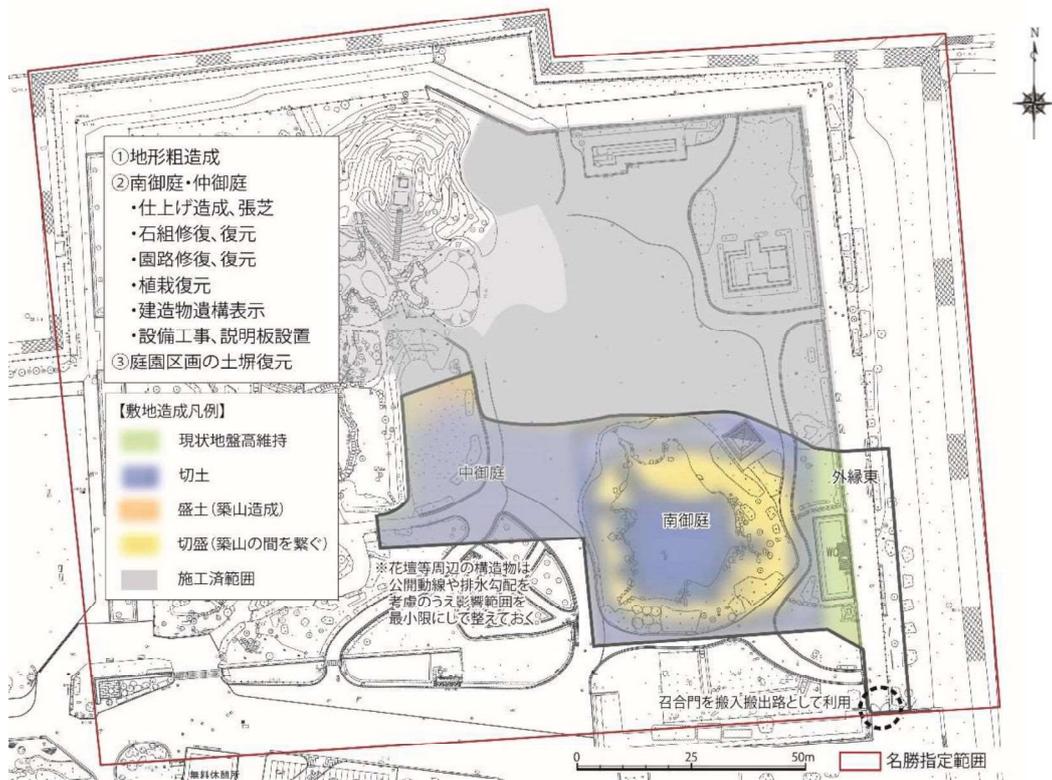
【第 1 次工事-2】北御庭・近代前庭（修復整備、余芳移築再建工事）



【第2次工事】東御庭・北御庭/風信・外縁東



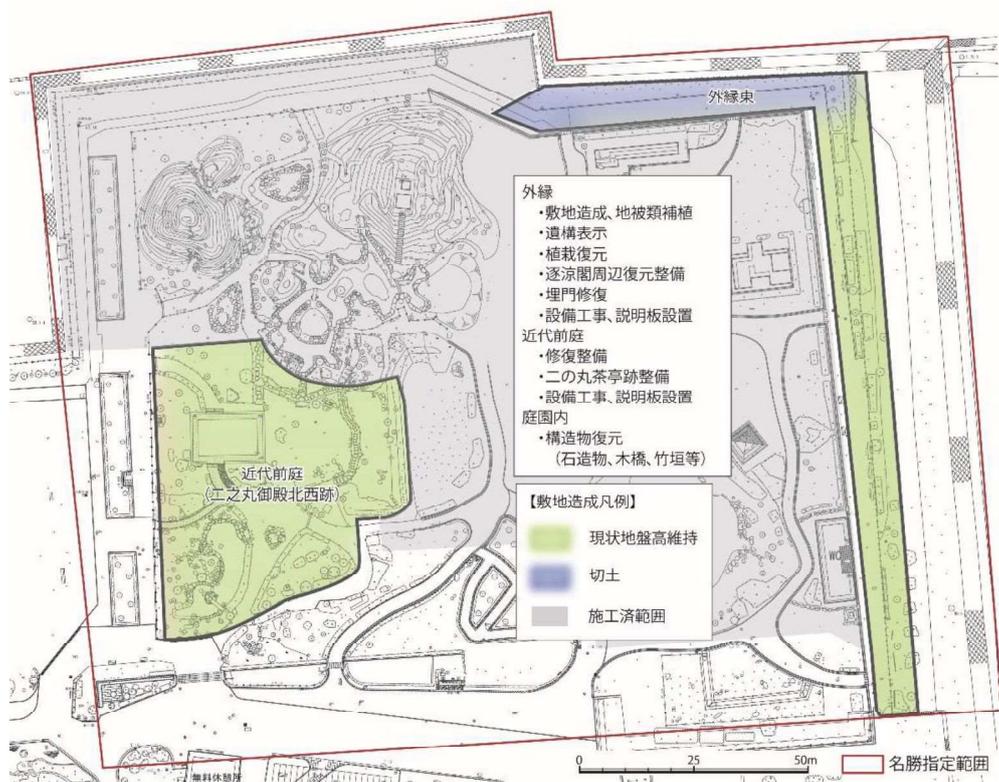
【第3次工事】南御庭・中御庭・外縁東



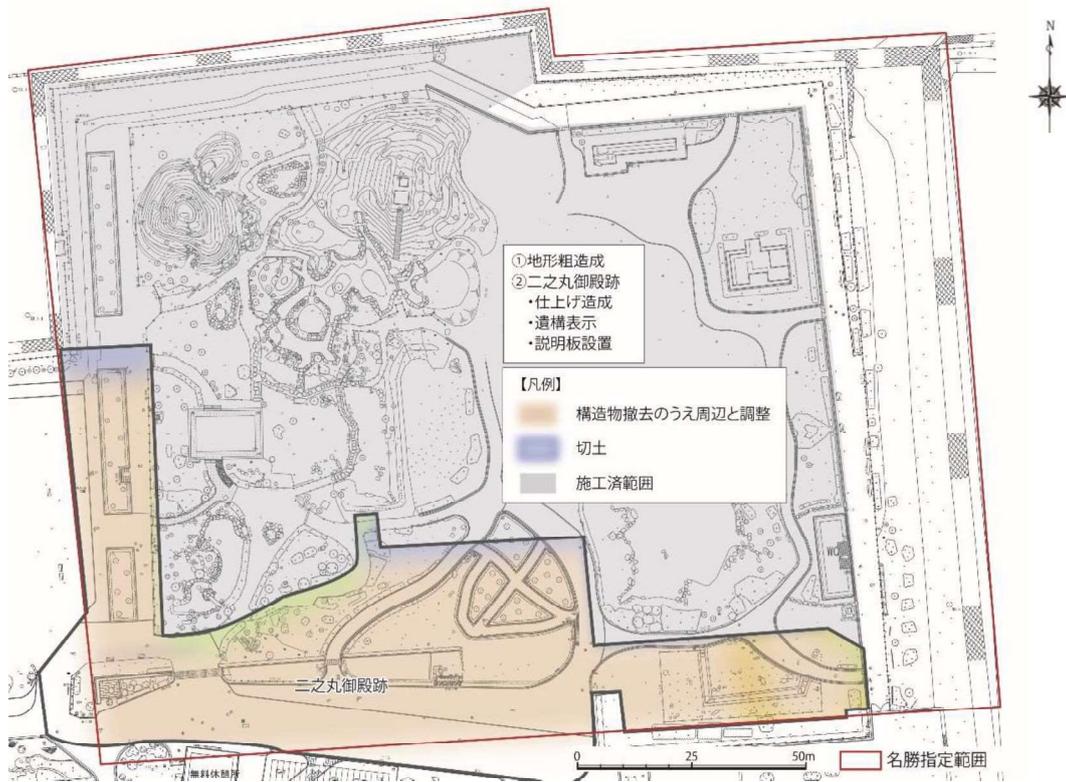
【第4次工事】北御庭/多春園、築山群、笹巻山、権現山、栄螺山・外縁西



【第5次工事】外縁・近代前庭（二之丸御殿北西跡）・庭園内構造物等



【第6次工事】二之丸御殿跡



第2節 1次工事の事業計画

平成25年度に開始した北御庭の保存整備事業は、1次工事として北園池の護岸及び池底等の修復及び復元整備、余芳の移築再建及び周辺整備までを目標としている。このうち余芳の移築再建及び周辺整備は令和5年度の完成を目指して計画している。

第1項 余芳の移築再建

「余芳」は、明治初年頃(1870頃)に民間所有となった後、明治25年(1892)、昭和14年(1939)の2度にわたる移築を経ており、増改築がなされている。昭和48年(1973)には名古屋市指定有形文化財に指定されている。平成23年に名古屋市に寄付されたことから、名古屋城で解体部材を保管し、整備事業において移築再建を行うための調査及び設計検討を実施してきた。また、庭園からは石組の一部についても寄付を受けており、整備において利用する予定で保管している。

(1) 検討経過

「余芳」の移築再建に向けた検討は平成26年度に開始した。名古屋市教育委員会文化財保護室・文化財調査委員会建造物部会が平成23年2～3月に行った調査結果を基に、史資料調査の結果を加え、平成27年度に再建計画案を立案した。また、同年度の発掘調査において「余芳」の手水跡とみられる遺構を確認し、そこから再建位置を決定した。

平成30年度には部材調査を実施した。これらの調査によって、古写真に一致する小屋組みの詳細や礎石立ちの状況、下屋の有無などが判明したが、貫などの野材が水屋部材に転用されていることが想定された。

【平成30年度部材調査結果の概要】

- 主室の柱と梁、桁、足固などの主たる構造の当初部材は、ほとんどが残存していることが判明した。
- 柱根継は、複数回にわたる移築時に、その都度修理されているが、接合部は伝統的工法を用いて現在でも緩むことなく繋がっている。しかし、虫害が根継部分周辺に集中し、すべての柱の根元において、再度根継などの処置が必要である。
- 小屋組は残された部材から、束が建つ和小屋と考えられるが、古写真からある程度の形状と寸法が導き出すことができ、和小屋の構造で復元設計することが可能である。



写真 6-2-1 余芳仮組全景/北東面
(平成30年度余芳調査中間報告書より)



写真 6-2-2 余芳仮組全景/東面
(平成30年度余芳調査中間報告書より)

(2) 移築再建方針案

移築再建における意匠は以下の方針で検討した。詳細検討が必要なため、さらに調査を行う。

【平面形式】

4 畳半 床・書院張出 縁は南面に簀子縁、東書院窓南寄りに袖垣を有する。

土間敲を有し、沓脱石が西にあり、南に立手水と燈籠、海を有した。

上段を有し、上段框は真塗りで面取り痕跡から復原される。

炉はない。北西面に下地窓（力竹付）。

【柱】

礎石建て 腰板付 差石は要検討である。

【屋根】

大屋根：茅葺に杉皮または俵屋根押さえ（棟包）をもち、切妻。下屋の勾配に関しては古写真と痕跡から推定可能である。

棟押さえは千木。懸魚（梅鉢型）の有無は写真からは不明。妻壁は今日の風雨では、雨が当たる。ケラバの出は中桁がなく不明であるが、雨と妻壁の関係から、適切な数値を検討する。

下屋：柿葺 寄棟

樋：なし

【左官】

上 塗：豊田土 糊土 部屋内はのろかけ仕上げ。

【扁額】

なし

【天井および軒裏】

化粧屋根裏。垂木、軒長さ。

既存の通りで、ピッチは桁に残る 500mm 内外の枝割を参考にする。軒長さは古写真類推と一致し 1200 mm内外とする。

【雨戸】

東4枚 南4枚 廻り雨戸か 戸袋はなかったか不明。

【建具】

既存再設置または復原建具新設。南東2枚も同意匠で復原する。（要検討）

【小屋組】

小屋組の詳細については、桁・梁・束の使用開始時期が調査不足で不明であるため、今後の課題のひとつである。

(3) 工程計画と施工位置図

令和3年度/実施設計、部材修復

復元及び仕様の検討、部材修復（根継・補修）

実施設計（移築再建に関する根拠資料作成、工事発注図面の作成）

令和4年度/移築再建工事（1年目）

素屋根設置、基礎工事、木工事（軸組、小屋組）、屋根工事（大屋根茅葺、下屋柿葺）等

令和5年度/移築再建工事（2年目）

建具工事（障子、雨戸等）、雑工事（畳、金物類取付等）、余芳周辺整備

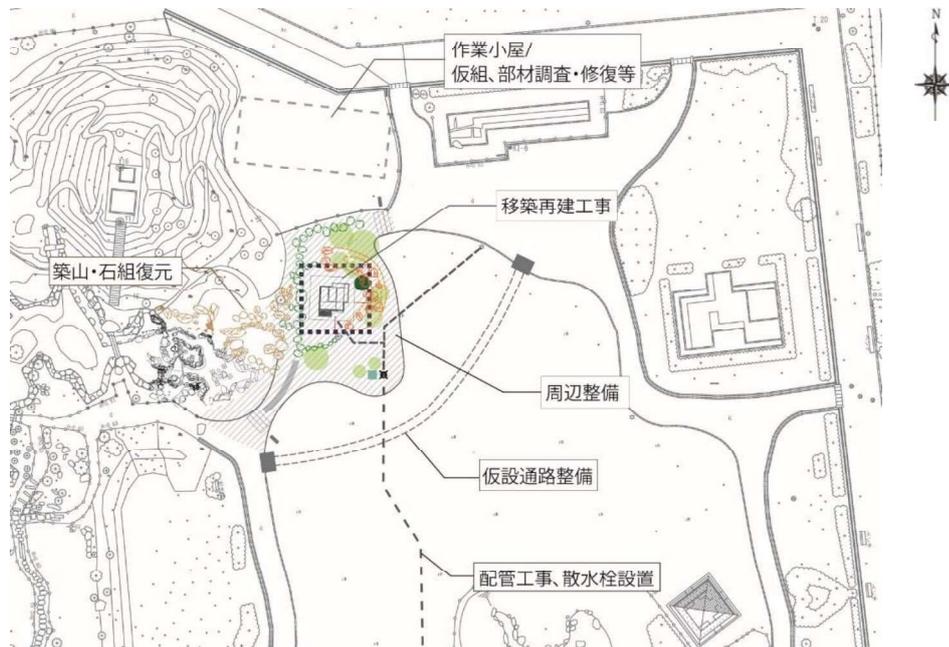


図 6-2-1 余芳移築再建施工項目位置図（編集集中）

(4) 今後の主な課題

移築再建に向けた今後の主な課題として、以下4点が指摘されている。

- 部材調査の継続
- 当初構造の詳細検討
- 部材の根継などの適切な処置
- 構造耐力の確保

また、露地の復元に際しては、絵図及び解体前の露地構成要素の写真などから空間性の検討を行う必要がある。発掘調査で検出した兵舎基礎についても保存しながら復元整備を行う方針となったことから、その整備地盤高での構成検討と設計が今後必要である。

第2項 北園池の修復及び復元整備

北園池は、水面復元を目指して現存範囲の修復整備と明治期に埋められた東部の復元整備を進めていく。

(1) 池底及び護岸構造物等の状況

池底及び護岸側面は三和土で構築され、その上に石組や擬岩等による護岸が形成され、さらに上部に築山が連続して変化に富む景観を作りだしている。高低差があるものの、適切な納め方により安定した状況が作られている。

① 池底及び三和土護岸

- ・池底地盤は築城期の盛土上にあり、その上に園池が成立している
- ・水にかかわる部分は、漆喰によって仕上げ面が存在していたと考えられる。
- ・西側護岸の三和土は版築工法と見られ、東側は裏込めを平滑に仕上げたうえで表面から叩きながら作成した一体的な構築と考えられる。

② 三和土護岸上部の構造物

- ・三和土護岸の天端はおよそ4寸～5寸の幅をもち、平坦に仕上げられている。
- ・上記護岸の上に三和土による擬岩や擬木等の構造物と景石を雨水などが裏込めに浸透しないように全周に設置している。
- ・護岸上部の石組目地にも三和土が残っている部分があり、上部からの雨水を池に導くためのものであったことも考えられ、園池内の三和土による柵に泥溜めの機能を持たせ、そこに水を導いていた可能性もある。

③ 三和土護岸上部の景石

- ・景石は、目視による観察では根入れが深い状況に見えないことから、土圧方向の荷重が少なく、鉛直に荷重が働くように据えられている可能性が高い。
- ・石の接地面を根石や締固めによって強固な状態にして据え付ける等、石を組むうえでの工夫がされていると考えられる。

(2) 保存整備の項目

北園池周辺の構成要素は、池底や護岸のほか多岐に渡り、修復対象が相互に関連していることから、保存整備の対象項目を抽出する。

① 地形・地割

築山、園路

② 石組

景石、飛石、沢飛石、石組目地

③ 水系

池底及び護岸三和土、水生植物囲い（三和土製）、保水に関わる設備導入（給排水設備等）

④ 植栽

護岸際・中島の植栽・園路際の地覆類および低木類、除根

⑤ 構造物（橋など）

擬岩・擬木、木橋（反り橋）、石橋、土橋、鳥居、藤棚、石造物

⑥その他

余芳周辺整備、電気設備、説明板、余芳火報知埋設管

(3) 工程の検討

北園池保存整備の工程は、「余芳」の移築再建及び周辺整備の工程と連携させる必要がある。したがって、施工範囲と工事動線並びに公開動線を適切に設定するとともに、大型作業車等の乗り入れや作業エリアの設定に留意し、施工と公開を安全に両立させるための計画を立てる。

池底の修復は、区域を設定して保水試験を行いながら実施し、仕上げに関しては一体的に実施するなど、計画的に進める方針とする。

北園池の保存整備は、「余芳」移築再建及び周辺整備の竣工に合わせて水面復元できることを目指して進めるが、構造物の復元等については「余芳」竣工後にも継続が必要と考えられるため、景観に配慮しつつ施工する。

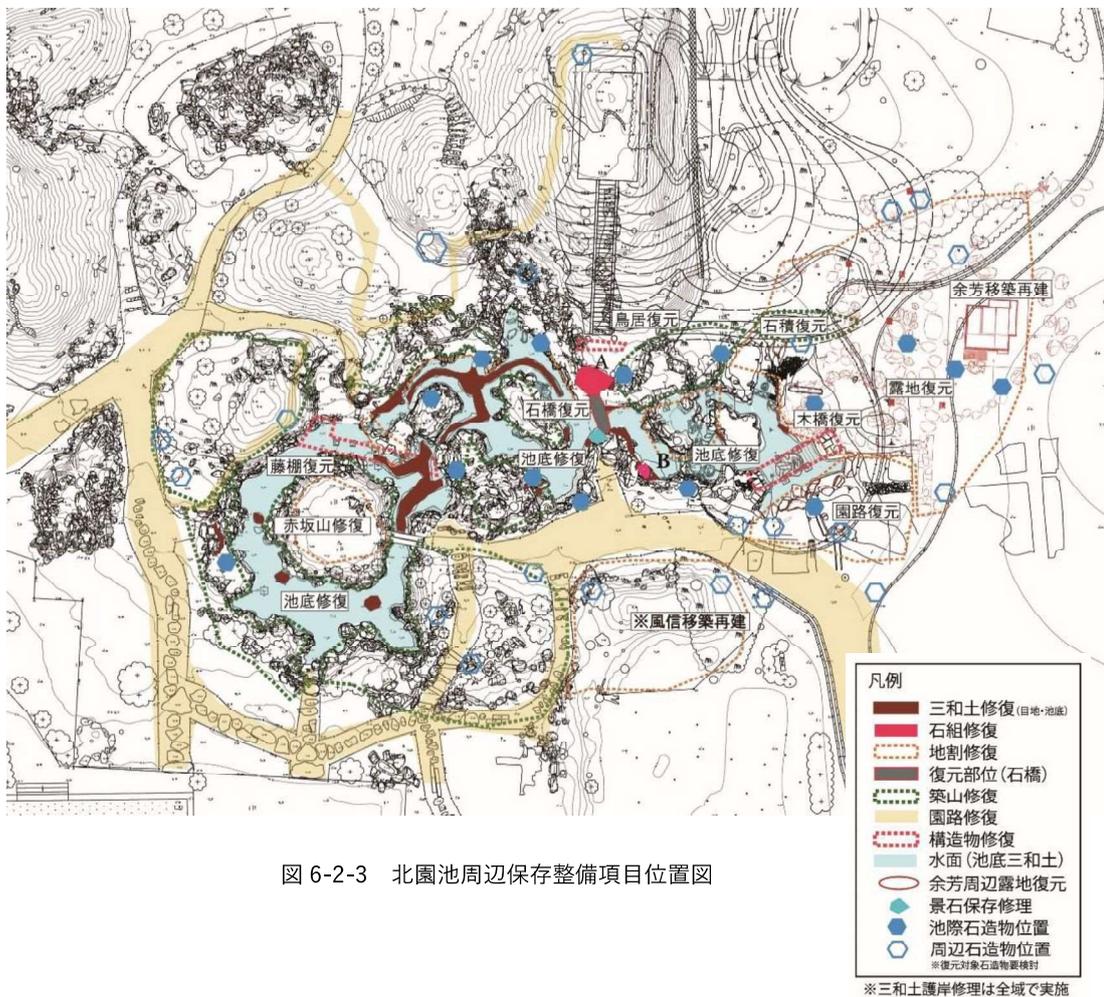


図 6-2-3 北園池周辺保存整備項目位置図

第3節 工程計画

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』(平成30年5月)に示した事業期間

1次工事 (H25~)		2次工事		3次工事		4次工事		5次工事		6次工事	
R3	R4	R5	R6	R7~						~R30	
修復工事※											
南雲練馬											
中間報告書作成											
北御庭		北園池護岸・池底・築山・水菜等 余芳移築再建 余芳周辺整備		余芳公開・北園池水面復元							
近代前庭		飛石・築山修復									
2次工事範囲発掘調査		2次工事範囲閉鎖				東御庭公開					
		北御庭 風后 東御庭 地形造成・園路基盤・配管 石組 植栽 建造物 築地塼 設備 説明板				公開拠点：霜架					
		3次工事範囲発掘調査		3次工事範囲閉鎖							
		南御庭 地形造成・園路基盤 石組 水菜 植栽 築地塼		中御庭 地形造成・園路基盤・配管 石組 植栽 建造物 共通 設備 説明板		外縁東 地形造成					
		4次工事範囲発掘調査		4次工事範囲閉鎖							
		北御庭 築山群/地形造成・園路基盤 /石組 笹巻山 多春園/地形造成・園路基盤・配管 /石組 /植栽 /建造物		外縁西 地形造成・配管 遊茶園/庭園復元 埋門修復 遺構表示 設備		共通 築地塼 説明板					
		5次工事範囲発掘調査		5次工事範囲閉鎖							
		外縁東 地形造成・配管 植栽 遺構表示		近代前庭 修復整備 施設整備 (二の丸茶亭移設(はくは撤去))							
		6次工事範囲発掘調査		庭園入口確保のため範囲を分割して造成							
				二の丸御輪跡 地形造成・配管 遺構表示 ガイダンス施設・設備							



庭園全域公開

※優先的に対応が必要な項目が発生した場合には、調査計画のうえ適宜実施する。

第7章 今後の課題

第1節 二之丸の整備

二之丸南部の整備に関し、『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』においては、二之丸御殿跡及び向屋敷跡の整備方針を「往時の空間を偲ぶことができる場」と示している。また、二之丸全体の整備は、名古屋城の全体像再生に向けた取り組みのひとつとしても位置付けられている。したがって、愛知県体育館の移設計画が本格化した際には、かつて広大な範囲に及んでいた二之丸御殿や向屋敷、馬場等を復元整備し、二之丸庭園と一体的な空間を回復することを目指し、尾張徳川家の藩主居館が位置した曲輪として、その価値を後世に伝えるための取り組みを行っていく。

なお、二之丸庭園の保存整備においても、二之丸全体としての空間性を踏まえ、将来的な二之丸の全体像を視野にいれながら、今後の事業を推進する。

第2節 未告示区域の取扱い

二之丸の全域は、特別史跡の指定範囲に含まれているが、未告示の状態が昭和52年以降続いている。文化財としての保護基盤が確実に担保された状態ではないと言えることから、今後、二之丸南部の整備について検討を進めるにあたり、未告示区域の解消に取り組んでいく。

第3節 計画の見直し

本整備計画は、策定時点で判明している調査結果等に基づいて作成したものである。今後の発掘調査や史料調査、保存整備工事等から得られる情報により、適宜見直しを行う必要がある。

第1項 保存整備に関する計画の見直し

保存整備に関して想定される計画の見直し時期と、各時期において考えられる新たな調査成果以外に留意すべき点を以下にまとめる。また、これらの時期以外にも、必要性が生じた場合には柔軟に見直しを行うものとする。

- 第1次工事完了時

現存範囲の修復整備と余芳周辺の復元整備等で蓄積した知見を反映し、第2次工事以降の広範囲に及ぶ復元整備に向けた計画の見直しを行う。

- 第2次工事完了時

復元整備を進める中で蓄積した知見を反映し、次期以降の計画の見直しを行う。

- 第3次工事完了時

修復整備と復元整備の範囲が混在する第4次工事に向け、第3次工事までに蓄積した知見を反映し、計画の見直しを行う。

- 第4次工事完了時

近世と近代の取り合いを調整する必要がある第5次工事に向け、改めて発掘調査の成果と庭園全体の空間性を考慮し、計画の見直しを行う。

- 第5次工事完了時

保存整備の仕上げとなる第6次工事に向け、名古屋城全体の活用を踏まえた適切かつ効果的な

公開活用の環境を整えることにも重点を置き、計画の見直しを行う。

- 二之丸南部に関する計画策定時

二之丸南部の保存整備は、第6次工事の内容に大きく関係するほか、庭園の活用や保存整備の工事動線にも影響するため、工程調整を含めて調整を図りつつ計画の見直しを行う。

第2項 活用及び維持管理に関する計画の見直し

活用や運営は、本質的価値や安全性の確保を大前提とし、技術の進歩や社会情勢の変化に対応しながら展開していくことが望まれる。今後、新たな課題への対応や、活用方針の転換等が検討される際には、速やかに対応できるよう、関係者間での情報伝達を含み、体制を整えておく。

また、修復整備における石材保存処理のほか、石組や築山の修復整備後の状態についても経過観察のうえ材料や工法等の見直しを行い、復元整備範囲を含めた維持管理に反映していく。

植栽については、文化財庭園としてふさわしい植栽管理を行うための植栽管理計画を新たに立てる必要があり、技術者の育成を同時に進める。

第3項 保存管理計画の見直し

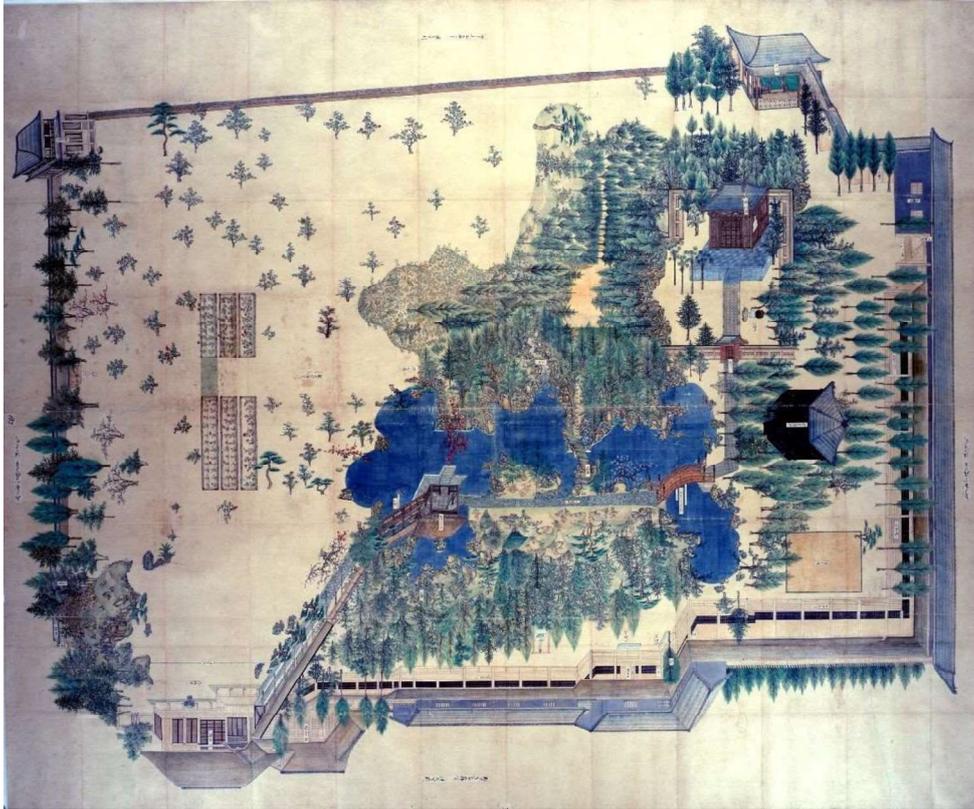
二之丸庭園の保存活用は、『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』で明らかにした本質的価値を確実に次世代に継承するために、そこで示した方針に基づいて今後も継続していくものであるが、現時点においても計画策定時には不明であったことが判明してきており、保存整備事業も新たに確認される情報を取り込みながら実施している。本整備計画を策定し、保存整備事業が完了する際には、その時点において名古屋城が置かれている状況や社会情勢を鑑み、二之丸庭園の保護基盤をさらに確実なものとする必要がある。したがって、事業の進行状況を見計らいながら、適切な時期に『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』の見直しを行う。

卷 末 資 料

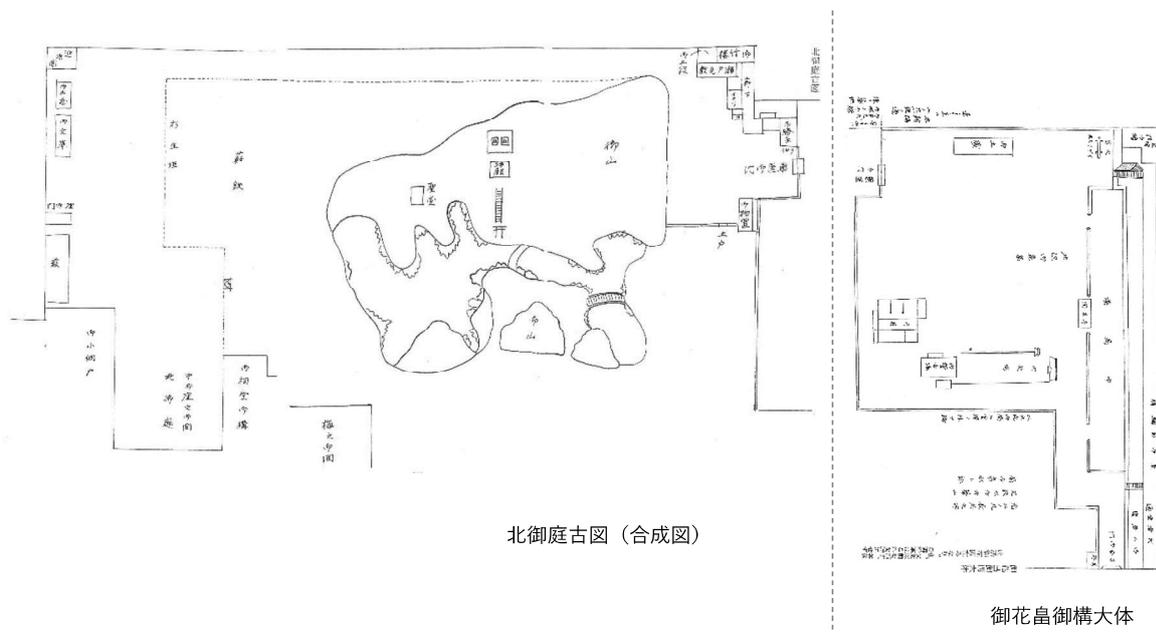
- I. 史資料
 - 1. 近世の史資料
 - 2. 近代の史資料

I. 史資料

1. 近世の史資料



卷末資料1 中御座之間北御庭惣絵 (名古屋市蓬左文庫所蔵)



北御庭古図 (合成図)

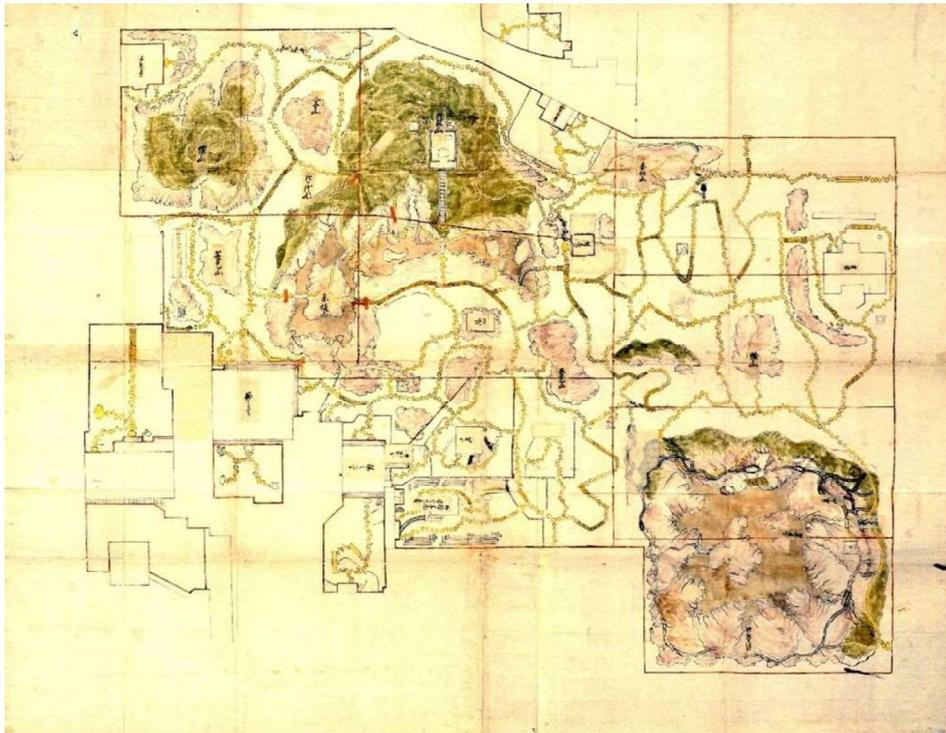
御花畠御構大体

卷末資料2 金城温古録/合成図 (明治期写本版・名古屋城総合事務所 所蔵)

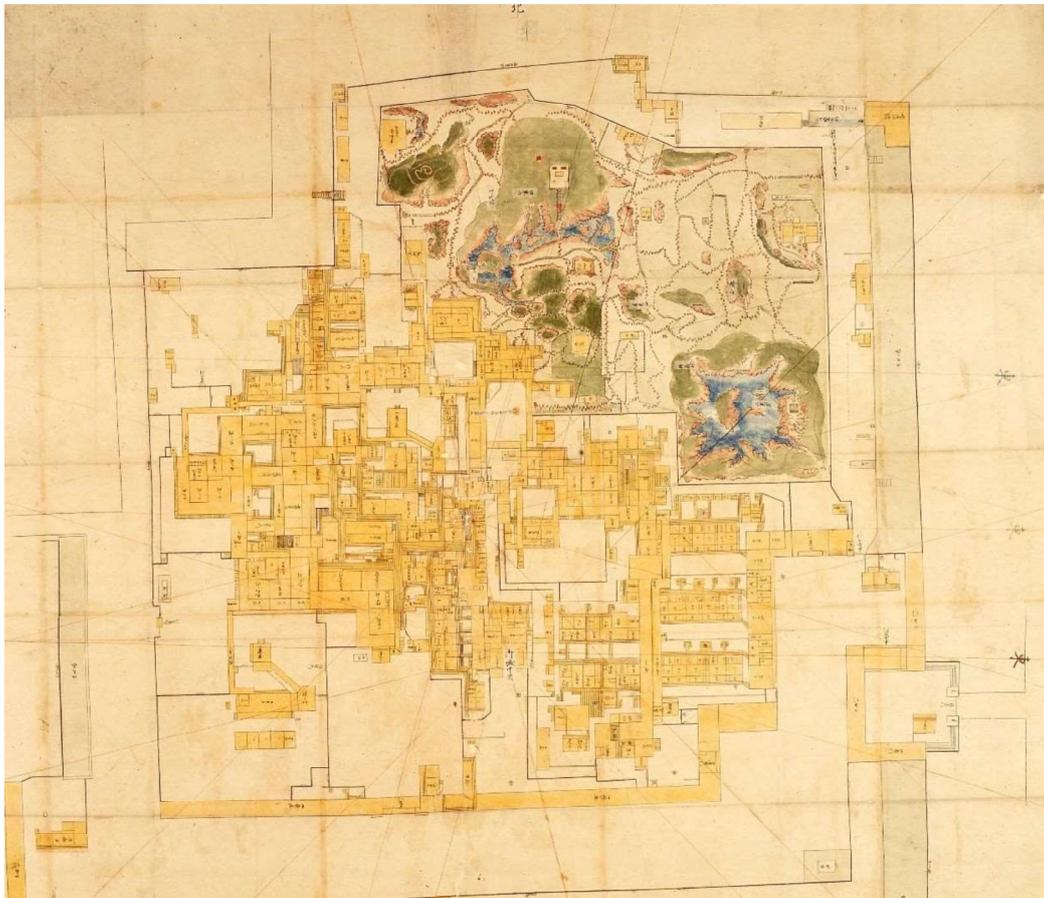


卷末資料 3 御城御庭絵図（名古屋市蓬左文庫所蔵）

卷末資料 4 尾二ノ丸御御庭之図（徳川美術館所蔵）



卷末資料 5 御城二之丸御庭之図 (名古屋市蓬左文庫所蔵)



卷末資料 6 御城二之丸御庭之図 (名古屋城総合事務所所蔵)

【第 14 代藩主慶勝撮影写真（徳川林政史研究所所蔵）】

『尾張徳川家の幕末維新』（徳川林政史研究所 編 平成 26 年 2 月 吉川弘文館発行）から、保存管理計画に掲載していない写真を以下に載せる。

巻末資料 7 二之丸御庭・風信亭

巻末資料 9 二之丸御庭の御茶屋（余芳）

巻末資料 8 二之丸迎涼閣下

巻末資料 10 二之丸堀越しにみる下御深井御庭（連続写真）

巻末資料 11
二之丸堀越しにみる下御深井御庭船倉

卷末資料 12 名古屋城天守・二之丸御殿
(写真中央右奥に梅之御間・桜之御間の屋根が写る)

卷末資料 14 二ノ丸東北隅櫓・逐涼閣

卷末資料 13 二之丸御庭桜之間

卷末資料 16 二之丸御殿北側の風景

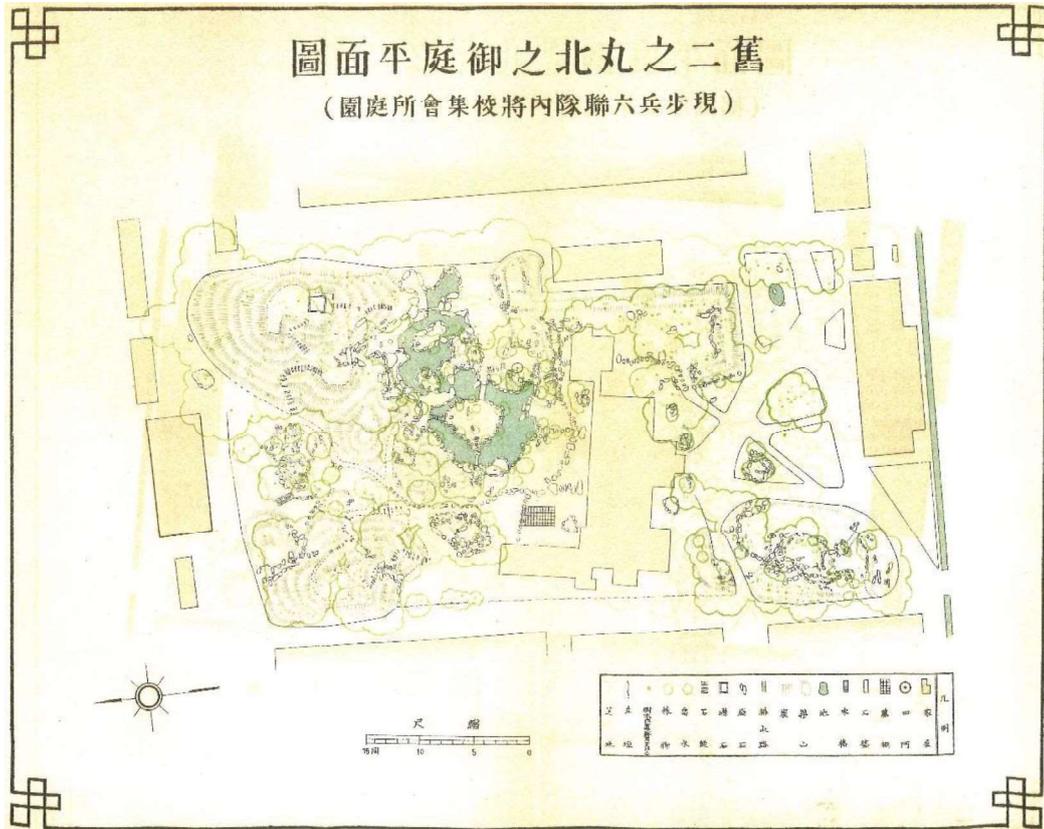
卷末資料 15 二之丸御庭物見台

卷末資料 17 二之丸御殿北側の風景

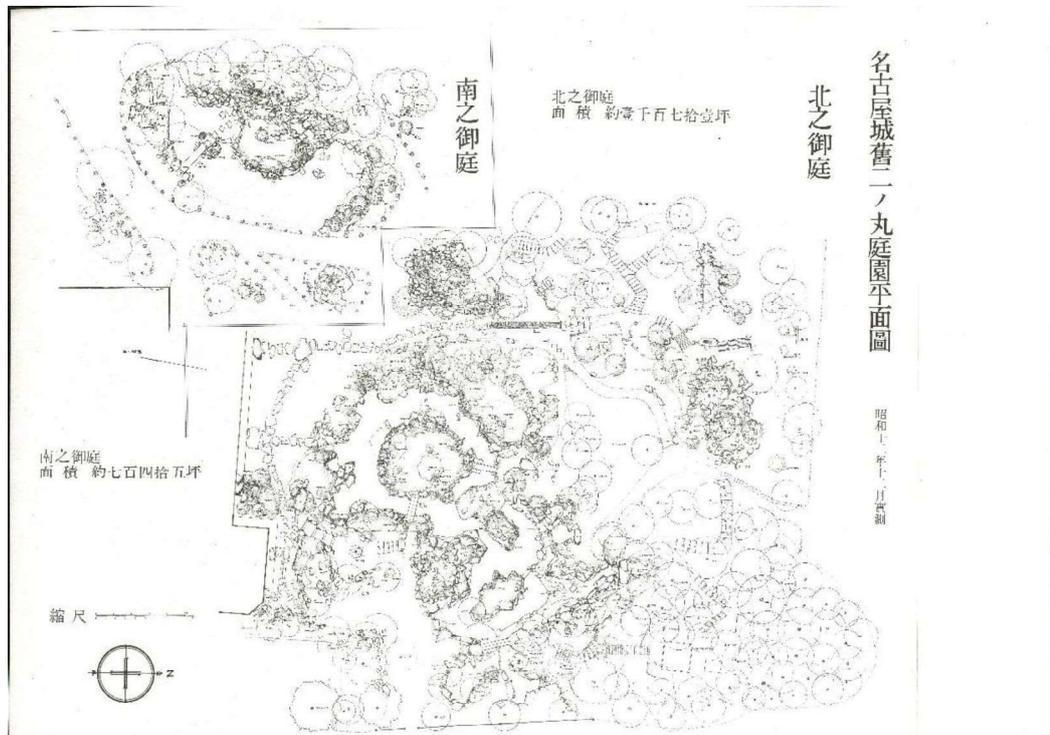
【第 14 代藩主慶勝撮影写真（徳川林政史研究所蔵）二之丸関係写真リスト】

現時点で確認されている二之丸庭園に関する慶勝撮影写真は、下記一覧表の通りである。

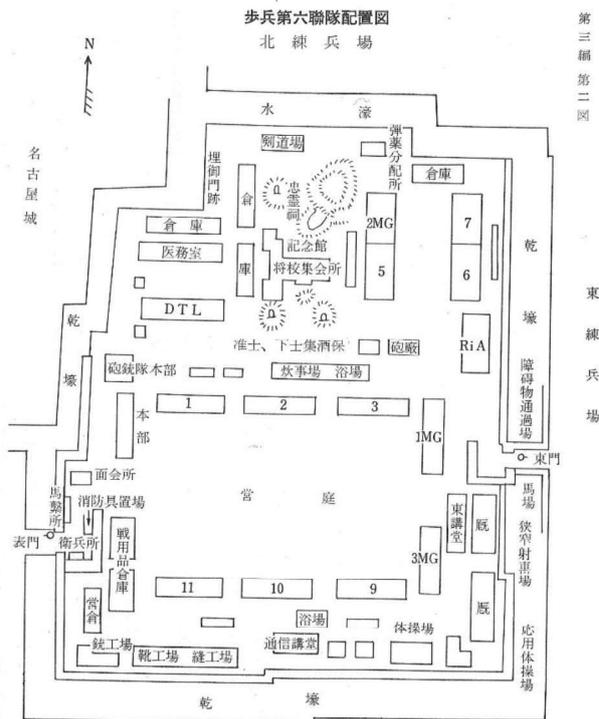
2. 近代の史資料



卷末資料 18 舊二之丸北之御庭平面圖 (現步兵六聯隊內將校集會所庭園)



卷末資料 19 名古屋城舊二ノ丸庭園平面圖 (日本庭園史圖鑑 第五卷 所収)

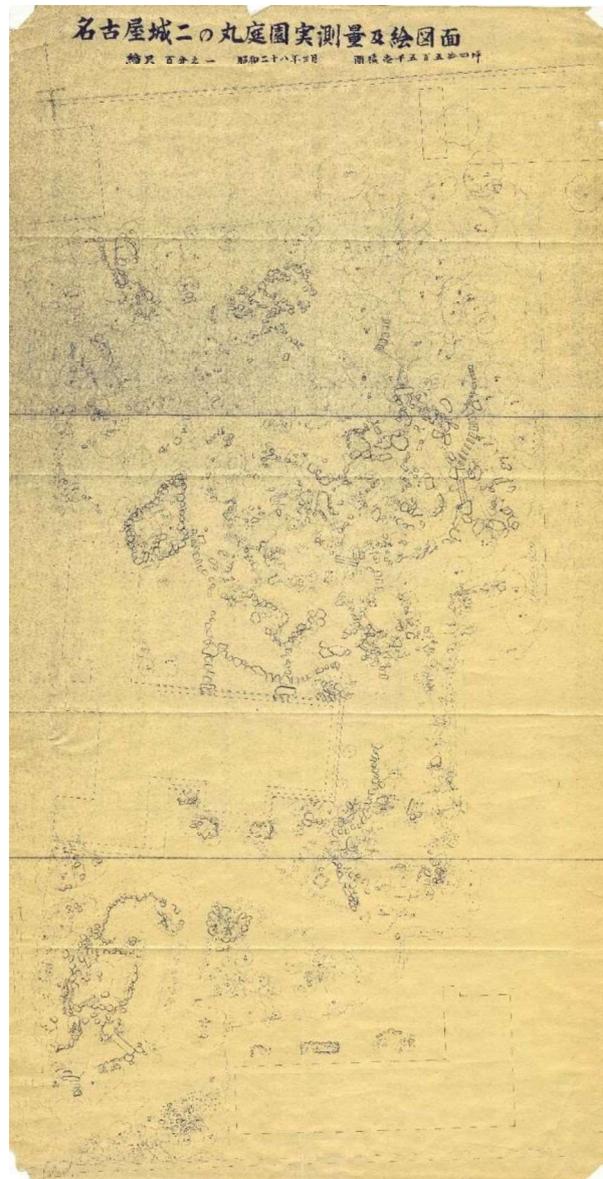


第三編 第二圖

東練兵場

備考 本図は昭和16年頃の配置とす

卷末資料 20 歩兵六聯隊配置図 北練兵場
(「歩兵第六聯隊歴史」昭和 43 年発行)



卷末資料 21 名勝名古屋城二の丸庭園実測図及絵図面
(名古屋城総合事務所所蔵)

二之丸庭園北園池修復について

1. 構造物等の状況

① 三和土の池底や護岸

- ・ 造営当初は水にかかわる部分は、漆喰によって仕上げ面が存在していたと考えられ、残存している仕上げの断片の成分分析を行う。
- ・ 西側護岸の三和土の作り方は版築工法。東側は一体的な構築で、裏込めを平滑に仕上げた上で、表面から叩きながら作成したものと考えられる。

② 三和土護岸上部の擬岩や擬木などの構造物

三和土護岸の天端はおよそ 4寸～5寸の幅をもち、フラットに仕上げられている。その上に擬岩や擬木などの造形的な三和土の構造物を景石と水にかかわる三和土の天端の間を上部から雨水などが裏込めに浸透しないように全周に設置している。これは、上部の景石の隙間にも三和土が残っている部分もあり、上部からの雨水を池に導くためのものだった可能性もある。

③ 三和土の護岸上の景石の据付

景石の見えがかり部からは、根入れが深い状況にも見えない事から、景石の荷重は土圧方向が少なく鉛直に働いているように据えられている可能性が高く、接地面を根石や締固めによって強固な状況をつくり据え付ける石組みの工夫がされていると考えられる。

2. ①の修復

① 池底

地盤は築城期の盛土上に園池が成立しているため、欠損部は締固めの良い土を使って、しっかりと締固めをしつつ復元する。池底は、導入可能な三和土の素材を用い試験施工の上、欠損部を埋める。

② 三和土の護岸

- ・ 浮きやズレなどがない幅の狭い亀裂は、亀裂面をグラインダーにて開削し、防水層を形成するために亀裂の奥に弾性系のシーリング材を打設（幅、奥行は別途検討）する。その上には、合成樹脂（エポキシ樹脂など）を混合した三和土を充填し、目地表面の閉塞、修景を行う。
- ・ 樹木の根などによる多少の三和土の護岸にズレが発生している場合は、浮きが生じているような部位を取り外し、樹木の根などを除去した上で、合成樹脂（エポキシ樹脂など）の入った強化三和土を目地に入れ当初の位置に戻し固定を行う。
- ・ 土圧によって三和土の護岸が大きくズレを起こしている場合は、当初の位置

に戻すことを考えると修理が大規模になり、そのことによって失われる部分もあることから、これ以上傾倒が進まないように、護岸と池底の入隅部分に方杖的に石などを設置するなどの補強を考え、護岸のずれについても三和土を増し打ちし、段差を解消する。

- ・ 欠損している三和土の護岸は、版築による締固めが上部からの突き固めができないため、東側の三和土護岸と同様、壁を叩き締めるように作成し欠損部位を埋める。

④ 三和土護岸の仕上げ

全面的に漆喰が塗りまわされていたと考えられ、清掃の後、漆喰仕上げ塗り用下地材を塗布し、漆喰仕上げを行う。耐久と防水性を付加する事ができるかなどを、使用素材を検討し、試験施工を実施し、仕上げを行う。

⑤ 三和土護岸上部の亀の意匠の修理

既に欠損している石について、設置痕跡があるものは、石を補充する事を基本とする。使用する石材については、同質の石材を基本とする。また、石が外れそうになっているものに関しては、一度取り外し、エポキシ樹脂の接着剤にて固定する。

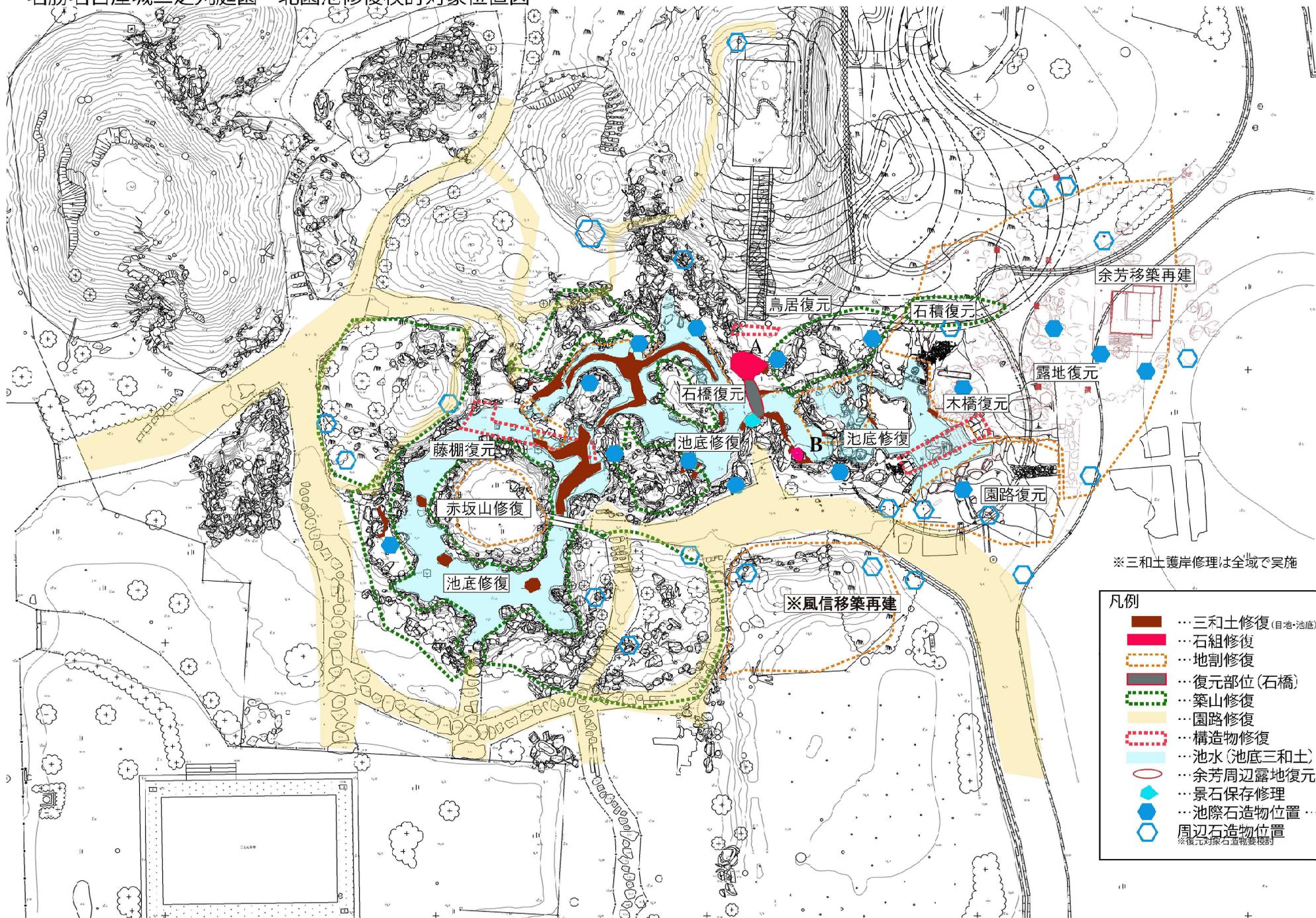
3. 三和土護岸上部の擬岩や擬木などの修理と復元

- ① 不安定になっている三和土構造物については、取り外し、接地面を清掃し、干渉物を除去した上で、再設置を行う。
- ② 取り外され保管されている三和土構造物については、当初設置させていた場所を可能な限り特定し、再設置を行う。
- ③ 欠損している部位については、取合いを勘案し、意匠を想定し、復元的に整備する。

4. 三和土の護岸上の景石の修復

- ① 石橋北東の景石の修理については、四又にて手水の上部の石と下部の根石が脱落しないようにし、西側のモミジの大きな根を除去する。根の除去によって根石が下の石に乗る可能性が高く、上部に発生した空間に詰石を入れる。下部の根石を支えるため、詰石を新たに導入し、その下部は三和土で締め固める。東側の立面については、周辺状況から、石組みがあったと判断でき、岬状の橋の安定化も考慮し、新規導入材で石組みを行う。
- ② 南岸の景石安定化については、昨年に修理した状況が動かないように、詰石などによって支え、目地には三和土を施工する。

名勝名古屋城二之丸庭園 北園池修復検討対象位置図



※三和土護岸修理は全域で実施

- 凡例
- …三和土修復(目地・池底)
 - …石組修復
 - …地割修復
 - …復元部位(石橋)
 - …築山修復
 - …園路修復
 - …構造物修復
 - …池水(池底三和土)
 - …余芳周辺露地復元
 - …景石保存修理
 - …池際石造物位置
 - …周辺石造物位置
※復元対象石造物表参照

二之丸庭園北園池修復整備工事について

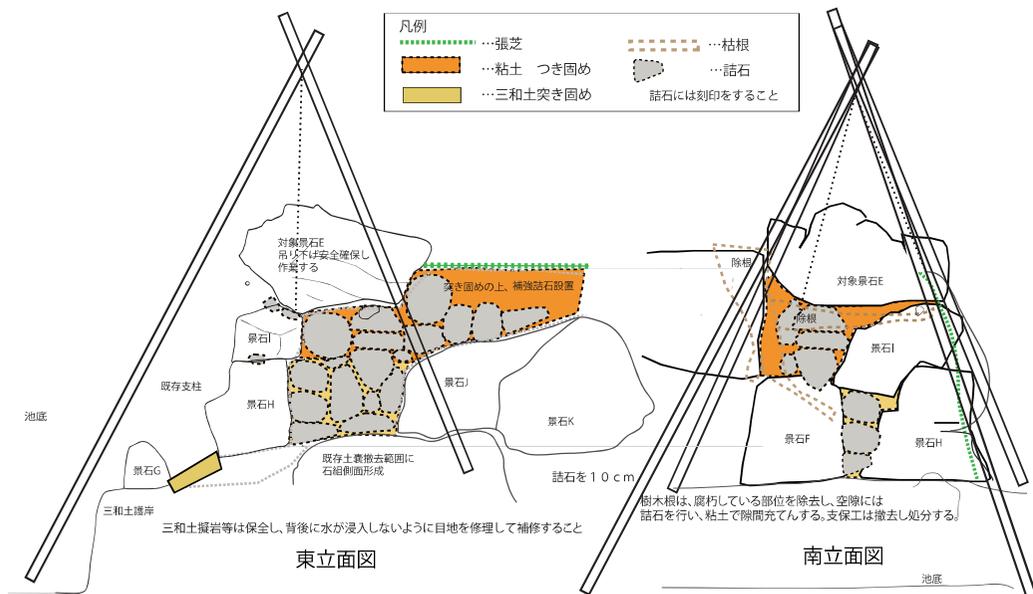
A:景石および目地修理

修復箇所



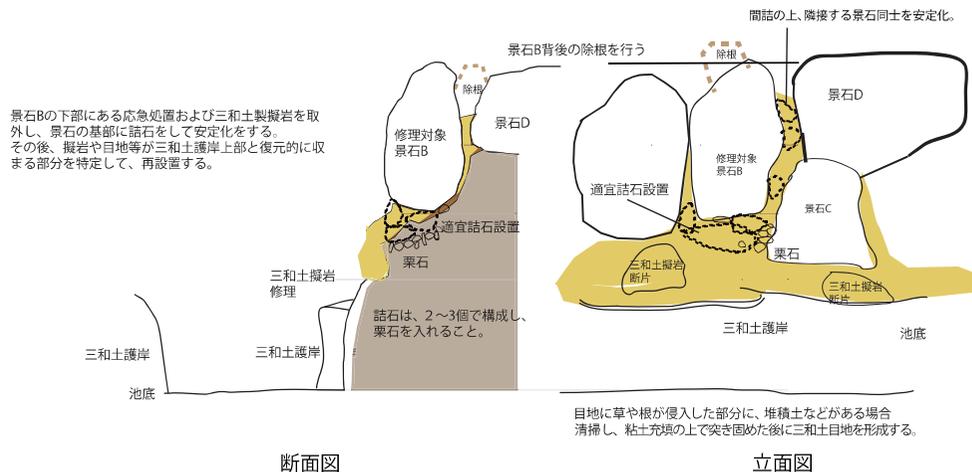
1 修復箇所A 石橋北東側面

権現山裾石橋脇護岸石組は、すでに伐採済の根が残り不安定化する可能性が高く、放置すると崩壊する可能性がある。安全性を担保した上で四又で支保工を組み、根を除去し、荷重を受ける所にはその隙間に詰石を入れ、それ以外は締まりの良い土で突き固める。下部の根石を支えるため詰石を入れ、その下部は三和土で締め固める。東側の立面には石組があったと判断できるため、岬状の橋の安定化も考慮し、新規材で石組を行う。



2 修復箇所B 石橋南東

景石下部と隣接する景石間に、詰石を行い安定化を計る。また目地も三和土目地残存が確認されるため、防水と安定化のための修理を行う。なお、景石の目地に三和土が処置されている部位において、亀裂や剥離がみられた部位が園池内に数か所あるため、それらも修理する。



3 景石保存修理



権現山裾石橋南側の橋を支持する石組においては、上部の石橋支持景石から荷重がかかる景石に亀裂が確認される。この景石に樹脂等での接着と意匠復元を行う。

修復箇所A 写真



修復箇所A 東側面の空隙状況



修復箇所A 南面の樹木根の状況

修復箇所B 写真



修復箇所B 昨年度修理作業前の状況



修復箇所B 昨年度修理作業後の状況

目地修理箇所 写真



修復箇所B 三和土製擬岩圧迫による変位状況



権現山対岸入江部三和土目地残存部(左)と欠損部(右)

B:三和土護岸構造部および池底修理、その他

1. 三和土護岸構造物修理 検討概要

護岸の構造は、池底から三和土製の護岸立ち上がりがあり、景石の裾との間にも三和土製の擬岩などがあるほか、景石の目地を三和土塗り込んで塞いでいる。そこで、上部の景石修理や、三和土製護岸背後の除根を経て、三和土護岸や池底の修理を行う上での調査と検討を行う。

北園池全域の三和土護岸、擬岩、三和土池底においては、池の西側護岸では、版築状に突き固めた後に表層に仕上げ層を処置しており、東側は仕上げ層と下地が一体化した状態で施工されている。仕上げにはモルタルが重ね塗りされている部位もあるほか、ひび割れ部位には、ウレタン樹脂による補修痕跡も確認される。意匠を持つ擬岩等のほか、景石同士の隙間にも三和土製目地が残存しており、裏への雨水回り込みを防いでいたと思われる。修理材料に関しては、三和土の配合比率を分析して、材料試験と暴露試験を行う為の解析調査が必要がある。位置はオルソ立面図に毀損位置を落して、位置を確認した。主に割れ、抜け、樹木根による前傾や剝離等である。



①園池西側 土圧前傾部位

②園池西側 欠損部位

③園池東側一体成型部位

2 三和土護岸の修理方針

①割れのみの場合

ヒビの断面をグラインダーで削り、脆弱層を除去した後に、目地に弾性性能を持つシリコンシーリング等で防水層を形成し、その上にプライマーを塗り、最後に亀裂にエポキシ樹脂接着剤入りの混合漆喰三和土を充填して修理する。

②三和土製護岸面が土圧で前傾しているとき

前傾面が変化している場合は、段差発生部に増し打ちを行い、仕上げ層を最後に連続させて修理を行う。無理に上部を修理したり、三和土製護岸を外して背後修理を行わない。亀裂部位の接着や防水処置は①に準じる。

③欠損している場合

破片が残されている場合は、元位置を確定したのちにエポキシ樹脂で接着し、復元的に背後突き固めをしながら隣接する遺構部位と接続させて修復する。また意匠が不明な場合は、推定断面を延長して復元的に修理する。大きく欠損し、仮補修されている場合は、一度鋼土を取外し、隣接する意匠をまねて漆喰三和土で復元する。西部では板木をあてて版築とし、表層に仕上げを行う。東部では仕上げまで一体の漆喰三和土を鋳で成形して復元的に修理する。

④擬岩や意匠を持つ三和土製工作物の取り扱い

割れや摩耗、石等の埋め込みがある部位において、それらが変質している場合は、委員会で協議を行い、強化含侵処理の可否を協議したうえで、上で③の方法で修理する。石は同様のものを埋め込み痕跡に再度埋め込む。また意匠が連続していたと考えられる乱杭やシガラ意匠の欠損部では、復元的に修理する。割れなどは③に準じる。

⑤景石目地補修

景石と擬岩や三和土護岸との間の目地に三和土製目地がいくつか散見されるが、失われて隙間などがある場合は、目地に合わせて復元的に修理する。下層は除草や突き固めを行い、成形してから三和土漆喰で形成するほか、景石同士の噛み合わせ等を担保する場合は、詰石を行い、それを抱き込む形で目地を形成する。

⑥仕上げ

仕上げ層として、三和土製表層に仕上げ層を塗り、防水性能を高める。遺構に倣い、仕上げ層を左官で施工する。現在10m内外の上塗り層が検出されており、保存しながら施工する。遺構の上塗りの保存処置等は今後の課題とする。

⑦材料成分

現在、三和土の成分分析をしており、粒径や配合比率を踏まえ、現在入手可能で名古屋近辺の材料や地質条件に沿ったもので三和土の施工を目指す。いずれの修理材料も必ず試験施工・耐久試験を行うものとする。

3 池底修復方針

現在棄損部から観察すると、池底厚みは約15cm程度あり、非常に強固な構造である。下層は造成土が確認される。三和土護岸同様に仕上げ層があったと思われる。層状ではなく、一体形成と思われる。毀損は主に近代の改変時に陶管設置による穴がみられるほか、部分的にひびなどがある程度である。そこで、三和土護岸と同様に、次の修復方針を検討する。

①部位

穴の開いている部位および亀裂を対象とする。

亀裂は三和土製護岸と同様とし、漏水防止のため、三和土護岸同様に2-①の修理方法とする。

穴の開いた部位は、全体的に40cm内外の空洞があり、下層に同様の粘土を充填して付き固め、その上に三和土漆喰を充填して修理する。

②成分

三和土については、三和土護岸の修理に準じる。空洞化した下層については、粒径等を合せた粘土等を突き固め、三和土池底の水圧等に耐える下地を形成する。同様の粘土が入り困難な場合はそれらに凝固剤を混ぜたものを使用する場合もある。

③仕上げは三和土護岸の修理に準じる。



①陶管設置跡 毀損部位

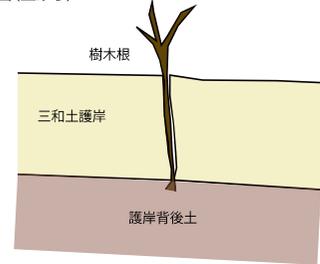
②穴のある部位

③上塗り残存部位

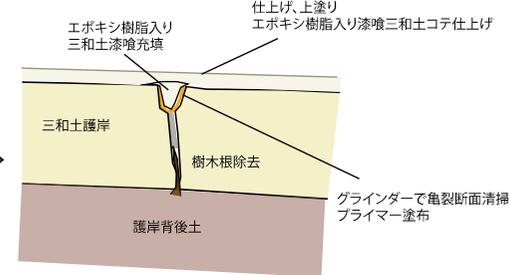
4 修理概念図

三和土 護岸修理概念図 ①割れのみの場合

現況断面(上から)

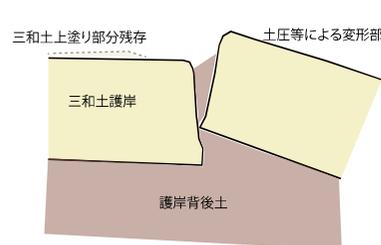


修理断面(上から)

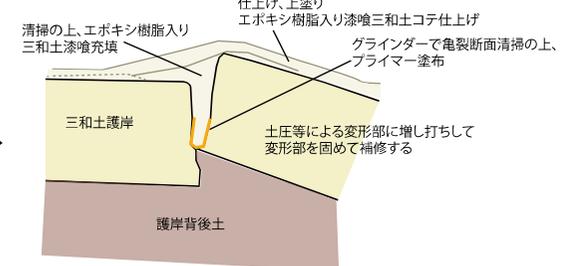


三和土 護岸修理概念図 ②土圧による前傾がある場合

現況断面(上から)



修理断面(上から)



2 発掘調査について

名勝名古屋城二之丸庭園 発掘調査年度区分図



- 平成25年度(2013)第1次
 平成26年度(2014)第2次
 平成27年度(2015)第3次
 平成28年度(2016)第4次
 平成29年度(2017)第5次
 平成30年度(2018)第6次
 令和元年度(2019)第7次
 令和2年度(2020)第8次/予定
 令和3年度(2021)第9次/予定
- 昭和49年度(1974)
 昭和52年度(1977)
- 昭和50年度(1975)
 昭和51年度(1976)

※昭和49年度～52年度の調査位置は簡易図面からの転記であり、実際の調査範囲とずれが生じている可能性がある。

令和3年度二之丸庭園発掘調査

調査地点	調査規模			調査目的	掘削方法	調査手順	留意点
	幅(m)	長さ(m)	面積(m ²)				
余芳東側	15	26	390	余芳東側の近世遺構確認のため。 余芳部分の発掘調査は平成27(2015)年度の第3次調査で行い、余芳の手水を確認している。しかし、余芳東側の近世遺構の残存状況については確認できていない。余芳の移築再建にあたって周辺の復元整備を行うための検討材料とするため、周辺遺構の状況を確認する。	人力掘削を基本とする。ただし表土は機械掘削とする。	表土は小型重機にて掘削を行う。表土より下層は人力にて近世の盛土上面まで掘削し、遺構の検出作業を行う。平面図および土層断面図を作成し、写真撮影を行う。	芝生は調査後に現況復旧を行う。 調査区内北端の樹木3本は、遺構の検出状況によっては伐採する可能性がある。 平成27年度の調査により判明している基本層序を考慮し、遺構面を傷めないように慎重に掘削作業を行う。近世の盛土上面までの検出にとどめ、遺構の掘削はしないものとする。

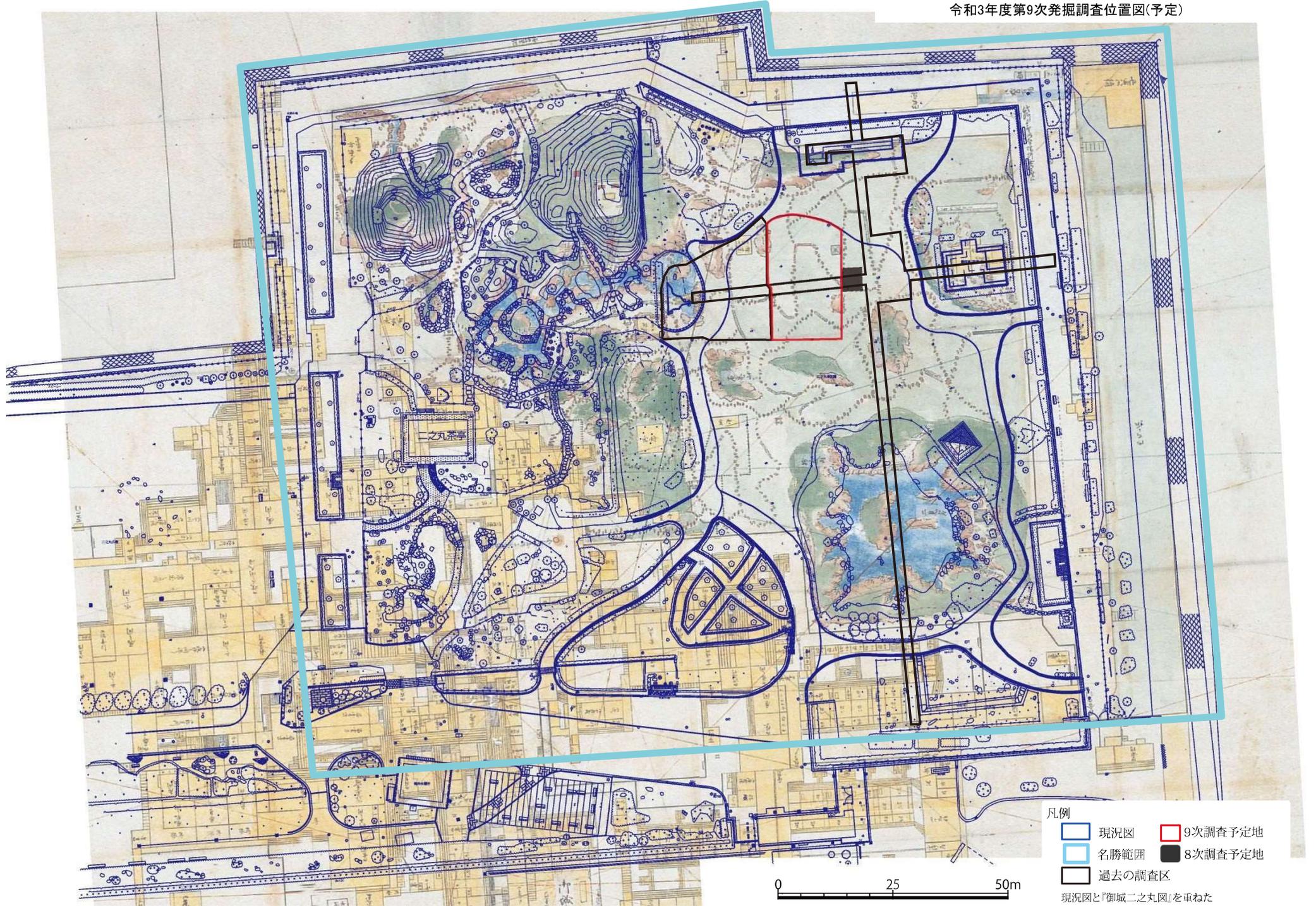
作業は学芸員の立会の下で行う。

現状変更の範囲内を作業スペースとする。掘削に伴う発生土は作業スペース内の調査区脇に仮置きして、シートなどで養生を行う。

調査終了後は遺構面を山砂で保護した後に埋め戻す。

調査する範囲は堆積土の厚みや土の締まり具合によって、作業時の安全確保を優先して縮小することもあり得る。

令和3年度第9次発掘調査位置図(予定)



凡例
[Blue outline] 現況図 [Red outline] 9次調査予定地
[Light blue shading] 名勝範囲 [Black outline] 8次調査予定地
[Black outline] 過去の調査区
現況図と『御城二之丸図』を重ねた